東京都主税局委託調査

# 諸外国の社会保障制度と財源(税・社会保険料等)の在り方に関する調査委託

# 報告書

2025 年 3 月 31 日

三菱UFJリサーチ&コンサルティング
Mitsubishi UFJ Research and Consulting

■はじめにー調査の背景と目的ー

本調査は、東京都税制調査会の検討における基礎資料とするため、諸外国における社会保障制度財源としての税や社会保険料の確保策に関する調査を行った上で、諸外国の事例を参考に、我が国の社会保障財源に適用した場合の各種世帯への影響を試算し、その適用可否について検討したものである。

現在、我が国においては、少子化による中長期的な経済社会の「支え手」の深刻な不足に加え、更なる高齢化が同時に進行することで人材不足も懸念されている。また、これからも続く「超高齢社会」等により、社会保障給付は引き続き増加が見込まれており、財政面から社会保障の持続可能性への対処が必要である。

我が国では、社会保障制度の財源として税財源が投入されており、国債の発行等も含む公費による負担は社会保障財源全体の４割に及んでいることから、社会保障の運営には、社会保険料だけでなく税も重要な役割を果たしている。

また、国の試算によると、2040 年度の社会保障関係費は約 190 兆円に及ぶとの将来見通しがあり、最近では子ども・子育て政策の強化が掲げられるなど、更なる社会保障関係費増が見込まれる。

今後、歳出改革や利用者負担の在り方等あらゆる視点から社会保障制度の持続可能性が検討される必要があり、財源の在り方もその一つである。

そこで、持続可能な社会保障財政に資する、又は全世代の能力に応じた公平な負担を求める観点等から諸外国における社会保障財源（税・社会保険料等に係る制度の目的や課題、効果、変遷等を調査・分析し、我が国における社会保障財源の在り方について示唆を得ることを目的として本調査を実施した。

本調査において実施している諸外国の事例調査やシミュレーション結果が、社会保障財源の確保という我が国における喫緊の課題に対して検討いただく一助になれば幸いである。

令和 7 年 3 月

三菱ＵＦＪリサーチ&コンサルティング株式会社

■調査の方法(諸外国調査)

本調査では、イギリス、ドイツ、フランス、韓国、オランダの 5 か国を調査対象としている。

調査対象国の社会保障制度とその財源については、OECD の Revenue Statistics や Social Expenditure Data 等の統計、各国の社会保障制度を所管する省庁の Web サイトや民間団体等の資料を中心に情報収集を行い、これらの概要を把握した。特に、社会保障制度の持続可能性の確保、世代間の公平な負担、能力に応じた負担等の観点から、制度導入の経緯や近年の課題、改革動向およびその評価について把握した。

併せて、人口動態の変化を踏まえて、持続可能な社会保障制度とするためにどのように改革してきたのかという点や、社会保障制度についての今後の課題、社会保障制度財源としての税と社会保険料の役割分担と考え方等については、調査対象国現地の関係機関等に対して聞き取り調査を行った。

■調査の方法(シミュレーション調査)

日本への示唆を導出する上で、諸外国の社会保障財源に係る調査に加え、本調査では、諸外国における特徴的な社会保障財源確保策を日本でも実施した場合の財源確保の規模や世帯類型ごとの影響をシミュレーションしている。

これは、①社会保障財源の改革案を実施した場合の財源確保の可能性や②世帯毎の負担・給付の変化が明らかにし、日本における社会保障財源確保策を検討する材料としての活用を意図している。

＜目次＞

第Ⅰ章 諸外国における社会保障制度と財源に関する調査 ..... 1
1. イギリス ..... 1
(1) 社会保障制度全般 ..... 3
(2) 年金制度 ..... 5
(3) 医療制度 ..... 10
(4) 介護制度 ..... 13
2. ドイツ ..... 16
(1) 社会保障制度全般 ..... 18
(2) 年金制度 ..... 21
(3) 医療制度 ..... 30
(4) 介護制度 ..... 33
3. フランス ..... 37
(1) 社会保障制度全般 ..... 39
(2) 年金制度 ..... 42
(3) 医療制度 ..... 48
(4) 介護制度 ..... 51
4. 韓国 ..... 54
(1) 社会保障制度全般 ..... 56
(2) 年金制度（国民年金） ..... 59
(3) 年金制度（基礎年金） ..... 67
(4) 医療制度 ..... 70
(5) 介護制度 ..... 78
5. オランダ ..... 82
(1) 社会保障制度全般 ..... 83
(2) 年金制度 ..... 86
(3) 被用者保険 ..... 90
(4) 医療制度 ..... 91
(5) 介護制度 ..... 99
6. 日本 ..... 103
(1) 社会保障制度全般 ..... 105
(2) 年金制度 ..... 109
(3) 医療制度 ..... 112
(4) 介護制度 ..... 115
7. 各国の比較 ..... 118

8. 諸外国の社会保障制度改革と財源確保のための改革 ..... 120
(1) 給付削減(欧州各国) ..... 120
(2) 世代間衡平メカニズム(スペイン) ..... 125
(3) 富裕層向けの追加負担金 ..... 127
(4) ソブリン・ウェルス・ファンドの設置 (オーストラリア・ニュージーランド) ..... 132
(5) 年金の民営化(チリ・メキシコ・ボリビア等) ..... 133

第 II 章 日本の社会保障財源に係る検討 ..... 135
1. 日本における社会保障制度の課題 ..... 135
(1) 高齢化社会の進展による社会保障給付費の増加 ..... 135
(2) 社会保険料＋税負担についての応能負担 ..... 138
(3) 給与等以外の収入や資産を考慮しない社会保険料 ..... 141
(4) 社会保険料の標準報酬月額上限の改定頻度 ..... 144
2. 日本の制度改正の参考となる諸外国の事例を用いたシミュレーション ..... 145
(1) 日本において導入が考えられる事例 ..... 145
(2) 定量的な分析の前提 ..... 145
(3) シミュレーション ..... 152

第 III 章 日本の社会保障財源の改革に参考となる事例 ..... 174
1. 社会保障財源の確保に係る方向性 ..... 174
2. 財源確保の課題 ..... 174
3. 財源確保の方向性 ..... 174
(1) 富裕層向け特別負担金 ..... 178
(2) 社会保障目的の新規財源 ..... 178
(3) 人口動態を踏まえた時限的な社会保険料の負担増 ..... 179
4. 能力に応じた公平な負担の実現に向けた方向性 ..... 181
(1) 所得税と社会保険料負担の課税ベース・賦課ベース統一 ..... 185
(2) 金融所得や資産を考慮した社会保障財源確保 ..... 185
(3) 柔軟な社会保険料ブラケットの改定 ..... 186
(4) 現役世代に限定しない社会保障財源の負担 ..... 186

参考　インタビューの概要 ..... 191

# 第Ⅰ章 諸外国における社会保障制度と財源に関する調査

## 1.　イギリス

**【社会保障制度全般】**

1911 年の国民保険法により社会保障制度が創設された。その後、第二次大戦中に提出された有名な「ベバリッジ報告」により戦後の社会保障制度の青写真が示され、逐次整備が進められたことから、歴史的には社会保障制度の体系的な整備に先駆的に取り組んできた国の一つである。 概括的にいえば、社会保障の枠内でも、①税財源により原則無料でサービスを提供し、公的関与度の高い医療、②社会保険方式に基づき、公的年金の水準は低く、私的年金を活用する年金、③自治体が中心的な役割を果たし、民間サービスの活用も図られている福祉、といった特色がある。

現在、年金、傷病、失業による就労不能等に係る給付（退職年金、雇用・支援手当（Employment and Support Allowance）、遺族関連給付、求職者手当（Jobseeker's Allowance）等）を総合的に行う全住民を対象とした国民保険（National Insurance）に一元化されている。被用者に係る国民保険の保険料は、被用者と事業主とで負担する。

**【年金制度】**

- 公的年金制度である国家年金、低所得の高齢者向けの年金クレジット（Pension Credit）のほか、職域年金（企業年金）などの私的年金により、高齢期の所得の確保が図られる構造となっている。公的年金制度は 2016 年 4 月以降、全就業者等を対象とする一層の国家年金（New State Pension）のみとなった。
- 公的年金の給付水準が相対的に低いこと、公的年金の役割を縮小する政策を先駆的に実施し、私的年金の役割を拡大してきたことが特徴として挙げられる。基準を満たす職域年金には従業員を自動加入させる仕組がある。
- 財源には税負担はなく、被用者・雇用主からの保険料（失業給付等も含む国民保険料）で賄われている。

**【医療制度】**

- 国民保険制度とは別に、税金を財源とする 1948 年に創設された国営の国民保健サービス（NHS）として全住民を対象に原則無料で提供されている（一部、国民保険料からの拠出あり）。
- 救急医療の場合を除き、①あらかじめ登録した一般家庭医（GP : General Practitioner）の登録が義務付けられており、GP による診察を受けた上で、②必要に応じ、一般家庭医の紹介により病院の専門医を受診する仕組みとなっている。

**【介護制度】**

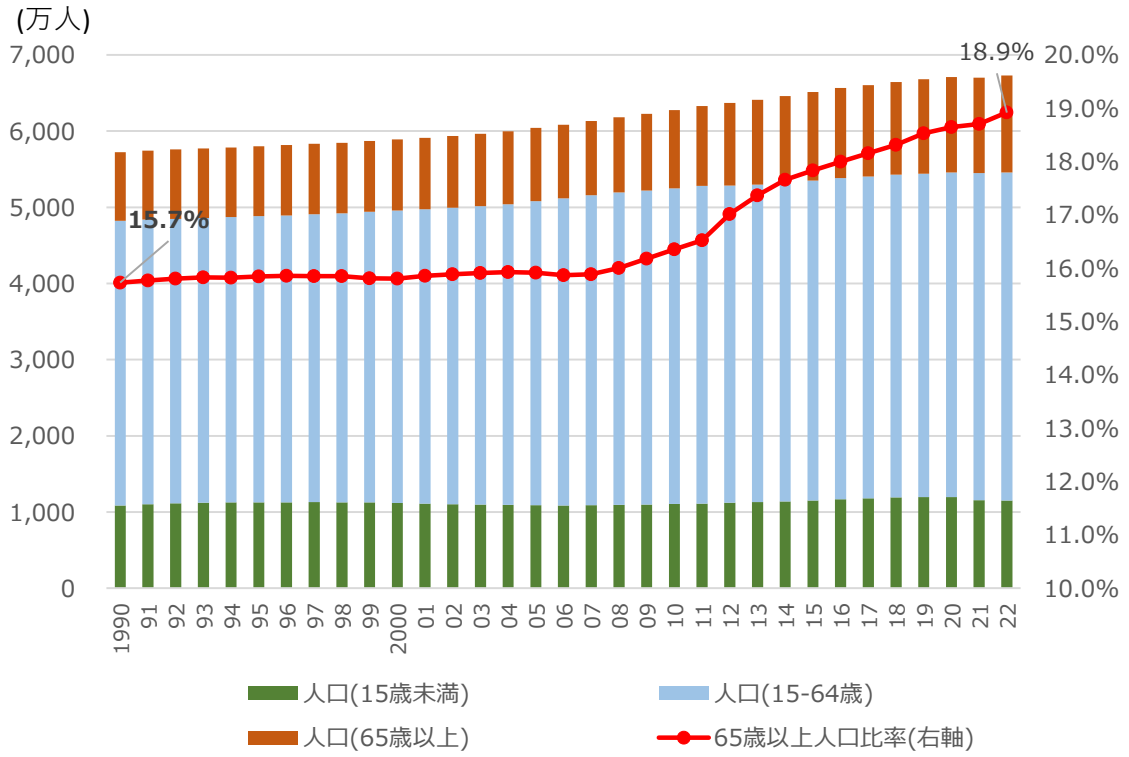
- 英国における介護（Social care）支援は、地方自治体から提供される。2021 年９月に、Boris Johnson 政権が、国民保険料引上げ・生涯介護費用のキャップ制を含む大規模な介護制度改革案を提案し、その動向が注目された。しかし、その後のトラス政権、スナク政権において、経済政策や地方自治体の準備不足等の理由から、国民保険料引上げの撤回、生涯介護費用のキャップ制の導入の延期等が発表され、現スターマー政権でもその実現には至っていない。
- 近年は、自治体直営のサービスが縮小し、競争市場で民間から介護サービス調達を行う形態への移行が進んでいる。

図表 I-1　基本的事項（イギリス）

| | |
|---|---|
| 国名 | グレートブリテンおよび北部アイルランド連合王国 |
| 首都 | ロンドン |
| 人口 | 6,730 万人（2022 年） |
| 年齢別人口構成 | 14 歳以下：17.1%、15-64 歳：64.0%、65 歳以上：18.9% |
| 高齢化率 | 18.92%（2022 年） |
| 出生率 | 1.53 (2021 年) |
| 国民負担率 | 34.4% (うち租税負担率 27.6%、社会保障負担率 6.8%) (2021 年) |

出典：OECD Stat, OECD Revenue Statistics

図表 I-2　人口及び高齢化率の推移（イギリス）




出典：OECD Stat

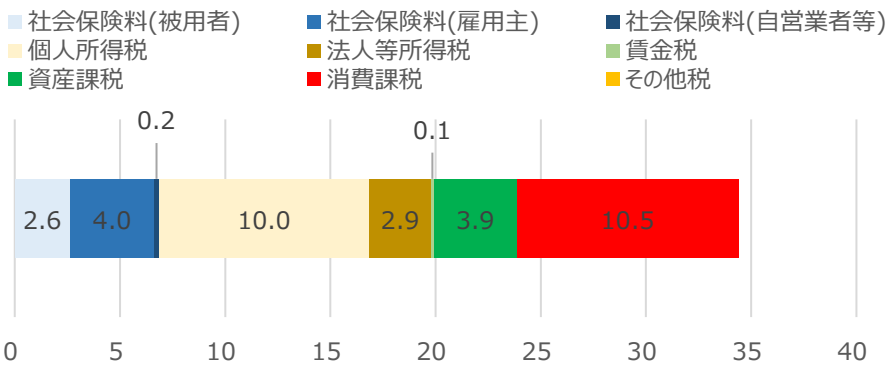
## (1) 社会保障制度全般

イギリスでは、①年金は社会保険方式に基づき、公的年金の水準は低く私的年金を活用しており、②医療は税財源により原則無料でサービスを提供し公的関与度が高く、③福祉は自治体が中心的な役割を果たし、民間サービスの活用も図られている、といった特色がある。

### ① 税・社会保険料対 GDP 比

イギリスの税・社会保険料対 GDP 比(2021 年)は図表 I-3 に示す通りである。社会保険料が 6.8%(うち被用者 2.6%、雇用主 4.0%、自営業者等 0.2%)、税が 27.6%(うち個人所得税 10.0%、法人等所得税 2.9%、資産課税 3.9%、消費課税 10.5%)となっている。

図表 I-3　イギリスにおける税・社会保険料対 GDP 比(2021 年)

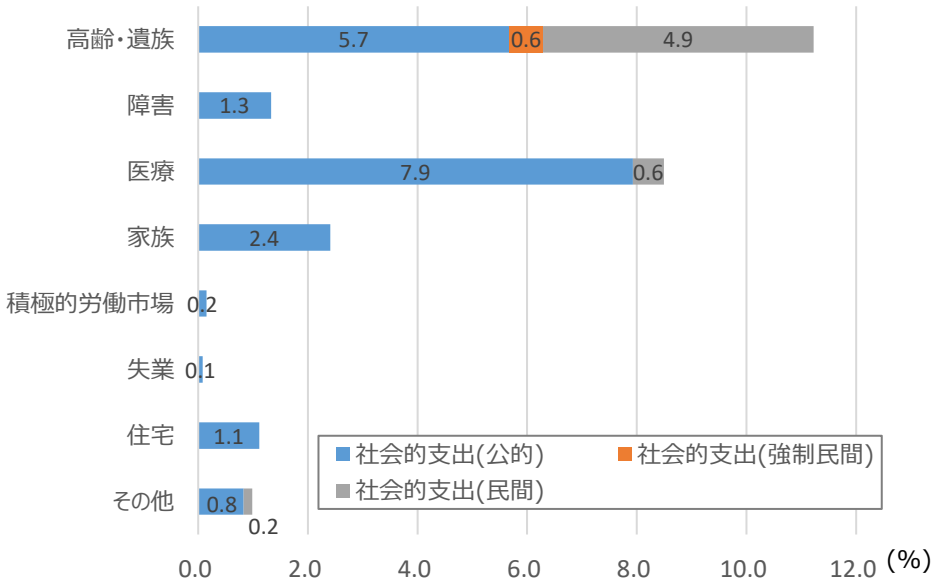



出典：OECD Revenue Statistics

### ② 社会保障制度の全体像

イギリスの社会保障関連支出は図表 I-4 に示すとおりである。社会支出に対する公的支出は GDP 比 19.5%である。うち高齢・遺族 5.7%、障害 1.3%、医療 7.9%、家族 2.4%、職業訓練 0.2%、失業 0.1%、住宅 1.1%、その他 0.8%である。

図表 I-4　イギリスにおける社会保障費対 GDP 比(2019 年度)




出典：OECD Social expenditure aggregates

イギリスにおける主な社会保障制度について図表 I-5 に示す。

**図表 I-5　イギリスにおける主な社会保障制度**

| | 制度 | 財源 |
|---|---|---|
| 年金 | 国家年金(公的年金) | 社会保険料 |
| | 年金クレジット | 税財源 |
| 医療 | 国民保健サービス（NHS） | 税財源 |
| 介護 | 地方自治体の提供する介護支援 | 利用者の利用料<br>税財源(低所得者のみ) |
| 公的扶助 | 所得調査制求職者給付<br>ユニバーサルクレジット | 税財源 |
| 児童政策 | 保育所・早期教育 | 原則自己負担<br>税財源(一部早期教育) |
| | 児童手当 | 税財源 |

出典：以下で紹介する各種資料より MURC 作成

**③ 社会保障制度・財源全般に係る課題**

イギリスでは、特に保健医療と福祉サービスの提供主体が制度的に異なるため、長年、両者間の連携に課題があると指摘されてきた。2021 年 9 月、ジョンソン政権時代に国民保険料引上げ・生涯介護費用のキャップ制を含む介護制度改革案が提案されたが、経済対策を優先したことや、介護人材の育成や能力開発等が間に合っておらず、未実施のままとなっている。

**(2) 年金制度**

**① 制度概要**

公的年金制度である国家年金、低所得の高齢者向けの年金クレジット（Pension Credit）のほか、職域年金（企業年金）などの私的年金により、高齢期の所得の確保が図られる構造となっている。2016 年 4 月 6 日以降に支給開始年齢に到達した者については、国家第 2 年金が廃止され、国家年金(New State Pension)のみの構造となった。

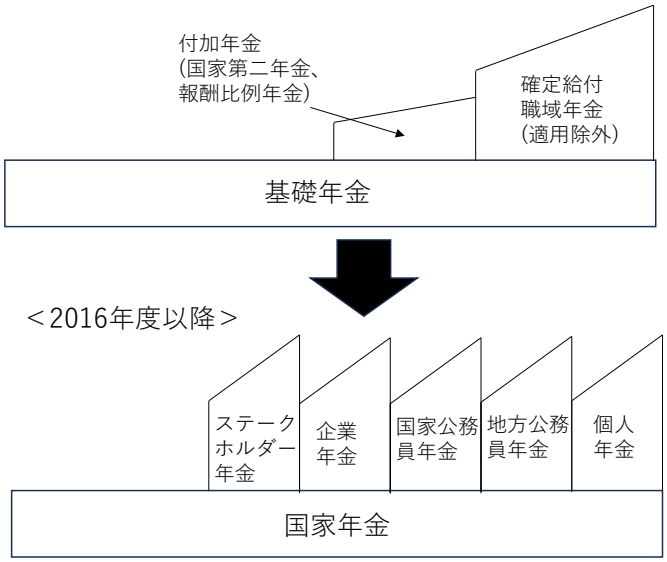
他の先進諸国と比べた場合、英国の年金制度は、公的年金の給付水準が相対的に低いこと、公的年金の役割を縮小する政策を先駆的に実施し、私的年金の役割を拡大してきたことが特徴として挙げられる。

2008 年年金法（The Pension Act 2008）により、事業主は一定の要件を満たす従業員について、政府が定める基準を満たす職域年金に自動加入（automatic enrolment）させなけれ

ばならないこととされている[1]。

なお、公的年金の財源は、国庫負担(税財源)はなく、被用者・雇用者からの保険料で賄われている。

**図表 I-6　イギリスにおける年金体系**




出典：厚生労働省（2023）『海外情勢報告』、厚生労働省（2024）「主要国の年金制度の国際比較」、年金シニアプラン総合研究機構（2022）『年金と経済』Vo.41, No.2 を基に作成

### a) 制度名

国家年金（New State Pension）

### b) 運営主体

雇用年金省（Department for Work and Pensions)及び歳入関税庁（HM Revenue & Customs）

[1] 加入要件は、
・既に適格年金制度に加入していないこと
・22 歳以上
・国家年金支給開始年齢（2024 年の場合、66 歳）前
・税引前所得が年間 10,000 ポンド（または月額 833 ポンド、週額 192 ポンド）以上
・通常、イギリスで就労していること
従業員が週 120 ポンド/月 520 ポンド/4 週間以上で 480 ポンドの収入を得ていない場合、雇用主は従業員を職域年金に加入させる必要は無い。
職域年金への自動加入は、従業規模に応じて 2012 年から段階的に施行され、2018 年 2 月以降はすべての企業で適用されている。

**c) 財政方式**

賦課方式

**d) 被保険者資格**

被保険者は、16 歳以上で年金支給開始年齢前の被用者及び自営業者である。

ただし、一定の報酬以下の者は、加入義務はない。

**e) 受給資格(老齢年金)**

受給資格を得るためには、10 年以上の保険料納付が必要である。

また、支給開始年齢は、66 歳である。なお、男女ともに 2026 年から 2028 年にかけて 67 歳に、2044 年から 2046 年にかけて 68 歳に引上げが予定されている。

**f) 給付水準**

2024-2025 年の国家年金は、本人に 221.20 ポンド／週が給付される（2024 年度の満額。35 年以上拠出の場合）

国家年金への保険料拠出が 10 年から 34 年の場合は、一部減額となる。また、10 年未満の場合は、通常、国家年金の受給資格はない。

なお、国家年金については、3 重の保障（Triple Lock）と呼ばれる仕組みが導入されており、2.5%、物価上昇率、賃金上昇率のいずれか一番高い率で年金額を改定することが保証されている。

**g) 課税**

公的年金所得は、課税対象となる。公的年金所得を含む年間総所得が個人控除額（Personal Allowance）を超える場合は、所得税を納付する必要がある。

なお、2024 年の新しい国家年金の一人当たり・週当たり給付額は満額 221.20 ポンド（年額換算 11,502 ポンド）なので、新しい国家年金を受給し他に課税対象所得がない場合は、非課税となる。

図表 I-7　イギリスにおける所得税率（2024 年）

| 区分 | 課税所得 | 税率 |
|---|---|---|
| 個人控除額 | 12,570 以下 | 0% |
| 基本税率 | 12,570 超～50,270 以下 | 20% |
| 高額税率 | 50,270 超～125,140 以下 | 40% |
| 追加税率 | 125,140 超 | 45% |

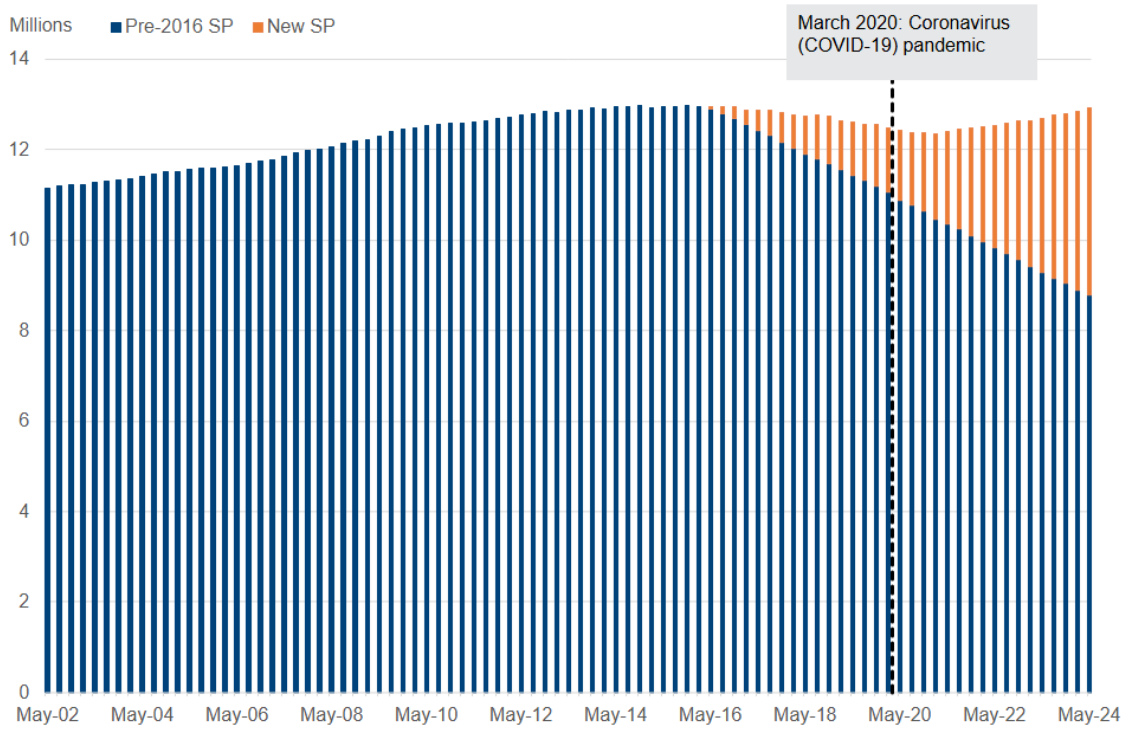
出典）GOV.UK より

### h) 受給者数

2024 年 5 月時点で公的年金の受給者数は約 1,290 万人であり、前年同月より 22 万人増加した。うち、2016 年 4 月 6 日から、国家年金受給年齢に達した人々を対象とした、新しい国家年金（New State Pension）受給者数は約 410 万人で、前年同月から 73 万人増加した。2016 年以前の公的年金受給者数は約 880 万人で、前年同月より 51 万人減少した。

図表 I-8　イギリスにおける公的年金の受給者数の推移

| 年（5月時点） | 2018 | 2019 | 2020 | 2021 | 2022 | 2023 | 2024 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 2016年4月以前の制度に基づく国家年金 | 11,902,643 | 11,432,113 | 10,886,455 | 10,361,653 | 9,830,695 | 9,285,925 | 8,779,658 |
| 2016年4月以降の国家年金（New State Pension） | 845,511 | 1,188,906 | 1,531,697 | 2,047,090 | 2,712,226 | 3,407,631 | 4,134,040 |
| 全体 | 12,748,151 | 12,621,014 | 12,418,151 | 12,408,748 | 12,542,927 | 12,693,552 | 12,913,697 |




注）秘匿方針等により、個々の年金の受給者数と全体合計は一致しない場合がある。
出典）Department for Work and Pension, ”Benefit Statistics”

### i) 支給額

2024 年 5 月の新しい国家年金の平均週支払額は 207.53 ポンド（保護支払いを含む）であった。一方、2016 年以前の制度での平均額支払額は 198.88 ポンドであった。

図表 I-9　イギリスにおける公的年金の受給額の推移（一人当たり・週当たり）

| 年(5月時点) | 2018 | 2019 | 2020 | 2021 | 2022 | 2023 | 2024 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 2016年4月以前の制度に基づく国家年金 | 142.77 | 147.36 | 152.95 | 156.95 | 162.94 | 182.06 | 198.88 |
| 2016年4月以降の国家年金(New State Pension) | 154.92 | 158.42 | 164.04 | 168.29 | 173.63 | 190.9 | 207.53 |
| 全体 | 143.58 | 148.4 | 154.32 | 158.82 | 165.25 | 184.43 | 201.65 |

出典）Department for Work and Pension, ”Benefit Statistics”

**② 財源**

失業給付等も含む国民保険の保険料として徴収されるため、年金固有の保険料ではない。

**a) 社会保険料**

報酬額に応じて、被用者と事業主の双方が負担する。2024 年の場合、

- 被用者：被保険者適用賦課基準額(Primary Threshold: PT、週 242 ポンド)以上報酬上限額(Upper Earnings Limit: UEL、週 967 ポンド)以下の部分に対し、
  - ・2024 年 1 月 5 日までは 12.0%、
  - ・2024 年 1 月 6 日以降 4 月 5 日までは 10%
  - ・2024 年 4 月 6 日以降は 8%

  報酬上限額(UEL)超の部分に対し 2.0%
- 事業主：事業主適用賦課基準額(Secondary Threshold: ST、週 175 ポンド)以上の部分に対し 13.8%

いずれも、被用者の場合には勤労所得のみが対象となる。自営業の場合には事業所得が対象となる。

**b) 税財源**

税財源による負担はない。

**③ 制度の変遷**

早くから高齢化が進んだイギリスでは、公的年金の財政負担を抑制するため、1980 年代から社会保障制度の見直しが進められ、公的年金を私的年金で代替する政策が進められてきた。

年金制度は 2016 年 4 月までは基礎年金（Basic Pension）と付加年金の 2 階建てであった。基礎年金は最低所得額以上のイギリス居住者（被用者、自営業者、任意加入者）が対象であり、付加年金は公務員や被用者の強制加入であった。

年金制度を分かりやすくし、国民が将来受け取る年金額を認識できるようにして、自らが老後に備える意識を高めることを目的として 2016 年 4 月 6 日以降に支給開始年齢に到達した者から、国家年金(New State Pension)のみの構造となっている。

**④ 今後の課題**

2014 年年金法では年金支給開始年齢に関する報告書を定期的に作成することが定められており、2017 年 7 月に政府報告書が公表された。報告書では、

- 支給開始年齢を 67 歳から 68 歳に引き上げる時期について、現行法で予定されている「2044 年～2046 年」から、「2037 年～2039 年」へと 7 年前倒しすること
- 支給開始年齢引上げの見直しに必要な法改正については、最新の生命表を踏まえつつ、十分な予告期間を持って行うこと

が提言として盛り込まれている。前倒しにより合計 740 億ポンドの歳出削減が見込めるとしている。

**(3) 医療制度**

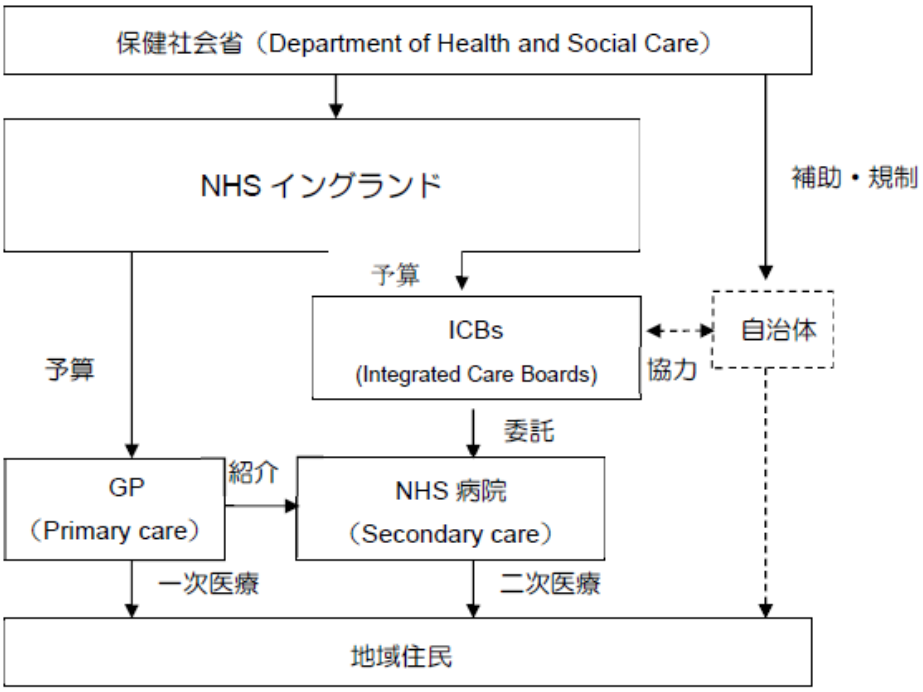
**① 制度概要**

国民保健サービス（National Health Service：NHS）によって、全ての住民に疾病予防やリハビリテーションを含めた包括的な医療サービスが提供されている。国民は、救急医療の場合を除き、①あらかじめ登録した一般家庭医（GP：General Practitioner）の登録が義務付けられており、GP による診察を受けた上で、②必要に応じ、一般家庭医の紹介により病院の専門医を受診する仕組みとなっている。医療施設は、主に GP が開設する GP 診療所（GP Surgery）と NHS 病院から構成される。

なお、民間保険や自費によるプライベート医療も行われている。全額公費負担であるが、財源が十分でないことから、サービス水準は高いとはいえない。

NHS による医療サービスは、国民保険料からの拠出と税財源により利用者負担ゼロで提供されている。(外来処方箋・歯科治療のぞく)

図表 I-10　NHS の体制（イングランドについての主な組織のみ記載）




資料出所：英保健社会省年次報告書（2022-2023）

注：CCG（Clinical Commissioning Groups）は、2022 年 7 月 1 日の ICS の創設以降、閉鎖され、ＮＨＳの予算管理等は、ICB（Integrated care board）により行われている。

出典：厚生労働省『海外情勢報告』

**a) 制度名**

国民保健サービス（National Health Service）

**b) 運営主体**

保健社会省（Department of Health and Social Care）

**c) 対象者**

すべてのイギリス居住者

**d) 給付水準**

現物給付

**② 財源**

原則として税財源による公費負担である。

**a) 社会保険料**

居住者が支払う保険料は、国民保険料（失業給付や年金給付を含む国民保険料）として一本化されており、そこから一部拠出されている

**b) 税財源**

国民保険料からの拠出を除く部分(約 80%)に充てられる。なお、特定の税目が公的医療に用いられている訳ではない。

**c) その他（地域保健サービス）**

GP、病院とともに、NHS は地域保健サービスを提供している。従来は、各地域に設置されていたプライマリー・ケア・トラスト（PCT）が地域保健サービスを提供していたが、2012 年 NHS 改革法（Health and Social Care Act 2012）により、多くの地域保健サービスの提供は、2013 年 4 月から地方自治体に移管され、多くの保健師は PCT から地方自治体に移籍した。

保健師は、疾病予防や健康指導に当たり、地域看護師は、患者の自宅を訪問して包帯の交換、注射、投薬管理を行う。また、GP が予防活動等に積極的に関わることが促進されており、地域保健サービスに従事する保健師等と GP は診療施設を共有したり（ヘルスセンター）、連絡したりしながらサービス提供に当たる場合も多い。

**③ 制度の変遷** [2]

介護の充実等も目的とするものであるが、国民保険料とは別に医療・介護負担金の導入が検討されている。2022 年にいったん国民保険料引き上げの形で医療・介護負担金相当額が課されることとなったが、経済対策の一環として同年国民保険料をもとの水準に戻すこととなった。

**④ 今後の課題**

イギリスでは保健医療と福祉サービスの提供主体が制度的に異なるため、長年、両者間の連携に課題があると指摘されてきた。

ジョンソン政権下で 2021 年 9 月に公表された改革案では、医療・介護サービスの統合が主要な課題の 1 つとして上げられており、新たにイングランド各地域への Integrated care systems（ICSs）の設置を法定化し、統合ケアの提供を推進していくこととされている。

[2] 次項「(4) 介護制度④今後の課題」も併せて参照のこと。

### (4) 介護制度

#### ① 制度概要

保健医療が NHS を通じて提供されるのに対して、介護（Social care）支援は、地方自治体から提供される。

介護施設への入居等を希望する者などは地方自治体のニーズ評価（Needs Assessment）を受け、地方自治体によって支援の必要性が判断される。支援が必要な場合には、利用者の資産調査（Means Test）等が行われ、地方自治体が支援に要する費用を負担する場合もある。

地方自治体が負担する費用の財源については、地方自治体の税財源から賄われる。

イギリスの介護の支援水準が低いことや、公費負担となる資産基準が低いことから、介護制度は充実しているとはいえない。

##### a) 制度名

介護（Social Care）

##### b) 運営主体

地方自治体

##### c) 対象者

すべてのイギリス居住者

##### d) 給付水準

資産評価を行い、一定額(23,250 ポンド)以下の者に対しては地方自治体が公費で支援。

#### ② 財源

##### a) 社会保険料

なし

##### b) 税財源

介護サービスは、税財源により賄われている。地方税、国庫からの交付金、利用者の自己負担額により運営されている。

#### ③ 制度の変遷

従来は、地方自治体が個々の介護サービス申請を個別に審査し、当該サービスが必要と判定された者に公営のサービスを直接提供する仕組みが採用されてきた。しかし、サッチャー政権の民活･市場競争原理に基づく改革により、1993 年以降、地方自治体がケアマネジメン

トを行うことにより申請者個々の福祉ニーズを総合的に評価し、望ましいサービスの質及び量を具体的に決定した上で、これを最も効率的に提供できる供給者を競争で選び、契約によってサービスを提供する方式が採用された。これにより福祉分野にも競争が導入され、地方自治体福祉部局の組織も、ケアマネジメント及びサービス調達の決定を行う部門、直営サービスを提供する部門、不服審査や監査を行う部門の 3 部門に再編され、従来主流であった自治体直営のサービスが縮小し、民間サービスへの移行が進んでいる。

なお、この過程の中で、自治体の緊縮財政下では、質よりも価格を重視した購入を行うことが多く、事業者からの現物給付による「サービス購入型」では利用者による選択が保障されなかった。そのため、ケアサービス利用に対して利用者に現金給付を行う「利用者補助型」へのシステムの転換を図ってきた。しかし、そうなると、今度は再び事業者によるケアサービスの質を保証するために、自治体による管理の強化が求められるようになることが指摘されている[3]。

**④ 今後の課題**

2021 年９月に、ジョンソン政権が、次の内容を含む介護制度改革案を提案したが、いずれも未実施のままである。

- 2022 年４月から 1.25%の医療・介護負担金（Health and Social Care Levy）を導入し、医療・介護制度を強化する[4]。これは、国民保険料をベースにするが、2023 年から法的に分離される。このうち、54 億ポンドの収入は、今後３年間（2022 年から 2025 年）の高齢者介護に使用される。
- 2023 年 10 月から、介護の生涯自己負担額の上限額として、86,000 ポンドを新たに設定する。これは、住んでいる場所、年齢、状態、収入に関係なく適用される。なお、介護の生涯自己負担額の上限のための法的枠組みは、既に 2014 年介護法（The Care Act 2014）によって提供されているが、財源の問題等から関連する条項は施行されておらず、介護の生涯自己負担額の上限額もこれまで設けられていなかった。
- 2023 年 10 月から、地方自治体による財務評価の資産上限（これを超えると地方自治体の支援を受けられなくなる基準）を 23,250 ポンドから 100,000 ポンドに引き上げる。また、資産下限（資産から介護費用を拠出する必要がなくなる基準）は、14,250 ポンドから 20,000 ポンドに引き上げられる。
- 介護従事者のための数十万人規模の研修や資格取得、専門能力開発などに、今後３年間で少なくとも５億ポンドの投資を行う。

[3] 長澤紀美子(2017)「イギリスにおける社会的ケアの市場化」社会政策学会誌『社会政策』第 9 巻第 2 号等による。

[4] 2022 年にいったん国民保険料引き上げの形で医療・介護負担金相当額が課されることとなったが、2022 年 9 月のトラス政権誕生後に経済対策の一環として同年国民保険料をもとの水準に戻り、その後引き上げは凍結されることとなった。

イギリスでは保健医療と福祉サービスの提供主体が制度的に異なるため、長年、両者間の連携に課題があると指摘されてきた。一連の改革案では、医療・介護サービスの統合が主要な課題の１つとして上げられており、新たにイングランド各地域への Integrated care systems（ICSs）の設置を法定化し、統合ケアの提供を推進していくこととされている。ICSs は、NHS・地方自治体・パートナーを集めた ICS 医療・介護パートナーシップ及び ICS・NHS 機関からなり、ICS・NHS 機関は ICS の日々の運営に責任を持ち、ICS 医療・介護パートナーシップは統合を支援するシステムをまとめ、システムの医療、公衆衛生、介護のニーズに対処する計画を策定することとなっている。

## 2.　ドイツ

**【社会保障制度全般】**

ドイツの社会保障制度は、世界で最初に社会保険を制度化したビスマルクの医療保険法（1883 年)、労災保険法（1884 年)、年金保険法（1889 年）に端を発する。現在では、年金保険、医療保険及び介護保険、社会扶助等がある（労働分野には労災保険及び失業保険があり、社会保険制度は 5 制度）

**【年金制度】**

- 報酬比例の一階建てで、社会保険方式を採用している。財政方式は賦課方式である。無業者(学生・主婦等)及び大半の自営業者は適用対象外(一般年金保険に任意加入可)となっている。一部の自営業者及び被用者は年金の対象となっている。
- 大半が社会保険料で賄われている。社会保険料は賃金に社会保険料率を乗じた金額となる。社会保険料率は労使折半となる。また、無拠出給付（職業訓練期間や育児休暇期間において、社会保険料を拠出することなく、老齢年金の支給額に考慮される）の費用を賄うため、特定財源の指定のない税財源、付加価値税及び環境税からの拠出がなされている。

**【医療制度】**

- 連邦保健省が所管しており、疾病金庫(95 金庫)が運営主体となっている。強制適用でない者もいるが、原則として、公的医療保険又は民間医療保険に加入することが義務付けられている。
- 大半は社会保険料で賄われている。社会保険料は賃金に社会保険料率を乗じた金額となる。社会保険料率は労使折半となる。保険給付になじまない給付（被扶養者に対する給付等）に充当するという目的で一定規模の国庫補助（税財源）を実施している。

**【介護制度】**

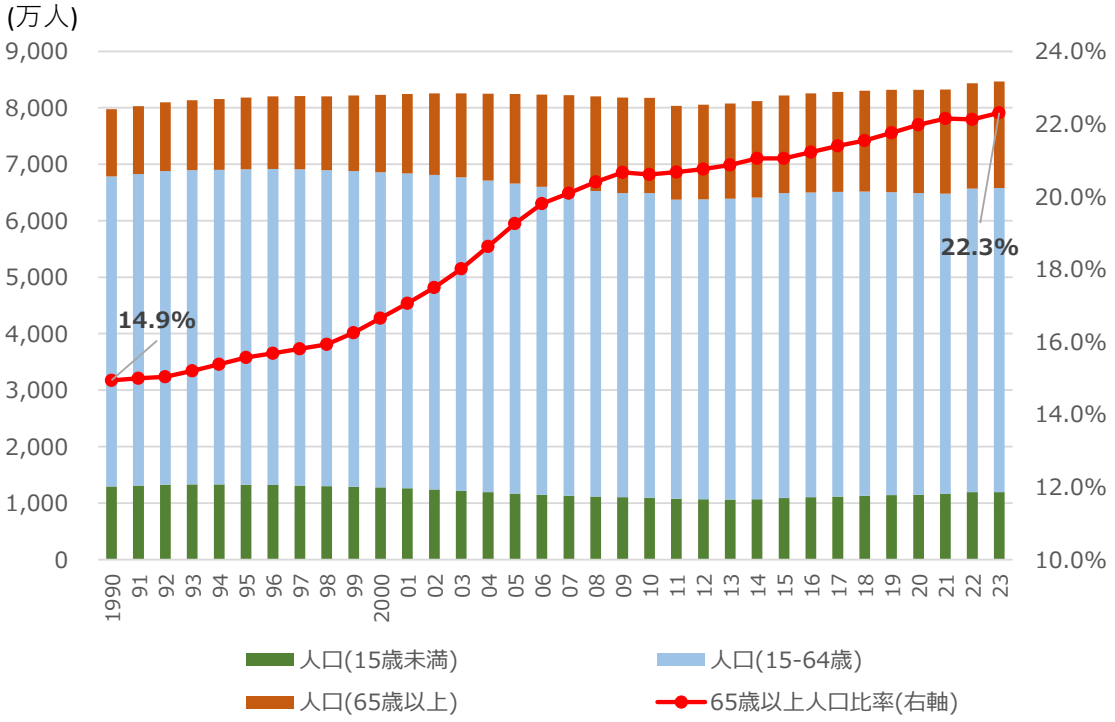
- 連邦保健省が所管しており、介護金庫(95 金庫)が運営主体となっている。介護保険の支給限度額は要介護度によって設けられている。
- 国庫負担（税財源）はなく、社会保険料のみで賄われている。また、子どもの数に応じて被用者の負担割合が異なる。

図表 I-11　基本的事項（ドイツ）

| | |
|---|---|
| 国名 | ドイツ連邦共和国 |
| 首都 | ベルリン |
| 人口 | 8,467 万人(2023 年 12 月) |
| 年齢別人口構成 | 15 歳未満：14.1%、15 歳以上 65 歳未満：63.6%、65 歳以上：22.3% |
| 出生率 | 1.53 (2021 年) |
| 国民負担率(対 GDP 比) | 39.3% (うち租税負担率 24.5%、社会保障負担率 14.8%) (2021 年) |

出典：人口・年齢別人口構成・出生率はドイツ連邦統計局(Statistisches Bundesamt)、国民負担率はOECD'Revenue Statistics"

図表 I-12　人口及び高齢化率の推移（ドイツ）




出典：ドイツ連邦統計局(Statistisches Bundesamt)

## (1) 社会保障制度全般

ドイツの社会保障制度は、世界で最初に社会保険を制度化したビスマルクの医療保険法（1883 年)、労災保険法（1884 年)、年金保険法（1889 年）に端を発する。現在では、年金保険、医療保険及び介護保険、社会扶助等がある（労働分野には労災保険及び失業保険があり、社会保険制度は 5 制度)。

社会保障制度の根幹である社会保険制度の特徴として、

・被用者保険として創設されたこと　・カバーすべきリスクに応じて分立していること

・当事者自治の原則に従って組織された独立した運営主体によって実施されていること

・財政は税ではなく、その大部分が保険料によって賄われていること

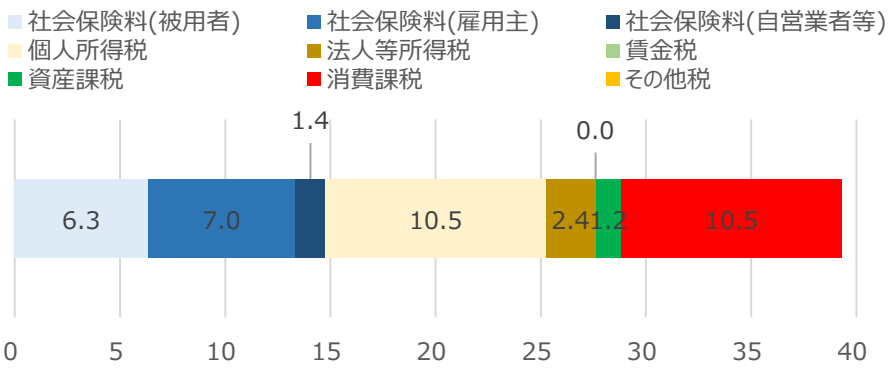
・給付は負担した保険料との対応関係に立っていること

が挙げられる。

### ① 税・社会保険料対 GDP 比

ドイツの税・社会保険料対 GDP 比(2021 年)は図表 I-13 に示す通りである。社会保険料が 14.7%(うち被用者 6.3%、雇用主 7.0%、自営業者等 1.4%)、税が 24.5%(うち個人所得税 10.5%、法人等所得税 2.4%、資産課税 1.2%、消費課税 10.5%)となっている。

図表 I-13　ドイツにおける税・社会保険料対 GDP 比(2021 年)

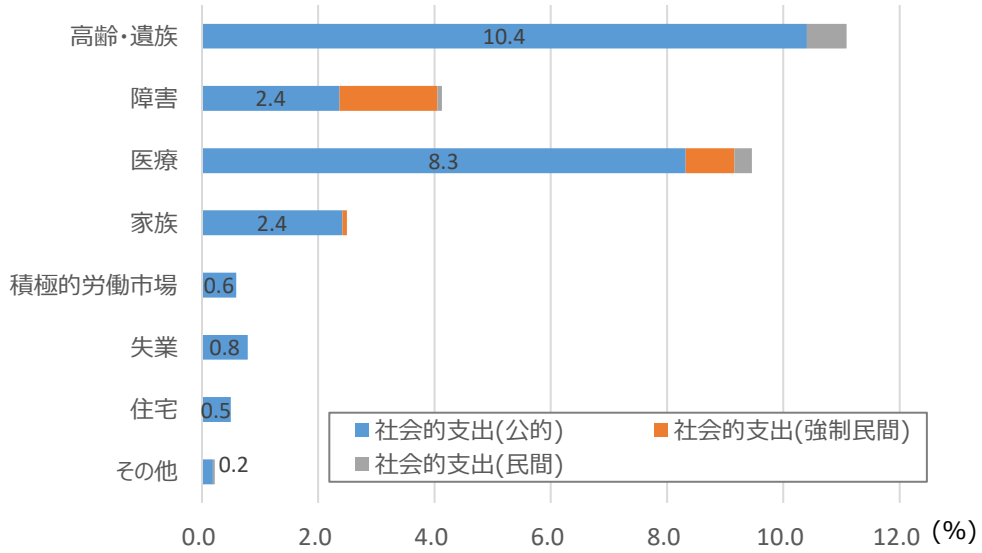



出典：OECD Revenue Statistics

### ② 社会保障制度の全体像

ドイツの社会保障関連支出は図表 I-14 に示すとおりである。

図表 I-14　ドイツにおける社会保障費対 GDP 比(2019 年度)




出典：OECD Social expenditure aggregates

ドイツにおける主な社会保障制度について図表 I-15 に示す。

年金・医療については、労使折半の社会保険料及び税を財源とする社会保険制度が設けられている(一般年金制度・公的医療保険)。介護については、税財源は投入されず、全額が保険料で賄われる介護保険が設けられている。

図表 I-15　ドイツにおける主な社会保障制度

| | 制度 | 財源 |
|---|---|---|
| 年金 | 一般年金制度<br>鉱山労働者年金保険等 | 社会保険料(労使折半)<br>税財源 |
| 医療 | 公的医療保険 | 社会保険料(労使折半)<br>税財源 |
| 介護 | 介護保険 | 社会保険料 |
| 公的扶助 | 生活扶助<br>特別扶助<br>高齢期及び稼得能力減少・喪失時の基礎保障 | 税財源 |
| 児童政策 | 児童手当<br>追加児童手当 | 税財源 |

出典：以下で紹介する各種資料より MURC 作成

**③ 社会保障制度・財源全般に係る課題**

ドイツにおいては、日本と同様に高齢化が進展しており、中長期的に社会保障費の増加が見込まれる。

### (2) 年金制度

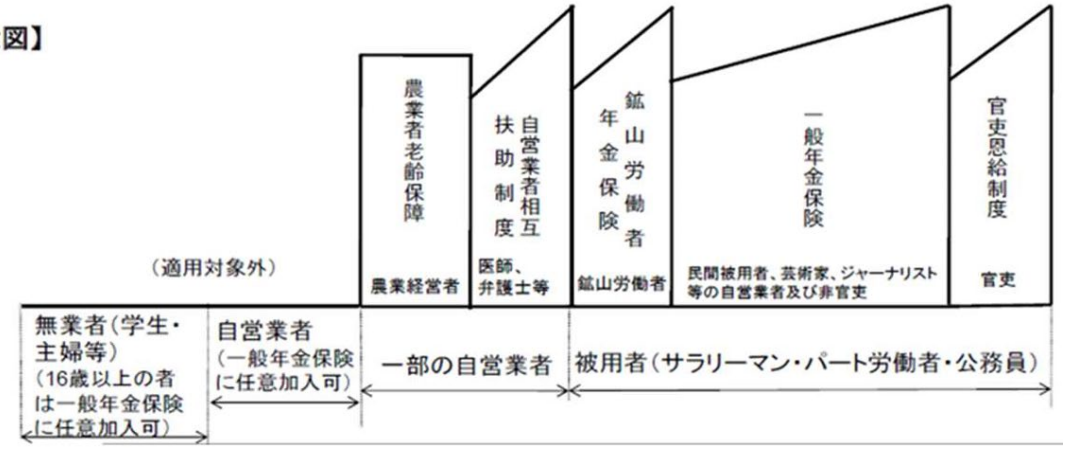
#### ① 制度概要

ドイツの年金制度は、図表 I-16 に示すとおりである。報酬比例の一階建てで、社会保険方式を採用している。財政方式は賦課方式である。無業者(学生・主婦等)及び大半の自営業者は適用対象外(一般年金保険に任意加入可)となっている。

一部の自営業者及び被用者は年金の対象となっている。農業経営者は農業者老齢保障、医師・弁護士等は自営業者相互扶助制度、鉱山労働者は鉱山労働者年金保険、官吏は管理恩給制度、民間被用者等の大半については一般年金保険の対象となっている。

図表 I-16　ドイツの年金制度概要

【概念図】




出典：厚生労働省(2024) 2023 年　海外情勢報告

以下では、民間被用者等の大半が加入する一般年金保険について記載する。

#### a) 制度名

一般年金保険（die allgemeine Rentenversicherung）

#### b) 運営主体

連邦労働・社会省が所管しており、連邦ドイツ年金保険組合(Deutsche rentenversicherung bund：1 か所)、州ドイツ年金保険組合(regionalen Rentenversicherern：14 か所)が運営主体となっている。

#### c) 財政方式

賦課方式

### d) 被保険者資格 [5]

【強制加入者】

- 被用者
- 職業訓練のために雇用される者
- 保護施設にいる障害者、青少年福祉施設・職業センターの利用者
- 外部の職業訓練を受ける者
- 集合会の会員等
- デュアル・スタディ・プログラム [6]の参加者
- 自営業者で以下に該当する者
  - 教師又は教育者で、強制保険の対象となる従業員を常時雇用していない者
  - 介護者で、強制保険の対象となる従業員を常時雇用していない者
  - 助産師、産科看護師
  - 水先案内人
  - 芸術家
  - 家内労働者
  - 船舶の乗組員である沿岸の船長および沿岸漁業者、または船舶を持たずに沿岸漁業者として漁業を行い、強制保険の対象となる従業員を常時 4 人以上雇用していない沿岸漁業者、
  - 職人登録簿に登録され、職人登録簿に登録するための個人要件を満たす職人、
  - 自営業者であって、その活動に関連して強制保険に加入する従業員を常時雇用しておらず、恒常的かつ基本的に 1 人の顧客のためだけに働いている場合

【強制加入が免除される者】

- 自営業に従事し、自らの職業年金制度に強制加入している者（医師、薬剤師、建築家、弁護士など）
- 公務員法または教会法に基づいて年金および報酬を受ける権利を有し、疾病の場合にも継続的に支給され、公務員に準ずる手当が支給される非公立学校の教員および教育者
- 外国に居住または通常居住するドイツ船舶のドイツ人以外の乗組員
- 18 年以上強制保険料を納付している工芸品製造業

その他の自営業者、官吏恩給制度に該当する公務員、医師・薬剤師、裁判官など他制度に

---

[5] 連邦労働社会省 HP(https://www.bmas.de/DE/Soziales/Rente-und-Altersvorsorge/Gesetzliche-Rentenversicherung/Wer-ist-versichert/wer-ist-versichert.html) 及び社会保障法典 6 篇 (https://www.gesetze-im-internet.de/sgb_6/BJNR122610989.html#BJNR122610989BJNG000201308)

[6] 企業の実習が組み込まれた大学のプログラム

よって老齢時所得が保障されている者、ミニジョブのうち年間の労働日数が 3 か月以下又は合計で 70 労働日以下の者は加入義務免除。

注1）　加入義務免除の対象者であっても、16 歳以上であれば通常の支給開始年齢まで任意加入が可能（海外在住ドイツ人を含む）

注2）　農業従事者については「農業・林業及び造園社会保険」の枠組みの中で、年金・医療・介護について別途提供される。

注3）　被用者の賃金が月 538 ユーロ以下の場合（ミニジョブ）、申請により加入義務の免除を受けることが可能。

**e) 受給要件(老齢年金)**[7]

支給開始年齢は 2012 年から 2031 年にかけて、従来の 65 歳から 67 歳に段階的に引き上げを行っている。

1958 年生まれの場合、66 歳 0 か月に到達する 2024 年より支給開始。1964 年以降に生まれた者は 67 歳より支給される。

最低加入期間は 5 年となっている。

**f) 給付水準**

年金支給額は図表 I-17 に示すとおりである。

現役期間中の報酬額を累計した個人報酬点数、早期退職等を考慮したアクセス係数、年金の保障目的に応じて年金種類別に定められた係数である年金種別計数、全被保険者の平均報酬額に相当する保険料を 1 年間拠出したときに受給できる老齢年金月額額に相当する年金現在価値を乗じた金額が支給される。

**図表 I-17　毎月の年金支給額の計算方法**

年金支給額＝個人報酬点数(Entgeltpunkte)
× アクセス係数(Zugangsfaktor)
× 年金種別計数(Rentenartfaktor)
× 年金現在価値(Aktueller Rentenwert)

- 個人報酬点数：個人の報酬を全被保険者の平均報酬に対する比として各年毎に算定した値を全被保険者期間を通じて合算した点数。対象年において、その年の平均年収と同額の年収を得た場合には 1 年で 1 ポイントが付与される。なお、育児・介護

[7] 連邦労働社会省 HP(https://www.bmas.de/DE/Soziales/Rente-und-Altersvorsorge/Leistungen-Gesetzliche-Rentenversicherung/Altersrenten/altersrenten.html)

期間中は、平均年収と同額の収入があったものとして計算される。

- アクセス係数：早期退職等の控除項目、年金支給年齢の先送り等の加算項目を考慮して算定される。加算も控除もない場合には 1 ポイントとなる。
- 年金種別係数：年金の保障目的に応じて年金種類別に定められた係数である。老齢年金の場合は 1.0 となっている。
- 年金現在価値：全被保険者の平均報酬額に相当する保険料を 1 年間拠出したときに受給できる老齢年金月額額に相当する額である。2024 年は旧西ドイツ・旧東ドイツとも 39.32 ユーロである [8]。

例えば、就労期間が 40 年間で、毎年平均年収と同額の年収を得ており、特段加算項目も控除項目もない者に対して支給される老齢年金の金額は、

1.0×40(個人報酬点数)　×　1.0(アクセス係数)　×　1.0(年金種別係数)　×39.32(年金現在価値)＝1,572.80 ユーロ(月額)となる。

出典：ドイツ年金保険組合 HP　https://www.deutsche-rentenversicherung.de/DRV/DE/Rente/Allgemeine-Informationen/Wie-wird-meine-Rente-berechnet/wie-wird-meine-rente-berechnet_node.html

年金給付額は被保険者期間における各被保険者の報酬点数等に基づいて算定され、全被保険者の可処分所得の伸び率等に応じて毎年 7 月に改定される。

年金給付額の改定においては、私的年金である「リースター年金」の導入によって公的年金給付が代替されることを考慮した一定率（リースター階段）、現役世代が支払う保険料率の増減率、現役世代に対する年金受給者の比率が考慮される。つまり、現役世代の保険料負担が増大する場合や、現役世代に対する年金受給者の比率が増大する場合には、年金額の改定は抑制されることになる。また、計算の結果、年金現在価値（単価）が下落することになる場合には、保護条項が適用され、単価は据え置かれることになる。単価は 2012 年以降、好調なドイツ経済による賃金の上昇と顕著な雇用の伸びなどに伴い上昇傾向で推移し、2023 年には、旧東独地域と旧西独地域の水準が同額となった。

保険料控除後・税控除前の平均労働報酬に対する標準年金の比率は 48.14%（2022 年）であるが、少子高齢化の進展により水準の低下が見込まれているため、「公的年金保険持続法」により、2020 年までは 46%を、2030 年までは 43%を下回らないこととされていた。2018 年 11 月に成立した「公的年金保険給付改善及び安定化法」により、新たに、2025 年までこの水準について 48%を維持することとされた。また、2021 年に成立した新政権の連

[8] 従前は旧西ドイツ・旧東ドイツが異なる金額となっていた。しかし、2023 年 7 月に旧西独地域で 4.39%、旧東独地域で 5.86%の引上げを行ったことにより、予定を 1 年前倒して旧西独地域と旧東独地域の水準が同等となった。

立協定においても、恒久的に 48%を下回らないように維持する旨が記載されている。

年金給付に対する課税については、1982 年の連邦憲法裁判所の判決に則り、老齢年金給付の支給時に初めて課税の対象となる（就労時は、年金保険料は課税対象所得から除外）課税の繰延べへ段階的に移行するものとされている。

### g) 課税

拠出段階においては、保険料の本人負担分は事業所得者、給与所得者ともに全額控除対象となっている。2005 年は控除率は 60%であったが、毎年 2%ずつ控除率が引き上げられ、2022 年には拠出額の 94%が控除されることとなった。2023 年から全額が控除対象となっている。拠出金には控除上限が設けられており、2023 年は単体納税の場合には 26,528 ユーロ、夫婦合算納税の場合には 53,056 ユーロが上限となっている[9]。また、保険料の事業主負担分は損金算入される。

給付段階においては、受給が開始された年に応じて、給付額の一定部分が課税対象となる。2005 年以前に受給開始した受給者は、受給額の 50%が連邦所得税の課税所得として認識される。それ以降に受給開始した受給者は徐々に課税所得として認識される割合が高くなり、2020 年開始の場合は 80%、2021 年は 81%、2022 年は 82%となっている[10]。

### h) 受給者数

老齢年金[11]

旧西ドイツ・男性：663 万人

旧西ドイツ・女性：829 万人

旧東ドイツ・男性：157 万人

旧東ドイツ・女性：208 万人

### i) 支給総額

総支出 3,078 億ユーロ（2022 年）[12]

[9] ドイツ年金保険組合(2023)" Versicherte und Rentner: Informationen zum Steuerrecht"
[10] ドイツ年金保険組合 HP https://www.deutsche-rentenversicherung.de/DRV/DE/Rente/Allgemeine-Informationen/Besteuerung-der-Rente/besteuerung-der-rente_node.html
[11] ドイツ年金保険組合(2024)" Aktuelle Daten 2024"
[12] ドイツ年金保険組合(2024)" Aktuelle Daten 2024"

### ② 財源

法定年金の財源は図表 I-18 に示すとおりである。一般年金保険の財源の殆どは社会保険料収入で賄われており、残りの大半が一般政府から拠出されている。

**図表 I-18　法定年金の財源(2022 年)**

| | 一般年金保険 | その他年金保険 |
|---|---|---|
| 社会保険料収入 | 2,751 億ユーロ | 5 億ユーロ |
| 一般政府拠出(税財源) | 810 億ユーロ | 52 億ユーロ |
| 一般年金保険からの移転 [13] | ― | 82 億ユーロ |
| その他 | 13 億ユーロ | 28 億ユーロ |
| 合計 | 3,574 億ユーロ | 167 億ユーロ |

注：一般年金保険だけでなく、法定年金の全年金を含み、かつ老齢年金だけでなく障害年金等も含む。
出典：連邦労働・社会省(2023)　“Rentenversicherungsbericht 2023”

#### a) 社会保険料 [14]

社会保険料は原則として賃金に社会保険料率を乗じた金額となる。社会保険料率は労使折半となる。なお、一定の収入以下の者は社会保険料率合計は変わらないが、労使の負担割合が異なり、使用者の負担割合が高くなる。

また、社会保険料の賦課ベースとなる収入には上限が設けられており、旧西ドイツでは月額 7,550 ユーロ、旧東ドイツでは月額 7,450 ユーロが上限となっている [15]。

社会保険料率(年金保険)：18.6%
社会保険料率(健康保険)：14.6%
社会保険料率(失業保険)：2.6%
社会保険料率(介護保険)：3.4%(子どものいない者は 4.0%)

被用者の賃金が月 538 ユーロの場合には被用者は 3.6%、使用者は 15%
月 538 ユーロ超 2,000 ユーロ以下の場合には賃金に応じて労使負担が異なる [16]

なお、社会保険料の上限は旧西ドイツでは月額 1,404.3 ユーロ(報酬が月額 7,550 ユーロ又は年間 90,600 ユーロにて上限)、旧東ドイツでは月額 1,385.7 ユーロ(報酬が月額 7,450 ユー

[13] SGBVI　第 223 条(6)に基づき、一般年金は鉱山労働者年金保険に対して移行調整金を支払っている
[14] いずれも 2024 年 7 月時点の情報に基づく(ドイツ年金保険組合 HP https://www.deutsche-rentenversicherung.de/DRV/DE/Experten/Zahlen-und-Fakten/Werte-der-Rentenversicherung/werte-der-rentenversicherung_node.html 及びドイツ年金保険組合(2024)” Aktuelle Daten 2024”参照)
[15] 2024 年 1 月 1 日以降の水準。2023 年においては旧西ドイツが 7,300 ユーロ、旧東ドイツが 7,100 ユーロである。
[16] ドイツ年金保険組合(2024) “Minijob – Midijob:Bausteine für die Rente→”

ロ又は年間 89,400 ユーロにて上限)となっている。

社会保険料は、給与所得者については使用者が源泉徴収を行う。

### b) 税財源

2022 年、拠出金については、一般的な税財源(特定の財源の指定なし)から 519 億ユーロ、消費税及び環境税から 291 億ユーロが拠出されている [17]。税財源からの拠出については、SGBVI第 213 条に規定されている [18]。税財源として消費税及び環境税が採用された理由として、税の性質等によるものではなく、政治情勢による判断であるとのことである。また、目的税として設定されている訳ではない [19]。

税財源が拠出される理由としては、無拠出給付（職業訓練期間や育児休暇期間において、社会保険料を拠出することなく、老齢年金の支給額に考慮される）の費用を賄うためであるとの説明が公式見解である [20]。ただし、税財源が充てられる先は、必ずしも無拠出給付に限られることはなく、年金財源全体の安定化にも用いられる [21]。

### c) その他

賦課方式であるため基金運用はない。なお、準備金として持続性積立金制度があり、準備金が月額年金給付額の 1.5 倍超となれば保険料率引下げ、0.2 倍未満となれば保険料率引上げが義務付けられている。

17 連邦社会保険庁(2024)" Bundeszuschüsse (01.08.2024)"
18 SGBVI第 213 条(https://www.gesetze-im-internet.de/sgb_6/__213.html)
19 現地関係者へのヒアリング結果による。
20 ドイツ年金保険組合(2024)" Bundesmittel und Bundeszuschüsse: Staat erstattet Kosten für nicht beitragsgedeckte Leistungen"
21 現地関係者のヒアリング結果による

### ③ 制度の変遷

#### a) 沿革

ドイツの年金制度は、1891 年の労働者年金保険制度発足に始まる。

**図表 I-19 ドイツの一般年金制度の変遷**

| | |
|---|---|
| 1891 年 | 労働者年金保険制度発足 |
| 1913 年 | 職員年金保険制度発足 |
| 1957 年 | 1957 年 年金改革 （年金額の賃金スライド制導入等） |
| 1972 年 | 1972 年 年金改革 （自営業者及び専業主婦等に対する任意加入制度の導入等） |
| 1992 年 | 1992 年 年金改革 （支給開始年齢の段階的引上げ等） |
| 1996 年 | 1996 年 年金改革 （支給開始年齢引上げの前倒し） |
| 2001 年 | 2001 年 年金改革 （保険料率の将来的な上限設定と給付水準の引下げ等） |
| 2004 年 | 2004 年 年金改革 （年金給付額の算定に用いる「持続性ファクター」（年金受給者と保険料納付者との関係を年金額に反映させる持続可能性要素）の導入等） |
| 2005 年 | 一般年金制度発足（職員年金保険と労働者年金保険が統合） |
| 2007 年 | 年金保険支給開始年齢調整法制定（65 歳の年金支給開始年齢を段階的に 67 歳に引上げ） |

出典：厚生労働省「ドイツの年金制度概要」

#### b) 近年の制度改正

近年の制度改正としては、年金受給者と保険料納付者との関係を年金額に反映させる持続可能性要素が導入されるとととともに、拠出時課税から給付時課税への段階的変更が規定されていた「公的年金保険持続法」(2004 年成立)、保険料率の上限が規定された「公的年金保険給付改善及び安定化法」(2018 年成立)が挙げられる。

●公的年金保険持続法(2004 年成立)

年金受給者と保険料納付者との関係を年金額に反映させる持続可能性要素が導入される一方で，給付水準（保険料控除後・税控除前の平均労働報酬に対する標準年金の比率）について，2020 年までは 46%を，2030 年までは 43%を下回らないとする給付水準確保条項が設けられた。また，課税方式の段階的変更（拠出時課税から給付時課税）が行われた。さらに，労働者年金保険と職員保険の保険者組織が統合され，2005 年 1 月から被用者全般を対象とする「一般年金保険」が成立した。

従来、保険料率の水準については、2004 年 3 月に成立した「公的年金保険持続法」により、2020 年までは 20%を、2030 年までは 22%を上回らないようにするとされていた。

2018 年 11 月に成立した「公的年金保険給付改善及び安定化法」(RV-Leistungsverbesserungs- und -Stabilisierungsgesetz)により、保険料率は 2025 年まで 20%を超えないことが規定された。国庫補助については、1992 年の年金改革により、保険料引上げ率等に応じて自動的に改定される。

2022 年 7 月:キャッチアップ係数が復活し、2021 年のマイナスインデクセーションの不足分を補うため、通常のインデクセーションによる年金の増加分が減額された(年金保証)。旧西ドイツ地域では 5.35%、旧東ドイツ地域では 6.12%の年金増額となった。2023 年 7 月:旧西ドイツ地域では 4.39%、旧東ドイツ地域では 5.86%の年金増額となった。

2023 年 1 月:早期老齢年金受給者の収入上限が廃止された。障害年金受給者の収入上限は、部分障害年金の場合は年間 6,300 ユーロから 35,650 ユーロに、完全障害年金の場合は 17,820 ユーロに引き上げられた。2022 年 6 月:2024 年 7 月より、2001 年から 2014 年 6 月までに請求された障害年金は 7.5%、2014 年 7 月から 2018 年までは 4.5%増額される。2019 年以降、新規の障害年金は定年まで働いたものとして計算されるが、支給中の給付はまだ調整されていない。

**④ 今後の課題**

日本と同様に高齢化が進んでおり、給付と負担のバランスが課題である。ドイツにおいては、社会保障の安定化に向けて、労働力確保、労働力の質の向上などの労働市場政策が重視されている。少子化によりドイツ人の労働力に限界が生じている中、移民、特に専門職の移民の受け入れや、高齢者の継続雇用などが重視されている。

また、図表 I-16 に示す通り、公的年金制度の適用対象外（任意加入）となっている自営業者に対する社会保障負担も議論されている。公的年金にも私的年金にも加入しない自営業者は、高齢期において税財源によって賄われる社会扶助によって支援しなくてはならない者が多く出る可能性がある。自営業者の年金加入促進に向けた議論がなされている。

### (3) 医療制度

#### ① 制度概要

連邦保健省が所管しており、疾病金庫(95 金庫)が運営主体となっている。強制適用でない者もいるが、原則として、公的医療保険又は民間医療保険に加入することが義務付けられている。財源の大半は社会保険料で賄われている。

#### a) 制度名

公的医療保険(die gesetzliche Krankenversicherung)

#### b) 運営主体

連邦保健省が所管しており、疾病金庫(Krankenkasse : 95 金庫)が運営主体となっている。

#### c) 被保険者資格

賃金がミニジョブの月収上限を上回りかつ一定所得を超えない被用者（2024 年の上限：年間 69,300 ユーロ）、自営農林業者等。一定所得以上の被用者、自営業者、公務員等は強制適用ではないため、実際に公的医療保険でカバーされている者は 7,447 万人である（2023 年末時点）。

原則として、公的医療保険又は民間医療保険に加入することが義務付けられている。

#### d) 給付水準

**ｱ.　給付対象**

保険事故（傷病、出産等）が生じた場合の給付対象は、被保険者本人とその配偶者及び子女。配偶者と子女については、医療保険未加入で収入が一定以下であれば、保険料の追加負担なしに公的医療保険に加入できる（子女は原則 18 歳までだが、就業能力の有無等により年齢制限が異なる）。

**ｲ.　給付の種類**

医療給付、予防給付、医学的リハビリテーション給付、在宅看護給付等があり、現物給付が原則。他に現金給付として傷病手当金がある。

**ｳ.　本人負担割合等**

外来については 2013 年より自己負担が撤廃され、入院については 1 日につき 10 ユーロ（ただし年間 28 日分が限度）、薬剤費については製品価格の 10%（下限 5 ユーロ、上限 10 ユーロ）である。

**e) 課税**

健康保険の保険料は全額が控除対象となる

**f) 加入者数**

7,447 万人(2023 年)

※5,856 万人の加入者及び 1,590 万人の無拠出被保険者（家族等）

**g) 支出総額**

2,552 億ユーロ（医療費における 2021 年の公的医療保険の支出額）

**② 財源**

**a) 社会保険料**

一般保険料率は 14.6%（労使折半）。

追加保険料率（労使折半）は 1.7%（2024 年推計平均）。

徴収された保険料は医療基金（Gesundheitsfonds）に集められ、交付金として各疾病金庫に配分されるが、医療基金からの交付金によって支出を賄いきれない疾病金庫は、独自に追加保険料を徴収する。この追加保険料は、従来被保険者の単独負担であったが、2019 年 1 月以降こちらも労使折半となった。

なお、傷病手当金の請求権のない者や市民手当の受給者については、一般保険料が 14.0%に減免される。

※交付金の分配は、単純に加入者数の人頭割りで行うのではなく、加入者の年齢・性別の構成割合や慢性疾患への罹患状況が考慮されたリスク構造調整により行われる。

社会保険料は、給与所得者については使用者が源泉徴収を行う。

**b) 税財源**

保険給付になじまない給付（被扶養者に対する給付等）に充当するという目的で一定規模の国庫補助を実施（2023 年の連邦補助金は 165 億ユーロ）。新型コロナウイルス感染症拡大期には支出を拡大し、保険料収入の減少を補塡する役割を担った。

**c) その他**

**③ 制度の変遷**

2007 年 2 月に成立した「公的医療保険競争強化法」により、2009 年 1 月以降、公的医療保険に加入していない者については、原則として、公的医療保険又は民間医療保険に加入

することとされた（一般的加入義務）。

保険料率はかつては疾病金庫ごとに定められていたが、2009 年 1 月より公的医療保険の財政が医療基金（Gesundheitsfonds）の創設によって統一されたことに伴い、保険料率も統一された。

更に、2014 年 6 月に成立した「公的医療保険の財政構造及び質の発展に関する法律」によって、保険料率の見直しが行われ、公的医療保険の一般保険料率を 15.5%から 14.6%に引き下げ、7.3%ずつを労使折半で負担することとし、従来、労働者のみが負担していた 0.9%の特別保険料が撤廃された。その上で、各疾病金庫の自立性を強化する観点から、報酬比例の疾病金庫独自の追加保険料を徴収することが可能とされた。

また 2019 年 1 月に施行された「公的医療保険の被保険者負担軽減法」により、従来被保険者のみが支払っていた追加保険料についても労使折半することとなった。

### (4) 介護制度

#### ① 制度概要

連邦保健省が所管しており、介護金庫(95 金庫)が運営主体となっている。介護保険の支給限度額は要介護度によって設けられている。国庫負担（税財源）はなく、社会保険料のみで賄われている。また、子どもの数に応じて被用者の負担割合が異なる。

#### a) 制度名

介護保険制度（Pflegeversicherung）

#### b) 運営主体

連邦保健省が所管しており、介護金庫(Pflegekasse：95 金庫)が運営主体となっている。

#### c) 被保険者資格

公的医療制度と同じ範囲である。日本のような年齢制限はない。

#### d) 給付水準

①介護現物給付、②介護手当（現金給付）、③組合せ給付（介護現物給付と介護手当を組み合わせた給付。支給限度額は、給付割合に応じて按分される。）、④代替介護（介護者が休暇や病気で一時的に介護困難である場合に、代わりの介護者を雇うための費用を給付。年間 6 週間まで、1,612 ユーロ以内）、⑤部分施設介護（日中又は夜間に、介護施設において一時的に要介護者を預かる給付（デイケア・ナイトケア））、⑥ショートステイ（短期入所生活介護。年間 8 週間まで、1,774 ユーロ以内）、⑦介護補助具の支給・貸与（技術的介護補助具と消耗品に分類される。技術的介護補助具は通例貸与の形態で支給され、自己負担は当該費用の 10%（一補助具当たり上限 25 ユーロ）、消耗品は月額 40 ユーロまで償還される。）、⑧住宅改造補助（1 件当たり 4,000 ユーロ以内）、⑨完全施設介護等がある。

完全施設介護については、在宅介護や部分施設介護による在宅生活が困難な要介護者について実施される（社会法典の規定に基づき要介護度 2～5 の要介護者が完全施設介護を受けられる権利があるとされているが、要介護度 1 の要介護者の利用は妨げられていない。）。なお、ホテルコスト、食費等は自己負担である。

**図表 I-20 介護保険の支給限度額**

| 要介護度 | 介護手当 | 介護現物給付／部分施設介護 | 完全施設介護 |
|---|---|---|---|
| 要介護度 1 | ― | 月額 125 ユーロ | 月額 125 ユーロ |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 要介護度２ | 月額 332 ユーロ | 月額 761 ユーロ | 月額 770 ユーロ |
| 要介護度３ | 月額 573 ユーロ | 月額 1,432 ユーロ | 月額 1,262 ユーロ |
| 要介護度４ | 月額 765 ユーロ | 月額 1,778 ユーロ | 月額 1,775 ユーロ |
| 要介護度５ | 月額 947 ユーロ | 月額 2,200 ユーロ | 月額 2,005 ユーロ |

**e) 課税**

介護保険の保険料は全額が控除対象となる

**f) 利用者数**

利用者数については、図表 I-21 に示すとおりである。在宅サービス利用者が 404.4 万人、施設サービス利用者が 69.1 万人となっている。

**図表 I-21 介護保険の利用者数(2022 年末)**

| 要介護度 | 在宅サービス利用者 | 施設サービス利用者 | 総計 |
|---|---|---|---|
| 要介護度１ | 71.0 万人 | 0.4 万人 | 71.3 万人 |
| 要介護度２ | 178.8 万人 | 11.7 万人 | 196.7 万人 |
| 要介護度３ | 108.9 万人 | 25.6 万人 | 138.6 万人 |
| 要介護度４ | 34.4 万人 | 21.3 万人 | 58.2 万人 |
| 要介護度５ | 11.3 万人 | 10.2 万人 | 22.7 万人 |
| 合計 | 404.4 万人 | 69.1 万人 | 487.5 万人 |

**g) 支出総額**

562 億ユーロ（2022 年）

うち在宅サービスが 378 億ユーロ、施設サービスが 184 億ユーロ

**② 財源**

**a) 社会保険料**

保険料率は収入の 3.4%(労使折半)である。なお、ザクセン州においては労使の負担割合が異なり、被用者 2.2%、使用者 1.2%となる。

また、子どもの数に応じて被用者の負担割合が異なる。子どものいないもの[22]には 0.6%の追加拠出が課されている。また、25 歳未満の子どもが 2 人以上いる場合には、1 人につき 0.25 ポイントの保険料割引を受けることとなる。

[22] 1940 年 1 月 1 日以前に生まれた者、23 歳以下の者、SGBⅡにも基づく市民手当の受給者を除く。

図表 I-22 子どもの数と介護保険料率(2023 年 7 月以降)

| 子どもの数 | 被用者負担 | 使用者負担 | 合計 |
|---|---|---|---|
| 0 | 2.3% | 1.7% | 4.0% |
| 1 | 1.7% | 1.7% | 3.4% |
| 2 | 1.45% | 1.7% | 3.15% |
| 3 | 1.2% | 1.7% | 2.9% |
| 4 | 0.95% | 1.7% | 2.65% |
| 5 人以上 | 0.7% | 1.7% | 2.4% |

注：ザクセン州は労使負担割合が異なる(他州と比較して、被用者負担が 0.5%高く、使用者負担が 0.5%低い)

出典：連邦保健省 HP (https://www.bundesgesundheitsministerium.de/themen/pflege/online-ratgeber-pflege/die-pflegeversicherung/finanzierung)

社会保険料は、給与所得者については使用者が源泉徴収を行う。

**b) 税財源**

国庫負担はない。

**③ 制度の変遷**

子ども数に応じた被用者負担の増減については 2005 年に始まった。

2005 年以降、子どものいない被用者には、追加拠出(Beitragszuschlag)が課されることとなった。当初は 0.35%であった。

2022 年 4 月の連邦憲法裁判所の判決において、保険料を支払う親が、養育する子どもの人数に関係なく同じ保険料を請求されることについて、介護保険料はドイツ基本法に違反していると判示した。これに対応するために 2023 年 6 月 19 日に成立した「介護支援・救済法(Pflegeunterstützungs- und -entlastungsgesetz (PUEG))」において、25 歳未満の子どもが 2 人以上いる場合には、1 人につき 0.25 ポイントの保険料割引を受けることとなった。また、子どものいない被用者への追加拠出は 0.60%に引き上げられた[23]。

**④ 今後の課題**

介護の財政についても年々ひっぱくしているが、人口動態よりも給付サービスの拡大が

[23] 連邦保健省 HP(https://www.bundesgesundheitsministerium.de/service/begriffe-von-a-z/k/kinderlosenzuschlag)、連邦保健省 HP(https://www.bundesgesundheitsministerium.de/ministerium/gesetze-und-verordnungen/guv-20-lp/pueg.html)

要因となっている。将来的に少子高齢化の人口動態の影響も大きくなることから、安定的な介護サービスの実現のためには、社会全体の課題として一定の税財源導入も考えられる[24]。

[24] 現地関係者へのヒアリングによる

## 3. フランス

**【社会保障制度全般】**

フランスの社会保障制度は、大きく分けると社会保険制度（Assurance social）と社会扶助制度（Aide social）の２つに分けることができる。社会保険制度は、主に保険料を財源としており、老齢保険（年金）、医療保険、家族手当などに分かれている。フランスの社会保険制度の特徴として、職域に応じた制度が分立しており、その中で最も加入者が多いものが、民間の被用者等を対象とした一般制度である。社会保険制度の保険料は労使での負担となっており、使用者負担の割合が他国と比較して非常に大きい。フランスでは社会保障目的税として、一般社会拠出金（CSG）と社会保障債務償還拠出金（CRDS）が導入されており、老齢保険（年金）や医療保険等の財源として用いられている。

**【年金制度】**

フランスの年金制度は、大きく分けて 3 層構造（1 階：法定基礎制度における老齢保険、2 階：補足制度、3 階：上乗せ年金制度）となっている。1 階・2 階部分ともに、職域を単位とした制度となっており、制度が複雑に分立している。3 階部分として、任意加入の上乗せ年金制度が存在しているが、上乗せ年金制度に加入している国民は少なく、退職後の生活保障にとっては、公的年金制度の重要性が高いといえる。

**【医療制度】**

フランスの医療保険は、強制加入の社会保険制度の一つとして位置づけられる。フランスには日本の国民健康保険のような地域保険が存在しないため、退職後も以前加入していた職域保険に加入し続けることになる。一般制度による医療保険では、使用者のみの負担による社会保険料、一般社会拠出金、酒税、たばこ税、医薬品卸売企業負担金などが財源とされている。一般制度のほかに、共済組合や相互扶助組合等による補足制度がある。2016 年 1 月より、使用者の一定の費用負担の下で、被用者を補足制度に加入させることが義務となった。

**【介護制度】**

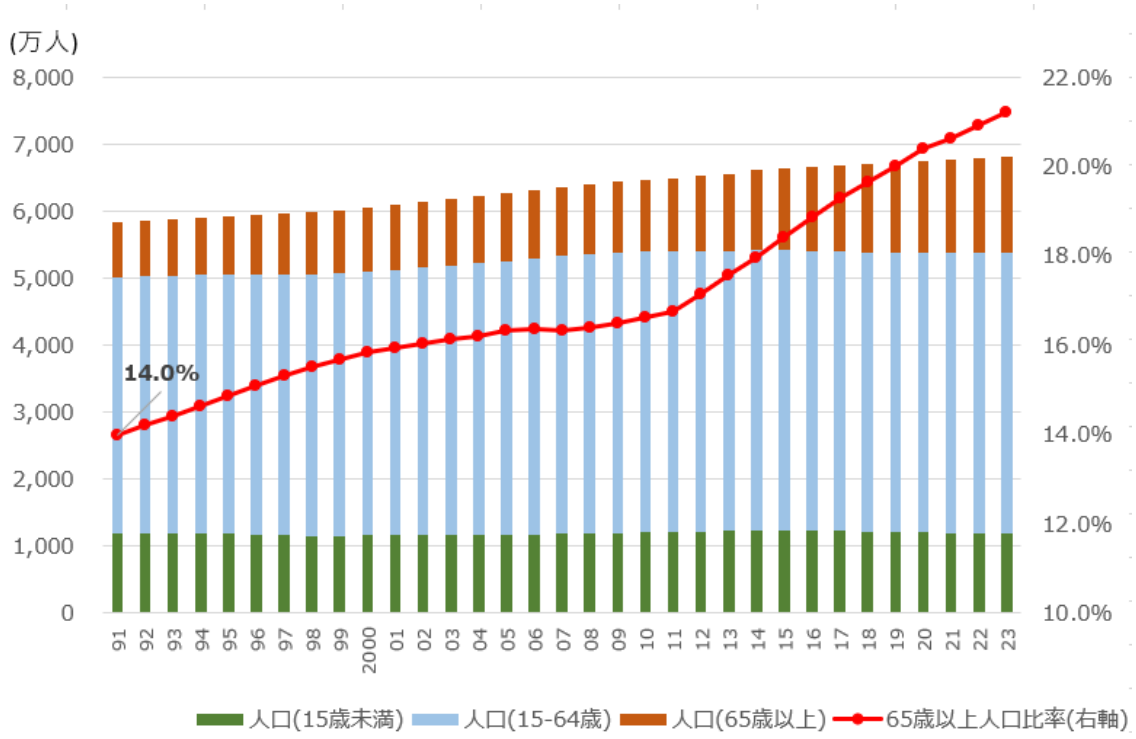
フランスの介護制度は、社会保険方式ではなく、高齢者自助手当（APA）を中心に社会扶助方式で行われている。高齢者自助手当では、6 段階の要介護度評価に応じて、在宅サービスと施設サービスに対する給付が行われる。それぞれの県（département）が給付の審査や財源の調達などの実務を実施しているほか、国が給付水準や自己負担額の決定、介護等級の評価など全国に適応される基準を法律で定めている。高齢者自助手当は、県の一般予算、全国自律連帯金庫（CNSA）からの拠出金を財源としている。

図表 I-23　基本的事項（フランス）

| | |
|---|---|
| 国名 | フランス共和国 |
| 首都 | パリ |
| 人口 | 6,837 万人（2024 年 1 月） |
| 年齢別人口構成 | 14 歳以下：17.0%、15-64 歳：61.5%、65 歳以上：21.5% |
| 出生率 | 1.68（2023 年） |
| 国民負担率 | 45.2% (うち租税負担率 30.4%、社会保障負担率 14.8%) (2021 年) |

出典：人口・年齢別人口構成・出生率はフランス国立統計経済研究所(INSEE)、国民負担率は OECD “Revenue Statistics”

図表 I-24　人口及び高齢化率の推移（フランス）




出典：フランス国立統計経済研究所(INSEE)

### (1) 社会保障制度全般[25]

フランスの社会保障制度は、大きく分けると社会保険制度（Assurance social）と社会扶助制度（Aide social）の２つに分けることができる。社会保険制度は、主に保険料を財源としており、老齢保険（年金）、医療保険、家族手当などに分かれている。フランスの社会保険制度の特徴として、職域に応じた制度が分立しており、その中で最も加入者が多いものが、民間の被用者等を対象とした一般制度である。社会保険制度の保険料は労使での負担となっており、使用者負担の割合が他国と比較して非常に大きい。

社会扶助制度は、社会保険制度の給付を受けない障害者や高齢者などの救済を目的としており、積極的連帯収入（RSA）、成人障害者手当（AAH）、高齢者連帯手当（ASPA）などにより構成されている。社会扶助制度は、租税を財源としており、給付を受けるには所得が一定額以下であることが要件となる。

フランスでは社会保障目的税として、一般社会拠出金（CSG）と社会保障債務償還拠出金（CRDS）が導入されている。一般社会拠出金は、給与所得、代替所得（老齢年金・失業給付等）、資産所得、金融所得、賭博から得られた収入等、あらゆる所得に適用され、代替所得等を除き 9.2%の税率とされている。社会保障債務償還拠出金は、家族手当や個人への住宅支援を含む一般社会拠出金よりも広い範囲の所得に対して、0.5%の税率で課されている。社会保障目的税は、老齢保険（年金）や医療保険等の財源として充当される。

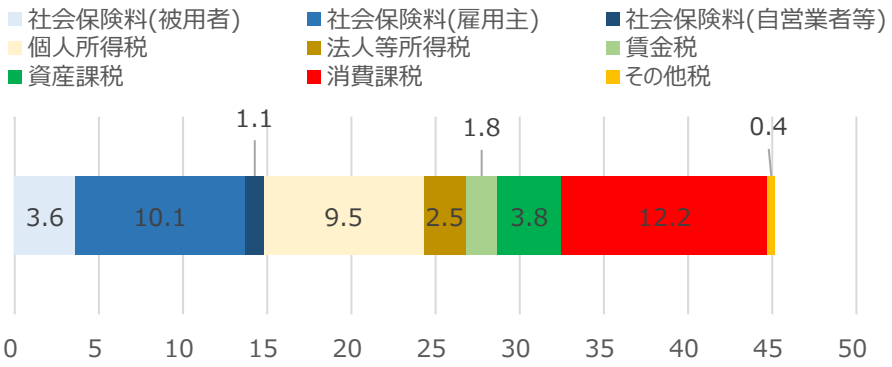
社会保障目的税の導入の経緯としては、1980 年代のフランスで社会保障関連経費が増加し、政府の財政赤字及び債務が拡大していたことに加えて、1993 年のマーストリヒト条約によりユーロの導入が決定され、財政健全化が喫緊の課題となっていたことがある。1990 年代には複数の改革が実施され、1991 年の財政法では、社会保障財源を確保する目的で、所得を賦課ベースとする一般社会拠出金が導入された。フランスでは社会保険料の使用者負担の割合が高いため、さらなる雇用コストの上昇に繋がる社会保険料の引き上げではなく、課税ベースの幅広い一般社会拠出金が採用された。1995 年には、ジュペ首相が社会保障支出の抑制に向けた改革案として、ジュペ・プランを公表した。ジュペ・プランでは、社会保障に係る債務を返済するための組織として社会保障基金（CADES）が設立され、債務の返済財源として社会保障債務償還拠出金が導入された。

#### ① 税・社会保険料対 GDP 比

フランスの税・社会保険料対 GDP 比(2021 年)は図表 I-25 に示す通りである。社会保険料が 14.8%(うち被用者 3.6%、雇用主 10.1%、自営業者等 1.1%)、税が 29.9%(うち個人所得税 9.5%、法人等所得税 2.5%、賃金税 1.8%、資産課税 3.8%、消費課税 12.2%)となっている。

[25]厚生労働省（2023）「第 2 章 社会保障施策の概要と最近の動向 第 3 節 フランス共和国」『2023 年 海外情勢報告』、 江夏あかね（2015）「フランスの社会保障財政と社会保障基金の仕組み」野村資本市場クォータリー 2015Autmn、116-126 頁などを基に記載。

図表 I-25　フランスにおける税・社会保険料対 GDP 比(2021 年)

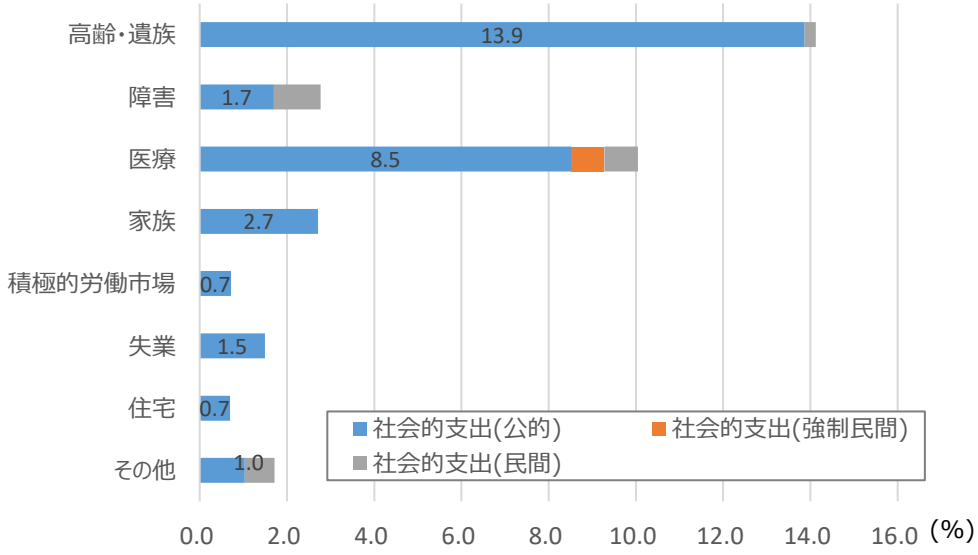



出典：OECD Revenue Statistics

### ② 社会保障制度の全体像

フランスの社会保障関連支出は図表 I-26 に示すとおりである。

図表 I-26　フランスにおける社会保障費対 GDP 比(2019 年度)




出典：OECD Social expenditure aggregates

フランスにおける主な社会保障制度について図表 I-27 に示す。

図表 I-27　フランスにおける主な社会保障制度

| | 制度 | 財源 |
|---|---|---|
| 年金 | 老齢保険（年金）<br>補足制度 | 社会保険料、税財源 |
| 医療 | 医療保険 | 社会保険料、税財源 |

| | | |
|---|---|---|
| | 補足制度 | |
| 介護 | 高齢者自助手当（APA） | 税財源 |
| 公的扶助 | 積極的連帯収入（RSA）<br>成人障害者手当（AAH）<br>高齢者連帯手当（ASPA） | 税財源 |
| 児童政策 | 家族手当（AF） | 社会保険料、税財源 |

出典：以下で紹介する各種資料より MURC 作成

**③ 社会保障制度・財源全般に係る課題**

フランスでは、人口の高齢化に伴う社会保障関連支出の増加が課題となっている。ベビーブーム世代の高齢化により、すでに年金における支出が増加しており、今後は医療や介護の分野でも支出のさらなる増加が見込まれている。フランスのマクロ経済の見通しは不透明であり、経済状況の悪化が社会保障財源に悪影響を及ぼす可能性がある。

その他の課題としては、社会保障債務償還拠出金（CRDS）の期限の延長がある。フランスでは、社会保障債務を償還するための時限措置として、社会保障債務償還拠出金が導入されている。当初は 2009 年までの措置として導入されていたが、追加の社会保障債務が社会保障基金（CADES）に繰り入れられ、存続期間が延長されている。現在は社会保障基金の存続期間が 2033 年までとされているが、今後も社会保障債務の赤字分は社会保障基金に繰り入れられる見通しであるため、2033 年以降も存続する可能性が高い。

### (2) 年金制度

#### ① 制度概要

フランスの年金制度は、大きく分けて 3 層構造（1 階：法定基礎制度における老齢保険、2 階：補足制度、3 階：上乗せ年金制度）となっている。強制加入の社会保険制度の中には複数の保険があり、老齢保険（年金）はその一つとして位置づけられる。

フランスの社会保険制度では、法定制度として職域ごとに複数の制度が分立しており、各職域保険の管理運営機構として金庫（Caisse）が設置されている。具体的には、一般制度、公務員制度、国鉄職員等向けの特別制度、非被用者制度などがあり、このうち国民の 80%以上は一般制度に加入している。

以下では、民間被用者等の大半が加入する一般制度について記載する。

**a) 制度名**

一般制度

**b) 運営主体**

全国老齢保険金庫（CNAV：Caisse Nationale d'Assurance Vieillesse）

**c) 財政方式**

修正賦課方式

**d) 被保険者資格**

民間被用者および自営業者

**e) 受給資格(老齢年金)**

【支給開始年齢】62 歳　※満額支給開始年齢は 67 歳

【受給資格期間】最低加入期間は 1 四半期（3 ヵ月）

※満額受給するためには 172 四半期の拠出期間が必要

**f) 給付水準**

満額であれば従前の賃金のうち最も高い 25 年間の平均賃金の 50%

| |
|---|
| 老齢年金額（年額）<br>=平均賃金年額×給付率×（保険加入期間÷満額率に必要な保険加入期間） |

**g) 課税**

拠出段階においては、保険料の本人負担分は全額控除対象となっており、事業主負担分は全額損金算入される。運用段階においては、運用益は非課税とされる。給付段階においては、給付額の一部が課税対象となっている。

h) **受給者数** [26]

フランス在住の年金受給者数（全制度合計）1,654 万人（2022 年）

一般制度の年金受給者数　1,510 万人（2022 年）

i) **支給総額**

総支出額　3,530 億ユーロ [27]（2022 年）

一般制度に基づく老齢給付に関する費用　1,422 億ユーロ [28]（2022 年）

**② 財源**

a) **社会保険料**

被用者：報酬限度額までの給与の 6.90%、給与全額の 0.40%（遺族手当充当分）

使用者：報酬限度額までの給与の 8.55%、給与全額の 2.02%

（2024 年 1 月 1 日時点の負担割合）

社会保険料の算定の基礎となる報酬には、労働の対価として支払われる給与、賞与、手当などが含まれる [29]。社会保険料の算定の基礎となる報酬は、所得税の算定の基礎となる所得とは算定方法が異なり、配当所得・利子所得・不動産所得などは算定の基礎に含まれない。

b) **税財源**

一般制度の老齢保険の社会保険料以外の財源としては、租税、制度間の財源移転、老齢連帯基金（FSV）がある。老齢連帯基金は、従軍期間中や失業期間中などの保険料を支払わずに保険加入期間として算入される分の財源を賄う基金であり、財源の大部分は一般社会拠出金が占めている。

**ア. 一般社会拠出金（CSG: Contribution sociale généralisée）の詳細**

フランスでは社会保障目的税として、一般社会拠出金（CSG）が導入されている。社会保障目的税の導入の経緯として、1980 年代のフランスで社会保障関連経費が増加し、政府の財政赤字及び債務が拡大していた。1990 年代には複数の改革が実施され、1991 年の財政法では、社会保障財源を確保する目的で、所得を賦課ベースとする一般社会拠出金が導入された。フランスの憲法院（Conseil constitutionnel）は、一般社会拠出金の法的性質について、フランス憲法第 34 条でいう「あらゆる租税（impositions de toutes natures）」の範囲に含まれるとして、租税であると判断している [30]。

---

[26] DREES, « Tableau 1 Effectifs de retraités dans les principaux régimes au 31 décembre 2022 » Les retraités et les retraites, Édition 2024, p.9

[27] DREES, Les retraités et les retraites, Édition 2024, p.94

[28] CNAV, Abrégé statistique du régime général Édition 2024, p.20

[29] 社会保障法第 L242 条の 1
Article L242-1 - Code de la sécurité sociale - Légifrance

[30] フランス憲法院の判決（Décision n° 90-285 DC du 28 décembre 1990）

一般社会拠出金の特徴を保険料と比較する[31]と、資産所得や金融所得を課税対象とすることで、高所得者層に大きな税負担を課している。また、一般社会拠出金は原則として、所得税の課税所得から控除されないため、所得税の累進性が損なわれることはない。一般社会拠出金を所得税と比較すると、一般社会拠出金は世帯ではなく個人を課税単位としているため、負担が家族構成により左右されない。加えて、所得税が総合課税であるのに対して、一般社会拠出金は分離課税である。一般社会拠出金は、納税方式を源泉徴収とすることで、痛税感を緩和しつつ、効率的で確実な徴収を行っている。

一般社会拠出金の対象者は、所得税法上フランスに居住していること（課税基準）、フランスの強制健康保険制度の適用を受けること（社会的基準）の２つの基準を満たす者とされている。対象となる所得は、①給与所得、②代替所得、③資産所得、④金融所得、⑤賭博による所得であり、税率は所得の種類によって異なる。

**図表 I-28　一般社会拠出金の対象となる所得と税率**

| | 対象となる所得 | 税率 |
|---|---|---|
| ①給与所得 | 給与、賞与、各種手当など | 9.2% |
| ②代替所得 | 社会保障制度による日当 | 6.2% |
| | 失業給付 | 0%・3.8%・6.2%(*) |
| | 老齢年金、障害年金 | 0%・3.8%・6.6%・8.3%(*) |
| ③資産所得 | 賃貸収入、不動産譲渡所得など | 9.2% |
| ④金融所得 | 債権や株式による収益など | 9.2% |
| ⑤賭博による所得 | 宝くじ、競馬、カジノによる利益など | 6.2%・11.2%・13.7%(**) |

出典：Service-Public.fr, “Prélèvements sociaux (CSG, CRDS)” Prélèvements sociaux (CSG, CRDS) | Service-Public.fr

*税率は基準所得及び家族係数によって異なる。

**税率は所得の種類や金額により異なる。

一般社会拠出金の徴収方法としては、給付主体による源泉徴収が原則となっている。①給与所得については、企業が給与から天引きし、社会保険料徴収機関（Urssaf）が徴収を行う。②代替所得については、各制度の給付主体が源泉徴収を行う。③資産所得については、確定申告を行い、送付される納税通知書に基づいて納付する。④金融所得および⑤賭博による所得については、銀行や証券会社、宝くじやカジノの運営会社といった支払機関が源泉徴収を行う。

[31] 一般社会拠出金と保険料、所得税との比較については、柴田洋二郎（2017）「フランス医療保険財源の租税化」JRI レビューVol.9, No.48, 15 頁を参照。

**ｲ. 社会保障債務償還拠出金（CRDS: Contribution au remboursement de la dette sociale）の詳細**

フランスの社会保障目的税としては、一般社会拠出金に加えて、社会保障債務償還拠出金（CRDS）が導入されている。1995 年にジュペ首相が公表したジュペ・プランにより、社会保障に係る債務を返済するための組織として社会保障基金（CADES）が創設され、債務の返済財源として社会保障債務償還拠出金が導入された。

当初は 1994 年から 1996 年に累積された社会保障に係る債務を 2009 年までに返済する計画であったが、その後も債務の増加が続き、社会保障基金の存続期間は順次延長された。現在は社会保障基金の存続が 2033 年までとされている。

社会保障債務償還拠出金の賦課ベースは、一般社会拠出金と同じく①給与所得、②代替所得、③資産所得、④金融所得、⑤賭博による所得のほか、家族手当や住宅手当も賦課ベースに含まれる。拠出金の金額は、対象の所得に対して 0.5%の税率で計算される。社会保障債務償還拠出金の徴収方法は、一般社会拠出金と同じく、給付主体による源泉徴収が原則とされている。

**ｳ. 社会保障財源としての付加価値税（TVA: taxe sur la valeur ajoutée）の詳細**

近年のフランスでは、社会保障財源として付加価値税が用いられる割合が増加している。付加価値税は低所得者等に対して社会保険料の減額・免除が行われた場合に、保険料の不足分を補填する目的で用いられている [32]。付加価値税はその他の財源によって不足分を補填することができない場合の最終手段として用いられ、医療の財源として多く配分されている。

**c) その他**

1 階部分の老齢保険、2 階部分の補足制度ともに財政方式は賦課方式を基本としているが、世代間の費用負担の不均衡を是正するため、1999 年に年金積立基金（FRR）が創設された。年金積立基金は、独立の基金として位置づけられており、株式および債権に一定の割合で投資を行っている。

[32] 社会保障法第 131-7 条（L.131-7, Code de la sécurité sociale）では、社会保険料の減額・免除措置を国家予算で補填する旨が規定されている。現地関係者によると、社会保障財源が不足した場合に一般社会拠出金と付加価値税のどちらを用いるのかについて優先順位はなく、その時々の状況に応じて政治的に判断される。

### ③ 制度の変遷

#### a) 沿革

図表 I-29　フランスの年金制度の沿革

| | |
|---|---|
| 1945 年 | 一般化の原則、単一金庫の原則、自律性の原則に基づく社会保障プラン（通称ラロック・プラン）が策定され、一般制度が発足 |
| 1947 年 | 管理職のための 2 階部分として、管理職退職年金制度一般連合（AGIRC）が発足 |
| 1949 年 | 商人、商工業自営業者及び自由業の年金制度が発足 |
| 1952 年 | 農業経営者制度が発足 |
| 1956 年 | 国民連帯基金（FNS）によって賄われる裁定老齢年金の制度を創設 |
| 1962 年 | 民間部門の非管理職の 2 階部分として補足年金制度連合（ARRCO）が発足 |
| 1972 年 | 商工業部門の被用者及び農業労働者が補足制度に強制加入 |
| 1974 年 | 基礎制度間の財政調整を導入 |
| 1979 年 | すべての働く者のための社会保障制度の一般化が実現 |
| 1983 年 | 受給開始年齢を 65 歳から 60 歳に引き下げ（高齢者の早期退職により若年層の雇用を促進する意図） |
| 1985 年 | 特別制度間の財政調整を導入 |
| 1991 年 | 一般社会拠出金（CSG）を導入 |
| 1993 年 | 満額受給期間の延長、年金額算定の基礎となる平均賃金の算定期間の延長、既裁定年金の額の改定方法の変更などを含む年金改革（バラデュール改革） |
| 1995 年 | ジュペ・プランの一環として、社会保障債務償還拠出金（CRDS）を導入 |
| 1999 年 | 年金積立基金（FRR）が創設 |
| 2003 年 | 満額受給期間の延長、公務員年金についても一般制度と同様の満額受給期間の延長、60 歳以降の在職受給条件の緩和、最低保障年金の改善、自動物価スライド規定の新設、付加制度の改革等の年金改革（フィヨン改革） |
| 2006 年 | 補足年金も運営する自営業者社会制度（RSI）を創設 |
| 2007 年 | 国鉄等の特別制度における満額受給期間の延長 |
| 2010 年 | 一般制度について受給開始年齢を 60 歳から 62 歳に引き上げるとともに、満額年金に必要な拠出期間を 166 四半期（41.5 年）とし、満額年金の受給開始年齢を 65 歳から 67 歳に引き上げる改正 |
| 2014 年 | 満額受給期間を 2035 年までに 172 四半期（43 年）にする等の改正 |
| 2015 年 | 管理職と非管理職の 2 階部分の年金制度を統合する労使協定が締結 |

| | |
|---|---|
| 2018 年 | 自営業者社会制度（RSI）が廃止され、年金を含む自営業者（職人・自由業を含む）の社会保険制度は，被用者を対象とする一般制度に完全に統合 |
| 2019 年 | 企業年金制度の改革 |
| 2020 年 | マクロン大統領の提案した年金制度改革は実現せず |
| 2023 年 | 引退年齢の引き上げ、2014 年改正で行われた満額受給期間の延長適用の加速などを含む年金制度改革 |

出典：笠木映里(2024)「フランスの年金制度」『年金と経済』vol.43 No.2, 72-73 頁より MURC 作成

**b) 近年の制度改正** [33]

2017 年に就任したマクロン大統領は、すべての公的年金制度をひとつに統合したユニバーサル年金の導入という大規模な年金改革を提案した。年金改革は、マクロン大統領の 2017 年の大統領選挙における公約であり、2019 年には「すべての人のためのよりシンプルで公平なユニバーサル年金制度（Un système universel de retraite, plus simple, plus juste, pour tous）」と題される年金改革案が公表された。年金改革案には、すべての公的年金制度をユニバーサル年金制度に統合すること、ポイント制の年金に移行すること、満額の年金受給年齢の引き上げなどが盛り込まれていた。しかし、年金改革案をめぐる大規模なデモが発生し、2020 年以降はコロナ危機の影響もあり、審議は中断された。

2022 年 5 月に発足した第 2 期マクロン政権は、引き続き年金制度改革に取り組み、退職年齢の 62 歳から 64 歳への引き上げ、年金拠出期間延長の前倒し実施などを含む改革案を公表した。公表直後から全国的な抗議活動やストライキが多発したが、ボルヌ首相の憲法 49 条 3 項の発動により、年金改革法案は採決なしの強行採決で 2023 年 3 月に成立し、同年 9 月より施行された。

**c) 今後の課題**

フランスでは高齢化により年金にかかる支出が増大している。一般に、フランスの社会保障制度は手厚く、年金受給生活者の生活水準は就労者とさほど変わらないほどに高い。2025 年の平均的な年金支給開始年齢は 63 歳であり、年金支給開始年齢の引き上げが予定されている。財源確保に向けた取り組みとしては、年金支給開始年齢の引き上げに加えて、年金支給額の削減や財源の拡大が考えられるが、今後の対応に関しては政労使の三者間協議が行われている。

[33] 厚生労働省（2023）「第 2 章 社会保障施策の概要と最近の動向 第 3 節 フランス共和国」『2023 年 海外情勢報告』、公益財団法人 年金シニアプラン総合研究機構（2022）「フランス・南欧の年金に関する調査研究」などを基に記載。

### (3) 医療制度

#### ① 制度概要

フランスの社会保険制度では、法定制度として職域ごとに複数の制度が分立しており、このうち国民の 80%以上は一般制度に加入している。強制加入の社会保険制度の中には複数の保険があり、医療保険はその一つとして位置づけられる。フランスには日本の国民健康保険のような地域保険が存在しないため、退職後も以前加入していた職域保険に加入し続けることになる。

一般制度のほかに、共済組合や相互扶助組合等による補足制度がある。2016 年 1 月より、使用者の一定の費用負担の下で、被用者を補足制度に加入させることが義務となった。これらの強制適用の各制度の対象とならない外国人などは、普遍的医療制度（PUMa）の対象となる。

以下では、民間被用者等の大半が加入する一般制度について記載する。

**a) 制度名**

一般制度

**b) 運営主体**

全国医療保険金庫（CNAM: Caisse Nationale de l'Assurance Maladie）

**c) 対象者**

民間被用者および自営業者

**d) 給付水準**

医療保険制度の給付は償還払いが基本であり、償還払いによってカバーされない部分が自己負担となる。償還率は医療行為により異なるが、外来の場合は 70%（かかりつけ医に相談しなかった場合は 30%）、入院の場合は 80%、通常の医薬品は 65%が原則である。

#### ② 財源

**a) 社会保険料**

一般制度に加入する被用者の保険料負担はなく、使用者のみが保険料を負担する。

使用者が負担する保険料は、被用者の賃金水準によって異なり、賃金が全業種一律スライド制最低賃金（SMIC）の 2.5 倍以下であれば給与の 7%、SMIC の 2.5 倍を超える場合は給与の 13%を保険料として負担する。

**b) 税財源**

一般社会拠出金（CSG）のほか、酒税、たばこ税、医薬品卸売企業負担金など、さまざまな租税や拠出金が医療保険の財源に充当されている。一般社会拠出金は、給与所得、代替所得（老齢年金・失業給付等）、資産所得、金融所得、賭博から得られた収入等、あらゆる所得に適用される。代替所得等を除き 9.2%が課される。

酒税やたばこ税は、アルコールやたばこの過剰摂取が健康に及ぼすリスクを考慮し、医療保険の財源に充当されることとなった。医薬品産業に対する課税は、薬剤の過剰処方や過剰消費を減らすことを目的として、製薬会社や販売の仲介会社に対して行われており、その税収が医療保険の財源に充てられている。

**ｱ.　一般社会拠出金（CSG: Contribution sociale généralisée）の詳細**

「(2) 年金制度 ②財源 2) 税財源 ア」を参照。

**ｲ.　社会保障債務償還拠出金（CRDS: Contribution au remboursement de la dette sociale）の詳細**

「(2) 年金制度 ②財源 2) 税財源 イ」を参照。

**ｳ.　社会保障財源としての付加価値税（TVA: taxe sur la valeur ajoutée）の詳細**

「(2) 年金制度 ②財源 2) 税財源 ウ」を参照。

**c) その他**

一般制度による償還払いによってカバーされない部分が自己負担分となるが、実際にはその大部分が共済組合や相互互助組合等による補足制度によってカバーされており、最終的な自己負担額はゼロまたはわずかなケースが多い。

**③ 制度の変遷** [34]

フランスの医療保険給付の歴史を遡ってみると、1945 年の社会保障制度では、給付は労働の中断により生じた所得の喪失を補填する「賃金保険」としての性格を持っていた。医療保険の主な役割は、一時的な労働の中断に対して、休業補償手当を支給することであった。しかし、医療水準の向上や平均寿命の延びに応じた高齢者に対する医療保障の問題があり、次第に医療保険の役割は医療そのものを保険給付の対象とする「医療保障保険」に変化していった。

[34] 柴田洋二郎（2017）「フランス医療保険財源の租税化」JRI レビューVol.9, No.48, 4-25 頁、稲盛公嘉（2022）「第 4 章 フランスの医療制度」『シリーズ超高齢社会のデザイン 社会保障制度 国際比較で見る年金・医療・介護』東京大学出版会, 91-112 頁などを基に取りまとめた。

こうした医療保険給付の性質の変化に加えて、医療保険の対象者が被用者以外にも拡大されていったことから、給付と財源の対応関係について議論が行われるようになった。すなわち、稼働所得を代替する給付であれば、就労者が稼働所得にかかる保険料により拠出することが合理的といえるが、何らかのケガや病気により必要となった治療そのものを給付対象とする場合は、税財源を用いるべきと主張された。1970 年代には、医療保険がフランス国民のほぼすべてをカバーしていたこともあり、医療保険の現物給付の財源を租税化することが正当化された。

現在の医療保険制度の主な財源は保険料と一般社会拠出金（CSG）であるが、近年は後者の割合が増加し、「医療制度財源の租税化（fiscalisation）」が進んでいる。1997 年に一般社会拠出金が医療保険財源として用いられるようになり、1998 年には被用者負担分の 4.75%が一般社会拠出金に置き換えられた。1998 年以降は被用者負担分が 0.75%とされていたが、2017 年限りで廃止され、2018 年以降は使用者のみが医療保険料を負担している。

**図表 I-30　一般制度の医療保険料率と一般社会拠出金の税率の変遷　（単位：%）**

| | 1991 | 1993 | 1997 | 1998 | 2016 | 2017 | 2018 | 2019～ |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 被用者負担 | 6.8 | 6.8 | 5.5 | 0.75 | 0.75 | 0.75 | なし | なし |
| 使用者負担 | 12.6 | 12.8 | 12.8 | 12.8 | 12.84 | 12.89 | 13 | 7/13 |
| 一般社会拠出金（CSG）[35] | 1.1 | 2.4 | 3.4 | 7.5 | 7.5 | 7.5 | 9.2 | 9.2 |

出典：稲盛公嘉（2022）「第 4 章 フランスの医療制度」『シリーズ超高齢社会のデザイン 社会保障制度 国際比較で見る年金・医療・介護』東京大学出版会, 108-111 頁を基に MURC 作成。

**④ 今後の課題**

フランスでは、高齢化により医療費の支出が増大している。高齢化による要因のほか、病院の医療費や医薬品の値上がりによっても医療費は増加している。フランス国内での医師不足への対応として、外国人の医師を移民として受け入れるなどの施策が行われているが、外国人の医師はフランス国内の医師よりもスキルが低いなどの問題があり、十分な成果は上げられていない。

[35] 1998 年以降は給与所得、老齢年金などの代替所得、資産所得、金融所得などに対して異なる税率が設定されているため、給与所得に対する税率のみを記載した。

### (4) 介護制度

#### ① 制度概要

フランスの介護制度は、社会保険方式ではなく、高齢者自助手当（APA）を中心に社会扶助方式で行われている。高齢者自助手当では、6 段階の要介護度評価に応じて、在宅サービスと施設サービスに対する給付が行われる。高齢者自助手当は、県の一般予算、全国自律連帯金庫（CNSA）からの拠出金を財源としている。

要介護者への総合的な支援を行う窓口として、2001 年から地域情報・連携センター（CLIC）が設置されている。地域情報・連携センターの役割は、高齢者自助手当の申請や福祉サービスの申請支援、在宅高齢者とその家族に対する相談・助言などである。

**a) 制度名**

高齢者自助手当（APA）

**b) 運営主体**

高齢者自助手当については、それぞれの県（département）が給付の審査や財源の調達などの実務を実施している。国は給付水準や自己負担額の決定、介護等級の評価など全国に適応される基準を法律で定めている。高齢者と障害者に対する社会扶助制度の給付金の財源を管理および配分する全国的な組織として全国自律連帯金庫（CNSA）があり、高齢者扶助手当の財源の一部を補っている。

**c) 対象者**

60 歳以上の介護が必要なフランス国内居住者

**d) 給付水準**

6 段階の要介護度評価に応じて、在宅サービスと施設サービスに対する給付が行われる。在宅サービスに対する給付の月額上限（2024 年）、最重度の要介護度 1 が 1,955.60 ユーロ、要介護度 2 が 1,581.44 ユーロ、要介護度 3 が 1,143.09 ユーロ、要介護度 4 が 762.87 ユーロである [36]。施設サービスの場合は、施設入所の際に必要な①介護サービス費、②滞在費、③ケア費のうちの①介護サービス費に対して、給付が行われる。

**図表 I-31　フランスの介護等級と評価基準 [37]**

| 介護等級 | 評価基準 |
|---|---|
| 要介護度 1（GIR 1） | 介護スタッフによる継続的な援助を必要とする者 |
| 要介護度 2 | 日常生活におけるほとんどの活動に対して援助を必要とする者 |

[36] Allocation personnalisée d'autonomie (Apa) | Service-Public.fr
[37] Apa : qu'est-ce que le Gir 1, 2, 3 ou 4 de la grille Aggir ? | Service-Public.fr

| | |
|---|---|
| （GIR 2） | 精神機能に障害があり、常時見守りを必要とする者 |
| 要介護度 3<br>（GIR 3） | 日常的に 1 日数回程度の身体的な介助を必要とする者 |
| 要介護度 4<br>（GIR 4） | 排せつや衣服の着脱等の動作に援助を必要とする者 |
| 要介護度 5<br>（GIR 5） | 食事、掃除等において限定的な介助を必要とする者 |
| 要介護度 6<br>（GIR 6） | 自立している者 |

**② 財源**

**a) 税財源**

高齢者自助手当の財源は、県の一般予算、全国自律連帯金庫（CNSA）からの拠出金による。全国自律連帯金庫からの拠出金には、一般社会拠出金（CSG）、自律連帯拠出金（CSA）、自律連帯付加拠出金（CASA）が含まれる。自律連帯拠出金は、高齢者及び障害者の自律を支援するための財政措置として 2004 年に導入され、事業主は被用者の所得の 0.3%に相当する金額を拠出する [38]。自律連帯付加拠出金は、老齢年金、障害年金、早期退職手当に対して、総収入の 0.3%が徴収の対象となる [39]。

**b) その他**

介護サービスを利用する際の自己負担については、配偶者の有無や受給者の所得水準に応じて異なる自己負担率が適用される仕組みとなっている [40]。在宅サービスについては、受給者の所得水準が月額 877.90 ユーロ以下の場合は自己負担が発生せず、月額 877.90 ユーロを超える場合は、所得に比例した自己負担率に従い、最大 90%を自己負担する。施設サービスの場合は、受給者の所得水準に関わらず最低水準の自己負担額を支払うほか、月額所得が 2,676.09 ユーロを超える場合は、所得に比例した自己負担比率に従い、最大 80%を負担する。

[38] Contribution solidarité autonomie (CSA) | Entreprendre.Service-Public.fr
[39] Comment s'applique la contribution additionnelle de solidarité pour l'autonomie (Casa) ? | Service-Public.fr
[40] Apa : quel est le montant de votre reste à charge ? | Service-Public.fr

**③ 制度の変遷** [41]

フランスでは 1990 年代の初頭まで、高齢者に対する介護は主に家族が担っていた。しかし、高齢化の進展や女性の社会進出等により、家族による介護では対応しきれない状況が生じていた。このような社会的状況の中で、1995 年のフランス大統領選挙では、介護給付制度の創設を公約に掲げたシラク大統領が当選し、1997 年には特定介護給付制度（PSD）が創設された。特定介護給付制度は、低所得の要介護高齢者を対象とした制度であり、県が事業の運営を行っていた。6 段階の介護等級制度が設定され、要介護度 1 から 3 までの対象者に給付が実施された。

特定介護給付制度では、給付対象者の少なさや地域ごとの格差などの問題点が指摘されており、2002 年に新たな制度として高齢者自助手当（APA）が導入された。高齢者自助手当では、収入要件の撤廃とともに、最大 80%の自己負担を求める形式となった。特定介護給付制度では対象とならなかった要介護度 4 の対象者にも給付が実施され、手当の受給者数は増加した。

2004 年には、全国自律連帯金庫（CNSA）が創設され、各県の高齢者自助手当制度に向けた財源配分を行うこととなった。さらに、すべての被用者に対して自立連帯拠出金（CSA）が課されるようになったほか、2013 年の社会保障財政法により、年金受給者等に対して自立連帯付加拠出金（CASA）の負担が割り当てられた。

近年のフランスでは医療と介護の連携が進められている。2009 年には医療・福祉・介護の相談窓口として、自立と包括的ケアのためのネットワーク（MAIA）が設置され、認知症や介護が困難な事例など複雑なケアマネジメントを扱っている。

**④ 今後の課題**

フランスでは高齢化により介護にかかる費用が増加している。高齢期には医療ニーズとともに、介護ニーズも増加する。フランスにおいては、医療制度は社会保険方式、介護制度は社会扶助方式で行われてきたこともあり、医療と介護の連携が不十分であると指摘されてきた。近年は医療と介護の総合的な相談窓口の設置やケアコーディネーターの配置により、両者の連携が進められてきているが、今後はさらなる連携の推進が期待されている。

[41] 健康保険組合連合会（2020）「公的介護制度に関する国際比較調査 報告書」、厚生労働省（2023）「第 2 章 社会保障施策の概要と最近の動向 第 3 節 フランス共和国」『2023 年 海外情勢報告』などを基に取りまとめた。

## 4.　韓国

**【社会保障制度全般】**

韓国においては、1960 年代から 1980 年代の高度経済成長を経て、1980 年代後半から社会保障の基盤が構築され始めた。現在の社会保障制度は、社会保険、公的扶助及び社会サービスからなっている。社会保険には、国民年金、国民健康保険、雇用保険、産業災害補償保険（日本の労働者災害補償保険に相当）の４大社会保険及び高齢者長期療養保険（日本の介護保険に相当）がある。

**【年金制度】**

- 報酬比例の一階建てで、社会保険方式を採用している。財政方式は賦課方式である。大多数の国民が加入する国民年金と、特定の職業に従事する者を対象とする 4 つの特殊年金があるが、これらは重複して加入しない。また、無業者・自営業者も国民年金に加入し、国民皆年金制度が達成されている。このほか、低所得の高齢者を対象とした基礎年金が導入されている。
- 基礎年金については全額税財源によって賄われている（地方自治体の実情に合わせて国と地方自治体の負担割合は異なる）。
- 国民年金等については、農漁業に従事する者、地域加入者の一部に対して国庫補助がなされているほかは、社会保険料によって賄われている。

**【医療制度】**

- 国民健康保険公団が保険者として、加入者資格管理、保険料賦課・徴収、保険給付を支給している。加入者は、職場加入者と地域加入者に分けられる。職場加入者は事業所の労働者・使用者、公務員、教職員と、その被扶養者である。地域加入者は、職場加入者及び職場加入者の被扶養者を除く者である。なお、生活困窮者向けには医療給付制度が別途設けられている。
- 8 割超が社会保険料収入、1 割強が政府からの支援金（税財源）である。税財源としては、たばこ税に課す賦課金である健康増進基金と、特定の財源を指定しない国庫支援がある。
- 社会保険料は、職場からの報酬に基づいて課される報酬月額保険料と、その他の所得（金融所得等）に基づいて課される報酬外所得月額保険料に分けられる。

**【介護制度】**

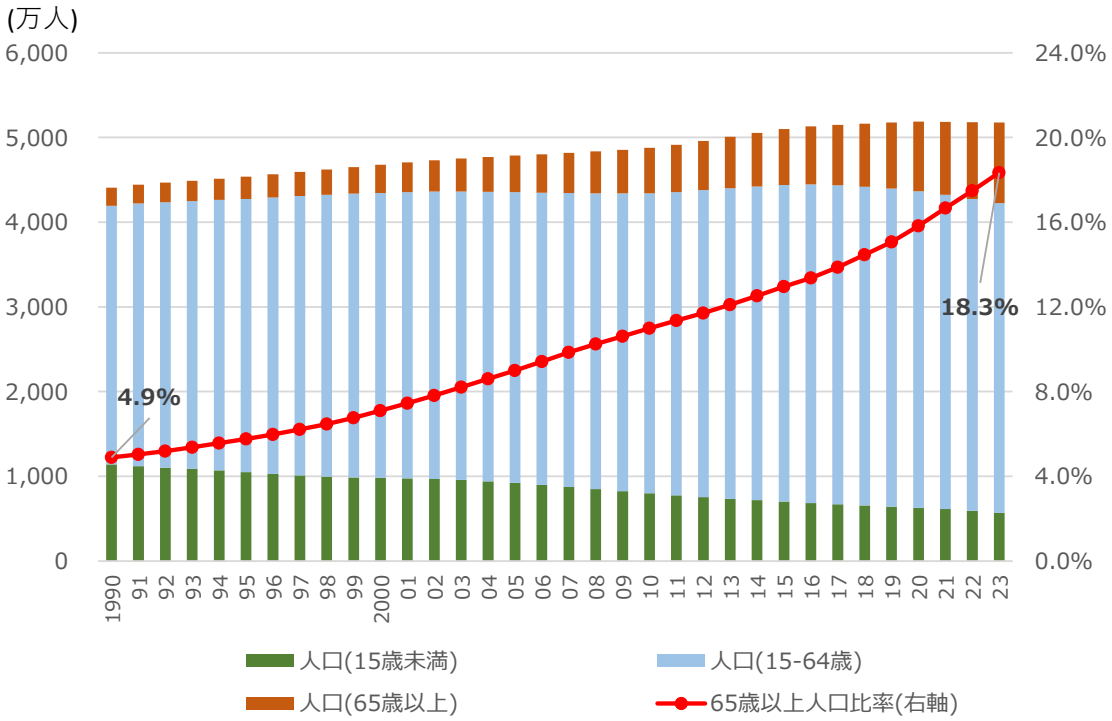
- 国民健康保険公団が保険者として、加入者資格管理、保険料賦課・徴収、保険給付を支給する。国民健康保険の加入者が長期療養保険の加入者となる。
- 社会保険料は、健康保険料をベースに算定される。算定式としては、健康保険料を健康料率(7.09%)で除した上で、長期保険料率(0.9182%)を乗じて算定する

図表 I-32　基本的事項(韓国)

| | |
|---|---|
| 国名 | 大韓民国 |
| 首都 | ソウル |
| 人口 | 5,175 万人(2023 年 12 月) |
| 年齢別人口構成 | 15 歳未満：10.9%、15 歳以上 65 歳未満：70.7%、65 歳以上：18.3% |
| 出生率 | 0.72 (2023 年) |
| 国民負担率(対 GDP 比) | 29.8% (うち租税負担率 22.0%、社会保障負担率 7.8%) (2021 年) |

出典：人口・年齢別人口構成・出生率は国際連合(2024) World Population Prospects (2024 Revision)、国民負担率は OECD'Revenue Statistics"

図表 I-33　人口及び高齢化率の推移（韓国）




出典：国際連合(2024) World Population Prospects (2024 Revision)

### (1) 社会保障制度全般

韓国においては、1960 年代から 1980 年代の高度経済成長を経て、1980 年代後半から社会保障の基盤が構築され始めた。この頃は、まだ出生率が高く、高齢化率は 5%未満と低い水準にあった。1997 年のアジア通貨危機の後、金大中政権（1998～2003）は、国民基礎生活保障制度の実施や社会保険の大改革により、国家の社会保障責任を強化し、これが盧武鉉政権（2003～2008）の「参加福祉」モデルとなり、李明博政権（2008～2013）の「能動的福祉」モデルにより発展的に拡大することとなった。この過程で、特に少子・高齢化対策や社会的弱者（障害者、高齢者）への配慮が強調されてきた。文在寅政権（2017～2022）では、健康保険の保障性強化（通称「文在寅ケア」）として MRI 等の保険適用外診療 3,800 以上を保険適用とする等の対策を行った。

社会保障制度の発展・充実と時期を合わせるように、急速な少子高齢化が進んできた。高齢化率は 1990 年の 4.9%から 3 倍以上の 18.3%(2023 年)に伸びているが、これは日本を含む他の高齢化が進む先進国を上回る増加スピードである。2022 年以降の尹錫悦政権では、今後の少子高齢化による影響も見据え、年金改革及び健康保険改革を打ち出し、年金及び健康保険の持続性強化を目的とした改革を実施していくとしている。

現在の社会保障制度は、社会保険、公的扶助及び社会サービスからなっている。

社会保険には、国民年金、国民健康保険、雇用保険、産業災害補償保険（日本の労働者災害補償保険に相当）の 4 大社会保険及び高齢者長期療養保険（日本の介護保険に相当）がある。

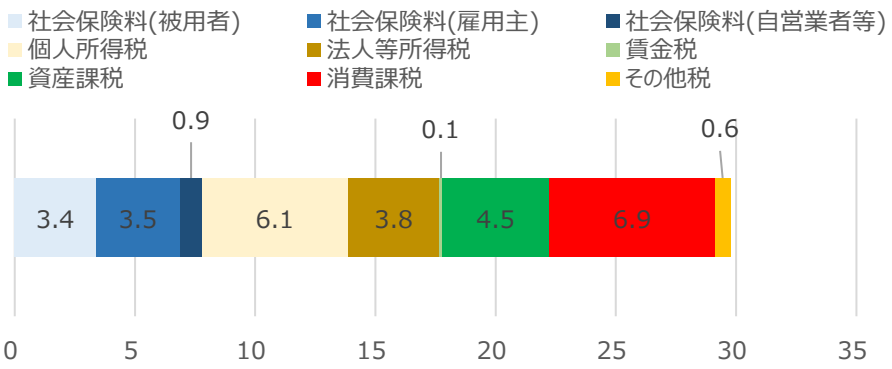
公的扶助には、低所得者層に生計給付、医療給付、住居給付等の 7 つの給付を行う国民基礎生活保障制度、基礎年金、障害者年金等がある。

社会サービスは、支援が必要なすべての国民に対して国、地方自治体及び民間部門が福祉、保健医療、教育、雇用、住宅、文化、環境等の分野で人間らしい生活を保障し、相談、リハビリテーション、ケア、情報の提供、関連施設の利用、能力開発、社会参加支援等を通じて国民の生活の質が向上するよう支援する制度である。

#### ① 税・社会保険料対 GDP 比

韓国の税・社会保険料対 GDP 比(2021 年)は図表 I-34 に示す通りである。社会保険料が 7.8%(うち被用者 3.4%、雇用主 3.5%、自営業者等 0.9%)、税が 22.0%(うち個人所得税 6.1%、法人等所得税 3.8%、賃金税 0.1%、資産課税 4.5%、消費課税 6.9%、その他税 0.6%)となっている。

図表 I-34　韓国における税・社会保険料対 GDP 比(2021 年)

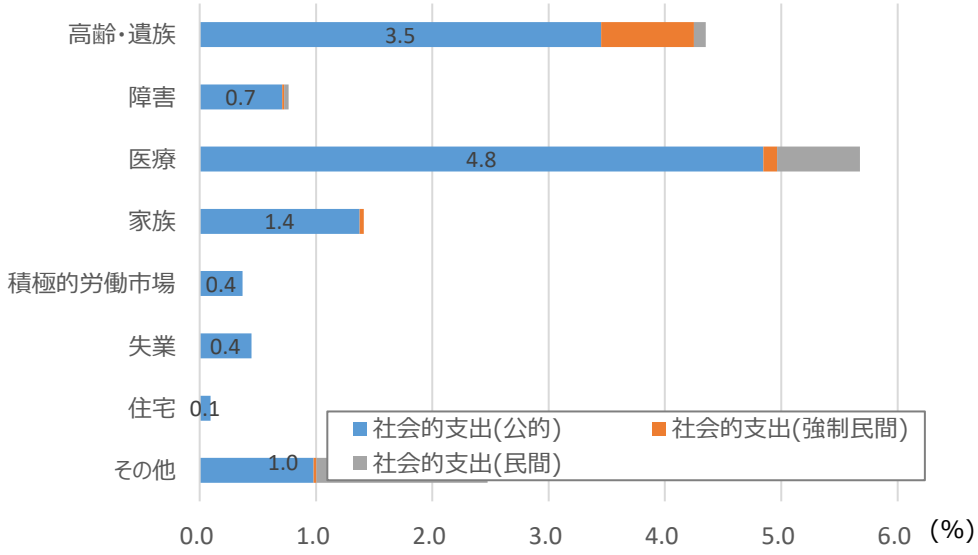



出典：OECD Revenue Statistics

### ② 社会保障制度の全体像

韓国の社会保障関連支出は図表 I-35 に示すとおりである。

図表 I-35　韓国における社会保障費対 GDP 比(2019 年度)




出典：OECD Social expenditure aggregates

韓国における主な社会保障制度について図表 I-36 に示す。

年金・医療・介護については、いずれも労使折半の社会保険料及び税を財源とする社会保険制度が設けられている(国民年金等、国民健康保険、高齢者長期療養保険等)。また、基礎年金は所得下位 70%を対象とするものであるが、全額税財源で賄われている。

図表 I-36　韓国における主な社会保障制度

| | 制度 | 財源 |
|---|---|---|
| 年金 | 国民年金<br>公務員年金<br>軍人年金<br>私立学校教職員年金<br>別邸郵便局職員年金<br>※いずれかに加入(国民皆年金) | 社会保険料(労使折半)<br>税財源(一部の加入者の保険料負担分の補助) |
| | 基礎年金<br>※韓国の制度では「公的扶助」として整理 | 税財源 |
| 医療 | 国民健康保険 | 社会保険料(労使折半)<br>税財源 |
| 介護 | 高齢者長期療養保険 | 社会保険料(労使折半)<br>税財源 |
| | 高齢者の介護総合サービス | 税財源<br>※本人負担金が大半 |
| 公的扶助 | 国民基礎生活保障 | 税財源 |
| 児童政策 | 保育料支給<br>養育手当<br>児童手当 | 税財源 |

出典：以下で紹介する各種資料より MURC 作成

### ③ 社会保障制度・財源全般に係る課題

韓国においては日本を超える急速な少子高齢化が進展しており、社会保障財源は急激な悪化が見込まれる。

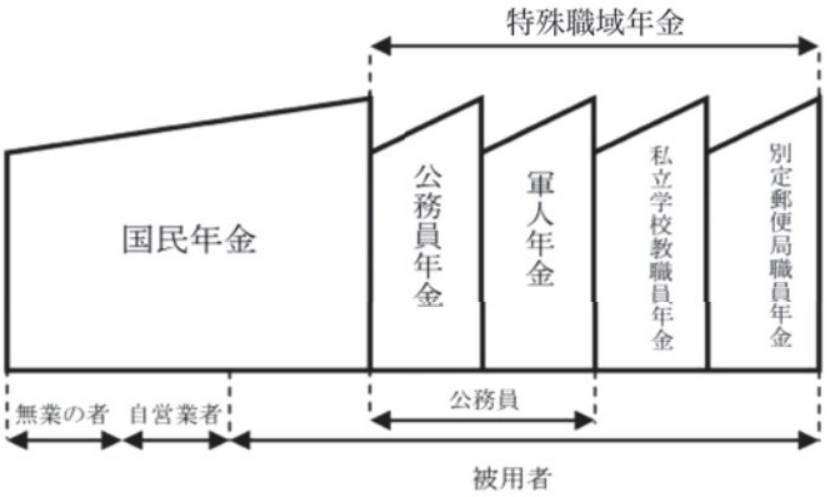
### (2) 年金制度（国民年金）

#### ① 制度概要

韓国の年金制度は、図表 I-37 に示すとおりである。報酬比例の一階建てで、社会保険方式を採用している。財政方式は賦課方式である。

大多数の国民が加入する国民年金と、特定の職業に従事する者を対象とする 4 つの特殊年金があるが、これらは重複して加入しない。また、無業者・自営業者も国民年金に加入し、国民皆年金制度が達成されている。なお、このほか、低所得の高齢者を対象とした基礎年金が導入されている。

**図表 I-37　韓国の年金制度概要**




出典：厚生労働省(2023) 2023 年　海外情勢報告

#### a) 制度名

国民年金（국민연금）

#### b) 運営主体

保健福祉部が所管しており、国民年金公団(국민연금공단)が運営主体となっている。

#### c) 財政方式

賦課方式

#### d) 被保険者資格 [42]

加入者は、韓国国内に居住する 18 歳以上 60 歳未満の国民及び外国人が加入する。

---

[42] 国民年金公団 HP(https://www.nps.or.kr/jsppage/info/easy/easy_02_01.jsp)及び国民年金保険法(https://www.law.go.kr/lsInfoP.do?lsiSeq=192533&lsId=001781&chrClsCd=010202&urlMode=lsEfInfoR&viewCls=lsPtnThdCmp#20170922)

ただし、①公務員年金・軍人年金・私立学校教職員年金・別邸郵便局職員年金に加入する者、②国民年金法第 61 条に定める特殊職種の労働者で、60 歳未満で老齢年金の受給資格を得た者を除く。

加入者は、事業所加入者、地域加入者、任意加入者、任意継続加入者に分けられる。

**図表 I-38 国民年金の被保険者資格**

| 加入者種別 | 内容 |
|---|---|
| 事業所加入者 | 1 名以上の被用者を使用する事業所に勤務する 18 歳以上 60 歳未満の使用者・被用者が対象となる。<br>被用者は、就職と同時に事業所加入者となるため、地域加入者が就職した際には地域加入者の資格は喪失し事業所加入者となる |
| 地域加入者 | 事業所加入者でない者が対象となる。<br>ただし、以下を除く<br>・ 以下の者の配偶者で、別途所得がない者<br>➢ 公務員年金・軍人年金・私立学校教職員年金・別邸郵便局職員年金に加入する者<br>➢ 国民年金法第 61 条に定める特殊職種の労働者で、60 歳未満で老齢年金の受給資格を得た者<br>➢ 事業所加入者・地域加入者・任意継続加入者<br>➢ 老齢年金等の受給資格を有する者<br>・ 18 歳以上 27 歳未満の者で、軍務などの理由で所得がない者(年金保険料を納付した者は除く)<br>・ 国民基礎生活保障法に基づく受給を受けている者<br>・ 1 年以上行方不明である者 |
| 任意加入者 | 事業所加入者・地域加入者の資格がない者であっても、60 歳以前に本人の希望により加入申請することで任意加入者になることが可能である。 |
| 任意継続加入者 | 国民年金保険料を納付したことのある加入者で、60 歳に達したが、加入期間が不足して年金を受けられない場合や、加入期間を延長してより多くの年金を受けたい場合は、65 歳に達するまで加入申請することで任意継続加入者になることが可能である。 |

出典：国民年金公団 HP(https://www.nps.or.kr/jsppage/info/easy/easy_02_01.jsp)及び国民年金保険法(https://www.law.go.kr/lsInfoP.do?lsiSeq=192533&lsId=001781&chrClsCd=010202&urlMode=lsEfInfoR&viewCls=lsPtnThdCmp#20170922)

### e) 受給要件(老齢年金)[43]

支給開始年齢は徐々に引き上げられており、1953 年度～1956 年度生まれの者は 61 歳となり、以降 4 年ごとに 1 歳引き上げられており、1969 年度以降に生まれたものは 65 歳より支給される。

最低加入期間は 10 年となっている。

### f) 給付水準

年金支給額は図表 I-39 に示すとおりである。

**図表 I-39　毎月の年金支給額の計算方法**

基本年金額（年額）
＝（2.4A＋1.8B）×（ 1 ＋0.05n/12）×（P1/P）（←1998 年以前：所得代替率 70%）
＋1.8（A＋B）×（ 1 ＋0.05n/12）×（P2/P）（←1999～2007 年：所得代替率 60%）
＋1.5（A＋B）×（ 1 ＋0.05n/12）×（P3/P）（←2008 年：所得代替率 50%）
……
＋1.29（A＋B）×（ 1 ＋0.05n/12）×（P17/P）（←2022 年：所得代替率 43%）
……
＋1.2（A＋B）×（ 1 ＋0.05n/12）×（P23/P）（←2028 年：所得代替率 40%）

- A：全ての被保険者の平均月額所得（年金支給開始直前の 3 年間）
- B：被保険者本人の保険加入期間中の基本月額所得（標準報酬月額）の平均値
- n：被保険者本人の保険加入期間のうち 20 年を超えた月数
- P：被保険者本人の全保険加入月数
- P1：1998 年以前の保険加入月数
- P2：1999～2007 年までの保険加入月数
- P3 ： 2008 年の保険加入月数
- P17：2022 年の保険加入月数，P23：2028 年の保険加入月数
- A 及び B に乗じる乗率は，2008～2027 年にかけて，1.5 から毎年 0.015 減少し，2028 年には 1.2 となり，固定される予定。
- 上記算定式で導き出される基本年金額は「年額」であり，「月額」に換算するには基本年金額を 12 か月で除する必要がある。

出典：公益財団法人 年金シニアプラン総合研究機構(2022)各国の年金制度

年金の繰下げ受給による受給額の引き上げが導入されている。

[43] 国民年金公団(https://www.nps.or.kr/jsppage/info/easy/easy_04_02.jsp)

支給開始日から 5 年に達するまでの間、年金額の全部または一部について支給の繰下げを申請することが可能である。

支給繰下げ割合については、50%、60%、70%、80%、90%、全額から選択する。

繰下げ 1 年ごとに、支給繰下げ申請時の老齢年金額の 0.6%が毎月上乗せ支給される。

### g) 課税

2002 年以前は保険料に対する控除が認められなかった一方で、給付時は非課税とされていた。しかし、中間層の負担軽減、年金所得への課税を通じた課税基盤の強化及び公平性の向上、所得発生時期と課税対象期間の一致のため、所得税法改正がなされた。

拠出段階においては、保険料の本人負担分は事業所得者、給与所得者ともに全額控除対象となっている。また、保険料の事業主負担分は損金算入される。

運用段階においては、運用益は非課税となっている。

給付段階においては、年金所得(年金支給額－年金所得控除・人的控除)[44]に応じて課税がなされる。

**図表 I-40 年金所得控除**

| 課税対象年金額(年金総額) | 年金所得控除額(上限 900 万ウォン) |
|---|---|
| 350 万ウォン以下 | 全額 |
| 350 万ウォン超 700 万ウォン以下 | 350 万ウォン＋(年金総額－350 万ウォン)×40% |
| 700 万ウォン超 1,400 万ウォン以下 | 490 万ウォン＋(年金総額－700 万ウォン)×20% |
| 1,400 万ウォン超 | 630 万ウォン＋(年金総額－1,400 万ウォン)×10% |

出典：国民年金公団 HP(https://www.nps.or.kr/jsppage/info/easy/easy_02_01.jsp)及び国民年金保険法(https://www.law.go.kr/lsInfoP.do?lsiSeq=192533&lsId=001781&chrClsCd=010202&urlMode=lsEfInfoR&viewCls=lsPtnThdCmp#20170922)

**図表 I-41 人的控除**

| 控除区分 | 控除要件 | 控除金額 |
|---|---|---|
| 本人控除 | 受給権者本人 | 150 万ウォン |
| 配偶者控除 | 年間所得金額が 100 万ウォン以下の配偶者(総支給額 500 万ウォン以下の労働所得のみの配偶者を含む) | 150 万ウォン |
| 扶養家族控除 | 年間所得金額が 100 万ウォン以下の生計を共にする扶養家族(総支給額 500 万ウォン以下の勤労所得のみの扶養家族 | 150 万ウォン |

[44] 障害年金、遺族年金は非課税となっている。

| | | |
|---|---|---|
| | を含む)。障害者の場合、年齢制限なし)<br>直系尊属(60 歳以上)<br>直系扶養(20 歳以下)<br>兄弟姉妹(20 歳以下)dl-uid="199"> 兄弟姉妹(満 20 歳以下または満 60 歳以上)<br>基礎生活受給者<br>扶養義務のある児童 | |
| その他追加控除あり | | |

出典：国民年金公団 HP(https://www.nps.or.kr/jsppage/info/easy/easy_02_01.jsp)及び国民年金保険法(https://www.law.go.kr/lsInfoP.do?lsiSeq=192533&lsId=001781&chrClsCd=010202&urlMode=lsEfInfoR&viewCls=lsPtnThdCmp#20170922)

国民年金公団が源泉徴収義務者となり、老齢年金支給時に源泉徴収される。

### h) 受給者数

老齢年金[45]

579 万 2,509 人(2024 年 7 月末)

### i) 支給総額

総支出 3 兆 2,117 億ウォン（2024 年 7 月）[46]

[45] 国民年金公団 HP(https://www.nps.or.kr/jsppage/etc/data/data02_01.jsp)
[46] 国民年金公団 HP(https://www.nps.or.kr/jsppage/stats/stats_map.jsp)

### ② 財源

#### a) 社会保険料[47]

社会保険料は、基準所得金額に国民年金保険料率を乗じて算定される金額となる。

基準所得金額は、国民年金保険料算定のために加入者が申告した収入月額から、千ウォン未満を切り捨てた金額を指し、39 万ウォンから 617 万ウォンの範囲で決定される[48]。つまり、月額収入が 39 万ウォン未満の者 39 万ウォン、617 万ウォン超の者は 617 万ウォンが基準所得金額となる。

事業所加入者の基準所得金額は、以下のように算定される。

- 資格取得及び納付再開時の月額：使用者が被用者に支給することを約束した金額となる。入社(復職)時に支給されることが予測可能な全ての収入を含め、使用者が国民年金公団に申告した金額である。
- 加入期間中の月額：前年度に当該事業所で被用者が得た収入を勤務日数で割った金額の 30 倍に相当する金額

また、国民年金保険料率は 9%であり、労使折半(事業所 4.5%、被用者 4.5%)となる。また、納付は事業所が被用者分も源泉徴収して、一括して支払う。

地域加入者、任意加入者、任意継続加入者は基準所得金額に国民年金保険料を全額支払うため、基準所得金額に 9%を乗じた金額となる。なお、農漁業に従事する加入者に対しては、46,350 ウォンを上限として国民年金保険料の 50%に相当する金額が国庫補助される[49]。また、地域加入者のうち経済的理由に拠って納付免除を受けていたものが納付再開時に 46,350 ウォンを上限として国民年金保険料の 50%に相当する金額が国庫補助される[50]。

#### b) 税財源

農漁業に従事する者、地域加入者の一部に対して国庫補助を行っているが、特定の税財源が充てられている訳ではない。

#### c) その他

国民年金基金(積立金)は 2023 年末に 1,036 兆ウォンに達している。うち海外投資額が 534 兆ウォンとなっている。

---

47 2024 年 10 月時点の情報を記載する。国民年金公団 HP (https://www.nps.or.kr/jsppage/info/easy/easy_03_01.jsp)参照。

48 基準所得月額の上限・下限は、事業所加入者・地域加入者の平均給与月額の直近 3 年間の変動率をもとに、保健福祉部長官が 3 月末までに告示し、同年 7 月から 1 年間適用される。

49 ただし、都市部に転出し農漁業に従事していない者、財産税課税標準の合計額が 12 億ウォンの者等に対しては国庫補助は打ち切られる。

50 一人当たり一生涯で最大 12 か月まで支援される。

### ③ 制度の変遷

#### a) 沿革

韓国の国民年金は、1973 年の国民福祉年金法制定がスタートである。ただし、オイルショックの影響により、施行延期となり、1986 年に新たに制定された国民年金法のもとで、1987 年に運営機関として国民年金公団が設立され、1988 年より国民年金制度が開始された。

当初は、常時 10 人以上の勤労者を雇用する事業所おける「18 歳以上-60 歳未満の被用者及び事業主」にのみ適用された。適用範囲は徐々に拡大し、1999 年に都市地域住民まで拡大したことにより、国民皆年金制度が達成された。

#### b) 近年の制度改正

近年の制度改正として、2007 年に実施された国民年金制度改革と基礎老齢年金の導入が挙げられる。

国民年金については、1998 年に財政再計算制度導入された後、初めて財政再計算に基づく保険料率・給付水準の改訂が行われた。保険料率は据え置かれたが、給付水準について大幅な引き下げがなされた。また、兵役期間および出産期間に対する「年金クレジット制度」が導入され、兵役に就いたもの、出産した者については一定の要件のもとで保険料納付済み期間として認められることとなった。

基礎老齢年金については、一定の所得以下の高齢者を対象として、税財源による給付がなされることとなった。高齢者の貧困対策の施策として位置づけられている。

### ④ 今後の課題

年金財政に係る財政検証結果が 2003 年に公表され、現行の保険料率と給付水準を続ける場合には、2041 年に年金収支が赤字となり、2055 年に積立金がゼロになるとの推計が出された。背景としては、急速な少子高齢化がある。

尹錫悦政権は、2024 年 9 月に公的年金の抜本的な改革案を示している。ただし、政権が混乱する中で、改革の実現には至っていない。

| 項目 | 内容 |
|---|---|
| 保険料率引き上げ | 保険料率は 9%(1998 年から変化なし)から 13%に引き上げ。<br>所得代替率を 42%に設定（従前は 40%水準であり、上方修正） |
| 年金積立金の収益率向上 | 長期収益率を 4.5%から 5.5%に目標引き上げ。専門人 |

| | |
|---|---|
| | 材を拡充 |
| 自動調整の仕組み導入 | 人口減や経済状況を考慮して支給額を調整 |
| 世代間の不公平への配慮 | 納入期間が多く残る若い世代ほど、保険料の引き上げ率を小さくする制度を導入 |
| 若者の年金制度に対する不信感の解消 | 支払いを保証する規定を法律に明記 |
| セーフティネット拡充 | 基礎年金の水準の引き上げ |

(出典)日経

### (3) 年金制度（基礎年金）

#### ① 制度概要

公的な老後所得保障をより行き届いたものとするため、租税を財源とする基礎年金制度が 2008 年から設けられている。2014 年 6 月までは基礎老齢年金制度、7 月以降は基礎年金制度として運営されており、65 歳以上の高齢者全体のうち、所得下位 70%の高齢者が対象となる。

#### a) 制度名

基礎年金（기초연금）

#### b) 運営主体

保健福祉部が所管している。

#### c) 財政方式

全額税方式

#### d) 被保険者資格 [51]

全額税負担にて、低所得の高齢者を支援する制度であり、被保険者の概念はない。

#### e) 受給要件 [52]

65 歳以上で大韓国民国籍を有し、韓国内に居住している高齢者のうち、世帯の所得認定額が選定基準以下の方が対象となる。

図表 I-42　基礎年金の受給要件（2025 年）

| 世帯類型 | 金額 |
|---|---|
| 単身世帯 | 2,280,000 ウォン |
| 夫婦世帯 | 3,648,000 ウォン |

出典：保健福祉部 HP(https://basicpension.mohw.go.kr/menu.es?mid=a10102010000)

#### f) 給付水準

年金支給額は図表 I-43 に示すとおりである。

[51] 保健福祉部 HP(https://basicpension.mohw.go.kr/menu.es?mid=a10102010000)
[52] 国民年金公団(https://www.nps.or.kr/jsppage/info/easy/easy_04_02.jsp)

図表 I-43　毎月の年金支給額の計算方法（2025 年）

| 条件 | 支給額 |
|---|---|
| 国民年金を受け取っていない者<br>国民年金の受給額が月額 513,760 ウォン以下の者<br>国民年金の遺族年金や障害年金を受給している者<br>国民基礎生活保障の受給者、障害者年金を受給している者等 | 月最大 342,510 ウォン |
| 国民年金の受給額が月額 513,760 ウォン以上、856,270 ウォン | 月最大 856,270 ウォン<br>－国民年金給付額等 |

注：別途所得再配分給付として(342,510 ウォン－A 給付額×2/3＋付加年金額)で算定される場合もある
出典：保健福祉部 HP(https://basicpension.mohw.go.kr/menu.es?mid=a10103010000)

なお、夫婦が共に基礎年金を受給する場合には、それぞれについて算定された基礎年金額の 20%が減額される。

### g) 課税

支給時点において課税対象となる。

### h) 受給者数

736 万人（2025 年・見込み）[53]

### i) 支給総額

26.1 兆ウォン（2025 年・見込み）[54]

[53] 保健福祉部（2025）プレスリリース
（https://basicpension.mohw.go.kr/report.es?mid=a10404010000&num=1484197&mode=view&code=N0007&part=report）
[54] 保健福祉部（2025）プレスリリース
（https://basicpension.mohw.go.kr/report.es?mid=a10404010000&num=1484197&mode=view&code=N0007&part=report）

### ② 財源

#### a) 社会保険料

基礎年金では、社会保険料は財源として用いられていない。

#### b) 税財源

全額税財源によって賄われている。

財源の負担は、国と地方公共団体が負担する。国の負担割合は、40/100 から 90/100 の範囲内で、高齢者人口比率や地方公共団体の財政状況を考慮して地方自治体毎に定められた割合である。残りは地方公共団体が負担する。

地方負担分は、特別市・広域市・特別自治市・道・特別自治道の負担分と市・郡・区の負担分に分けられる。負担割合は高齢者人口比率や地方公共団体の財政状況を考慮した上で保健福祉部長官と協議の上、道・市等の条例で定められる。

特別自治市・特別自治道においては、国は国負担分を特別自治市・特別自治道に支給する。

市・郡・区においては、国は国負担分を広域自治体である特別市・広域市・道に支給し、特別市・広域市・道が負担する金額を加算して、市・郡・区に支給する。

**図表 I-44 基礎年金の国と地方公共団体の負担割合（国の負担割合）**

| | | 高齢者人口比率 | | |
|---|---|---|---|---|
| | | 14%未満 | 14%以上 20%未満 | 20%以上 |
| 財政自立度[55] | 90%以上 | 40/100 | 50/100 | 60/100 |
| | 80%以上 90%未満 | 50/100 | 60/100 | 70/100 |
| | 80%未満 | 70/100 | 80/100 | 90/100 |

出典：基礎年金法施行令別表 2(https://www.law.go.kr/%EB%B2%95%EB%A0%B9/%EA%B8%B0%EC%B4%88%EC%97%B0%EA%B8%88%EB%B2%95)

### ③ 今後の課題

韓国の政府系シンクタンクである韓国開発研究院（KDI）は、2025 年 2 月 25 日に「基礎年金選定方式の改編方向」との報告書を提出している[56]。現在の基礎年金は対象者が多くなっていることから、財政負担に比して「老人貧困」の改善効果はそれほど大きくないと分析している。同報告書において、対象者を限定するとともに、支給額を引き上げることを提案している。

[55] 当該算定式においては、(地方税＋税外収入＋地方交付税＋調整交付金)／一般会計歳入決算額の過去 3 年間の平均値が用いられる(基礎年金法施行令別表 2)。一般的に地方自治体の財政指標とされる財政自立度とは異なる

[56] 韓国開発研究院 Web サイト　https://www.kdi.re.kr/research/focusView?pub_no=18631

### (4) 医療制度

#### ① 制度概要

国民健康保険公団が保険者として、加入者資格管理、保険料賦課・徴収、保険給付を支給している。加入者は、職場加入者と地域加入者に分けられる。職場加入者は事業所の労働者・使用者、公務員、教職員と、その被扶養者である。地域加入者は、職場加入者及び職場加入者の被扶養者を除く者である。なお、生活困窮者向けには医療給付制度が別途設けられている。

#### a) 制度名

国民健康保険(국민건강보험)

#### b) 運営主体

国民健康保険公団(국민건강보험공단)が保険者として、加入者資格管理、保険料賦課・徴収、保険給付を支給する。

健康保険審査評価院(건강보험심사평가원)が療養機関から請求された療養給付を審査し、適正性を評価する。

#### c) 被保険者資格

加入者は、すべての韓国国民である。ただし、医療給付制度の受給者等を除く(国民健康保険法第 5 条)。

外国人については、適用事業所で雇用されている場合や、韓国の居住期間が 6 か月を超える場合には原則として加入義務がある[57]。

加入者は、職場加入者と地域加入者に分けられる。職場加入者は事業所の労働者・使用者、公務員、教職員と、その被扶養者である。地域加入者は、職場加入者及び職場加入者の被扶養者を除く者である。

なお、医療給付法(의료급여법)に基づき、生活困窮者向けには医療給付制度(의료급여제도)が別途設けられている[58]。

#### d) 給付水準

##### ア.　給付対象

加入者及び被扶養者の疾病、怪我に係る予防・診察・治療・リハビリや、出産、死亡、健

[57] 在留資格が「A(外交)」、「B(観光)」、「C(短期)」、「G(その他)」の場合には加入対象外である。ただし、「G(その他)」のうち、人道的在留許可者等は対象である。国民健康保険公団 HP (https://www.nhis.or.kr/nhis/policy/wbhada02400m01.do)

[58] 国民健康保険公団 HP(https://www.nhis.or.kr/nhis/policy/wbhada21000m01.do)

康増進等について、現物給付又は現金給付の形で提供される。

### ｲ.　　給付の種類

給付については、図表 I-45 に示す区分のとおり、現物給付・現金給付に分けられる。

**図表 I-45 医療給付の内容**

| 区分 | | 受給権者 |
|---|---|---|
| 現物給付 | 療養給付 | 加入者・被扶養者 |
| | 健康診断 | 加入者・被扶養者 |
| 現金給付 | 高額療養費制度(自己負担額の上限) | 加入者・被扶養者 |
| | 障害者の補助器具費用の補助 | 加入者・被扶養者で、障害者福祉法において登録された障害者 |
| | 妊娠・出産費用 | 加入者・被扶養者で、妊娠・出産診療費の受給権者(妊娠・出産が確認された者等) |

出典：国民健康保険公団 HP(https://www.nhis.or.kr/nhis/policy/wbhada02200m01.do)

### ｳ.　　本人負担割合等

本人負担割合等については、図表 I-46 に示すとおりである。外来については、医療機関の種別によって自己負担割合が異なっている。

**図表 I-46 本人負担割合**

| 区分 | | 自己負担率 |
|---|---|---|
| 療養給付 | 入院 | 医療費：20%<br>食事代：50%<br>CT・MRI・PET 等の医療機器の利用：外来の自己負担率と同様 |
| | 外来 | 医療機関の種別により 30～60%（上級総合病院は診察料総額及び残りの療養給付費用の 60%、総合病院は 45～50%、病院は 35～40%、医院では 30%）<br>※ただし、妊婦の外来の場合にはいずれも自己負担率は抑えられる |
| | 薬局 | 30%<br>※ただし、軽症疾患で上級総合病院、総合病院を訪れた場合には 50%又は 40% |

| | | |
|---|---|---|
| 高額療養費制度(自己負担額の上限) | | 年間平均保険料水準に応じて、①120 日以上入院、②その他の場合、に分けて年間の自己負担額の上限が定められる。上限を超える金額については、国民健康保険公団が負担する。<br>87 万ウォンから 1,050 万ウォンまで設定されている。 |
| 妊娠・出産費用 | 基本支給額 | 妊娠 1 回当たり一胎児 100 万ウォン、多胎児 140 万ウォンを支給(バウチャーで支給) |
| | 追加支給額 | 分娩不便地域に居住するものは 20 万ウォンが支給<br>多胎児の場合には一胎児 100 万ウォンとなるよう支給 |

出典：国民健康保険公団 HP(https://www.nhis.or.kr/nhis/policy/wbhada10700m01.do, https://www.nhis.or.kr/nhis/policy/wbhada14200m01.do, https://www.nhis.or.kr/nhis/policy/wbhada13900m01.do)

なお、過剰診療を防止するため、年間 365 回を超える外来診療については、自己負担割合は 90%となる。ただし、18 歳未満の子ども、妊娠中の女性、特定疾患の患者等は例外となる。

**e) 課税**

**f) 加入者数**

2024 年 3 月時点で、職場加入者が 1,990 万人、被扶養者が 1,639 万人、地域加入者が 1,513 万人である。

**g) 支出総額**

支出総額は 89 兆 4,340 億ウォンである。うち現物給付が 86 兆 5,107 億ウォン、現金給付が 2 兆 9,233 億ウォンである [59]。

**② 財源**

財源は社会保険料と政府支援金から構成される。政府支援金は、国庫支援金と健康増進基金から構成されている。国庫支援金は社会保険料収入の 14%、健康増進基金は社会保険料収入の 6%となっている。ただし、政府の支援金については予算等の制約から、実際には図表 I-47 に示す実績となっている。

[59]国民健康保険公団(2024) 2023 年度国民健康保険統計年鑑 Table Ⅲ-1(https://www.hira.or.kr/bbsDummy.do?pgmid=HIRAA020045010000&brdScnBltNo=4&brdBltNo=2415&pageIndex=1&pageIndex2=1#none

図表 I-47 国民健康保険の財源構成(2023 年度)

| 項目 | | 収入 |
|---|---|---|
| 社会保険料収入 | | 82 兆 1,036 億ウォン |
| 政府からの支援金 | 国庫支援 | 9 兆 1,363 億ウォン |
| | 健康増進基金(たばこ税に課す賦課金) | 1 兆 8,208 億ウォン |
| | 合計 | 10 兆 9,572 億ウォン |
| その他収入 | | 3 兆 3,561 億ウォン |
| 合計 | | 96 兆 4,169 億ウォン |

出典：国民健康保険公団(2024) 2023 年度国民健康保険統計年鑑 Table Ⅱ-1(https://www.hira.or.kr/bbsDummy.do?pgmid=HIRAA020045010000&brdScnBltNo=4&brdBltNo=2415&pageIndex=1&pageIndex2=1#none)

### a) 社会保険料

#### ア.　職場加入者[60]

職場加入者の社会保険料は、職場からの報酬に基づいて課される報酬月額保険料と、その他の所得に基づいて課される報酬外所得月額保険料に分けられる。

【報酬月額保険料】

(月額)健康保険料＝報酬月額×健康保険料率(7.09%)
(月額)長期療養保険料＝健康保険料×長期療養保険料率(0.9182%)／健康保険料率(7.09%)
当該健康保険料を被用者・使用者が 50%ずつ負担する。

報酬月額は、該当年度に被用者が受けた報酬総額を勤務月数で除した金額である。

なお、2024 年の報酬月額の上限は 119,625,106 ウォン(健康保険料 8,481,420 ウォン)、下限は 279,266 ウォン(健康保険料 19,780 ウォン)。健康保険料の上限が、前年度の職場加入者の平均健康保険料[61]の 30 倍、下限は前年度の職場加入者の平均健康保険料の 5%～8.5%の水準で設定される。上限・下限の基準算定にあたっては 2018 年 7 月より前は報酬月額が用いられてきたが、2018 年 7 月以降は健康保険料が用いられることとなった。

報酬には、勤労の対価として受ける給与、賞与、手当が全て含まれる。ただし、退職金、原稿料、所得税法による非課税勤労所得(月 20 万ウォン以下の食事代等)は算定に含まれな

60 国民年金保険公団 HP(https://www.nhis.or.kr/nhis/policy/wbhada08300m01.do)
61 2022 年の平均健康保険料は 282,714 ウォンであった

い[62]。

【報酬外所得月額保険料】

| |
|---|
| (月額)健康保険料＝（年間報酬外所得－2,000 万ウォン）÷12 か月×所得評価率×健康保険料率(7.09%) |
| (月額)長期療養保険料＝健康保険料×長期療養保険料率(0.9182%)／健康保険料率(7.09%) |

所得評価率としては、事業所得・利子所得・配当所得・その他所得は 100%、年金所得・勤労所得は 50%となっている。いずれの所得についても所得税法に基づいて算定される所得額が基準となる[63]。なお、公的年金所得については、課税期間に発生した年金所得の全額を年金所得とする。

保険料軽減措置として、図表 I-48 に示す軽減措置が設けられている。

**図表 I-48 健康保険料（職場加入者）軽減措置**

| 制度 | 概要 |
|---|---|
| 休職者の保険料軽減 | ・　無報酬休職の場合には、保険料の 100 分の 50 が軽減される<br>・　報酬有の休職の場合には、休職前月の報酬前の報酬月額を基準に算定した保険料と、休職期間に事業所で支給された報酬を基準に算定した保険料の差額の 100 分の 50 が軽減される<br>・　育児休業の場合、休職前月の報酬月額保険料と、報酬月額保険料の下限額の差額分が軽減される。 |
| 離島等における保険料軽減 | 離島等に勤務又は居住している者は、保険料率が 100 分の 50 軽減される。 |

出典：国民健康保険公団 HP(https://www.nhis.or.kr/nhis/policy/wbhada09300m01.do)

報酬月額保険料は、被用者負担の保険料については使用者が源泉徴収を行った上で、納付義務を負う[64]。

報酬外所得月額保険料は、被用者が納付義務を負う[65]。

なお、毎年 1 回年末調整が行われる。報酬月額保険料の申告義務者は、被用者の場合には

62 国民健康保険法施行令第 33 条
(https://law.go.kr/LSW//lsLinkCommonInfo.do?lspttninfSeq=69488&chrClsCd=010202)
63 国民健康保険法施行令第 41 条
(https://law.go.kr/LSW//lsLinkCommonInfo.do?lspttninfSeq=69493&chrClsCd=010202)
64 国民健康保険法第 77 条
65 国民健康保険法第 77 条

使用者、公務員の場合には組織の長、教職員の場合には学校経営者である。

**イ.　　地域加入者**

地域加入者は、加入者の所得・試算を基準として賦課要素別に保険料を算定した上で、軽減措置等を考慮した上で世帯単位で賦課される。

(月収 28 万ウォン以下)
健康保険料＝所得月額最低保険料(19,780 ウォン)＋財産保険料賦課点数×賦課点数当たりの金額(208.4 ウォン)

(月収 28 万ウォン超)
健康保険料＝所得月額×健康保険料率(7.09%)＋財産保険料賦課点数×賦課点数当たりの金額(208.4 ウォン)

(月額)長期療養保険料＝健康保険料×長期療養保険料率(0.9182%)／健康保険料率(7.09%)

所得金額の算定にあたっては、所得金額に所得評価率を乗じた額となる。事業所得・利子所得・配当所得・その他所得は 100%、年金所得・勤労所得は 50%となっている。

財産保険料賦課点数は、総額に応じて 450 万ウォン以下の 22 点から、77 億 8,124 万ウォン超の 2,341 点まで 60 等級が設定されている。財産は、土地・建物・住宅・船舶・航空機、賃貸住宅の保証金等が含まれる。

| | 賦課ベースの算定方法 |
|---|---|
| 所得 | ・　事業所得・利子所得・配当所得・その他所得：100%算入<br>・　年金所得・勤労所得：50%算入 |
| 財産保険料 | ・　固定資産税の課税対象となる住宅、建物、土地、船舶、航空機：100%算入<br>・　賃貸住宅に対する補償金等：30%算入 |

出典：国民健康保険公団 HP(https://www.nhis.or.kr/nhis/policy/wbhada08000m01.do)

健康保険料の軽減措置としては図表 I-49 に示す軽減措置が設けられており、10～30%の軽減がなされる。

**図表 I-49 健康保険料(地域加入者)の軽減措置**

| 種類 | 30%減免 | 20%減免 | 10%減免 |
|---|---|---|---|

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 所得・財産要件 | 65 歳以上<br>ひとり親世帯<br>少年少女世帯 | 財産表<br>6,000 万ウォン<br>以下 | 財産表<br>6,000 万～9,000<br>万ウォン | 財産表<br>9,000 万～1 億<br>3,500 万ウォン |
| | 55 歳以上の女性単身世帯 | 所得月額 30 万ウォン以下 | | |
| | 長期収監・行方不明・慢性疾患 | | | |
| 所得月額 30 万ウォン<br>＋財産課税表 1 億 3,500 万ウォン | 70 歳以上のみ | 70 歳以上の高齢者だけの世帯 [66] | | |
| | 登録障害者 | 重度障害者 | 重度でない障害者 | |
| | 功労者等 | 1～2 級 | 3～5 級 | 6～7 級 |

出典：国民健康保険公団 HP(https://www.nhis.or.kr/nhis/policy/wbhada08800m01.do)

納税義務は、加入者が属する世帯の地域加入者全員が連帯して負うこととなる [67]、

**b) 税財源**

税財源として、国から国民健康保険公団に支給される国庫支援金と健康増進基金からの収入が挙げられる。

健康増進基金は、たばこに課される国民健康増進負担金(국민건강증진부담금)を財源とする基金である。

| | 金額 | 財源の用途 |
|---|---|---|
| 国庫支援金(国民健康保険法第 108 条の 2 第 1 項) | 保険料収入予想額の 14% | 加入者・被扶養者に対する保険給付<br>健康保険事業の運営費<br>保険料の軽減に対する支援 |
| 健康増進基金(国民健康保険法第 108 条の 2 第 2 項) | 保険料収入予想額の 6% | 健康増進に関する事業(健康診断等)<br>喫煙による疾病に対する保険給付<br>65 歳以上の高齢者に対する保険給付 |

出典：国民健康保険公団 HP(https://www.nhis.or.kr/nhis/policy/wbhada08900m01.do)、国民健康保険法(https://law.go.kr/%EB%B2%95%EB%A0%B9/%EA%B5%AD%EB%AF%BC%EA%B1%B4%EA%B0%95%E

[66] 夫婦である場合、片方が 70 歳未満でも認められる。
[67] 国民健康保険法第 77 条

B%B3%B4%ED%97%98%EB%B2%95),

### c) その他

延滞金、不当利得金、その他徴収金などは統計上「その他」に入れられる。

## ③ 今後の課題

2017 年に文在寅政権は、「健康保険保障性強化対策」を打ち出し、健康保険の対象となる医療の範囲の拡大、個人医療費負担上限額の引き下げ等を実施した。韓国において公的医療保険の給付は、従前は他の先進国と比較して低い水準であったが、給付水準は大幅に引き上げられた。

韓国においては、公的医療保険は黒字が累積しているが、今後、①人口動態の急激な変化、②医療技術の進歩による財政負担の増大が見込まれていることに加え、③「健康保険保障性強化対策」による公的医療保険の給付水準の向上がなされたことから、財政負担はさらに増大することが想定される。韓国においても、近い将来、給付の抑制や保険料増加を含む財源確保が求められることが想定される。

### (5) 介護制度

#### ① 制度概要[68]

加齢や病気のため入浴や家事等日常生活に支障がある者に対して生活支援サービスなどを提供し、老後の生活の安定と家族の負担軽減を図ることを目的として2008年に長期療養保険制度が導入されている。

#### a) 制度名

長期療養保険(노인장기요양보험제도)

#### b) 運営主体

国民健康保険公団(국민건강보험공단)が保険者として、加入者資格管理、保険料賦課・徴収、保険給付を支給する。

国民健康保険公団内部に設置される長期療養等級判定委員会(등급판정위원회)が長期療養等級を判定する。

#### c) 被保険者資格

国民健康保険の加入者が長期療養保険の加入者となる(長期療養保険法第7条)。

#### d) 給付水準

##### ｱ.　認定

給付を受ける上では、まず国民健康保険公団からの長期療養認定を受けることが必要である。

長期療養認定の手続きは、①国民健康保険公団への長期寮認定の申請、②国民健康保険公団の訪問による認定調査、③長期療養等級判定委員会(등급판정위원회)による長期療養等級の判定、④長期療養認定書・個人別長期療養利用計画書の作成・送付の流れで行われる。

日常生活への支障の程度に応じて1等級（日常生活のすべてに療養が必要）から5等級（認知症患者）に分類される。

申請資格を有するのは、①65歳以上の者、②65歳未満で認知症・脳血管性疾患などの加齢に伴う疾患を有する者である。

##### ｲ.　自己負担額

自己負担額は、①在宅給付、②施設給付で分かれている。在宅給付は長期療養給付の100分の15、施設給付は長期療養給付の100分の20である。

---

[68] 主に国民健康保険公団HP参照
(https://www.longtermcare.or.kr/npbs/e/b/101/npeb101m01.web?menuId=npe0000000030&zoomSize=)

なお、自己負担額については、国民基礎生活保障法(국민기초생활보장법)による医療給付受給者は全額免除されるほか、40～60%の軽減がなされる者がいる。

### e) 課税

### f) 利用者数

等級認定者数は 1,152,735 名(うち 1 等級 54,490 名、2 等級 98,907 名、3 等級 307,998 名、4 等級 530,267 名、5 等級 133,592 名、認知支援等級 27,481 名)　※いずれも 2024 年 10 月末時点 [69]

### g) 支出総額

支出総額は 14 兆 1,419 億ウォンである。うち在宅給付が 8 兆 5,420 億ウォン、施設給付が 5 兆 1,317 億ウォンである。

### ② 財源

財源は社会保険料と政府支援金から構成される。政府支援は、国庫支援金と健康増進基金から構成されている。国庫支援金は社会保険料収入の 20%となっている。ただし、政府の支援金については予算等の制約から、実際には図表 I-50 に示す実績となっている。

**図表 I-50 長期療養保険の財源構成(2023 年度)**

| 項目 | 収入 |
|---|---|
| 社会保険料収入 | 10 兆 3,927 億ウォン |
| 国庫支援 | 1 兆 9,916 億ウォン |
| 医療給付受給者に対する支援 | 2 兆 7,216 億ウォン<br>(うち地方公共団体分 2 兆 6,074 億ウォン) |
| その他収入 | 3,692 億ウォン |
| 合計 | 15 兆 4,750 億ウォン |

出典：国民健康保険公団(2024) 2024 年度長期療養保険統計年鑑 Table V-1(https://www.suwonudc.co.kr/swjjc/base/board/read?boardManagementNo=38&boardNo=1530&searchCategory=&page=1&searchType=&searchWord=&menuLevel=3&menuNo=18)

[69] 国民健康保険公団(2024) 運営センター別等級判定現況(資格別)(10 月 31 日基準)( https://www.longtermcare.or.kr/npbs/d/m/000/moveBoardView?menuId=npe0000000950&bKey=B0019)

### a) 社会保険料

社会保険料は、健康保険料をベースに算定される。

算定式としては、健康保険料を健康料率(7.09%)で除した上で、長期保険料率(0.9182%)を乗じて算定する。

| |
|---|
| (月額)長期療養保険料＝健康保険料×長期療養保険料率(0.9182%)／健康保険料率(7.09%)<br><br>※保険料算定方法は、2022 年までは健康保険料×長期療養保険料率で算定されていた。長期療養保険料率は 2022 年の 12.27%から 2023 年に 0.9082%へ下げられているが、これは計算方法の変更に拠るものである。 |

なお、長期療養保険料には図表 I-51 に示す軽減措置が設けられている。

**図表 I-51 長期療養保険料の軽減措置**

| | |
|---|---|
| 障害者・希少難治性疾患者 | 30%減免 |

出典：国民健康保険公団 HP(https://www.nhis.or.kr/nhis/policy/wbhada08900m01.do)

納付は国民健康保険料と同様である[70]。

### b) 税財源

税財源として、保険料の予想収入額の 100 分の 20 に相当する金額を、国が国民健康保険公団に支援する。

また、医療給付受給者に対する長期療養給付費用、医師所見書発行費用、訪問看護指示書発行費用等については国・地方自治体が負担する。

### ③ 制度の変遷

韓国の介護保険制度は 2008 年に導入された。2001 年に金大中大統領(当時)が長期療養保険制度の導入を公式に表明した後、2003 年に「公的老人療養保障推進企画団」の設置や、2005 年から 2008 年までの一部自治体におけるモデル事業の実施、2007 年の長期療養保険法の制定を経て、2008 年 7 月に施行された。

その後、2014 年からの等級拡大、2018 年度からの軽い認知症の症状がある高齢者を対象とする認定支援等級の新設等を行っている。

---

70 長期療養保険法第 11 条
(https://www.law.go.kr/%EB%B2%95%EB%A0%B9/%EB%85%B8%EC%9D%B8%EC%9E%A5%EA%B8%B0%EC%9A%94%EC%96%91%EB%B3%B4%ED%97%98%EB%B2%95)

**④ 今後の課題**

現時点では韓国の高齢化率はそれほど高い水準でなく、長期療養保険の財政負担も大きなものとなっていないが、急激な高齢化が見込まれる中で、長期療法保険の財政負担も急激に拡大する可能性が高い。

## 5. オランダ

**【社会保障制度全般】**

社会保障制度の起源は 1901 年の労働災害補償法まで遡る。老齢年金 AOW は、1942 年の英国の「ベバレッジ報告」に触発され、その後 15 年間の議論を経て 1957 年に成立。以後、伝統的ビスマルク型から北欧モデル型へ転換し、高福祉国家となった。

**【年金制度】**

・ 公的年金制度は、国民保険と被用者保険の 2 種類の社会保険で構成される。前者は国民全員、後者は被用者のみを対象とする。国民保険では、老齢年金 AOW、遺族年金 ANW に対する給付を行う。国民保険制度の運営は、社会保険銀行（SVB）である。保険料は所得税と合わせて税務当局が徴収する（雇用主による源泉徴収)。国民保険の保険料は、雇用主負担がなく、被用者負担のみである。

**【被用者保険】**

・ 被用者保険は、従業員を病気、就労不能、失業による経済的影響から保護することを目的とした強制保険である。保険料は雇用主が全額負担する。被用者保険には疾病給付、障害保険等が含まれる。

**【医療制度】**

・ オランダの医療は介護と連動しており、強制保険としての健康保険法 Zvw により、急性期の治療を中心とした短期的な医療サービス（プライマリーケア、専門病院による治療）に加え、ホームナーシングも対象に加えられるなど、サービスの対象範囲が拡大している。財源は、被保険者の所得比例保険料、国による公的補助金、被保険者の定額保険料、そして例外的な被保険者の自己負担金である。

・ 医療制度の特徴は、医療サービスの公平性を保ちながら保険者間の競争を促す「管理された競争」である。保険者は私的な健康保険会社であり、リスク・セレクションは禁止されている。被保険者は保険者を自由に選び、毎年変更することができる。なお、保険者間のリスク格差を調整するため、政府（健康保険基金）から各保険者に、リスク構造調整プレミアムが配分される。

**【介護制度】**

・ 2015 年の医療・介護改革により、施設ケアは介護保険法 Wlz、治療中心の医療サービスは健康保険法 Zvw、在宅介護サービスの大部分は社会支援法 Wmo に基づく体制へと変更された。Wlz は強制加入の公的保険であり、財源は、被保険者の所得比例保険料、被保険者の自己負担、国の補助金である。

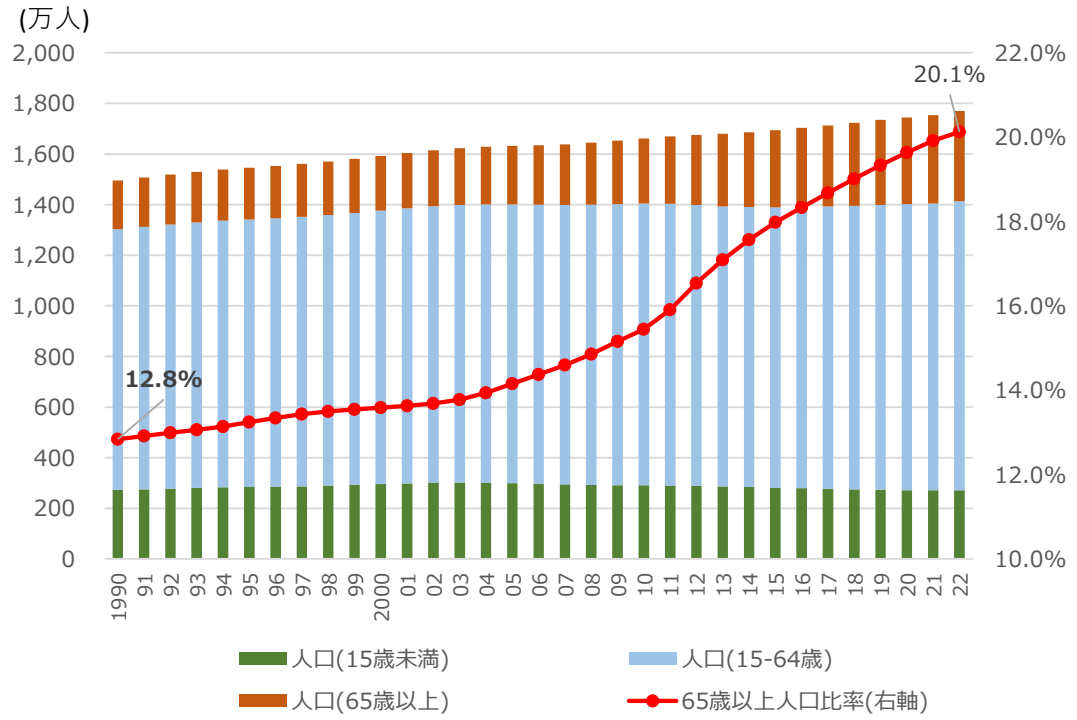
・ 一方、Wmo は中央政府からの補助金と地方自治体の税財源によって運営される社会保障制度であって、社会保険には位置づけられていない。

図表 I-52　基本的事項（オランダ）

| | |
|---|---|
| 国名 | オランダ王国 |
| 首都 | アムステルダム（政治機能所在地はハーグ） |
| 人口 | 1,770 万人（2022 年） |
| 年齢別人口構成 | 14 歳以下：15.4%、15-64 歳：64.5%、65 歳以上：20.1%　(2022 年) |
| 高齢化率 | 20.1%　(2022 年) |
| 出生率 | 1.49 (2022 年) |
| 国民負担率 | 39.2% (うち租税負担率 26.3%、社会保障負担率 12.9%) (2021 年) |

出典：OECD Stat, OECD Revenue Statistics

図表 I-53　人口及び高齢化率の推移（オランダ）




出典：OECD Stat

### (1) 社会保障制度全般

オランダの社会保障制度は、国民保険（年金）、被用者保険、健康保険（短期医療）、介護保険（長期）等に分類される。

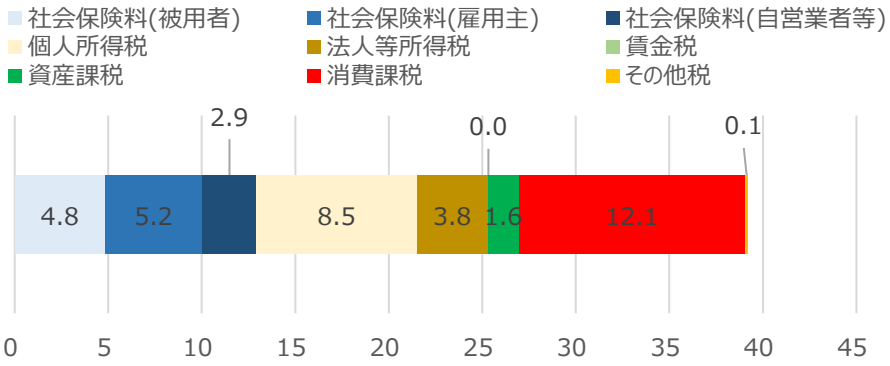
このうち、①国民保険（年金）は、1 階部分の公的年金よりも、2 階部分の職域年金が中心であり、保険料は従業員負担のみとなっていること、②被用者保険では失業や障害・疾病等に伴う所得減少に対する保障を行い、全額が雇用主負担の社会保険であること、③医療保険では、「管理された競争」の下で保険者間がサービス提供を競争する構造となっていること、④介護保険は、2015 年の改革で施設ケアのみが対象となり、国が保険者となって各圏

域の Care Office が代行者としてサービスを提供していること、といった特色がある。

### ① 税・社会保険料対 GDP 比

オランダの税・社会保険料対 GDP 比は図表 I-54 に示す通りである。社会保険料が 12.9%(うち被用者 4.8%、雇用主 5.2%、自営業者等 2.9%)、税が 25.7%(うち個人所得税 8.5%、法人等所得税 3.8%、資産課税 1.6%、消費課税 12.1%)となっている。

図表 I-54　オランダにおける税・社会保険料対 GDP 比(2021 年度)

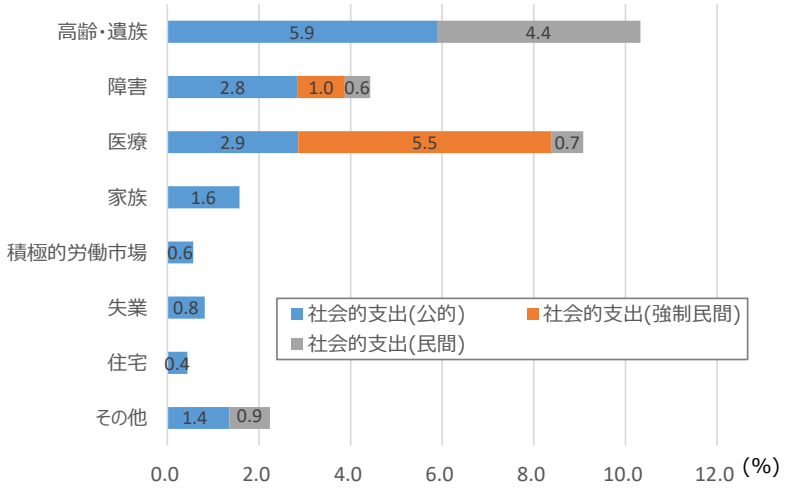



出典：OECD Revenue Statistics

### ② 社会保障制度の全体像

オランダの社会保障関連支出は図表 I-55 に示すとおりである。オランダでは、社会支出に対する公的支出は GDP 比 16.3%である。うち高齢・遺族 5.9%、障害 2.8%、医療 2.9%、家族 1.6%、職業訓練 0.6%、失業 0.8%、住宅 0.4%、その他 1.4%である

図表 I-55　オランダにおける社会保障費対 GDP 比(2019 年度)




出典：OECD Social expenditure aggregates

オランダにおける主な社会保障制度について図表 I-56 に示す。

**図表 I-56　オランダにおける主な社会保障制度**

| | 制度 | 財源 |
|---|---|---|
| 年金（国民保険） | ・老齢年金 AOW<br>・遺族年金 ANW | 保険料(従業員のみ)<br>税財源 |
| 被用者保険 | ・失業保険 WW<br>・雇用所得保障 WIA<br>・疾病給付 ZW 等 | 保険料（雇用主のみ）<br>税財源 |
| 医療（医療保険） | ・医療保険（短期）Zvw | 保険料（雇用主、従業員）<br>政府補助金(税財源)<br>(＋定額保険料、自己負担金) |
| 介護 | ・介護保険（長期）Wlz | 保険料<br>政府補助(税財源)、利用者負担金 |
| | ・社会支援法 Wmo | 政府補助(税財源)、利用者負担金 |
| 公的扶助 | ・社会扶助(WWB) | 税財源 |
| 児童政策 | ・保育所(保育手当) | 利用料<br>税財源 |
| | ・児童手当<br>・追加児童手当(低所得世帯) | 税財源 |

出典：以下で紹介する各種資料より MURC 作成

**③ 社会保障制度・財源全般に係る課題**

オランダでは高齢化の進展に伴い、平均寿命の延びに合わせ年金の受給開始年齢を上げる政策がとられており、段階的に支給開始年齢が引き上げられている（2024 年 1 月からの支給開始年齢は 67 歳）。また、公的年金を補う手段としての職域年金における「集団的確定拠出年金」への移行が行われている。

医療・介護システムは連動して運用されており、

・コストを公的財源から民間・私的財源にシフトすること、

・施設のケアをホームケアに代替し、二次医療をプライマリーケアに代替すること

等が行われている。

これらの改革を継続していくことが求められている。

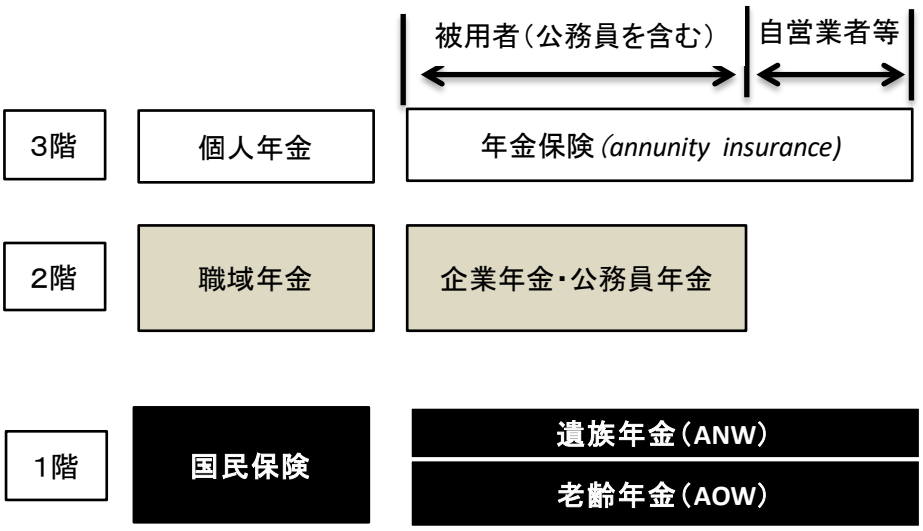
### (2) 年金制度

#### ① 制度概要

オランダの年金制度は 3 階建てとなっている。1 階部分を構成するのが国民保険、2 階部分が職域年金、3 階部分が個人年金である。国民保険では、老齢年金 AOW、遺族年金 ANW、に対する給付を行う。

なお、遺族年金 ANW は、老齢年金 AOW との重複受給はできない。

図表 I-57　オランダの年金体系




出典：年金シニアプラン総合研究機構（2022）『年金と経済』Vo.41, No.2 等を基に作成

#### a) 制度名

国民保険（一般老齢年金 AOW、一般遺族年金 ANW）

#### b) 運営主体

社会保険銀行（SVB）

#### c) 財政方式

国民保険は賦課方式であり、財源は、所得比例の保険料（被用者のみ負担、雇用主負担は無し）である。ただし、保険料徴収額が給付額を下回る分は、一般財源からの繰り入れ（AOW savings fund）で賄っているため、税負担方式に近いと言える。給付は支払った保険料ではなく、加入年数によって決まり、最低限の老後所得を保障するという位置づけである。

**d) 被保険者資格**

国民全員が加入する強制加入保険である。

**e) 受給資格(老齢年金)**

15 歳から 65 歳までの 50 年間を対象とし、誕生月にオランダ国内に居住しているという条件を満たせば、毎年 1/50（2%）ずつ受給権が積み上がっていく仕組となっている。したがって、誕生日時点でオランダに在住していなければ当該年度の受給権は控除される。

2020 年 1 月 1 日からは支給開始年齢が 66 歳になり、以後毎年 3 か月ずつ支給開始年齢が伸びていき、2024 年 1 月 1 日からは 67 歳となった。また、これ以降は、各個人が 66 歳に到達した時点での平均余命に連動して支給開始年齢が決められることになっている。

**図表 I-58　オランダの老齢年金受給開始年齢の推移**

| 年 | 2019 | 2020 | 2021 | 2022 | 2023 | 2024 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 受給開始年齢 | 65 歳 9 か月 | 66 歳 | 66 歳 3 か月 | 66 歳 6 か月 | 66 歳 9 か月 | 67 歳 |

**f) 給付水準**

給付額は世帯状況や被保険期間によって異なる。

夫婦の場合、法定最低賃金額から税額等を控除した手取り額を目途とするように設計されている（独身者の場合は 70%）。2024 年の月額は以下のとおり。

一人当たり老齢年金（AOW）: 1244.35 ユーロ【単身者】

851.52 ユーロ【夫婦またはパートナー一人当たり】

また、AOW とは別に、毎年 5 月に「休暇手当」が給付される。

**g) 課税**

年金所得は、所得区分の Box 1 で課税される[71]。2024 年の所得税率は図表 I-59 のとおり。社会保険料は Box 1 の第一課税所得階級で課税されるが、老齢年金受給者については、老齢年金保険料率（17.90%）が課せられないため、Box1 対象の総所得が第一所得階級内に留まる老齢年金受給者は、その分、税・社会保険料率が低くなる。

**図表 I-59　オランダの所得税・社会保険料率（2024 年）**

| 課税所得階級（単位：ユーロ） | 年金受給前年齢 | 1946 年以降生まれ年金受給者 |
|---|---|---|

[71] オランダでは、個人所得税は 3 つのボックスに区分される。
Box 1：雇用所得、事業所得、主たる住居からの所得に対する課税
Box 2：所有株式や配当利益に対する課税
Box 3：資産に対する課税

| | | 税率（%） | 税率（%） |
|---|---|---|---|
| 1 | 0～38,098 以下 | 36.97 | 19.07 |
| 2 | 38,098 超～75,518 以下 | 36.97 | 36.97 |
| 3 | 75,518 超 | 49.50 | 49.50 |

| 課税所得階級（単位：ユーロ） | | 1945 年以前生まれ年金受給者の税率（%） |
|---|---|---|
| 1 | 0～40,021 以下 | 19.07 |
| 2 | 40,021 超～75,518 以下 | 36.97 |
| 3 | 75,518 超 | 49.50 |

出典：オランダ税務庁

### h) 受給者数

年金受給者数の推移は、図表 I-60 のとおり。2022 年には約 440 万人、うち約 8 割に当たる 359 万人を老齢年金受有者数が占める。

**図表 I-60　オランダの年金受給者数の推移**

| | 2018 | 2019 | 2020 | 2021 | 2022 |
|---|---|---|---|---|---|
| 年金受給者数 | 4,246,200 | 4,257,600 | 4,327,900 | 4,391,100 | 4,412,400 |
| うち老齢年金受給者数 | 3,444,900 | 3,452,200 | 3,514,700 | 3,577,900 | 3,588,200 |

出典：Eurostat

### i) 支給総額

年金支給額の推移と対 GDP 比は、図表 I-61 のとおり。2022 年の場合、総支給額は約 1100 億ユーロ、対 GDP 比で 11.07%を占める。うち、約 8 割を老齢年金支給額が占める。

**図表 I-61　オランダの年金支給額と対ＧＤＰ比の推移**

| | 2018 | 2019 | 2020 | 2021 | 2022 |
|---|---|---|---|---|---|
| 年金支給額（百万ユーロ） | 94,404 | 97,549 | 101,653 | 105,521 | 109,970 |
| 年金支給額対 GDP 比（%） | 11.99 | 11.76 | 12.45 | 11.84 | 11.07 |
| うち老齢年金支給額(百万ユーロ) | 73,299 | 75,941 | 79,360 | 82,922 | 86,447 |
| 老齢年金支給額対 GDP 比（%） | 9.31 | 9.15 | 9.72 | 9.3 | 8.7 |

出典：Eurostat

**② 財源**

AOW は原則賦課方式であるが、保険料収入だけでは年金給付額を賄うことができないため、1998 年から一部に積立方式（AOW savings fund）が導入されている。

国民保険の財源は、上限を 18.25%とする社会保険料であるが、日本などの国とは異なり、雇用主の負担はない。

**a) 社会保険料**

オランダでは、所得と国民保険料（社会保険料）の賦課ベースが統一されており、所得税と国民保険料は、一元的に源泉徴収される。2024 年の所得税・国民保険料率は図表 I-62 のとおりであり、老齢年金分は 17.90%である。国民保険料については、雇用主による負担はない。

国民保険料はすべて第 1 所得階級で課税されるため、被用者（老齢年金受給前）の国民保険料額は、課税所得額×国民保険料率計（27.65%）として計算される。図表 I-59 より、第 1 所得階級は 38,098 ユーロ（2024 年の場合）までであるため、国民保険料の上限額は、38,098×27.65%＝10,534 ユーロとなる。

なお、第 2 所得階級、第 3 所得階級はすべて所得税として課税されるため、国民保険料分の課税はない。

**図表 I-62　第 1 所得階級にかかる所得税・社会保険料率**

| 国民保険制度 | 雇用主 | 被用者 | 老齢年金受給前齢 | 老齢年金受給者 |
|---|---|---|---|---|
| 老齢年金 AOW | － | ○ | 17.90%(法定上限 18.25%) | 0.0% |
| 遺族年金 ANW | － | ○ | 0.10% | 0.10% |
| 介護保険法 Wlz | － | ○ | 9.65% | 9.65% |
| 小計 | － | ○ | 27.65% | 9.75% |
| 所得税 | － | ○ | 9.32% | 9.32% |
| 合計 | － | ○ | 36.97% | 19.07% |

出典：オランダ税務庁

**b) 税財源**

保険料収入だけでは年金給付額を賄うことができない部分については、一般財源から AOW savings fund と呼ばれる税財源が繰り入れられている。

**③ 制度の変遷**

近年の制度改革は、以下の表のとおりであり、特に支給開始年齢が段階的に引き上げられている。

図表 I-63　オランダにおける年金改革の沿革

| | 公的年金 | 職域年金 | 個人年金 |
|---|---|---|---|
| 1982 年 | ワッセナー合意<br>以降、社会保障負担の引き下げと年金給付額の引き下げ開始 | | |
| 1998 年 | 老齢年金への一部積立方式(AOW Saving Fund)導入 | | |
| 2007 年 | | 年金財政運営規則（FTK） | |
| 2010 年 | ソーシャル・パートナーズ合意<br>・公的年金は支給開始年齢を 65 歳から 67 歳へ段階的に引き上げ<br>・職域年金は拠出引き上げ抑制、実質給付定義に基づく新型年金を目指す | | |
| 2011 年 | ソーシャル・パートナーズの詳細合意書発表 | | |
| 2012 年 | | ・FTK Ⅱ方針公表<br>・ September Pension Package | |
| 2013 年 | | | 生涯貯蓄プランと給与貯蓄プランから老齢活力貯金へ移行(延期) |
| 2020 | 支給開始年齢 66 歳へ | | |
| 2023 | | 新年金法（集団的確定拠出年金等）への移行 | |
| 2024 | 支給開始年齢 67 歳へ | | |

出典：前田俊之「欧米諸国の年金事情: 第 8 回オランダ」ニッセイ基礎研究所『保険・年金フォーカス』2013 年 3 月 18 日、及びフォルダー・オスカー「第 56 回研修会：オランダにおける年金改革議論」社団法人日本年金数理人会『年金数理人』No.31(2012 年 12 月)、年金シニアプラン総合研究機構（2022）『年金と経済』Vo.41, No.2、田近栄治（2024）「オランダの企業年金改革－カギとなるのは「集団的確定供出年金」だ」を基に作成

**④ 今後の課題**

他の欧州諸国と同様に、高齢化の進展に伴い、公的年金分野では中長期的な年金財源の確保が求められているとともに、上記の図表 I-63「オランダにおける年金改革の沿革」に示されているとおり職域年金における「集団的確定拠出年金」の推進が求められている。

**(3) 被用者保険**

オランダの社会保障制度の対象となる従業員は、国民保険および被用者保険の対象となる。被用者保険は、従業員を病気、就労不能、失業による経済的影響から保護することを目的とした強制保険制度である。保険料は雇用主が全額負担する。雇用主は、保険料の一部を従業員負担として回収することができるが、回収するかどうかは雇用主の判断に委ねられており、その場合は給与明細にその旨が記載される。

被用者保険には以下が含まれる。

・疾病給付法（ZW）
・障害保険法（WAO）
・労働および就労能力法（WIA）

たとえば、従業員が病気により職務を遂行できない場合、雇用主は 2 年間にわたり従業員の給与の 70%を支払う必要がある。このため、雇用主は民間保険に加入したり、積立金を準備したりする。

### (4) 医療制度

#### ① 制度概要

オランダの医療は介護と連動して運用されており、2006 年の改革、2015 年の改革を経て、現在では、強制保険としての健康保険法（Zorgverzekeringswet：Zvw）により、急性期の治療を中心とした短期的な医療サービスに加え、ホームナーシングも対象に加えられている。これにより、Zvw は、リハビリなどを含む医療と関連の強い介護サービス（ホームナーシングケア）も担うようになるなど、プライマリーケア、専門病院による治療までも含め、サービスの対象範囲が拡大している。

オランダにおける医療保険制度の中核を担っているのは、医療サービスの公平性を保ちながら保険者間の競争を促す「管理された競争」である。保険者は私的な健康保険会社であり、リスク・セレクションは禁止されている。被保険者は保険者を自由に選び、毎年変更することができる。保険者間の抱えるリスク格差を調整するため、リスク構造調整保険料（リスク構造調整プレミアム）が、政府（健康保険基金）により各保険者へ配分される。また、診療報酬は医療機関が直接保険者に請求し、保険者から支払われる。

##### a) 制度名

健康保険法（Zorgverzekeringswet：Zvw）

##### b) 運営主体

民間保険会社

##### c) 対象者

オランダ居住者（強制保険）

##### d) 給付水準

オランダは社会保険国家であるが、プライマリーケアが整備されており、一次医療は家庭医（GP）が提供する。また期間 1 年以内（短期）の医療保険を民営化しているという特徴

がある。GP はゲートキーパーの役割を果たしており、病院治療や専門医治療は GP を通して受診する事ができる。病院は民間もしくは非営利団体が中心である。保険者は医療サービスを提供する医療機関を選択する事ができる。

医療市場の監督組織は、保険医療当局（Dutch Healthcare Authority、Nza）が、2006 年に医療保険監督委員会（CTZ）と全国医療価格統制局（CTG）から発展分離する形で設けられた。Nza が費用償還の事後規制や市場の事前規制を担っている。

保険者は、診療報酬やサービスについて、医療機関と一部交渉する事ができる。診療報酬は DTC（DiagnosisTretment Combination）によって決定される。医療機関は保険者に対して診療報酬を請求する。価格は医療機関からの入札によって決められる事が多く、ジェネリック医薬品の価格を大幅に引き下げた保険者もある。

保険者は全ての医療機関と契約する義務はなく、選択的に契約を行う事が可能である。医師の評価を行い、保険者が特定の医師の受診を勧めることもできる。

**② 財源**

医療保険の財源は、被保険者の所得比例保険料、国による公的補助金（健康保険基金）、被保険者の定額保険料、そして例外的な被保険者の自己負担金である（図表 I-68 参照）。

医療保険は定額保険料（Nominal Premium、全体の 45%）、所得比例保険料（国が徴収、Income Related Contribution、50%）、公的補助金（5%）、一部の自己負担（1%程度）で賄われている。

**a) 社会保険料**

被保険者は、健康保険法 Zvw に基づく健康保険基金に対して、所得比例保険料（雇用主負担）を支払い、保険者（民間保険会社）に対しては少額の定額保険料（補償内容によって異なる）を支払う。

2024 年の所得比例保険料は 6.57%であり、雇用主の負担である（従業員にとっては課税所得対象外である）。

なお、所得比例保険料の支払い対象となる上限所得は、2024 年の場合、71,628 ユーロである。また、元従業員の以前の雇用に基づく所得がある場合等は、雇用主（源泉徴収者）は、対象従業員の所得から 5.32%分を控除する必要がある。

**b) 税財源**

医療保険の運営上、税財源（公的補助金）が占める割合は、約 5%である。

**c) その他（管理された競争）**

医療保険法では、保険者間と医療機関間の「管理競争」が導入されており、保険者機能の

強化が図られている。管理競争は Enthoven（1988）[72]によって展開された議論であり、欧米の医療制度改革に多大な影響を及ぼしている。

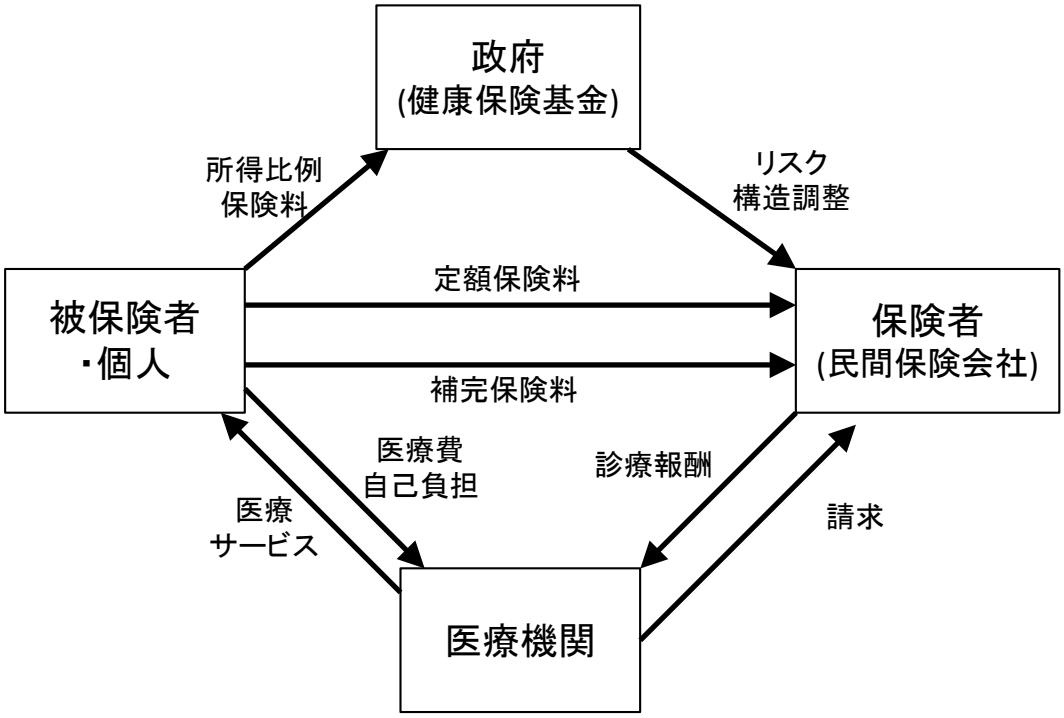
現在のオランダの管理競争の図示したものが図表 I-64 である。保険者は被保険者の受け入れ義務（オープンエンロールメント）があり、被保険者の構成によって保険者間で生じるリスクの不平等を解消するためにリスク構造調整が取り入れられている。被保険者の定額保険料は一律である必要があり、医療保険は定額保険料（Nominal Premium、全体の 45%）、所得比例保険料（国が徴収、Income Related Contribution、50%）、公的補助金（5%）、一部の自己負担（1%程度）で賄われている。所得比例保険料は「リスク構造調整」によって保険者に配分される。定額保険料は保険者が自由に設定する事ができ、提供する保険商品によって差を付ける事ができるが、同じ保険商品を選択する被保険者に対しては、同じ保険料で提供しなければならない。定額保険料によって、保険者が互いに差別化を図り、効率的な保険運営やサービスを追求するインセンティブを与える。

所得比例保険料は内国歳入庁（Inland Revenue Service）が徴収し、医療保険委員会（Health Insurance Board、CVZ）の管理する健康保険基金（Health Insurance Fund）に支払われる。公的補助金は国から健康保険基金に支払われるが、これは主として定額保険料を支払わない 18 歳以下の被保険者に対する財源確保策である。

保険者には、リスク構造調整に基づいて被保険者のリスクの度合いが調整されている。リスク構造調整保険料は、被保険者の健康状態ごとに医療にかかる費用をデータに基づいて予測し、それに応じて健康保険基金から保険者に支払われる。具体的には、年齢、性別、収入源、地域、社会経済的地位、世帯構成、過去の医療費等を用いて医療費の予測を行っている。また、事前のリスク構造調整だけではなく事後のリスク構造調整も行われている。具体的には事前には予測が難しい医療費の変化などが事後的に補填されており、2012 年時点では事前に予測された費用と実際の費用の差の 92%が補填されている [73]。

[72] Enthoven（1988） *Theory and Practice of Managed Competition*
[73] Nederlanse Zorgautoriteit " Zorgverzekeringsmarkt 2013"

図表 I-64　医療保険における管理競争の概念図




（出所）佐藤主光（2007）「医療保険制度改革と管理競争：オランダの経験に学ぶ」『会計検査研究』、小林篤（2013）「オランダの民間健康保険市場と民間健康保険事業」『損保ジャパン総研レポート』等を参考に作成

**③ 制度の変遷**

**a) 2006 年の医療・介護改革**

オランダでは、医療保険と介護保障が連動して運用される。

2006 年の医療・介護改革により、オランダの公的医療保険制度は、長期医療（介護等）をカバーする特別医療費補償法（Compartment1、AWBZ）と、短期治療をカバーする短期医療保険（Compartment2、健康保険法 Zvw）、さらに公的医療保険でカバーされない分野は補完的保険市場（Compartment3）の 3 層に分類された。このうち、日本の公的医療保険に相当するのは Compartment 2（健康保険法 Zvw）であり、Compartment 1（特別医療費補償法 AWBZ）は介護保険に相当する。補完的保険市場（Compartment3）と呼ばれている補完保険への加入は任意だが、 9 割以上の被保険者が加入している。

2006 年以前は疾病金庫と民間保険に分かれ、疾病金庫への加入が認められない一定所得以上の個人は、民間保険への加入が任意であった。しかし 2006 年の健康保険法（Zorgverzekeringswet : Zvw） 制定により、オランダ居住者および給与税支払対象者すべてに、Compartment 2 への加入が義務付けられ、国民皆保険制度となった。

**図表 I-65　2006 年医療・介護改革における三層構造の内容**

| Compartment | 医療・介護保険 | 主たる補償内容 | 根拠法令 | 保険の性質 | 対象者 |
|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 公的介護保険 | 主として介護サービス | 特別医療費補償法 AWBZ | 公的保険 | 全ての合法的な住民に加入義務 |
| 2 | 公的健康保険 | 緊急治療・病院、外来、薬剤、出産など主として急性期の治療 | 健康保険法 Zvw | 疑似私的(Quasi-private)保険または私的社会保険(Private social insurance) | すべての合法的な住民に加入義務 |
| 3 | 民間保険 | Compartment1,2 の補完 | 通常の契約法 | 私的(Private)保険 | 任意加入 |

出典：小林篤（2021）「オランダにおける健康保険・介護保険制度の改革動向と特徴」『SOMPO 未来研レポート』Vol.78

2006 年の医療・介護改革の中で大きなものが Compartment2 に関する健康保険法 Zvw である。オランダの医療は需要と供給のミスマッチによって、待ち行列（待機リスト）が生まれていた。医療保険法では「管理競争」という考え方によって、2005 年までは、加入者の年収や身分によって３つの医療保険制度（社会（強制）医療保険、民間（私的）医療保険、公務員保険）に分かれていた保険を統合し、医療保険を民間保険会社が提供する形へと変えた。

改革後の医療保険は民間保険会社が提供するが、保険会社は Compartment2（基本保険）と Compartment3（補完保険）の両方を提供する形となった[74]。

[74] Compartment1 は１年以上の長期入院や介護等をカバーするものである。

**図表 I-66　2006 年医療保険制度改革前後の制度比較**

| | 改革前 | | 改革後 |
|---|---|---|---|
| | 社会（強制）医療保険 | 民間（私的）医療保険 | 「民間」社会医療保険 |
| 被保険者 | 所得基準以下の雇用者・自営業者（義務）（人口の約 65%） | 所得基準以上の雇用者・自営業者（任意）（人口の約 30%） | 全てのオランダ在住者（義務） |
| 保険料の計算 | 所得比例（85%）<br>定額保険料（15%） | リスクに応じた保険料 | 所得比例（50%）<br>定額保険料（50%） |
| 給付 | 標準化 | 個人別 | 標準化 |
| 現物・現金 | 現物給付 | 現金 | 現物・現金 |
| 任意の免責額引上げ（voluntary deductibles） | なし | あり | あり |
| 集団契約 | なし | あり | あり |

（出所）Greβ, Manouguian, and Wasem (2007) “Health Insurance Reform in the Netherlands“ CESifo DIGE Reort、真野（2013）より作成

医療保険制度改革以降、健康保険グループ・保険者数は徐々に減少してきており、2006 年には 16 グループ・33 保険者だったが、2016 年には 9 グループ・25 保険者にまで収斂している[75]。健康保険市場は 4 大保険者グループ（Achmea、VGZ、CZ、Menzis）で 8 割程度のシェアを占めている。

### b) 2015 年の医療・介護改革

2015 年度の医療介護改革では、地方自治体が重要な役割を担う分権化の進展やコスト抑制策が試みられた。

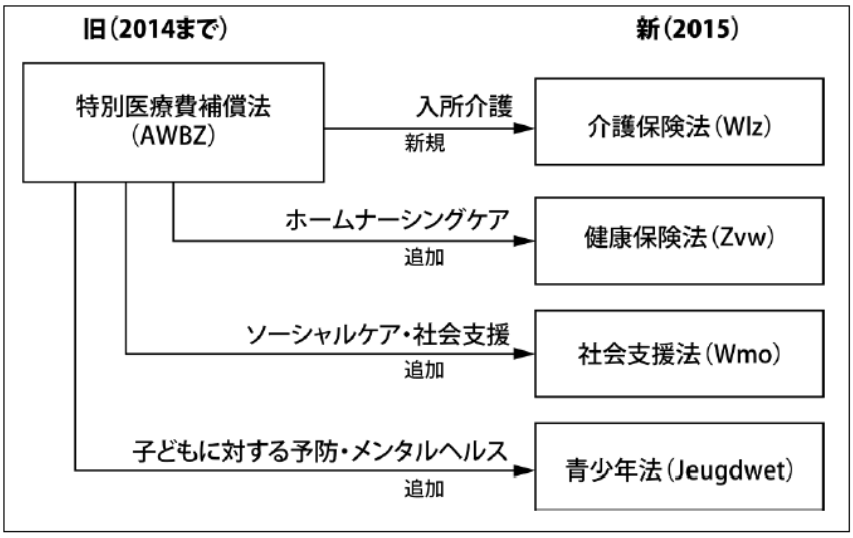
具体的には特別医療費補償法 AWBZ が担っていた在宅・施設介護サービスのうち、居宅サービスを地方自治体がサービスを提供する Wmo へと移管した。この時、AWBZ は Wlz

[75] 小林篤（2021）「オランダにおける健康保険・介護保険制度の改革動向と特徴」『SOMPO 未来研レポート』Vol.78

へと名称を変更し、費用の高い施設ケアに対する給付が中心となった（この結果、介護保険 Wlz は施設ケアのみをカバーすることとなった。）また、リハビリ等の重度の医療措置は医療保険 Zvw に移管された。

この時の改革は、健康保険者も介護サービス（ホームナーシングケア）を担うようになるなど、介護と医療の両分野に係る包括的改革であった。これにより、健康保険者のサービス対象は、ホームナーシングからプライマリーケア、専門病院による治療まで拡大することとなった。

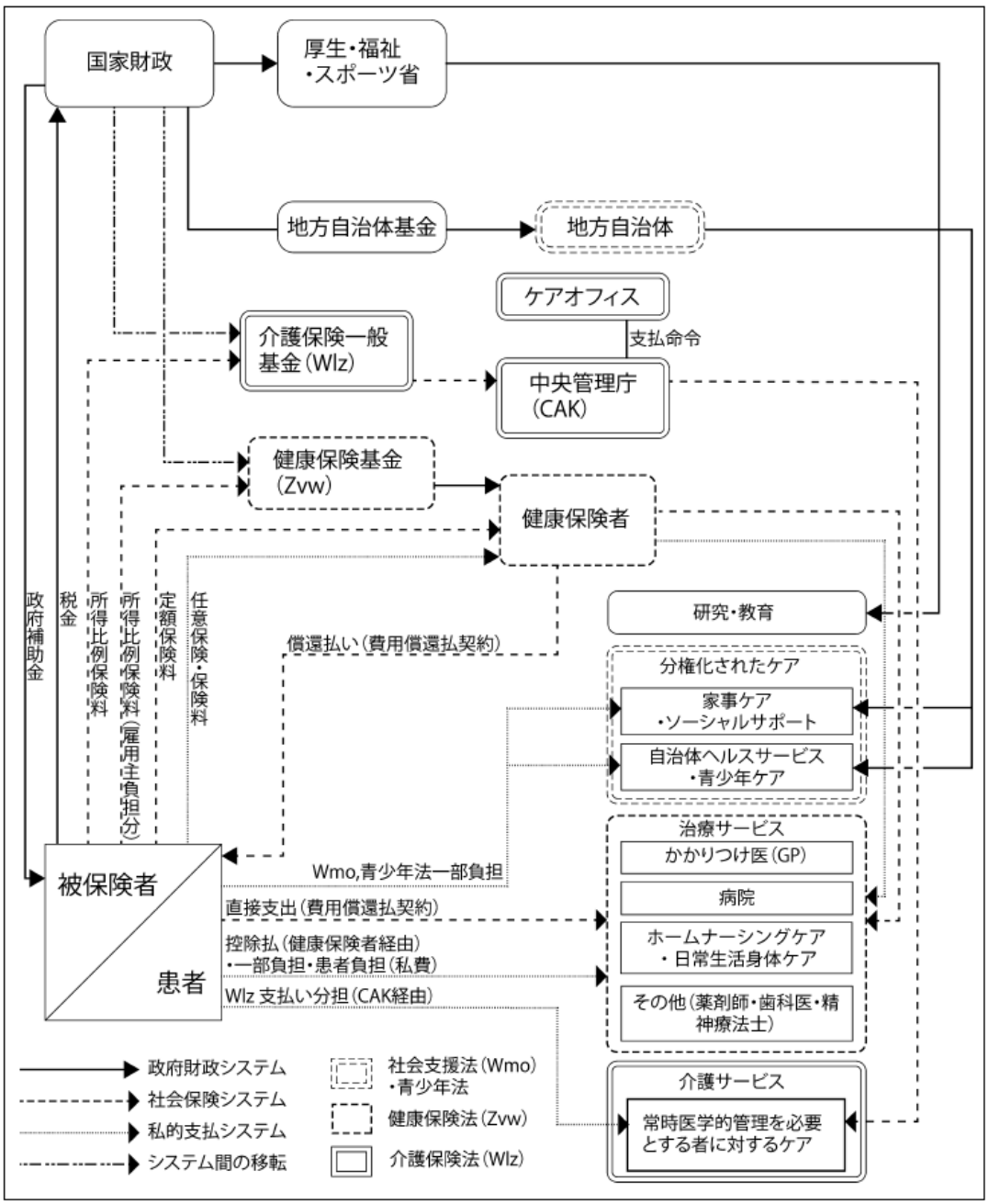
図表 I-67　2015 年の医療・介護改革




（出典）Ewout van Ginneken and Madelon Kroneman, *"LONG TERM CARE REFORM IN THE NETHERLANDS: TOO LARGE TO HANDLE?,"* EuroHealth, Vo. 21 No.3, 2015 (visited Feb.3, 2021)

出典：小林篤（2021）「オランダにおける健康保険・介護保険制度の改革動向と特徴」『SOMPO 未来研レポート』Vol.78

図表 I-68　2015 年医療介護改革後の資金フロー




（出典）Madelon Kroneman et al, *"The Netherlands: Health system review,"* Health Systems in Transi-tion, Vol.18 No.2, 2016, p.70.

出典：小林篤（2021）「オランダにおける健康保険・介護保険制度の改革動向と特徴」『SOMPO 未来研レポート』Vol.78

**④ 今後の課題**

欧州委員会（European Commission）が 2019 年 6 月に公表した報告書“Joint Report on Health Care and Long-Term Care Systems & Fiscal Sustainability”では、オランダについて

長年にわたる広範囲の改革（医療と介護の連動した運用や、プライマリーケアの強化など）は、病院利用の低下などかなりの程度成功していると評価できるとされており、今後の課題としては、これらの改革を継続することであるとしている[76]。

### (5) 介護制度[77]

#### ① 制度概要

オランダでは、医療保険と介護保障は連動して運用されている。介護保障については、1968 年に特別医療費補償法（Alegemene Wet Bijzondere Ziektkosten ：AWBZ）が制定されて始まり、2015 年以前は AWBZ に定められた公的保険制度により、長期の医療・介護分野がカバーされていた。

その後、2015 年の医療・介護改革により、施設ケアは介護保険法（Wet langdurige zorg：Wlz ）、治療中心の医療サービスは健康保険法（Zorgverzekeringswet：Zvw）、在宅介護サービスの大部分は社会支援法（Wet maatschappelijke ondersteuning：Wmo）に基づく体制へと変更された。なお、Wlz と Zvw は強制加入の公的保険であるが、Wmo は中央政府からの補助金と地方自治体の税財源によって地方自治体によって運営される社会保障制度であって、社会保険には位置づけられていない。

#### a) 制度名

介護保険法（Wlz）

#### b) 運営主体

保険者である国が Wlz 保険会社に業務委託しサービス提供を実施している。なお、サービス提供は、保険会社と契約した介護施設・サービスプロバイダーが行う。

#### c) 対象者

サービスの対象となるのは、24 時間体制でケアが必要な高齢者や障害者、長期入院による医療・介護を必要とする人である。被保険者はオランダ国内の被用者（Box1 所得のある者）である。

---

[76] 健康保険・介護保険システム研究会(2024)『カナダ・オランダの健康保険と介護保険　ドイツ・フランスの健康保険』（SOMPO 福祉財団草書 No.97）による

[77] 本節は、健康保険・介護保険システム研究会(2024)『カナダ・オランダの健康保険と介護保険　ドイツ・フランスの健康保険』（SOMPO 福祉財団草書 No.97）、小林篤（2021）『オランダにおける健康保険・介護保険制度の改革動向と特徴』（SOMPO 未来研レポート　Vol.78）、中澤克佳（2018）『介護保険制度の持続可能性：オランダ・ドイツからの示唆』（会計検査院平成 29 年度海外行政実態調査報告書）、およびオランダ税務庁 Web サイトより取りまとめた。

**d) 給付水準**

Wlz に定められた範囲内でのサービスを選択できるが、ケア判定センター（CIZ）の査定によって、被介護者・ケアオフィス・サービスプロバイダーの三者によって具体的な給付水準が決まる。

**② 財源**

**a) 社会保険料**

Box1 所得の第一所得階級（0～38,098 ユーロ以下）の 9.65%（2024 年）。

**b) 税財源**

介護保険費用の一部を賄うため、国から介護保険基金への繰入れが行われている。

**c) その他**

オランダにおける介護保障には、社会支援法 Wmo に基づく地方自治体が主体となって在宅支援を必要とする人を支援する仕組も大きな役割を占めている。Wmo は、国から地方自治体基金を通じて予算が地方自治体に充当され、これに自治体独自の財源を加えてサービスが提供される。Wmo の予算は、日本の地方交付税交付金のように、測定単位（低所得者人口や高齢化率など）と単位費用に応じて、中央政府から地方自治体へ一括で一般財源として配分されるが、地方自治体における予算の配分は、必ずしも国の予算配分算定式に従う必要はなく、自治体の議会の決定を経て他の用途への活用も可能なため、地方自治体におけるサービス効率化のインセンティブが働きやすいメカニズムとなっている。

サービスの受給資格については、自治体職員やソーシャルワーカーから構成されるチームによって行われ、一部のサービス利用には、自己負担金が生じる場合がある。

**③ 制度の変遷**

**a) 2006 年の医療・介護改革**

2006 年の医療・介護改革により、オランダの公的医療保険制度には、長期医療（介護等）をカバーする特別医療費補償法（Compartment1、AWBZ）と、短期治療をカバーする短期医療保険（Compartment2、健康保険法 Zvw）、さらに公的医療保険でカバーされない分野は補完的保険市場（Compartment3）の 3 層に分類された。

図表 I-69　2006 年医療・介護改革における三層構造の内容（再掲）

| Compartment | 医療・介護保険 | 主たる補償内容 | 根拠法令 | 保険の性質 | 対象者 |
|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 公的介護保険 | 主として介護サービス | 特別医療費補償法 AWBZ | 公的保険 | 全ての合法的な住民に加入義務 |
| 2 | 公的健康保険 | 緊急治療・病院、外来、薬剤、出産など主として急性期の治療 | 健康保険法 Zvw | 疑似私的(Quasi-private)保険または私的社会保険(Private social insurance) | すべての合法的な住民に加入義務 |
| 3 | 民間保険 | Compartment1,2 の補完 | 通常の契約法 | 私的(Private)保険 | 任意加入 |

出典：小林篤（2021）「オランダにおける健康保険・介護保険制度の改革動向と特徴」『SOMPO 未来研レポート』Vol.78

また、2007 年には、社会支援法（Wet maatschappelijke ondersteuning : Wmo）が成立し、家事などの日常生活援助の業務は、地方自治体に移管された。

しかし、これらの改革は、コスト抑制という観点からは成功したとは言い難いと評価されている[78]。

### b) 2015 年の医療・介護改革

オランダが介護サービスの費用削減に取り組んでいるのは、OECD 加盟国の中で、介護サービスに要する費用が最も高いためとされる[79]。

2015 年に行われた医療介護改革では、これまで AWBZ が担っていた在宅・施設介護サービスのうち、居宅サービスを地方自治体がサービスを提供する Wmo へと移管した。この時、AWBZ は Wlz へと名称を変更し、費用の高い施設ケアに対する給付が中心となった（この結果、介護保険 Wlz は施設ケアのみをカバーすることとなった。）また、リハビリ等の重度の医療措置は医療保険 Zvw に移管された。

なお、Wmo 自体は、既に 2007 年からスタートしており、中央政府からの補助金と地方自治体の財源、利用者負担金によって運営が行われ、主に障害者や高齢者に対する家事援助や買い物サービスを提供していた。

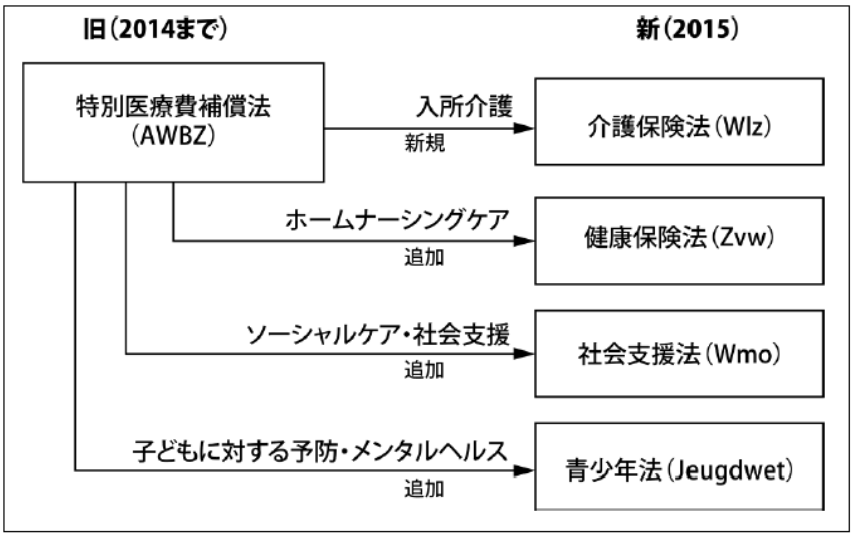
したがって、2015 年の医療介護改革は、介護保障を社会保険である AWBZ を中心とした

78 Madelon Kroneman et al, “The Netherlands: Health system review,” Health Systems in Transition, Vol.18 No.2, 2016, p. 71.

79 2017 年の OECD 平均は、対 GDP 比 1.7%であるのに対して、オランダは 3.7%であった。ただし、OECD 統計では、介護サービスに要する費用には、医療関係分（長期）の費用と社会支援分（長期）の費用の両方が含まれている（健康保険・介護保険システム研究会(2024)『カナダ・オランダの健康保険と介護保険　ドイツ・フランスの健康保険』（SOMPO 福祉財団草書 No.97）による）。

体制から、税財源を用いた地方自治体中心のサービス提供 Wmo へと移管させたものということができる。

図表 I-70　2015 年の医療・介護改革（再掲）




（出典）Ewout van Ginneken and Madelon Kroneman, *"LONG TERM CARE REFORM IN THE NETHERLANDS: TOO LARGE TO HANDLE?,"* EuroHealth, Vo. 21 No.3, 2015 (visited Feb.3, 2021)

出典：小林篤（2021）「オランダにおける健康保険・介護保険制度の改革動向と特徴」『SOMPO 未来研レポート』Vol.78

**④ 今後の課題（再掲）**

欧州委員会（European Commission）が 2019 年 6 月に公表した報告書“Joint Report on Health Care and Long-Term Care Systems & Fiscal Sustainability”では、オランダについて長年にわたる広範囲の改革（医療と介護の連動した運用や、プライマリーケアの強化など）は、病院利用の低下などかなりの程度成功していると評価できるとされており、今後の課題としては、これらの改革を継続することであるとしている[80]。

[80] 健康保険・介護保険システム研究会(2024)『カナダ・オランダの健康保険と介護保険　ドイツ・フランスの健康保険』（SOMPO 福祉財団草書 No.97）による

## 6.　日本

**【社会保障制度全般】**

日本の社会保障制度は、①社会保険、②国家扶助、③公衆衛生および医療、④社会福祉を 4 つの柱とした上で、社会保険を中心とした制度となっている。医療と年金の分野では、1958 年の国民健康保険法、1959 年の国民年金法によって、国民皆保険・国民皆年金の制度が実現した。1960 年代から 1970 年代にかけては、給付の拡充が重視されていたのに対して、1980 年代以降は、社会保障の持続可能性が議論されている。近年は税制改正と一体となった社会保障制度改革が進行しており、財源調達のための税制改革に配慮しつつ、社会保障制度改革の見通しを示す取り組みが進められている。

**【年金制度】**

日本の公的年金制度は、いわゆる「国民皆年金」の仕組みを採用しており、日本国内に住所を有する 20 歳以上 60 歳未満の者は、国民年金制度への加入を義務づけられている。国民年金制度に加えて、適用事業所に使用される 70 歳未満の者は、厚生年金保険制度にも加入する必要がある。国民年金制度を 1 階部分とし、被用者はその上に厚生年金保険制度という 2 階部分が乗った構造となっている。国民年金制度の財源は、保険料・国庫負担・基礎年金拠出金・積立金の運用収益で構成されており、厚生年金保険制度の財源は、保険料・国庫負担・積立金の運用収益となっている。

**【医療制度】**

日本の医療保険制度は、社会保険の仕組みにより運営されており、大きく分けると①国民健康保険、②被用者保険、③75 歳以上の後期高齢者を対象とした後期高齢者医療制度の 3 つに分類することができる。これらの制度により、日本国内に居住するすべての人は、何らかの医療保険によってカバーされている（国民皆保険）。日本の医療保険制度においては、原則として現物給付方式が取られており、医療サービスや医薬品が保険給付として提供される。医療保険給付の財源は、保険料・保険者間の財政調整・国庫負担で構成されている。

**【介護制度】**

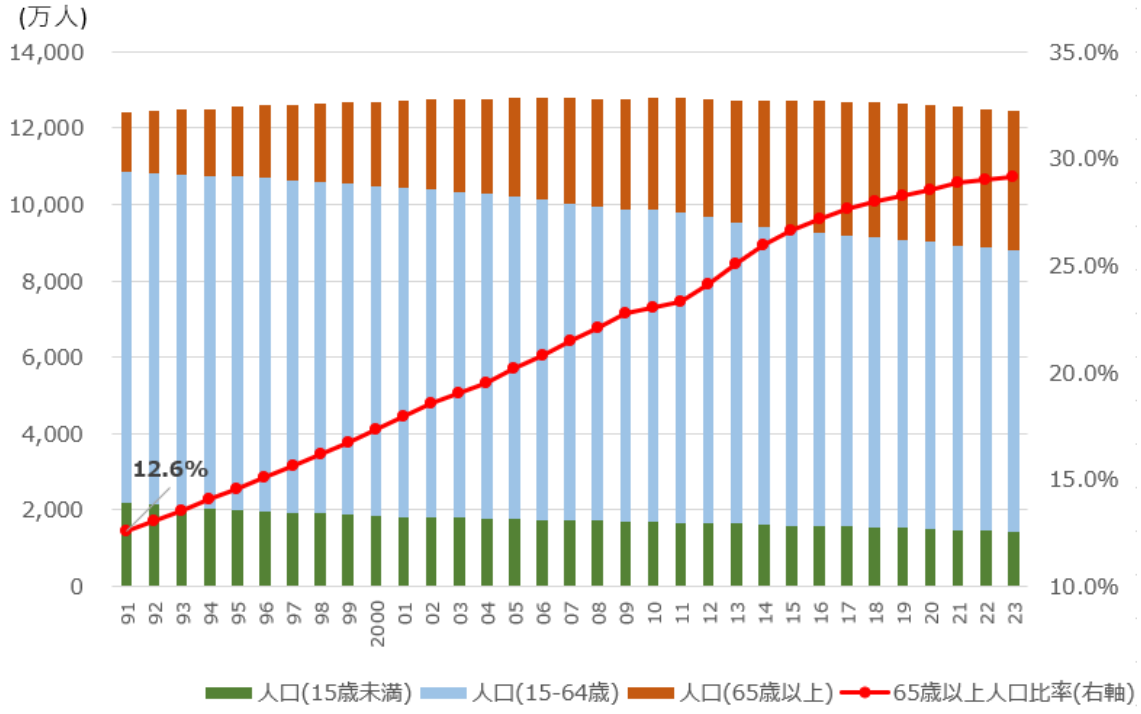
日本では「介護の社会化」を目的のひとつとして、介護保険制度が導入されている。介護保険制度は、各市町村が保険者の役割を担い運営されている。介護保険の被保険者は、市町村の区域内に住所を有する 65 歳以上の者（第 1 号被保険者）と同じく市町村の区域内に住所を有する 40 歳以上 65 歳未満の者（第 2 号被保険者）である。介護保険の被保険者が介護保険給付を利用するためには、市町村に申請を行い、要介護状態または要支援状態の認定を受ける必要がある。介護保険の財源は、保険料と税財源がそれぞれ 50%となっている。

図表 I-71　基本的事項（日本）

| | |
|---|---|
| 国名 | 日本国 |
| 首都 | 東京 |
| 人口 | 12,394 万人 (2024 年 5 月) |
| 年齢別人口構成 | 14 歳以下：11.3%、15-64 歳：59.5%、65 歳以上：29.2% |
| 出生率 | 1.20 (2023 年) |
| 国民負担率 | 34.0% (うち租税負担率 20.7%、社会保障負担率 13.3%) (2021 年) |

出典：人口・年齢別人口構成・出生率は政府統計の総合窓口(e-Stat)、国民負担率は OECD “Revenue Statistics”

図表 I-72　人口及び高齢化率の推移（日本）



### (1) 社会保障制度全般

日本の社会保障制度は、憲法 25 条に規定された生存権を具体化する制度として発展してきた。1950 年の社会保障制度審議会による「社会保障制度に関する勧告」では、①社会保険、②国家扶助、③公衆衛生および医療、④社会福祉を 4 つの柱とした上で、中でも社会保険を制度の中心に据えることとした。医療と年金の分野では、1958 年の国民健康保険法、1959 年の国民年金法によって、国民皆保険・国民皆年金の制度が実現した。

1960 年代から 1970 年代にかけては、高度経済成長を背景に各種給付の充実が図られ、老人医療費の無料化や年金給付水準の引き上げが行われた。しかし、1980 年代以降は、経済成長の停滞や少子高齢化などの理由から、医療保険の一部負担引き上げといった各種給付の抑制政策が実施されるようになった。1960 年代から 1970 年代にかけては、給付の拡充が重視されていたのに対して、1980 年代以降は、社会保障の持続可能性が議論の中心となっていった。

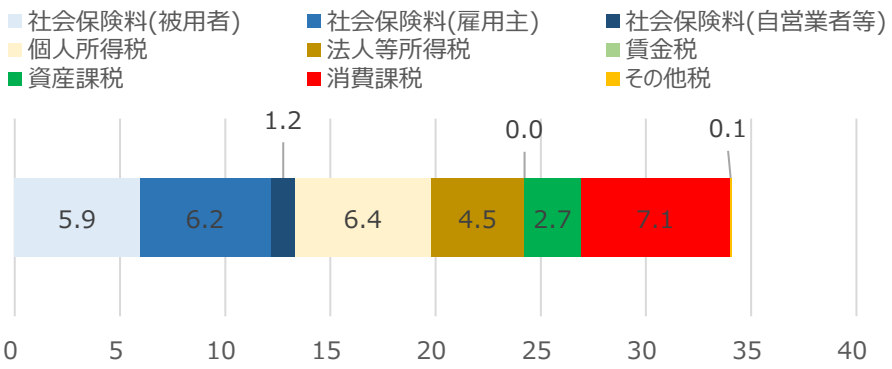
1990 年代後半から 2000 年代初頭にかけては、社会保障構造改革と称される一連の改革が実施された。社会保障構造改革の流れにおいては、1997 年の介護保険法の制定に始まり、2000 年の国民年金法等改正による年金支給開始年齢の 65 歳への段階的引き上げや 2004 年の年金制度改革によりマクロ経済スライドの導入が行われた。1990 年代から 2000 年代にかけては、日本でも諸外国と同様に各種の規制緩和が行われ、医療保険制度においては、2006 年に診療報酬が大幅に引き下げられた。

2000 年代後半以降には、労働法制の規制緩和や同時期に発生した世界経済危機の影響により、低賃金労働者の増加や貧困・格差の拡大が注目されるようになった。社会保障制度に関しては、従来の所得保障制度が十分に機能していないと指摘され、雇用保険制度の被保険者の拡大や求職者支援法の制定が行われた。2012 年以降は、税制改正と一体となった社会保障制度改革が進行しており、2012 年の社会保障制度改革推進法、2013 年の社会保障制度改革プログラム法などによって、財源調達のための税制改革を考慮しつつ、社会保障制度改革の見通しを示す取り組みが進められている。

#### ① 税・社会保険料対 GDP 比

日本の税・社会保険料対 GDP 比(2021 年)は図表 I-73 に示す通りである。社会保険料が 13.3%(うち被用者 5.9%、雇用主 6.2%、自営業者等 1.2%)、税が 20.7%(うち個人所得税 6.4%、法人等所得税 4.5%、賃金税 0.0%、資産課税 2.7%、消費課税 7.1%)となっている。

図表 I-73　日本における税・社会保険料対 GDP 比(2021 年)

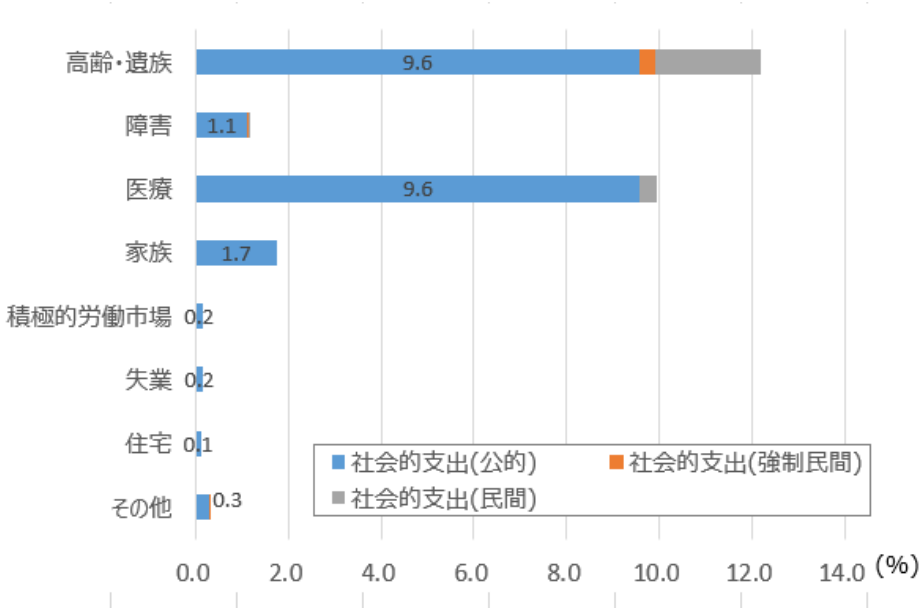



出典：OECD Revenue Statistics

### ② 社会保障制度の全体像

日本の社会保障関連支出は図表 I-74 に示すとおりである。

図表 I-74　日本における社会保障費対 GDP 比(2019 年度)




出典：OECD Social expenditure aggregates

日本における主な社会保障制度について図表 I-75 に示す。

図表 I-75　日本における主な社会保障制度

| | 制度 | 財源 |
|---|---|---|
| 年金 | 国民年金<br>厚生年金 | 社会保険料、税財源 |
| 医療 | 国民健康保険 | 社会保険料、税財源 |

| | | |
|---|---|---|
| | 被用者保険 | |
| 介護 | 介護保険 | 社会保険料、税財源 |
| 公的扶助 | 生活保護 | 税財源 |
| 児童政策 | 児童手当 | 税財源 |

出典：以下で紹介する各種資料より MURC 作成

### ③ 社会保険料と税の比較

我が国において、社会保険料は「加齢に伴う稼得能力の減退や疾病といった国民生活の安定を損なう様々なリスクに対して、事前に費用（保険料）を出し合って必要な場合に構成員で助け合う仕組みである社会保険の財源で・・保険料の拠出と保険給付が対価的な関係にあり、保険料負担の見返りに給付を受けるという点において、給付の権利性が強いもの」とされる。それに対して、税は「国家が、特別の給付に対する反対給付としてではなく、公共サービスを提供するための資金を調達する目的で、法律の定めに基づいて私人に課する金銭給付」として整理される[81]。

その他、社会保険方式と税方式を比較したものが図表 I-76 である。日本においては、戦後の社会保障制度の基盤を築いたといわれる 1950（昭和 5）年社会保障制度審議会勧告で、「社会保障の中心をなすものは自らをしてそれに必要な経費を拠出せしめるところの社会保険制度でなければならない」とされてきた。

また、社会保険については、保険原理を原則とするもので、基本的には給付の受益に対する拠出という応益的性格を持つものである。他方、税については、基本的に負担能力に応じて賦課されるものとされる。

**図表 I-76　社会保険方式と税方式の比較**

| | 税方式 | 社会保険方式 |
|---|---|---|
| 定義 | 税財源を用いて給付を行う仕組み。 | リスク分散のため保険の技術を用いて保険料などを財源として給付を行う仕組み。<br>(1)給付反対給付均等の原則（加入者の給付する保険料は、その偶然に受け取ることのあるべき保険金の数学的期待値に等しい）<br>(2)収支相当の原則（保険者の収受する保険料の総額がその支払う保険金の総額 |

[81] 森信茂樹・岡直樹・小黒一正・佐藤主光・田近栄治・土居丈朗・西沢和彦(2025)「【政策研究】少子化対策のあり方 ―財源問題を中心に―」

| | | |
|---|---|---|
| | | に等しい）<br>　といった民間の保険原理を、国民の生活保障という社会保障の目的に沿った扶助原理ないし扶養原理によって修正したもの |
| 社会保障の原則 | | 原則として社会保険方式（1950 年社会保障制度審議会勧告） |
| 憲法上の規定 | 税については、租税法律主義（憲法 84 条）の適用があり、課税要件法定主義、課税要件明確主義、合法性原則及び手続的保障原則が必要である | 社会保険料については、租税法律主義（憲法 84 条）が直接適用されない。ただし、賦課徴収の強制の度合い等の点において租税に類似する性質を有するものについては、憲法 84 条の趣旨が及ぶ。<br>賦課要件が法律又は条例にどの程度明確に定められるべきかなどその規律の在り方については、当該公課の性質,賦課徴収の目的, その強制の度合い等を総合考慮して判断すべきものである |
| 賦課に対する考え方 | 基本的に負担能力に応じて賦課されるもの | 負担能力に基づき実際の賦課方法は修正されるものの、基本的には給付の受益に対する拠出という応益的性格を持つもの |
| 所管 | 財務省 | 厚生労働省 |

(参考) 衆議院基本的人権の保障に関する調査小委員会「「社会保障と憲法」に関する基礎的資料」、「社会保障負担等の在り方に関する研究会」報告書、碓井光明「財政法学の観点からみた社会保険料と税制との関係」

### (2) 年金制度

#### ① 制度概要

日本の公的年金制度は、いわゆる「国民皆年金」の仕組みを採用しており、日本国内に住所を有する 20 歳以上 60 歳未満の者は、国民年金制度への加入を義務づけられている。国民年金制度に加えて、適用事業所に使用される 70 歳未満の者は、厚生年金保険制度にも加入する必要がある。国民年金制度を 1 階部分とし、被用者はその上に厚生年金保険制度という 2 階部分が乗った構造となっている。

国民年金および厚生年金保険は政府が所管しており、実施機関としての事務は日本年金機構に委託されている。現在の国民年金・厚生年金保険は、積立金を保有しつつ、賦課方式を基本とした財政方式で運営されている。

国民年金制度の被保険者は、日本国内に住所を有する 20 歳以上 60 歳未満の者であって、第 2 号被保険者および第 3 号被保険者ではない者（第 1 号被保険者）、厚生年金保険の被保険者（第 2 号被保険者）、第 2 号被保険者の配偶者であって、主として第 2 号被保険者の収入により生計を維持する者（第 3 号被保険者）である。厚生年金保険の被保険者は、適用事業所に使用される 70 歳未満の者とされている。

国民年金制度と厚生年金保険制度の 2 種類の公的年金制度から、老齢年金・障害年金・遺族年金の 3 種類の現金給付が支給される。老齢基礎年金は、受給資格期間が 10 年以上あり、原則として 65 歳に達したときに支給される。老齢基礎年金の給付額については、国民年金法第 27 条によって定める定額（年額 780,900 円）であるが、実際には物価変動率等の改定率を乗じた額となる。ただし、保険料納付済み期間が 40 年よりも短い場合は、期間に合わせて減額される。

なお、低年金受給者向けの補足的な制度として、年金生活者支援給付金がある。税財源である点で公的年金制度とは性格が異なるが、給付額については国民年金の受給資格期間を考慮するなど、公的年金制度と連動した制度となっている。

#### ② 財源

国民年金制度の財源は、保険料・国庫負担・基礎年金拠出金・積立金の運用収益で構成されている。国民年金保険制度の第 1 号被保険者は、定額の保険料を負担する。第 1 号被保険者のカテゴリーには、自営業者、低所得者、学生などが含まれており、保険料免除の仕組みが設けられている。保険料免除となった期間についても一部の給付が保障されており、財源は国庫が負担している。国民年金制度のその他の財源としては、厚生年金保険制度が拠出する基礎年金拠出金や積立金の運用収益がある。

厚生年金保険制度の財源は、保険料・国庫負担・積立金の運用収益となっている。厚生年金保険制度の被保険者は、同時に国民年金制度の第 2 号被保険者となっているが、厚生年金保険制度の保険料のみを労使折半で負担している。国民年金制度の第 3 号被保険者は国民

年金制度、厚生年金保険制度のいずれの保険料も負担せず、厚生年金保険制度が国民年金制度に拠出する資金をもとに、国民年金制度の基礎年金を受給することができる。厚生年金保険制度のその他の財源としては、国庫負担や積立金の運用収益がある。

**③ 制度の変遷**

**図表 I-77　主な年金制度の改正**

| | |
|---|---|
| 1942 年 | 労働者年金保険法の発足 |
| 1944 年 | 厚生年金保険法に改称 |
| 1954 年 | 厚生年金保険法の全面改正 |
| 1961 年 | 国民年金法の全面施行（国民皆年金） |
| 1965 年 | １万円年金 |
| 1969 年 | ２万円年金 |
| 1973 年 | ５万円年金、物価スライド制の導入、標準報酬の再評価等 |
| 1986 年 | 基礎年金の導入、給付水準の適正化等 |
| 1990 年 | 被用者年金制度間の費用負担調整事業の開始 |
| 1994 年 | 厚生年金（定額部分）支給開始年齢の引上げ等 |
| 1997 年 | 三共済（JR 共済・JT 共済･NTT 共済）を厚生年金に統合 |
| 2000 年 | 厚生年金の給付水準の５％適正化や裁定後の年金額の改定方法の見直し（賃金スライドから物価スライドへ）、厚生年金（報酬比例部分）の支給開始年齢引上げ 等 |
| 2002 年 | 農林共済を厚生年金に統合 |
| 2004 年 | 有限均衡方式、上限を固定した上での保険料率の段階的引上げ、基礎年金の国庫負担割合の２分の１への引上げ、積立金の活用、マクロ経済スライドの導入 等 |
| 2009 年 | 基礎年金国庫負担割合２分の１の実現 |
| 2012 年 | 社会保障・税一体改革<br>基礎年金国庫負担割合の恒久化 / 被用者年金一元化 等 |
| 2016 年 | マクロ経済スライドの見直し（未調整部分の繰越し）<br>賃金・物価スライドの見直し（賃金変動に合わせた改定の徹底） 等 |
| 2020 年 | 厚生年金の適用拡大、在職中の年金受給の在り方の見直し（在職老齢年金制度の見直し、在職定時改定の導入）、受給開始時期の選択肢の拡大 等 |

出典：厚生労働省(2023)「2023 年度 年金制度のポイント」46 頁より

日本では 1961 年に国民年金法が施行され、国民皆年金の制度が実現した。1960 年代から

1970 年代にかけては、高度経済成長を背景に、公的年金給付の給付水準の引き上げが行われた。他方で、給付水準の引き上げや高齢化の進展に伴い、保険料負担は増加する傾向にあった。保険料の負担増が生じる要因として、給付水準の維持を前提としつつ、それに必要な保険料を徴収するという考え方があった。

1980 年代には、1973 年および 1979 年の石油危機の影響を受けて経済が停滞し、産業構造の変化とともに、年金財源が減少した。こうした社会変化の影響は、1980 年代当時に 3 制度 7 保険に分立していた年金制度の見直しを行う契機となり、1986 年には全国民共通の基礎年金制度が導入された。その後も制度間の統合の動きが加速し、1997 年には JR 共済・JT 共済･NTT 共済の三共済が厚生年金保険制度に統合された。

1990 年代以降、給付水準の維持を前提として保険料を徴収する考え方の見直しが議論され、2004 年の法改正では保険料水準固定方式とマクロ経済スライドが導入された。保険料水準固定方式により、それまでの発想を 180 度転換して、保険料の水準を固定した上で、限られた財源の中で給付を行う制度となった。また、マクロ経済スライドの導入によって、平均余命の伸びによる給付費の増加と年金制度を支える現役世代の人数の変化に応じて、給付水準が自動的に調整されることとなった。

2009 年には基礎年金の国庫負担割合が 2 分の 1 に引き上げられ、年金制度の持続性を確保しつつも、一定の給付水準を確保する取り組みが行われている。2020 年には厚生年金保険の適用が短時間労働者にも拡大されたほか、受給開始時期の選択肢の拡大が行われ、働き方やライフスタイルの多様化に合わせた制度の見直しが行われている。

### (3) 医療制度

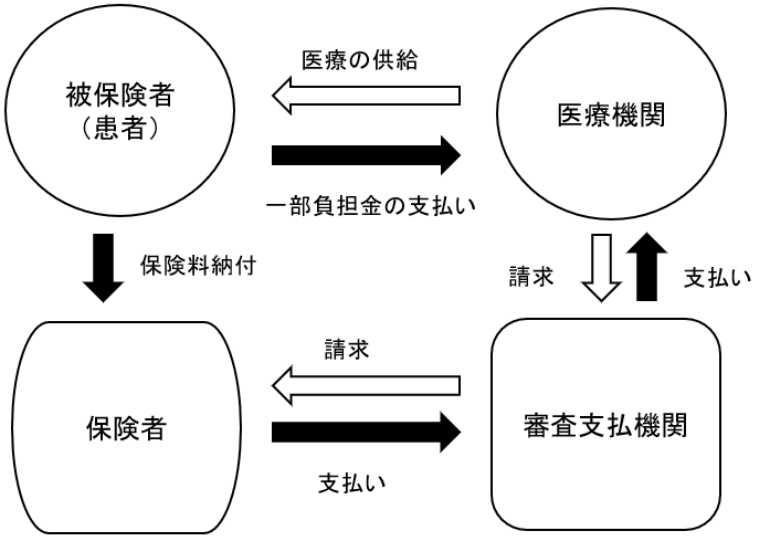
#### ① 制度概要

日本の医療保険制度は、社会保険の仕組みにより運営されており、大きく分けると①国民健康保険、②被用者保険、③75 歳以上の後期高齢者を対象とした後期高齢者医療制度の 3 つに分類することができる。これらの制度により、日本国内に居住するすべての人は、何らかの医療保険によってカバーされている（国民皆保険）。

日本の医療保険制度においては、原則として現物給付方式が取られており、医療サービスや医薬品が保険給付として提供される。例外的に金銭給付が行われるものとして、休業時の賃金を補填する傷病手当金、出産育児一時金などがある。

日本の医療保険制度は、被保険者（患者）・保険者・医療機関の関係で成り立っている。医療機関で治療を受けた際に、保険証を提示することで、被保険者（患者）は原則として 3 割の自己負担金を支払う。残りの 7 割は、保険者に納付している保険料から支払われることになる。実際には、医療機関が 7 割分の金額を審査支払機関に請求することで、保険者から支払いが行われる仕組みとなっている。

図表 I-78　医療保険制度の仕組み




出典：日本医師会「日本の医療保険制度の仕組み」より MURC 作成。
日本の医療保険制度の仕組み｜世界に誇れる日本の医療保険制度｜日本医師会

日本では医療機関へのフリーアクセスが保障されており、地域や医療機関の種類を問わず、患者が自由に医療機関を選択することができる。ただし、近年は大病院への患者の集中を防ぐ目的から、かかりつけ医の普及が目指されており、紹介状なしでの大病院の受診に

は一定の自己負担が必要となる等、政策的な誘導が行われている。

**② 財源**

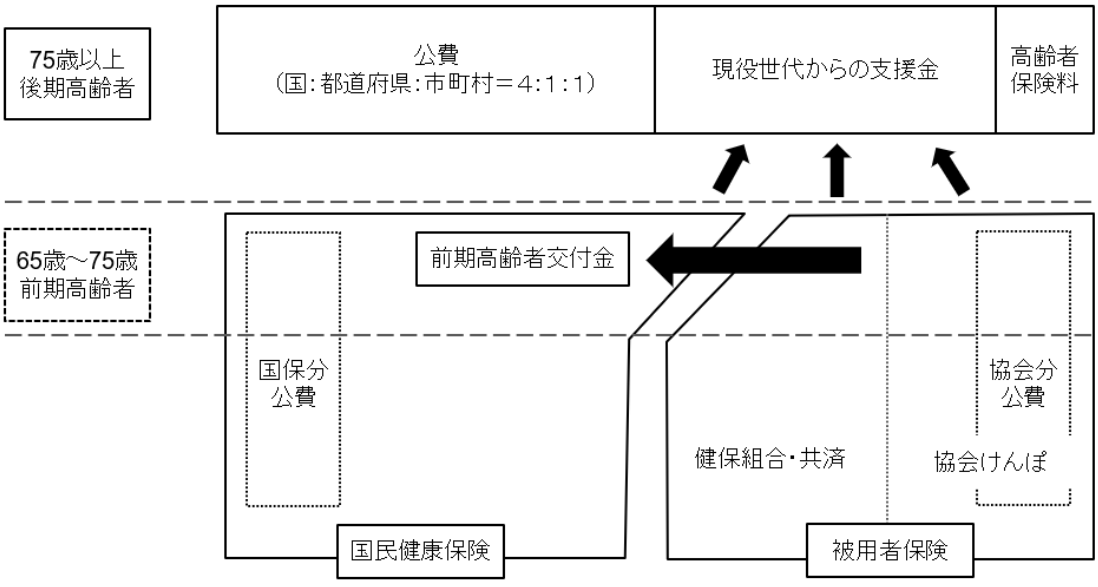
日本の医療保険給付の財源は、保険料・保険者間の財政調整・国庫負担で構成されている。日本では複数の医療保険の保険者が存在しており、それぞれの会計は独立している。各医療保険の主な財源は保険料と公費だが、その負担割合は医療保険によって異なっている。

被用者保険の中でも、主として大企業の従業員とその扶養家族が加入している組合管掌健康保険においては、財源は事業主と被保険者が負担する保険料によって賄われており、原則として公費は投入されていない。他方で、主に中小企業の従業員とその扶養家族が加入している協会管掌健康保険（協会けんぽ）においては、財政力が弱く、国が保険給付費の 16.4%を負担している。

国民健康保険においては、保険給付費の約 5 割が公費で賄われている。国庫負担は約 4 割であり、そのうちの一部は、都道府県および都道府県内の市町村の財政状況に応じた調整交付金として交付されている。国民健康保険の保険料は、世帯ごとに定額で負担する応益割と所得に応じた応能割の組み合わせによって決まり、詳細は各市町村が条例によって定める。

後期高齢者医療制度の財源は、公費が 50%、現役世代が加入する保険の保険者が拠出する後期高齢者支援金が 40%、後期高齢者による保険料が 10%となっている。他方で、65 歳以上 75 歳未満の前期高齢者については、医療保険の各保険者が拠出した納付金を前期高齢者交付金として配分する財政調整が行われている。

**図表 I-79　財政調整の仕組み**



出典：岩村正彦・嵩さやか・中野妙子編（2022）『社会保障制度 国際比較でみる年金・医療・介護』東京大学出版会、141 頁、図 6-1 医療保険財政より MURC 作成。

### ③ 制度の変遷

**図表 I-80　主な医療制度の改正**

| | |
|---|---|
| 1958 年 | 国民健康保険法の制定 |
| 1961 年 | 国民皆保険の実現 |
| 1973 年 | 70 歳以上の医療費が無料に（自己負担ゼロ） |
| 1983 年 | 老人保健法の施行（老人医療費支給制度の廃止：一定の自己負担） |
| 1984 年 | 職域保険（被用者保険）本人の自己負担 1 割 |
| 1997 年 | 職域保険（被用者保険）本人の自己負担 2 割 |
| 2003 年 | 職域保険（被用者保険）本人の自己負担 3 割 |
| 2008 年 | 後期高齢者医療制度始まる |
| 2015 年 | 医療保険制度改革法が成立 |
| 2018 年 | 国民健康保険の財政運営が、市町村から都道府県単位に変更 |

出典：日本医師会「国民皆保険の歴史」より MURC 作成。

国民皆保険制度の歴史｜世界に誇れる日本の医療保険制度｜日本医師会

日本では 1958 年の国民健康保険法の制定により、国民皆保険の制度が実現した。高度経済成長期には、各種給付の充実が図られ、1973 年には 70 歳以上の医療費が無料化された。しかし、医療費の無料化は医療へのコスト意識を失わせ、過剰な診療や社会的入院を招く結果となった。1983 年には、70 歳以上の高齢者を対象とする老人保健制度が創設され、医療サービスの利用に一定の自己負担が求められることとなった。

2008 年には、75 歳以上の高齢者について、高齢者自身が保険料を負担する独立の医療保険制度（後期高齢者医療制度）が設立された。後期高齢者医療制度によって、75 歳以上の高齢者を市町村の国民健康保険から切り離すとともに、高齢者自身の負担と後期高齢者支援金による現役世代の負担が明確化された。

2015 年には医療保険制度改革法が成立し、国民健康保険への財政支援が拡充されたほか、かかりつけ医の普及に向けて、紹介状なしの大病院受診時の定額負担が導入された。2018 年には、国民健康保険の財政運営が市町村単位から都道府県単位に変更された。市町村単位の国民健康保険は財政基盤の不安定さが指摘されており、都道府県が財政運営の責任主体を担い、市町村が保険料率や保険給付の決定、保険事業の実施等を担う体制に再編された。

### (4) 介護制度

#### ① 制度概要

日本では「介護の社会化」を目的のひとつとして、介護保険制度が導入されている。介護保険制度は、被保険者が支払う保険料を財源として、各市町村が保険者の役割を担い運営されている。保険料が財源とされているものの、後述するようにその半分には税財源が用いられている。介護保険の被保険者は、市町村の区域内に住所を有する 65 歳以上の者（第 1 号被保険者）と同じく市町村の区域内に住所を有する 40 歳以上 65 歳未満の者（第 2 号被保険者）である。

介護保険の被保険者が介護保険給付を利用するためには、市町村に申請を行い、要介護状態または要支援状態の認定を受ける必要がある。厚生労働省令により、要介護度 1（最軽度）から要介護度 5（最重度）までの 5 段階の要介護状態区分と要支援 1 または要支援 2 の要支援状態区分が定められている。

介護保険制度による保険給付は、要介護状態の被保険者に向けた介護給付、要支援状態の被保険者に向けた予防給付、市町村が条例により定め独自に給付することのできる市町村特別給付の 3 種類に分けられる。介護給付には、居宅介護サービス費、施設介護サービス費など、様々な介護サービスの費用が含まれる。予防給付としては、各種の介護予防サービス費が支給される。その他に市町村が地域のニーズに合わせて、配食サービスや移送サービスなどを市町村特別給付として提供できる。

実際のサービスの利用にあたっては、被保険者（利用者）が原則として、サービスに要した費用の 1 割を自己負担する。ただし、2014 年の法改正により、一定以上の所得がある場合の負担が 2 割に引き上げられ、2017 年の法改正により、特に所得が高い層の負担割合は 3 割とされている。

#### ② 財源

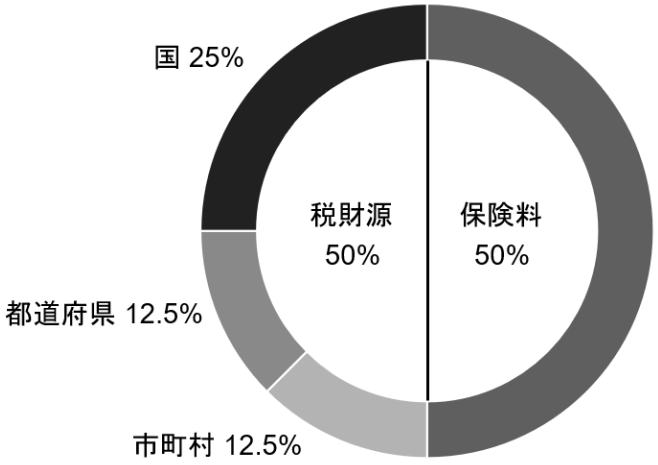
介護保険の財源は保険料と税財源が 50%ずつで構成されている。

保険料については、第 1 号被保険者と第 2 号被保険者で異なる保険料負担と徴収方法が定められている。第 1 号被保険者の保険料は各市町村のサービス見込み量によって決定される。市町村は被保険者から保険料を直接徴収するほか（普通徴収）、公的年金受給者に対しては、年金からの天引きの形で徴収することもできる（特別徴収）。第 2 号被保険者の保険料は医療保険の保険料と併せて徴収され、各医療保険の保険者が保険料率と保険料額を決定する。被用者保険に加入する者の保険料は労使が折半で負担する。

給付費用の 50%を占める公費負担については、原則として国・都道府県・市町村が 25%・12.5%・12.5%の割合で負担する。国の負担のうち 5%は、市町村間の格差を是正するための調整交付金である。都道府県は介護保険の財政安定化のために財政安定化基金を設置する。

財政安定化基金は、市町村の介護保険財政に不足が生じた場合に資金の交付・貸付を行う制度で、その原資は国・都道府県・市町村が 3 分の 1 ずつ負担している。

図表 I-81　介護保険制度の財源




出典：各財源の割合に基づいて MURC 作成。

### ③ 制度の変遷

図表 I-82　主な高齢者福祉制度の改正

| | |
|---|---|
| 1963 年 | 老人福祉法の制定 |
| 1989 年 | 高齢者保健福祉推進十カ年戦略（ゴールドプラン）の策定 |
| 1990 年 | 老人福祉法および老人保健法の改正 |
| 1994 年 | 新・高齢者保健福祉推進十カ年戦略（新ゴールドプラン）の策定 |
| 1997 年 | 介護保険法の成立 |
| 2000 年 | 介護保険制度の導入 |
| 2008 年 | 介護保険法改正　介護サービス事業者に対する規制の見直し等 |
| 2014 年 | 介護保険法改正　一定以上所得者の自己負担 2 割へ引き上げ |
| 2017 年 | 介護保険法改正　一定以上所得者の自己負担 3 割へ引き上げ |

出典：岩村正彦・嵩さやか・中野妙子編（2022）『社会保障制度 国際比較でみる年金・医療・介護』東京大学出版会、198-199 頁および笠木映里・嵩さやか・中野妙子・渡邊絹子（2018）『社会保障法』有斐閣、286-287 頁に基づき MURC 作成。

日本では 1963 年の老人福祉法の制定により、高齢者福祉に特化した政策が導入された。

1990 年代以降は、高齢者福祉サービスの充実が図られ、ゴールドプランに基づく在宅福祉の整備や特別養護老人ホームの整備が進められた。1990 年の老人福祉法および老人保健法の改正により、すべての都道府県および市町村は、老人保健福祉計画の策定が義務付けられた。1990 年代以降、高齢者福祉サービスの充実は進められたものの、介護の需要は拡大し続け、自宅での介護が難しく福祉施設でも受け入れられない要介護高齢者の社会的入院が医療費の増加を招いていた。こうした社会的な背景のもとで、高齢者介護の仕組みを抜本的に変える制度として、2000 年に介護保険制度が導入された。

介護保険制度の導入により、社会全体を通じて高齢者を支える「介護の社会化」が目指された。介護保険制度の導入後は、3 年ごとの市町村介護保険事業計画の策定・見直しのタイミングに合わせて、介護保険法の法改正が行われている。2008 年の法改正では、介護サービス事業者による不正事案の発生を防止するため、介護サービス事業者に対する規制の見直しが行われた。2014 年、2017 年の法改正では、一定以上の所得を有する者が介護サービスを利用する際の自己負担割合が引き上げられた。

## 7.　各国の比較

各国の年金、医療、介護、財源、財政健全化の取組比較したものが、である。

**図表 I-83**

| 国 | | | イギリス | ドイツ | フランス |
|---|---|---|---|---|---|
| 社会保障制度全体の特徴 | | | 1911 年の国民保険法により制度創設。第二次大戦中の「ベバリッジ報告」に基づき整備。退職年金、雇用・支援手当、遺族関連給付、求職者手当は、全国民対象の国民保険に一元化。 | 世界初の社会保険である 19 世紀末のビスマルクの医療保険法、労災保険法、年金保険法に端を発する。社会保険は、年金、医療、介護、労災及び失業の 5 制度。 | 社会保険制度(年金、医療、家族手当等)と社会扶助制度に分かれる。保険料は使用者負担の割合大。社会保障(年金、医療等)目的税として一般社会拠出金と社会保障債務償還拠出金を導入。 |
| 年金 | 概要 | | ・一層制の国家年金。<br>・私的年金の役割が拡大。<br>・職域年金には自動加入の仕組あり。 | ・報酬比例の一階建。無業及び大半の自営業は適用対象外。<br>・賦課方式。 | ・3 層(老齢保険、補足制度、上乗せ年金)。<br>・賦課方式。<br>・職域毎に複数制度分立。管理運営は「金庫」。<br>・国民の 80%以上は一般制度に加入。 |
| | 財源 | | ・被用者・雇用主からの保険料(国民保険料)。<br>・税負担無し。 | ・2/3 は労使折半の社会保険料、1/3 は税財源。 | ・社会保険料(報酬比例)*1。<br>・税財源*2。<br>・その他*3。 |
| | | 備考 | | | *1：配当・利子・不動産所得等は算定基礎に含まれず。<br>*2：無拠出期間中の財源を賄うもの。<br>*3：世代間費用負担の不均衡是正のための年金積立基金 |
| | 財政健全化の取組 | | ・全就業者対象の一層制の新・国家年金へ移行。<br>・支給開始年齢の引き上げを提言。 | ・支給開始年齢を 65 歳から 67 歳に段階的に引き上げ。<br>・無拠出給付費用を賄う付加価値税や環境税からの拠出。<br>・持続可能性要素の導入。 | ・退職年齢、年金支給開始年齢引き上げ。<br>・年金拠出期間延長の前倒し実施。 |
| 医療 | 概要 | | ・税財源による国民保健サービス(NHS)により原則無料提供。<br>・かかりつけ医(GP)の登録必須。専門治療はかかりつけ医の紹介必要。 | ・連邦保健省所管、疾病金庫(95 金庫)が運営主体。<br>・財政は医療基金に統一。疾病金庫毎の保険料率も統一。<br>・公的又は民間医療保険に加入する一般的加入義務を導入。 | ・国民の 80%以上は一般制度加入。<br>・他に共済組合や相互扶助組合等の補足制度。<br>・使用者の一定負担の下、被用者の補足制度加入が義務化。<br>・地域保険が存在せず、退職後も職域保険への加入を続行。 |
| | 財源 | | ・税財源*1。 | ・社会保険料(労使折半)。<br>・税財源*1。 | ・社会保険料(使用者のみ)。<br>・一般社会拠出金。<br>・酒税、たばこ税、医薬品卸売企業負担金等。 |
| | | 備考 | *1：一部に、国民保険料からの拠出あり。 | *1：保険給付に馴染まない給付(被扶養者給付)に充当。 | |
| | 財政健全化の取組 | | ・医療・介護負担金の導入等を提案(未実施)。 | ・疾病金庫強化のため、追加保険料徴収が可能(労使折半)。 | ・一般社会拠出金を導入。資産・金融所得も課税対象。<br>・債務返済財源として社会保障債務償還拠出金を導入。<br>・社会保障財源として付加価値税の割合増大。 |
| 介護 | 概要 | | ・地方自治体が提供。近年は民間サービスへの移行が進展。<br>・医療と福祉の提供主体が異なるため、連携に課題あり。 | ・連邦保健省が所管、介護金庫(95 金庫)が運営主体。 | ・高齢者自助手当中心の社会扶助方式。<br>・国が基準を定め県が給付審査や財源調達等の実務を実施。<br>・医療と介護の連携のため総合窓口等を設置。 |
| | 財源 | | ・地方税<br>・税財源(国庫からの交付金)<br>・利用者の自己負担額 | ・社会保険料(労使折半)*1。 | ・県の一般予算。<br>・全国自律連帯金庫からの拠出金。<br>・配偶者の有無や受給者の所得水準に応じた自己負担額。 |
| | | 備考 | | *1：子どもの数に応じて被用者の負担割合は異なる | |
| | 財政健全化の取組 | | ・医療・介護負担金の導入等を提案(未実施)。 | ・給付サービス拡大へ対応するため税財源の投入も検討中。 | ・各県の高齢者自助手当制度に向けた財源配分の実施。<br>・全被用者に対して自立連帯拠出金を課金。<br>・年金受給者等に対して自立連帯付加拠出金の負担を割当。 |

## 各国の年金、医療、介護制度の概要、財源、財政健全化の取組

| 韓国 | オランダ | 日本 |
|---|---|---|
| 1980 年代後半から社会保障基盤構築。社会保険、公的扶助及び社会サービスから構成。社会保険として、国民年金、国民健康保険、雇用保険、産業災害補償保険及び高齢者長期療養保険。 | 起源は 1901 年の労働災害補償法。英国の「ベバレッジ報告」に触発され、老齢年金が成立。以後は北欧モデル型社会保障へ転換。 | 社会保険を中心とした制度。医療と年金は、国民皆保険・国民皆年金。1980 年代以降、社会保障の持続可能性が議論され、近年は税制改正と一体となった社会保障制度改革が進行。 |
| ・国民皆年金。報酬比例の一階建て<br>・賦課方式<br>・国民年金と特定職業対象の特殊年金。重複なし。<br>・低所得高齢者を対象とした基礎年金。 | ・1 階は国民保険、2 階は職域年金、3 階は個人年金。<br>・国民保険では老齢年金、遺族年金を給付。<br>・社会保険銀行が運営主体。 | ・1 階は国民年金、2 階は被用者向けの厚生年金。<br>・政府が所管し、運営は日本年金機構。<br>・積立金を保有しつつ、賦課方式。 |
| ・基礎年金は全額税財源*1。<br>・国民年金等は社会保険料*2,*3 | ・国民保険料*1、*2。<br>・税財源(一般財源)*2。 | ・国民年金は保険料、税財源、基礎年金拠出金、積立金運用益。<br>・厚生年金は保険料、税財源、積立金運用益。保険料は労使折半。 |
| *1：国と地方自治体の負担割合は異なる。<br>*2：農漁業従事者、地域加入者の一部に対して国庫補助。<br>*3:無拠出期間でも納付済み認定制あり(年金クレジット)。 | *1：所得比例(被用者のみ負担、雇用主負担は無し)。<br>*2：所得税と保険料の賦課ベース統一。一元的に源泉徴収。 | |
| ・国民年金の給付水準引き下げ。<br>・保険料引き上げ、自動調整を柱とする改革案は、未実現。 | ・老齢年金への一部積立方式導入。<br>・支給開始年齢の段階的引き上げ(2024 年からは 67 歳)。<br>・職域年金における「集団的確定拠出年金」への移行 | ・基礎年金の国庫負担割合を 1/2 に引き上げ、持続性を確保。<br>・保険料水準固定とマクロ経済スライドを導入。<br>・厚生年金の適用を短時間労働者に拡大。 |
| ・国民健康保険公団が保険者として運営。<br>・加入者は、職場加入者と地域加入者に分けられる。<br>・生活困窮者向けには別途、医療給付制度。 | ・短期医療に加えホームナーシングも対象。<br>・かかりつけ医を通し専門医治療を受診。<br>・保険者間の管理された競争。リスク選択禁止。<br>・リスク構造調整保険料を国(健康保険基金)が保険者へ配分。<br>・被用者保険(雇用主負担)の疾病給付、障害保険給付有り。 | ・社会保険方式。国民皆保険。<br>・①国民健康保険(自営業等)、②被用者保険、③後期高齢者医療(75 歳以上)に大別。<br>・フリーアクセス制による現物給付方式 |
| ・8 割超が社会保険料*1。<br>・11 割超が税財源*2。 | ・所得比例保険料(雇用主負担)＋定額保険料*1。<br>・税財源(健康保険基金)。 | ・保険料*1。<br>・保険者間の財政調整。<br>・税財源。 |
| *1：報酬比例保険料と金融所得等に課される報酬外保険料。<br>*2：健康増進基金(たばこ税賦課)と特定の財源のない国庫。 | *1：定額保険料は被保険者負担。例外的な自己負担金も有り。 | *1：被保険者の自己負担は原則 3 割。7 割は保険者から給付。 |
| ・現状、医療保険は黒字が累増。<br>・今後の高齢化進展や給付水準向上により財政拡大の可能性。 | ・保険者間の「管理された競争」。<br>・医療と介護の連動、かかりつけ医強化等により医療費抑制。 | ・被保険者の自己負担額を引き上げ。<br>・かかりつけ医の紹介なしの大病院受診に定額負担制を導入。<br>・後期高齢者医療制度を創設。<br>・国民健康保険の運営を市町村単位から都道府県単位に。 |
| ・長期療養保険制度として導入。<br>・国民健康保険公団が保険者として運営。 | ・施設ケアは介護保険、在宅介護サービスは社会支援。<br>・ホームナーシングは、医療(健康保険)で対応。<br>・社会支援は国の補助金と地方の税財源によって運営。 | ・各市町村が保険者となり運営。<br>・介護給付、予防給付、市町村特別給付の 3 種類。 |
| ・社会保険料。<br>・税財源(国庫支援金(社会保険料収入の 20%)と健康増進基金)。<br>・生活困窮者向け長期療養給付費は国・地方が負担。 | ・国民保険料(費用者負担のみ)*1。<br>・税財源(国から介護保険基金への繰入れ)*1。 | ・社会保険料(40 歳以上)が半分。<br>・税財源が半分(国:都道府県:市町村＝25%:12.5%:12.5%)。<br>・利用者の自己負担は原則 1 割。 |
| | *1：介護保険の財源(社会支援の財源ではない)。 | |
| ・現状、長期療養保険の財政負担は小。<br>・今後の高齢化進展により財政拡大の可能性。 | ・介護保険は費用の高い施設ケアのみカバー。<br>・居宅サービスは、地方自治体提供の社会支援へ移管。 | ・自己負担割合の引き上げ |

## 8.　諸外国の社会保障制度改革と財源確保のための改革

これまで、イギリス、ドイツ、フランス、韓国、オランダの各国を対象として、社会保障制度を調査した。本節では、当該 5 か国以外で実施された、高齢化等に対応するための社会保障制度の改革の事例を取り上げる。

### (1) 給付削減(欧州各国)

人口の高齢化を踏まえた公的年金の制度改革として、欧州各国では年金給付の削減に取り組んでいる。年金給付の削減の手法としては、①年金支給年齢の引き上げ、②年金支給額の引き下げ（受給要件を得るための最低加入期間の延長、算定の基準となる現役時給与の算定期間の変更、年金支給額のスライド評価に係る現役時給与の調整方法の変更）が挙げられる。

#### ① 年金支給年齢の引き上げ

高齢化社会における年金財源安定化として、欧州諸国で最も一般的な対応は年金支給年齢の引き上げである。図表 I-84 に示すように、EU 諸国においてはいずれも賦課方式（積立方式と併用の国も含む）を採用しており、高齢化の進展により年金財政が厳しくなることが想定される。ルクセンブルク以外の国において、高齢化社会の進展に伴い年金支給年齢の引き上げが予定されている。

図表 I-84 欧州諸国における年金支給年齢の変化

| | 財政方式 | 年金支給年齢(2008→2013→2060) | |
|---|---|---|---|
| | | 男性 | 女性 |
| ベルギー | 賦課方式＋積立方式 | 65→65→67 | 64→65→67 |
| ブルガリア | 賦課方式 | 63→63.7→65 | 59.5→60.7→63 |
| チェコ | 賦課方式＋積立方式 | 61.8→62.7→69.3 | 56→59.7→69.3 |
| デンマーク | 賦課方式 | 65→65→72.5 | 65→65→72.5 |
| ドイツ | 賦課方式＋積立方式 | 65→65.3→67 | 65→65.3→67 |
| エストニア | 賦課方式＋積立方式 | 63→63→65 | 60.5→62→65 |
| アイルランド | 賦課方式＋積立方式 | 65→65→68 | 65→65→68 |
| ギリシャ | 賦課方式 | 65→67→71.9 | 60→67→71.9 |
| スペイン | 賦課方式＋積立方式 | 65→65→67 | 65→65→67 |
| フランス | 賦課方式＋積立方式 | 65→65.8→67 | 65→65.8→67 |
| クロアチア | 賦課方式 | 65→67 | 60.8→67 |
| イタリア | 賦課方式 | 65→66.3→70 | 60→62.3→70 |
| キプロス | 賦課方式＋積立方式 | 65→65→69 | 65→65→69 |
| ラトビア | 賦課方式＋積立方式 | 62→62→65 | 62→62→65 |
| リトアニア | 賦課方式 | 62.5→62.8→65 | 60→60.7→65 |
| ルクセンブルク | 賦課方式＋積立方式 | 65→65→65 | 65→65→65 |
| ハンガリー | 賦課方式 | 62→62→65 | 62→62→65 |
| マルタ | 賦課方式 | 61→62→65 | 60→62→65 |
| オランダ | 賦課方式 | 65→65.1→71.5 | 65→65.1→71.5 |
| オーストリア | 賦課方式 | 65→65→65 | 60→60→65 |
| ポーランド | 賦課方式＋積立方式 | 65→65.3→67 | 60→60.3→67 |
| ポルトガル | 賦課方式＋積立方式 | 65→65→68.8 | 65→65→68.8 |
| ルーマニア | 賦課方式 | 62→64.7→65 | 58→59.7→63 |
| スロベニア | 賦課方式＋積立方式 | 63→65→65 | 61→63.5→65 |
| スロバキア | 賦課方式 | 62→62→67.8 | 55→58.3→67.8 |
| フィンランド | 賦課方式＋積立方式 | 62→68→68 | 62→68→68 |
| スウェーデン | 賦課方式＋積立方式 | 61→67→67 | 61→67→67 |
| 英国 | 賦課方式 | 65→65→68 | 60→61→68 |

注：緑色のセルが、給付削減に資する改革である。
出典：European Commission(2016) “Pension Reforms in the EU since the Early 2000’s: Achievements and Challenges Ahead”をもとに MURC 作成

**② 年金支給額の引き下げ**

年金支給額の引き下げに向けた措置として、年金支給額の算定方法の改定がなされている事例がある。

年金支給額の算定式のイメージとしては、①現役時給与、②現役時給与の調整額（①②によって当初支給額が決定される）、③年金支給額のスライド調整　によって決定される。

年金支給額　＝　現役時給与　×　現役時給与の調整額　【当初支給額】
×　年金支給額のスライド調整【支給開始後の調整】

①については、現役時給与の算定期間を限定された期間から就業期間全体あるいはより長期の期間に変更することで、相対的に給与が低い時期の給与も考慮しようとする改革がなされている（チェコ、ギリシャ、スペイン、イタリア、マルタ、スロベニア）。

②については、物価あるいは賃金水準によって調整がなされるケースが多い。実質賃金がプラスである時期が長い場合には、物価よりも賃金水準によって調整がなされる方が金額が高くなる。物価の比重を高めることで、年金支給額を削減する国がみられる（ベルギー、ギリシャ、ポルトガル）。

③についても、物価あるいは賃金水準によって調整がなされるケースが多い。②と同様に物価の比重を高めることで、年金支給額を削減する国がみられる（ポルトガル、スロベニア、英国）。

また、年金満額受給に必要な保険料納付期間の延長（ベルギー、フランス）、物価等だけでなく平均余命や人口動態と給付額の連動（イタリア、ラトビア、ポーランド、スウェーデン、フランス、フィンランド、ポルトガル、スペイン）を導入する国もみられる。

## 図表 I-85　欧州諸国における年金支給額の引き下げ

| | 財政方式 | 年金支給額算定の基準となる現役時給与（Pensionable earnings reference） | | 現役時給与の調整ルール（Valorisation rules） | | 年金支給額のスライド調整（Indexation rules） | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 2006AR | 2015AR | 2006AR | 2015AR | 2006AR | 2015AR |
| ベルギー | 賦課方式＋積立方式 | 就業期間全体 | 就業期間全体 | 物価及び賃金水準(公共部門) | 物価 | 物価及び生活水準 | 物価及び生活水準 |
| ブルガリア | 賦課方式 | 不明 | 就業期間全体 | 不明 | 賃金水準 | 不明 | 物価及び賃金水準 |
| チェコ | 賦課方式＋積立方式 | 30年間 | 就業期間全体 | 賃金水準 | 賃金水準 | 毎年裁量にて決定 | 物価及び賃金水準 |
| デンマーク | 賦課方式 | 居住期間 | 居住期間 | 適用なし | 適用なし | 賃金水準 | 賃金水準 |
| ドイツ | 賦課方式＋積立方式 | 就業期間全体 | 就業期間全体 | 賃金水準 | 賃金水準 | 賃金水準＋持続可能性要素 | 賃金水準＋持続可能性要素 |
| エストニア | 賦課方式＋積立方式 | 就業期間全体 | 就業期間全体 | 賃金水準 | 社会税(Social taxes) | 物価及び社会税 | 物価及び社会税 |
| アイルランド | 賦課方式＋積立方式 | 一定額 | 一定額 | 適用なし | 適用なし | 特段ルールなし | 特段ルールなし |
| ギリシャ | 賦課方式 | ●直近10年中最も高収入の5年(PR)<br>●直近1か月(PU) | 就業期間全体 | 賃金水準 | 物価及び賃金水準 | 賃金水準＋毎年の裁量 | 賃金水準及びGDP(最大で賃金水準の100%) |
| スペイン | 賦課方式＋積立方式 | 直近15年 | 直近25年 | 物価 | 賃金水準 | 賃金水準 | 年金再評価指数 |
| フランス | 賦課方式＋積立方式 | 最も高収入の25年間 | 最も高収入の25年間 | 物価 | 物価 | 物価 | 物価 |
| クロアチア | 賦課方式 | 不明 | 就業期間全体 | 不明 | 物価及び賃金水準 | 不明 | 物価及び賃金水準 |
| イタリア | 賦課方式 | ●直近5/10年(旧DB)<br>●就業期間全体(新NDC) | 就業期間全体 | ●物価(旧DB)<br>●GDP(新NDC) | ●物価(旧DB)<br>●GDP(新NDC) | 物価 | 物価 |
| キプロス | 賦課方式＋積立方式 | 就業期間全体 | 就業期間全体 | 物価及び賃金水準 | 賃金水準 | 物価及び賃金水準 | 物価及び賃金水準 |
| ラトビア | 賦課方式＋積立方式 | 就業期間全体 | 就業期間全体 | 物価及び賃金水準 | 賃金水準 | 物価及び賃金水準 | 物価及び賃金水準 |
| リトアニア | 賦課方式 | 最も高収入の25年間 | 最も高収入の25年間 | 毎年裁量にて決定 | 毎年裁量にて決定 | 毎年裁量にて決定 | 毎年裁量にて決定 |
| ルクセンブルク | 賦課方式＋積立方式 | 就業期間全体 | 就業期間全体 | 物価及び賃金水準 | 賃金水準 | 物価及び賃金水準 | 物価及び賃金水準 |
| ハンガリー | 賦課方式 | 就業期間全体 | 就業期間全体 | 賃金水準 | 賃金水準 | 物価及び賃金水準 | 物価 |
| マルタ | 賦課方式 | 直近10年中最も高収入の3年 | 直近40年中最も高収入の10年 | 物価 | 生活費 | 物価及び賃金水準 | 物価及び賃金水準 |
| オランダ | 賦課方式 | 居住期間 | 居住期間 | 適用なし | 適用なし | 賃金水準 | 賃金水準 |
| オーストリア | 賦課方式 | 最も高収入の40年間 | 最も高収入の40年間 | 賃金水準 | 賃金水準 | 物価 | 物価 |
| ポーランド | 賦課方式＋積立方式 | 就業期間全体 | 就業期間全体 | 賃金水準 | ●賃金水準(NDC1階部分)<br>●GDP(NDC2階部分) | 物価 | 物価及び賃金水準 |
| ポルトガル | 賦課方式＋積立方式 | 就業期間全体(最長40年) | 就業期間全体(最長40年) | 賃金水準 | 物価 | 物価及び賃金水準 | 物価及びGDP |
| ルーマニア | 賦課方式 | 不明 | 就業期間全体 | 不明 | 物価及び賃金水準 | 不明 | 物価及び賃金水準 |
| スロベニア | 賦課方式＋積立方式 | 最も高収入の連続する18年間 | 最も高収入の連続する24年間 | 賃金水準 | 賃金水準 | 賃金水準 | 物価及び賃金水準 |
| スロバキア | 賦課方式 | 就業期間全体 | 就業期間全体 | 賃金水準 | 賃金水準 | 物価及び賃金水準 | 物価及び賃金水準 |
| フィンランド | 賦課方式＋積立方式 | 就業期間全体 | 就業期間全体 | 物価及び賃金水準 | 物価及び賃金水準 | 物価及び賃金水準 | 物価及び賃金水準 |
| スウェーデン | 賦課方式＋積立方式 | 就業期間全体 | 就業期間全体 | 賃金水準 | 賃金水準 | 賃金水準 | 賃金水準 |
| 英国 | 賦課方式 | 保険料支払期間 | 保険料支払期間 | 賃金水準 | 賃金水準 | 物価 | 賃金水準 |

注：緑色のセルが、給付削減に資する改革である。橙のセルは、給付増に資する改革である。

出典：European Commission(2016) “Pension Reforms in the EU since the Early 2000’s: Achievements and Challenges Ahead”をもとに MURC 作成

**③ 社会保険料の引き上げ**

European Commission(2016)においては、年金の給付削減に加えて、財源確保に向けた取り組みについても随時なされていると紹介している。

例えば、デンマーク、フランスにおいては社会保険料の引き上げがなされており、特に金融危機後には社会保険料の引き上げを行う国が増えている（ブルガリア、キプロス、ポーランド、ポルトガル、フィンランド、英国)。さらに、フランスなどにおいては、民間被用者等の大半が加入する一般制度だけでなく、公務員年金においても保険料率の引き上げが実施された。

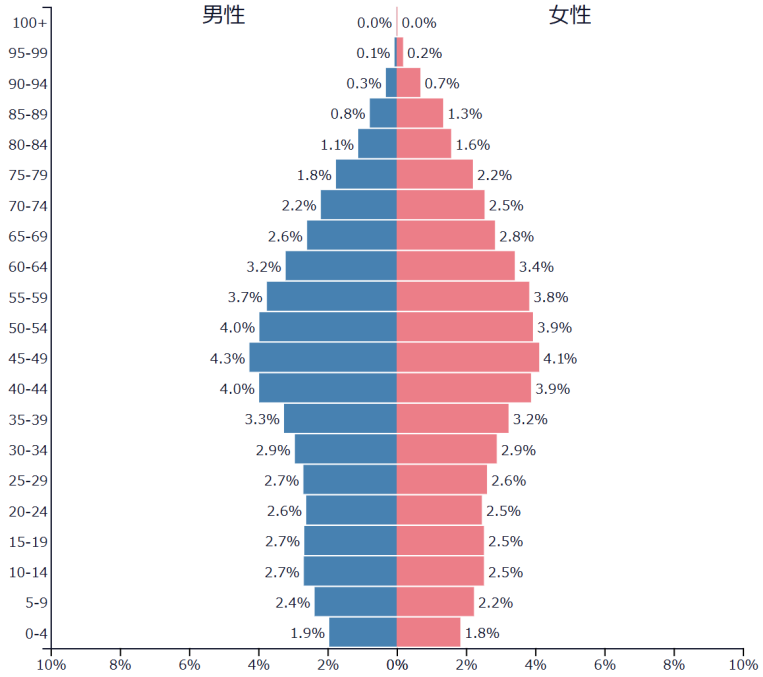
### (2) 世代間衡平メカニズム(スペイン)[82]

#### a) 概要・沿革

世代間衡平メカニズム(英語名：Intergenerational Equity Mechanism：IEM)は、スペインにおける公的年金財政の強化のために 2023 年 1 月より適用されている仕組みである。2013 年の年金改革において導入された持続可能性要素(Sustainability Factor)に代わる仕組みとして 2021 年に導入された。

2030 年から 2050 年に退職を迎える世代の人口が多く、その前に年金財政の健全化を図ることが必要(図表 I-86)となっていた。そこで、2023 年から 2032 年までを積立期間、2032 年から 2060 年までを取崩期間[83]とする時限的な措置として設けられた。

**図表 I-86　スペインの人口ピラミッド(2022 年時点)**




出所：United Nations, Department of Economic and Social Affairs, Population Division. World Population Prospects: The 2024 Revision. (Medium variant)

[82] https://www.arrabeintegra.es/en/noticia/intergenerational-equity-mechanism/, https://www.asinta.com/news/spains-2023-pension-reform/, “El mecanismo de equidad intergeneracional y otros elementos de la reforma del sistema de pensiones”参照

[83] 3 年ごとに評価し、年金支出 GDP 比が予測値から逸脱した場合には別途措置が発動される

従前のルールに従うと、年金支給額が恒久的に引き下げられるため、2030～2050 年の新規退職者数急増時期以降に年金支給額が大きく引き下げられる。その後に定年退職を迎える者、つまり現在の若年者の年金支給額が大幅に引き下げられることとなる。

**図表 I-87　従前の持続可能要素の下での年金受給額の推計**

| 現在の年金受給者の受給額 | 2030 年<br>定年退職者 | 2050 年<br>定年退職者 | 2070 年<br>定年退職者 |
|---|---|---|---|
| 1,000 ユーロ | ▲67 ユーロ | ▲138 ユーロ | ▲194 ユーロ |
| 1,500 ユーロ | ▲101 ユーロ | ▲207 ユーロ | ▲291 ユーロ |
| 2,500 ユーロ | ▲169 ユーロ | ▲345 ユーロ | ▲485 ユーロ |

出所：El mecanismo de equidad intergeneracional y otros elementos de la reforma del sistema de pensiones

図表 I-88 に世代間衡平メカニズムによる負担額と、従前の持続可能性要素による負担額（年金の削減額）を比較している。前提条件が異なるために、金額規模の単純な比較はできないが、世代間衡平メカニズムは世代間格差がない一方で、持続可能性要素は若年層ほど大きな負担となっている。

**図表 I-88　世代間衡平メカニズムと持続可能性要素の比較**

| 2021 年時点の年齢 | 世代間衡平メカニズムによる負担額<br>（10 年間） | 従前の持続可能性要素による負担額（退職期間通算） |
|---|---|---|
| 18 歳 | 12 ユーロ／月 | 313 ユーロ／月 |
| 28 歳 | 12 ユーロ／月 | 268 ユーロ／月 |
| 38 歳 | 12 ユーロ／月 | 223 ユーロ／月 |
| 48 歳 | 12 ユーロ／月 | 171 ユーロ／月 |
| 58 歳 | 12 ユーロ／月 | 109 ユーロ／月 |

出所：El mecanismo de equidad intergeneracional y otros elementos de la reforma del sistema de pensiones

### b) 仕組み

被用者については、被用者が 0.1%、使用者が 0.5%の保険料が退職年金に係る拠出金に上乗せされる。自営業者については 0.6%の保険料が上乗せされる。保険料率は毎年 0.1%ずつ増加させ、2029 年以降は 1.2%（被用者については被用者 0.2%、使用者 1.0%）となる。

政府は最終的に 400 億ユーロを徴収し、社会保障準備基金に充てる予定である。

2023 年から 2032 年までの時限的な措置として設けられている。2032 年から 2060 年までを取崩期間であるが、3 年に一度年金財政を評価し、その結果によっては見直しがなされる。

### (3) 富裕層向けの追加負担金

#### ① 純投資所得税（アメリカ）

##### a) 概要・沿革

純投資所得税（Net Investment Income Tax：NIIT)は、アメリカにおいて、いわゆるオバマケアの財源の一つとして 2013 年より適用されている仕組みである。

##### b) 仕組み

譲渡所得（株式、債券、投資信託、不動産等)、利子、配当、特定の年金、ロイヤルティ、家賃、受動的活動（金融商品の売買やコモディティ商品など）から得られる所得が対象となる。賃金、失業手当、社会保障給付、扶養手当、個人住宅売却益、自営超所得については対象とならない。

当該所得のうち、基準値を超える部分に対して、一律 3.8%の税率が課される。

基準値は、独身者の場合は 20 万ドル、夫婦合算申告の場合は 25 万ドルとなっている。

2022 課税年度において、714 万件・410 億ドルの税収となっている[84]。純投資所得税を含む個人所得税の合計は 2 兆 1,399 億ドルであり、およそ 2%が純投資所得税の税収である。

[84] IFS(2024) Table 3.3.　All Returns: Tax Liability, Tax Credits, and Tax Payments, by Size of Adjusted Gross Income, Tax Year 2022 (Filing Year 2023)

**② 超富裕層税**（G20）[85]

超富裕層税は、2024 年に G20 の議長国をつとめたブラジルが主導して議論したものであり、「富と所得の不平等が経済成長と社会的結束を損なっている」との問題意識のもとで、累進的な税制を確立することを目的としている。

2024 年 6 月に、EU の独立研究機関である EU Tax Observatory は、フランスの経済学者である Gabriel Zucman 氏がブラジル政府から委託を受けて執筆した報告書 [86]を公表した。当該報告書において、10 億ドル超の資産を有する超富裕層（ultra-high-net-worth individual）に対して十分な課税がなされていないことを示し、資産の 2%に相当する税を最低限課すことを提案している。

**図表 I-89 EU Tax Observatory の報告書の概要**

- 現状の課税制度のもとでは、超富裕層に対して十分な課税がなされていない。過去 40 年間のインフレ調整後の税引前での資産に対する収益率は年間 7.5%であるが、現在の実効税率は資産の 0.3%に過ぎない。
- 10 億ドル超の資産を有する個人に対して、資産の 2%に相当する税を、最低限の税負担として毎年支払うことを義務付けることを提案する。
- 全世界で、約 3,000 人の納税者から年間 2,000～2,500 億ドルの徴収が可能である。
- すべての国が同一の基準を採用しなくとも、出国税の強化等により実現することは可能である。

出所：Gabriel Zucman(2024) "A blueprint for a coordinated minimum effective taxation standard for ultra-high-net-worth individuals"

2024 年 7 月に開催された G20 財務大臣・中央銀行総裁会議において、「国際租税協力に関する G20 リオデジャネイロ閣僚宣言」が採択された。この中で、具体的なスキームの言及はなされていないものの、超富裕層に対する課税について言及されている。

**図表 I-90 国際租税協力に関する G20 リオデジャネイロ閣僚宣言（抄）**

6. 超富裕層を含むすべての納税者が、適正な税負担を行うことは重要である。富裕層による積極的な租税回避や脱税は、累進課税の有効性を低下させ、税制の公平性を損なう可能性がある。透明性の基準を回避するなど、課税逃れを許してはならない。・・・

7. ・・・超富裕層が国境を越えて移動することにより、適切な課税水準を保つことが難

[85] 必ずしも社会保障財源に用いられるものではないが、富裕層に対する追加的な課税の事例として取り上げる

[86] Gabriel Zucman(2024) "A blueprint for a coordinated minimum effective taxation standard for ultra-high-net-worth individuals"

しくなっており、累進課税に影響を与えている。効果的かつ公平な累進課税政策を進めることは、国際税務の協力、国内における改革によって対処可能である重要課題である。

13. 課税主権を十分に尊重しつつ、超高額所得者に対して効果的な課税が行われるよう、協調して取り組む。協調の中には、ベストプラクティスの共有、課税原則に関する議論の奨励、潜在的に有害な課税慣行への対処を含む租税回避防止メカニズムの考案などが含まれる。関連する国際機関、学術界、専門家の技術的知見を活用しつつ、G20やその他の関連するフォーラムにおいて、これらの問題について引き続き議論していくことを期待している。BEPS に関する包摂的枠組みに対し、効果的な累進課税政策の枠組みの中でこれらの問題に取り組むことを検討するよう促す。

出所：" THE RIO DE JANEIRO G20 MINISTERIAL DECLARATION ON INTERNATIONAL TAX COOPERATION"

### ③ 追加連帯拠出金(スペイン)[87]

#### a) 概要・沿革

追加連帯拠出金(英語名：additional solidarity contribution：IEM)は、スペインにおける公的年金財政の強化、所得再配分機能の強化のために 2025 年 1 月より適用されている仕組みである。公的年金保険料の算定基礎額の最高限度額を超える収入を得る者を対象として、追加的な拠出を求めるものである。なお、被用者のみが対象であり、自営業者は対象となっていない。

2023 年に Royal Decree-Law 2/2023 に基づいて導入されたものの、施行は延期され、2025 年 1 月に導入されるに至った。

#### b) 仕組み

公的年金保険料の算定基礎額の最高限度額（導入時の額は月額 4,720.5 ユーロ）を基準として、100%から 110%までの所得に対して 0.92%、110%から 150%までの所得に対して 1.0%、150%を超える所得に対して 1.17%の累進合計拠出率で雇用主と被雇用者に課される。税率は 2045 年までにそれぞれ 5.5%、6.0%、7.0%に段階的に引き上げられる（図表 I-91）。拠出率の労使分担割合は、被用者 16.61%、使用者 83.39%である。

なお、追加連帯拠出金の拠出により、年金の支給額が増加するものではない[88]。

---

[87] https://kpmg.com/us/en/taxnewsflash/news/2025/02/tnf-spain-solidarity-charge-effective-january-1-2025.html、https://www.strongabogados.com/new-solidarity-contribution-2025 、https://bovemontero.com/en/2024/10/29/the-new-additional-solidarity-contribution/ 参照

[88] https://www.strongabogados.com/new-solidarity-contribution-2025

図表 I-91　追加連帯拠出金の拠出率

| Year | Remuneration up to 10% above the maximum base | Remuneration from 10% to 50% above the maximum base | Remuneration above 50% of the maximum base |
|---|---|---|---|
| | Contribution rate % | Contribution rate % | Contribution rate % |
| 2025 | 0.92 | 1 | 1.17 |
| 2026 | 1.15 | 1.25 | 1.46 |
| 2027 | 1.38 | 1.5 | 1.75 |
| 2028 | 1.60 | 1.75 | 2.04 |
| 2029 | 1.83 | 2.00 | 2.33 |
| 2030 | 2.06 | 2.25 | 2.63 |
| 2031 | 2.29 | 2.5 | 2.92 |
| 2032 | 2.52 | 2.75 | 3.21 |
| 2033 | 2.75 | 3 | 3.50 |
| 2034 | 2.98 | 3.25 | 3.79 |
| 2035 | 3.21 | 3.5 | 4.08 |
| 2036 | 3.44 | 3.75 | 4.38 |
| 2037 | 3.67 | 4 | 4.67 |
| 2038 | 3.90 | 4.25 | 4.96 |
| 2039 | 4.13 | 4.5 | 5.25 |
| 2040 | 4.35 | 4.75 | 5.54 |
| 2041 | 4.58 | 5 | 5.83 |
| 2042 | 4.81 | 5.25 | 6.13 |
| 2043 | 5.04 | 5.5 | 6.42 |
| 2044 | 5.27 | 5.75 | 6.71 |
| 2045 | 5.50 | 6.00 | 7 |

出所：https://bovemontero.com/en/2024/10/29/the-new-additional-solidarity-contribution/

### (4) ソブリン・ウェルス・ファンドの設置 (オーストラリア・ニュージーランド)

オーストラリア、ニュージーランドの公的年金制度は、社会保険料ではなく全額税を財源とする賦課方式となっている。オーストラリアでは、ミーンズテスト（所得・資産の要件が課されており、一定の所得・資産を超えると金額が削減ないしゼロとなる）が課されている。ニュージーランドでは、ミーンズテストを実施しないユニバーサル年金となっている。

両国は、国連の人口予測において、今後数十年は人口増加が続く見込みとなっているものの、人口構成の高齢化は着実に進むことが予測されている。

両国とも、将来の納税者の負担を軽減し、世代間の納税負担の平準化を図るため、両国においては国が積立金（ファンド）を設けている[89]。

NZ スーパーアニュエーション・ファンド（The New Zealand Superannuation Fund：NZSF）は、税を財源とする賦課方式のニュージーランドの公的年金制度に対する将来の納税者の負担を軽減し、世代間の納税負担の平準化を図ることを目的に 2001 年に設立されている。

オーストラリアのフューチャーファンド（Future Fund）は、政府等公的セクター職員等向けの確定給付型（DB）職域年金（スーパーアニュエーション）に対する雇用主の立場としての政府の年金支払いが将来的に急増することへの対応として 2006 年に設立されている。

NZSF と Future Fund の運営機関は政府機関であるが、各国の中央銀行と同様な政府からは独立した機関として位置付けられている。SWF からの資金の引き出しは、NZSF は現状の予測では 2030 年代の中頃からとなっている。Future Fund は少なくとも 2026/27 財政年度までは資金の引き出しは行わないこととされている。

ソブリン・ウェルス・ファンドについては、税方式を前提とした場合における、将来の給付増加に備える積立金の仕組みである。我が国においては、すでに社会保険料方式を前提とした年金積立金が存在しているところであり、当該ファンドの設置は不要である。

[89] 財源が社会保険料でなく、税財源であるため、年金基金ではなく、ソブリン・ウェルス・ファンドとして位置づけられている

### (5) 年金の民営化(チリ・メキシコ・ボリビア等)[90]

ラテンアメリカ諸国では、1981 年にチリにおいて公的機関が運営する賦課方式の確定給付型年金（pay-as-you-go defined benefit：PAYG-DB）を、民間の年金運用・管理会社が運営する個人勘定方式の確定拠出型年金（fully-funded defined contribution：FF-DC）へと切り替える年金改革が実施されている。1990 年代以降、「公的年金制度の民営化」とも呼ばれた DC 年金の導入の動きは他のラテンアメリカ諸国にも広がり 11 ヶ国で導入されたが、各国における DC 年金の導入の形態は様々であったため、ラテンアメリカには様々な年金制度が混在している状況にある（図表 I-92）。

**図表 I-92　ラテンアメリカ諸国の年金制度**

| 年金制度 | 国 |
|---|---|
| 完全に DC に代替された国 | チリ（1981）、メキシコ（1997）、ボリビア（1997）、エルサバドル（1998）、ドミニカ共和国（2003） |
| DC と PAYG-DB が並列している国（いずれか選択） | ペルー（1993）、コロンビア（1994） |
| DC と PAYG-DB の組み合わせの国（双方に加入） | ウルグアイ（1996）、コスタリカ（2001）、パナマ（2008） |
| 従前からの PAYG-DB のみの国 | ブラジル、アルゼンチン（DC と PAYG-DB が並列した状態から PAYG-DB に再度一本化）、ベネズエラ、パラグアイ、エクアドル |

注：カッコ内は移行した年
出所：年金シニアプラン総合研究機構(2019) ラテンアメリカの年金に関する調査研究

PAYG-DB を DC に移行することは、賦課方式から積立方式への移行を意味するため、移行時には追加的な財政負担が発生する。具体的には、旧 PAYG-DB 年金についての年金支払義務が変わらない中で、DC 年金に移行した加入者分の拠出金収入が入らなくなることが挙げられる。

DC に移行した国のうち、アルゼンチンにおいては、2008 年に再改革がなされ、再び DB へ統合された。DC 年金の導入による DB 年金への拠出額減少にカバレッジの拡大や年金額の引き上げが続いたため、賦課方式の DB 年金の財政が悪化し政府の財政負担が高まったためである。2007 年に DC 年金選択者の DB 年金への移行を可能とし、リーマンショックが発生した 2008 年には DC 年金の廃止が決定され、DC 年金加入者と全 DC 年金資産の DB 年金への移管が実施されている。

賦課方式から積立方式への移行については、移行のタイミングにおける追加的な財政負

[90] 年金シニアプラン総合研究機構(2019) ラテンアメリカの年金に関する調査研究を参照している

担が大きくなることから、移行することは望ましいものとはいえない。また、移行した後、DC からの給付額が想定よりも少なくなり、老後の生活を賄うことができない場合、生活保護等の対象となることから、社会保障負担が大きくなる恐れもある。

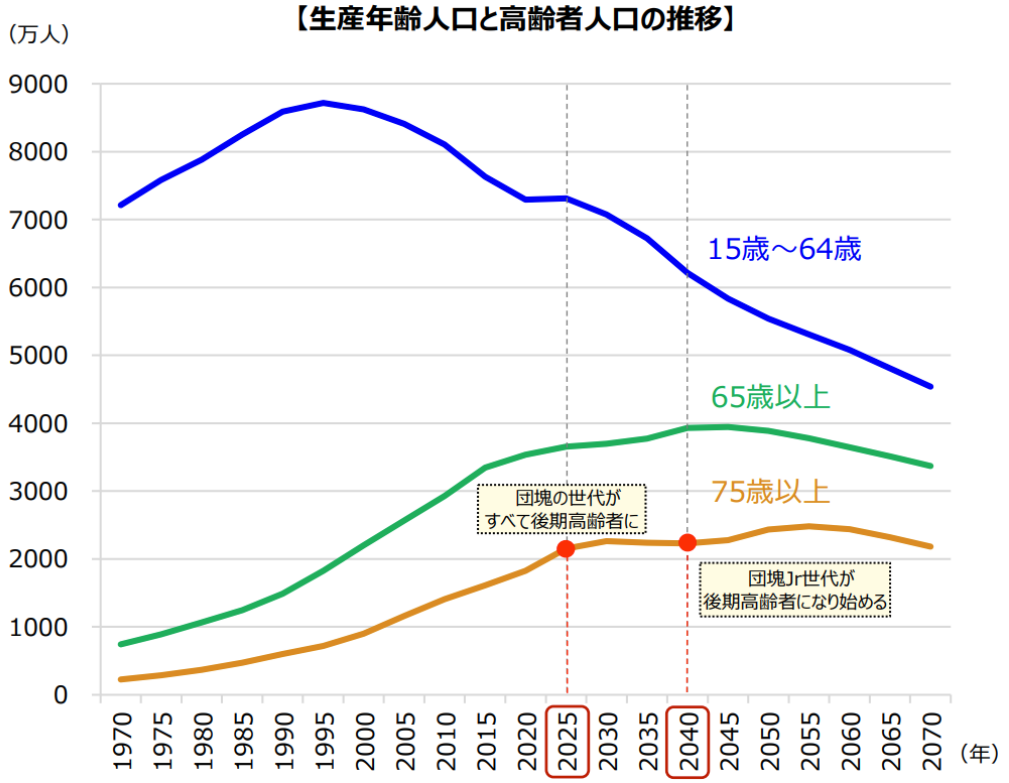
# 第 II 章 日本の社会保障財源に係る検討

## 1. 日本における社会保障制度の課題

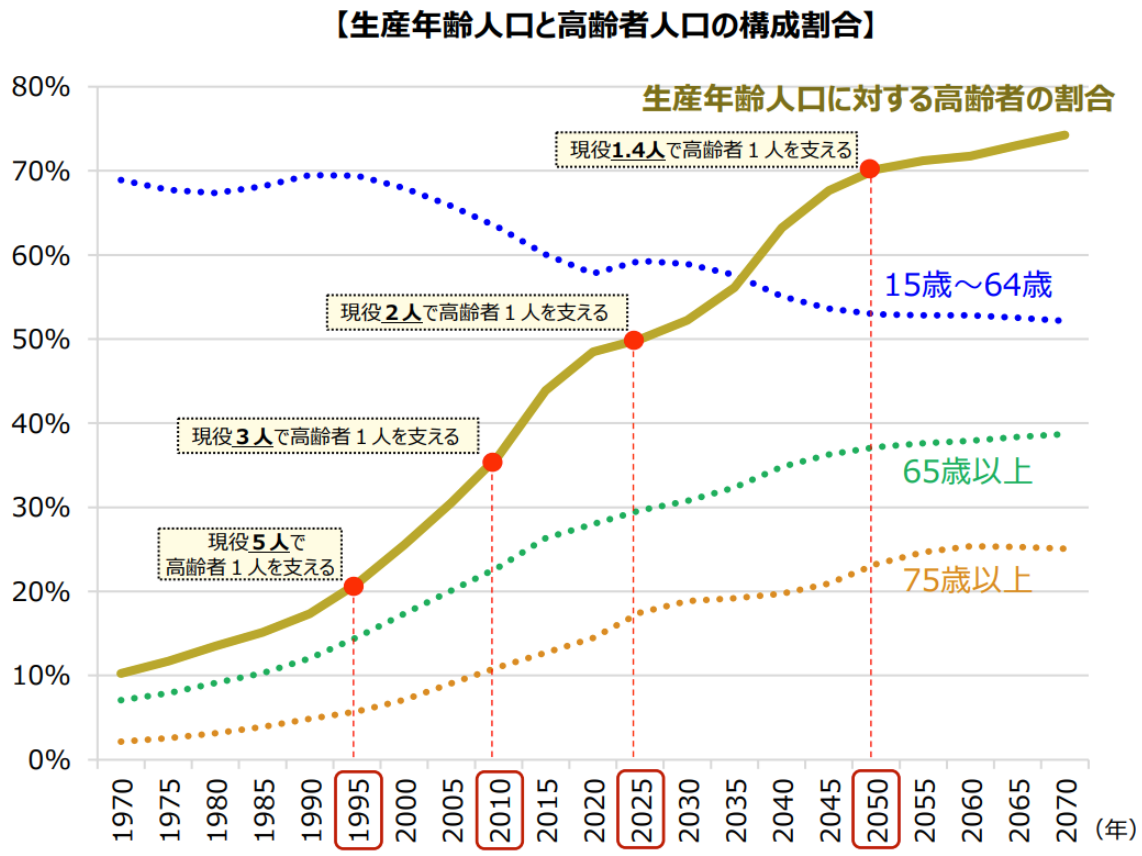
### (1) 高齢化社会の進展による社会保障給付費の増加

我が国においては、少子高齢化の進展により、生産年齢人口の減少と、高齢者人口の増加が見込まれている。それにより、今後も高齢化率は上昇を続けることとなり、社会保障制度の支えてたる現役世代の負担がより重くなることが見込まれる。

図表 II-1 人口構成の変化



【社会保障財源に係る検討】



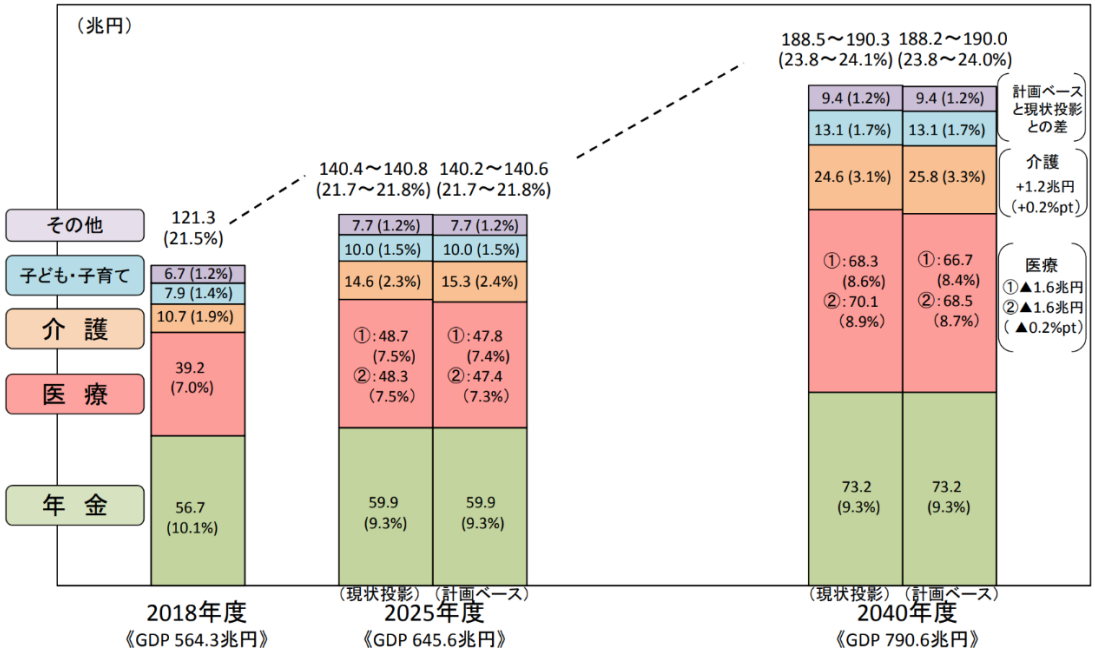

(注) 生産年齢人口に対する高齢者の割合は、〔65 歳以上人口／15 歳～64 歳人口〕

(出所)財政制度等審議会(2024)「我が国の財政運営の進むべき方向」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（2023 年推計＜出生中位・死亡中位＞)」

こうした中、社会保障給付費は大幅な増加が見込まれており、2018 年度に社会保障給付費の合計は 121.3 兆円であったが、2040 年度には 188.5～190.3 兆円(医療・介護サービスの足下の利用状況を基に機械的に計算した場合)と大幅な増加が見込まれている。GDP 比でみても、21.5%から 23.8～24.1%へと増加が見込まれている。

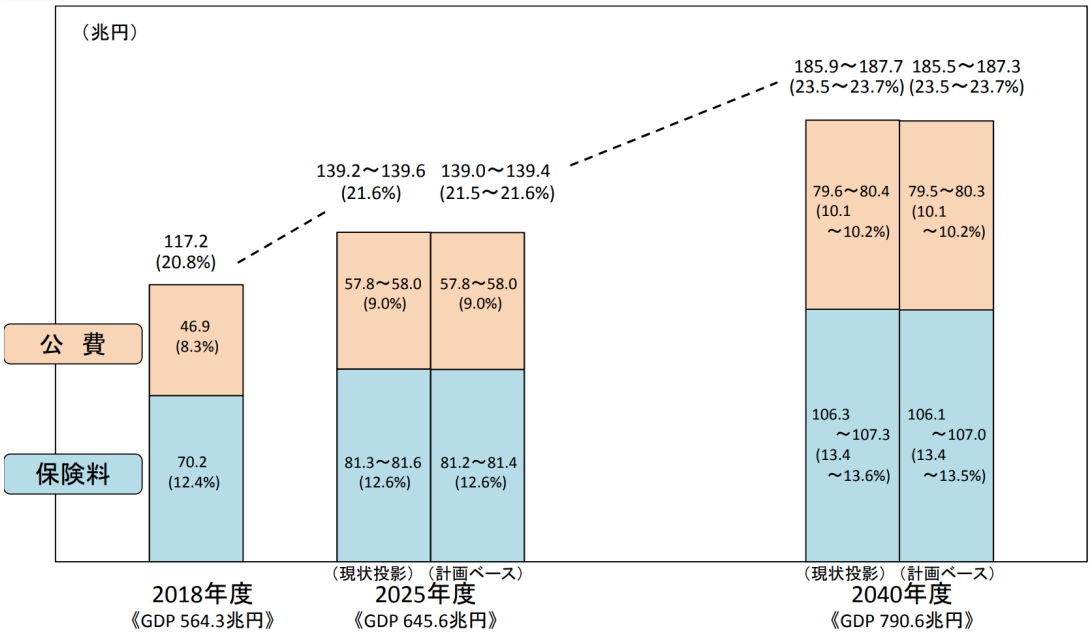
また、社会保障財源としては、2018 年度は保険料が 70.2 兆円(GDP 比 12.4%)、公費が 46.9 兆円(GDP 比 8.3%)であったが、2040 年度には保険料が 106.3～107.3 兆円(GDP 比 13.4～13.6%)。公費が 79.6～80.4 兆円(GDP 比 10.1～10.2%)となることが想定される。公費つまり税財源の確保が課題となる。

図表 II-2　社会保障給付費の見通し




(出所)内閣官房・内閣府・財務省・厚生労働省 (2018)「2040 年を見据えた社会保障の将来見通し（議論の素材）」
(注) 社会保障給付費の見通し（経済：ベースラインケース）

図表 II-3　社会保障財源の見通し



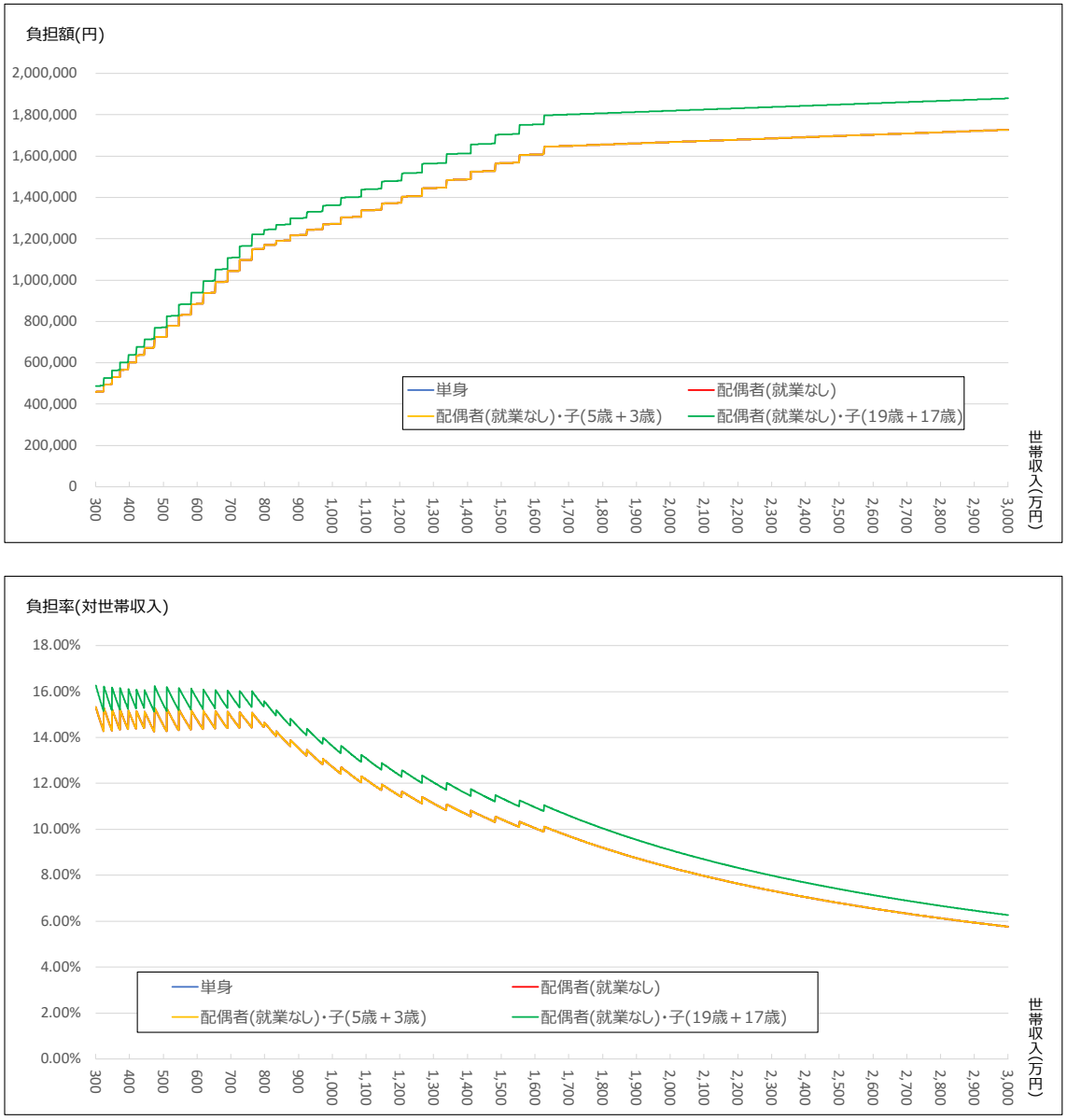

(出所)内閣官房・内閣府・財務省・厚生労働省 (2018)「2040 年を見据えた社会保障の将来見通し（議論の素材）」
(注) 社会保障給付費の見通し（経済：ベースラインケース）

### (2) 社会保険料＋税負担についての応能負担

社会保険料は、保険料率が一律であること、標準報酬月額や保険料の上限設定により、高収入の者について、低収入の者と比較して、相対的に負担率が低くなる傾向にある。

社会保険料が給付に見合う負担額としての性質を有する観点からは、必ずしも問題視されるわけではないが、負担能力に見合う負担がなされていないことには留意が必要である。

**図表 II-4　社会保険料の負担額及び収入に占める負担率**

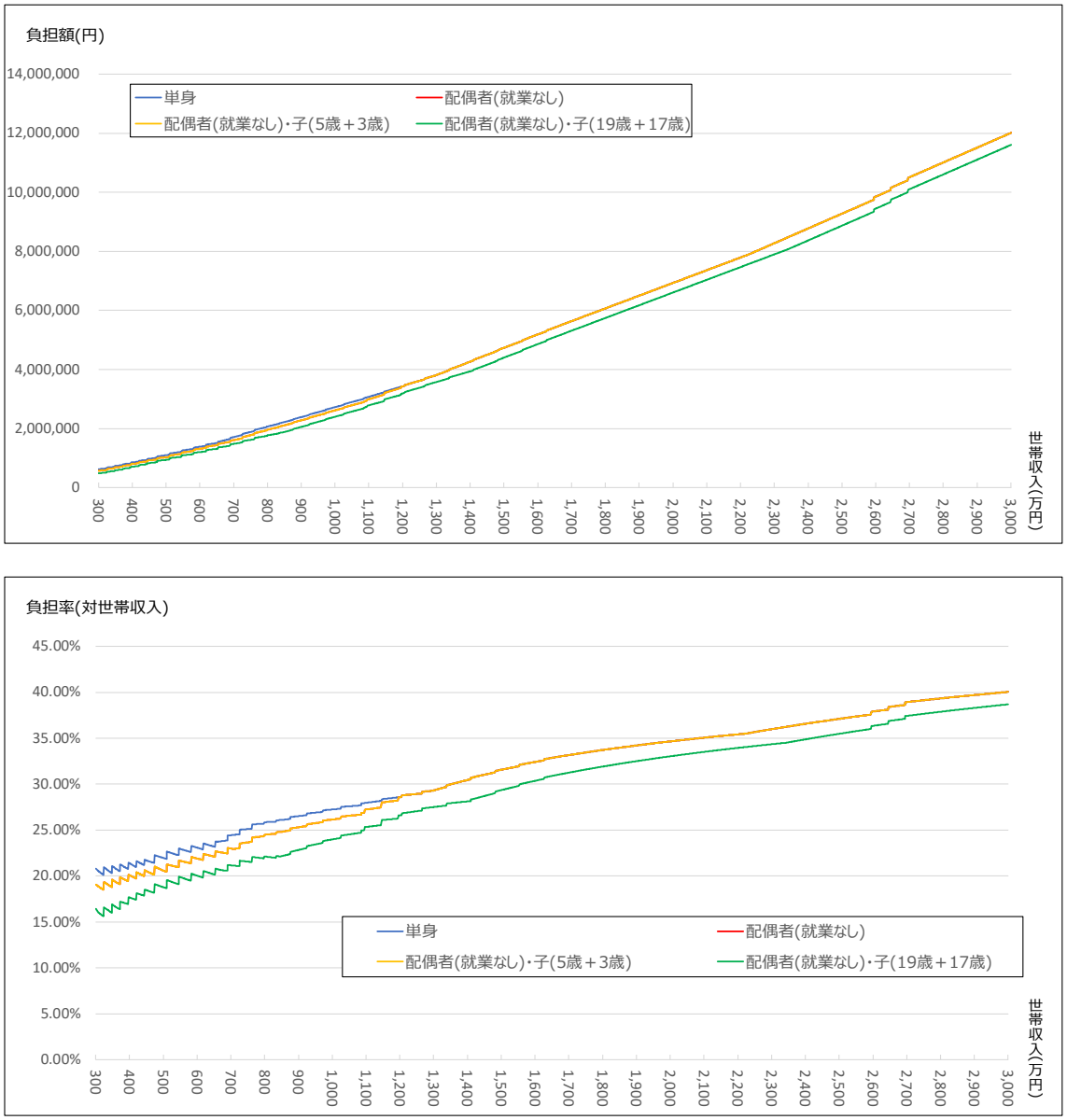



注 1：後述の第 II 章 2(2)②に示す条件に従って算定している。
注 2：単身、配偶者（就業なし）、配偶者（就業なし）・子（5 歳＋3 歳）について世帯主は 35 歳、配偶者（就業なし）・子（19 歳＋17 歳）について世帯主は 50 歳と仮定している。他の世帯構成と金額が異なる理由は、世帯主の年齢を 50 歳と設定しており、介護保険料が発生するためである。

なお、収入にかかる税（所得税、住民税）と社会保険料の合計金額でみると、収入が高い

者ほど負担率が上がっており、累進性は確保されている。ただし、特に世帯収入が 1,500 万円程度の者以上で緩やかな負担率の上昇となっている。

**図表 II-5　社会保険料＋税の負担額及び収入に占める負担率**

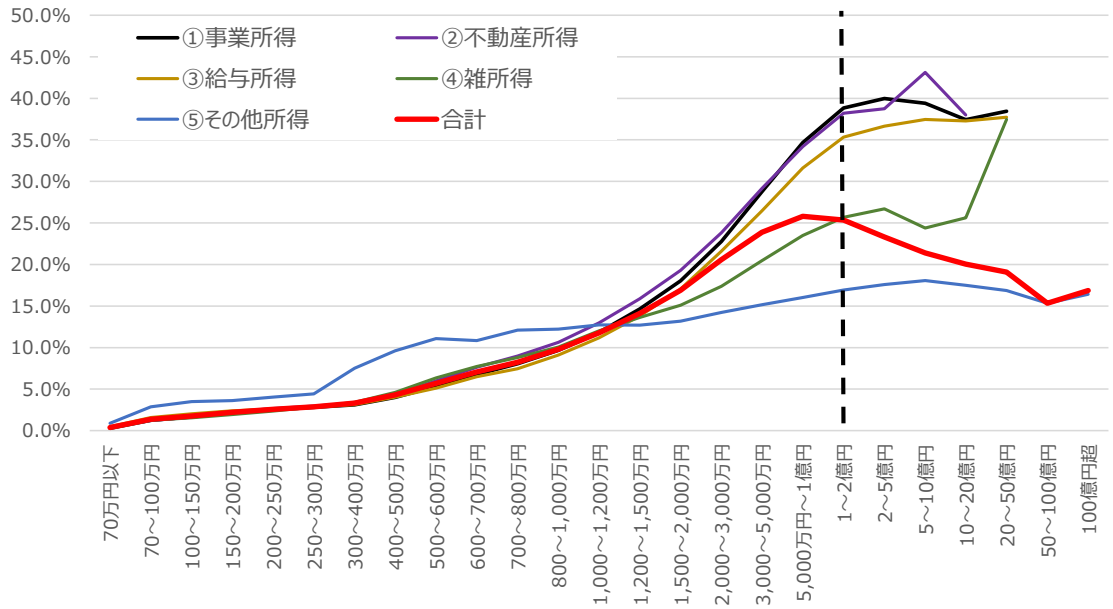



注 1：後述の第 II 章 2(2)②に示す条件に従って算定している。
注 2：単身、配偶者（就業なし）、配偶者（就業なし）・子（5 歳＋3 歳）について世帯主は 35 歳、配偶者（就業なし）・子（19 歳＋17 歳）について世帯主は 50 歳と仮定している。

以上は給与所得者を前提とした応能負担を前提としている。給与所得者以外の者も含み、かつさらに高所得を得る者も含むと、1 億円を超える所得を有する者について、税負担率が低下するいわゆる「1 億円の壁」の問題がある。

令和 4 年における各所得の所得者の税負担率((算出税額－税額控除額)÷所得金額)は図表 II-6 に示すとおりである。「その他所得」を除くと所得の増加に応じて税負担率が上昇しており、累進的になっている。ただし、「その他所得」(金融所得含む)はそれほど上昇せず、また所得増加につれて「その他所得」の比重が高まる。そのため、全体について、1 億円を超えると税負担率が低くなる傾向となっている。

図表 II-6 所得毎の税負担率(令和 4 年)




注 1：((算出税額－税額控除額)÷所得金額を税負担率としている。
注 2：申告を行ったもののみが対象である。
出典：国税庁令和 4 年申告所得税標本調査結果をもとに作成

### (3) 給与等以外の収入や資産を考慮しない社会保険料

社会保険料のうち、会社員や公務員が加入する被用者保険の保険料については給与や賞与に保険料率を乗じて算定されるため、それ以外の金融所得等は保険料に反映されない。

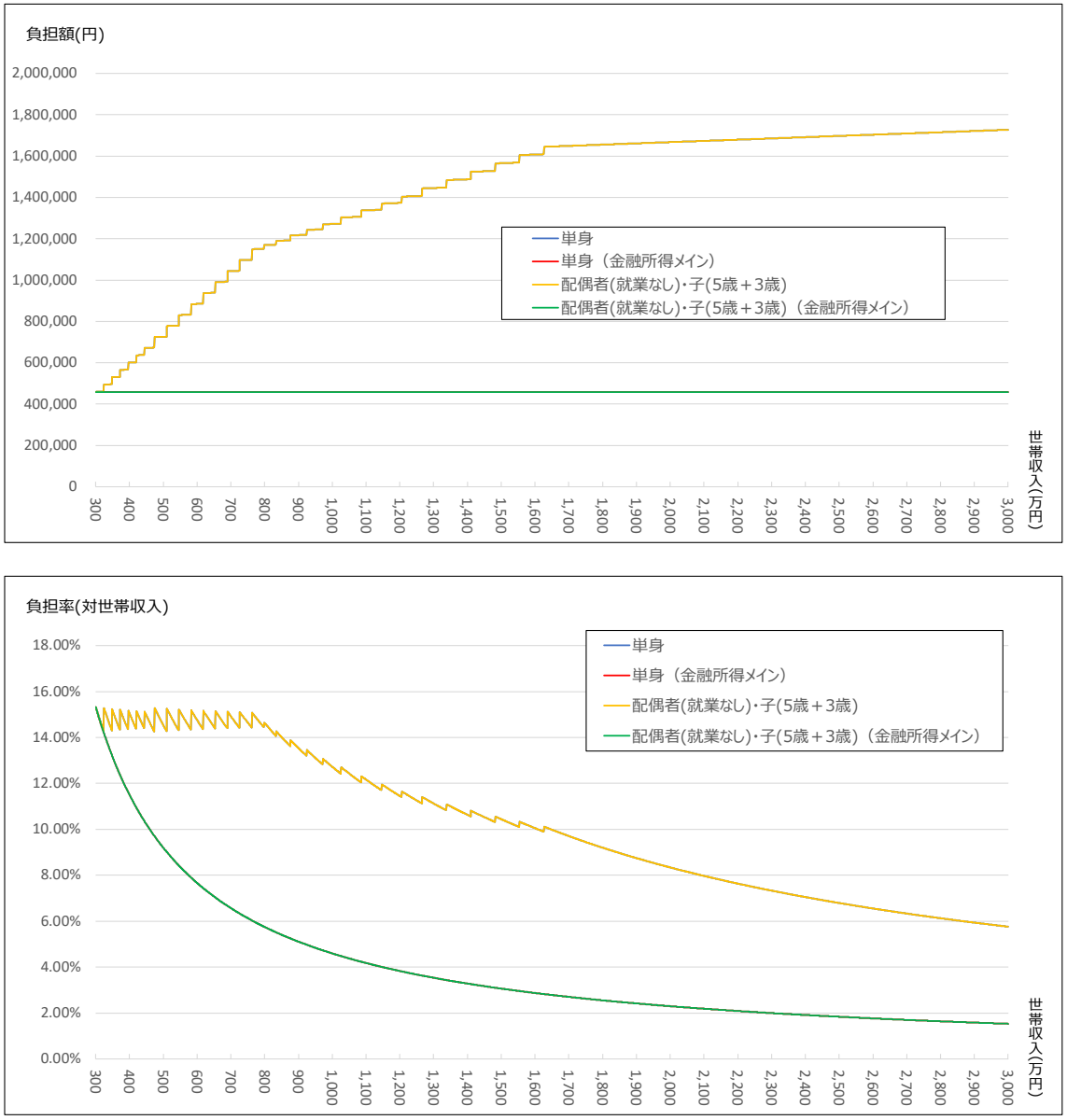
他方、国民健康保険や後期高齢者医療制度に加入する個人事業主やフリーランスは金融所得を含めて確定申告する必要があり、金融所得を含む所得金額をもとに社会保険料が算定される。つまり、金融所得は社会保険料に反映されている。ただし、金融所得について、「特定口座(源泉徴収あり)」を選択する場合には確定申告が不要であり、金融所得の分は保険料に反映されない。

ここで、会社員や公務員を前提に考えると、同額の世帯年収であっても、給与・賞与の比重が大きい世帯と、金融所得(利子・配当等)の比重が大きい世帯で税・社会保険料の負担額が異なっている。

【社会保障財源に係る検討】

図表 II-7 に、世帯収入の全額が給与収入である世帯と、世帯収入のうち 300 万円が給与収入、残りが金融所得である世帯の社会保険料を比較している。同額の世帯収入であっても、全額が給与収入である世帯の方が負担は大きく、負担額の差は収入が上がるほど上昇している。

**図表 II-7　社会保険料の負担額及び収入に占める負担率（給与収入メインの世帯と金融所得メインの世帯）**

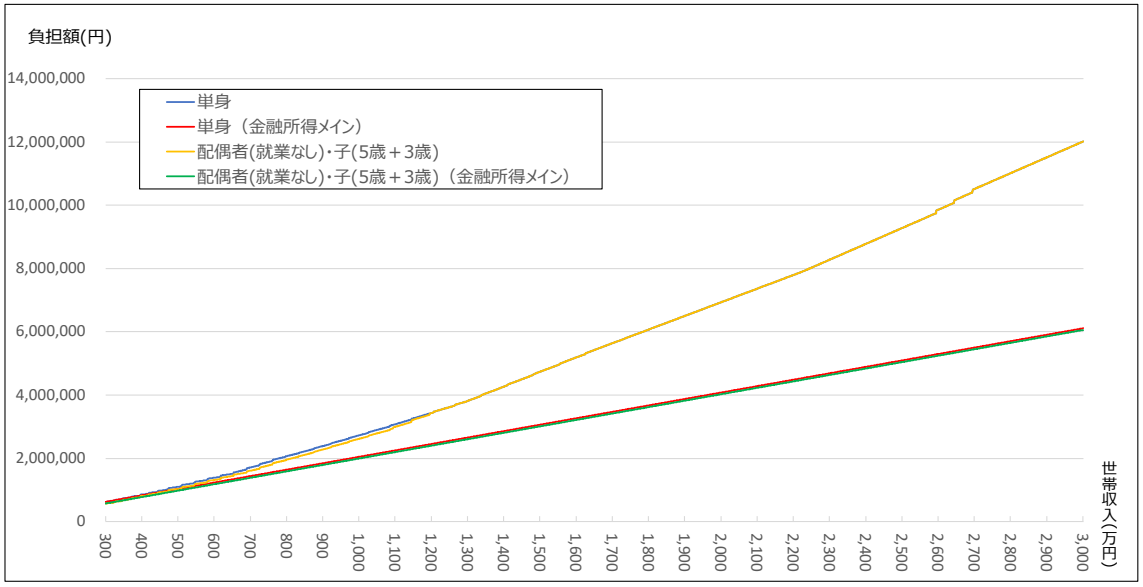


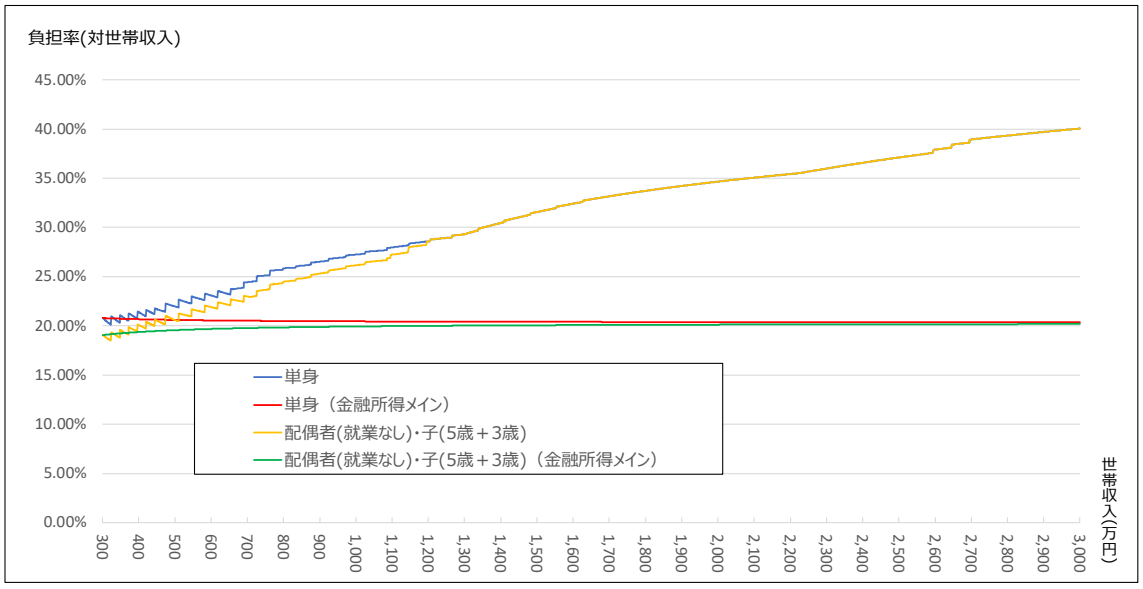

注 1：後述の第 II 章 2(2)②に示す条件に従って算定している。
注 2：「金融所得メイン」の世帯は、世帯収入のうち 300 万円が給与収入、その他が金融所得の世帯である。
注 3：世帯主はいずれも 35 歳と仮定している。

【社会保障財源に係る検討】

図表 II-8、世帯収入の全額が給与収入である世帯と、世帯収入のうち 300 万円が給与収入、残りが金融所得である世帯の社会保険料を比較している。同額の世帯収入であっても、全額が給与収入である世帯の方が負担が大きく、負担額の差は収入が上がるほど上昇している。

**図表 II-8　社会保険料＋税の負担額及び収入に占める負担率（給与収入メインの世帯と金融所得メインの世帯）**




注 1：後述の第 II 章 2(2)②に示す条件に従って算定している。
注 2：「金融所得メイン」の世帯は、世帯収入のうち 300 万円が給与収入、その他が金融所得の世帯である。
注 3：世帯主はいずれも 35 歳と仮定している。

### (4) 社会保険料の標準報酬月額上限の改定頻度

被用者保険における標準報酬月額の等級表について、令和 6 年度時点では厚生年金は全部 32 等級(上限は 65 万円)、健康保険は 50 等級(上限は 139 万円)となっている。

直近の改正については、厚生年金が 2020 年 9 月、健康保険が 2015 年である。いずれも改正ルールに「状態が継続する」との規定があるため、改正の頻度が高くない。

直近では、賃上げの動きが加速している。例えば「2024 年民間主要企業春季賃上げ要求・妥結状況」(厚生労働省)によると、賃上げ率は 5.33%と 1991 年以来 33 年ぶりに 5%を超えた。賃上げが加速する中で、上限の改正に一定の時間を有する場合には、上限に達する者の数が想定以上に増えることとなる。

**図表 II-9　標準報酬月額の改正ルール及び直近の改正**

| | 標準報酬月額上限の改正ルール | 直近の改正 |
|---|---|---|
| 厚生年金 | 各年度末時点において、全被保険者の平均標準報酬月額の 2 倍に相当する額が標準報酬月額の上限を上回り、その状態が継続すると認められる場合には、政令で、上限の上に等級を追加することができる | 65 万円(32 等級)の追加<br>(2020 年 9 月)<br><br>左記改定ルールに基づくもの |
| 健康保険 | 毎年 3 月 31 日における標準報酬月額等級の最高等級に該当する被保険者数の被保険者総数に占める割合が「1.5%」を超える場合において、その状態が継続すると認められるときは、その年の 9 月 1 日から、政令で、最高等級の上に等級を加えることができる（ただし、改定後の標準報酬月額等級の最高等級に該当する被保険者数の割合が「0.5%」を下回ってはならない。） | 3 等級の追加<br>(2015 年改正) |

出典：厚生労働省年金局(2023)「標準報酬月額の上限」をもとに作成

## 2. 日本の制度改正の参考となる諸外国の事例を用いたシミュレーション

### (1) 日本において導入が考えられる事例

諸外国の社会保障財源のあり方に関して、日本の制度改正の参考となる事例を図表 II-10 に示す。

各事例について、定性的な検討・定量的な検討（負担額等のシミュレーション）の対象とするか否かを併せて示す。

**図表 II-10 日本の制度改正の参考となる事例**

| | | 内容 | 定性的な検討（法的正当性・手続面の課題等） | 定量的な検討（シミュレーション） |
|---|---|---|---|---|
| 財源確保策（社会保障財源の増加） | 社会保険料の賦課ベース拡大 | 社会保険料の賦課ベースを金融所得や資産にも拡大する | ○ | × |
| | 社会保障財源としての新たな税源の確保(富裕層に対する特別税等の創設) | 一定以上の金融所得を有する者に対する特別税の創設 | ○ | ○ |
| | | 富裕層向けの新たな負担金の設定 | ○ | ○ |
| | 社会保障財源としての新たな税源の確保(富裕層以外も対象) | 環境税、たばこ税等を社会保障財源として確保する | ○ | × |
| | | CSG類似の新たな負担金の設定 | ○ | ○ |
| 社会保険料の算定方法（社会保険料負担の変更） | 社会保険料と所得税の賦課ベースの統一 | 社会保険料の賦課ベースである給与と、所得税の給与所得を統一する | ○ | ○ |
| | 社会保険料の賦課ベースにおける控除拡大 | 社会保険料の賦課ベースの算定にあたっての控除（扶養控除等）を拡大する | ○ | × |
| | 被用者保険の対象者拡大 | 被用者保険の対象者を拡大する | ○ | × |

### (2) 定量的な分析の前提

#### ① 富裕層に対する特別税等の創設に係る前提条件

富裕層に焦点を当てるシミュレーションについては、世帯毎の収入や税負担・社会保険料

等を算定し、当該算定結果を合算する形でのシミュレーションは構築することは困難である。そのため、税務当局の統計等を用いたうえで、税負担率の変動や歳入増加額の算定を行うこととする。

用いるデータは、国税庁の「申告所得税標本調査結果」とする。これは、確定申告をした納税額のある納税者を対象としている。納税者個人の所得を、最も大きな金額の所得区分に応じて①事業所得者、②不動産所得者、③給与所得者、④雑所得者、⑤他の区分に該当しない所得者に分けて統計データを作成している。このうち①②③④は総合課税の税率が課されており、累進課税となっている。他方、⑤については大半が 15%の優遇的な税率で課税される所得種類である。また、⑤の大半は金融所得関連であると思料される。

申告所得税標本調査結果をもとに、税率変更等による財源確保策が、税負担率や歳入に与える影響を推計する。

**図表 II-11 各種所得金額の計算，適用税率（最高税率），国税庁統計上の区分の概要**

| 所得種類 | 控除項目（必要経費以外）・所得種類 | 税率等（最高税率） | 統計資料における所得区分 | |
|---|---|---|---|---|
| | | | 国税庁申所 | 國枝･米田（2023） |
| 1．利子所得 | 必要経費控除なし | 15%（源泉分離）*1 | 【⑤他の所得者】 | 【資本所得】 |
| 2．配当所得 | 上場株式の配当 | 15%（申告分離）*2 | 【⑤他の所得者】 | 【資本所得】 |
| | 非上場及び大口上場株式の配当 | 45%（総合・配当控除） | 【⑤他の所得者】 | 【資本所得】 |
| 3．不動産所得 | | 45%（総合） | ②不動産所得者 | 【資本所得】 |
| 4．事業所得 | | 45%（総合） | ①事業所得者 | 【資本所得】 |
| 5．給与所得 | 給与所得控除 | 45%（総合） | ③給与所得者 | 労働所得 |
| 6．退職所得 | 退職所得控除，1/2 課税 | 源泉徴収･原則申告不要 | 【⑤他の所得者】 | 労働所得 |
| 7．山林所得 | 特別控除 50 万円 | 5 分 5 乗（申告分離） | 【⑤他の所得者】 | 【資本所得】 |
| 8．譲渡所得 | 土地・建物　特別控除 | 15%（申告分離） | 【⑤他の所得者】 | 【資本所得】 |
| | ゴルフ会員権，書画骨董等<br>特別控除 50 万円<br>長期（5 年超）は 1/2 課税 | 45%（総合） | 【⑤他の所得者】 | 【資本所得】 |
| 9．上場株式譲渡所得 | ※上場株式・投資信託等について，保有限度額 1800 万円まで譲渡益・配当等が非課税となる制度（NISA）を利用できる。 | 15%（申告分離）<br>源泉徴収ありの特定口座の場合申告不要を選択可 | 【⑤他の所得者】 | 【資本所得】 |
| 10．一般株式譲渡所得 | | 15%（申告分離） | 【⑤他の所得者】 | 【資本所得】 |
| 11．先物取引 | | 15%（申告分離） | 【④雑所得者】 | 【資本所得】 |
| 12．一時所得 | 特別控除 50 万円，1/2 課税 | 45%（総合） | 【⑤他の所得者】 | 【資本所得】 |
| 13．雑所得 | 公的年金等控除 | 45%（総合） | ④雑所得者 | 労働所得 |

出典：岡(2024) 金融所得課税・富裕層課税の新たな展開

### ② 全所得階層の所得税・社会保険料に関わる改革に係る前提条件

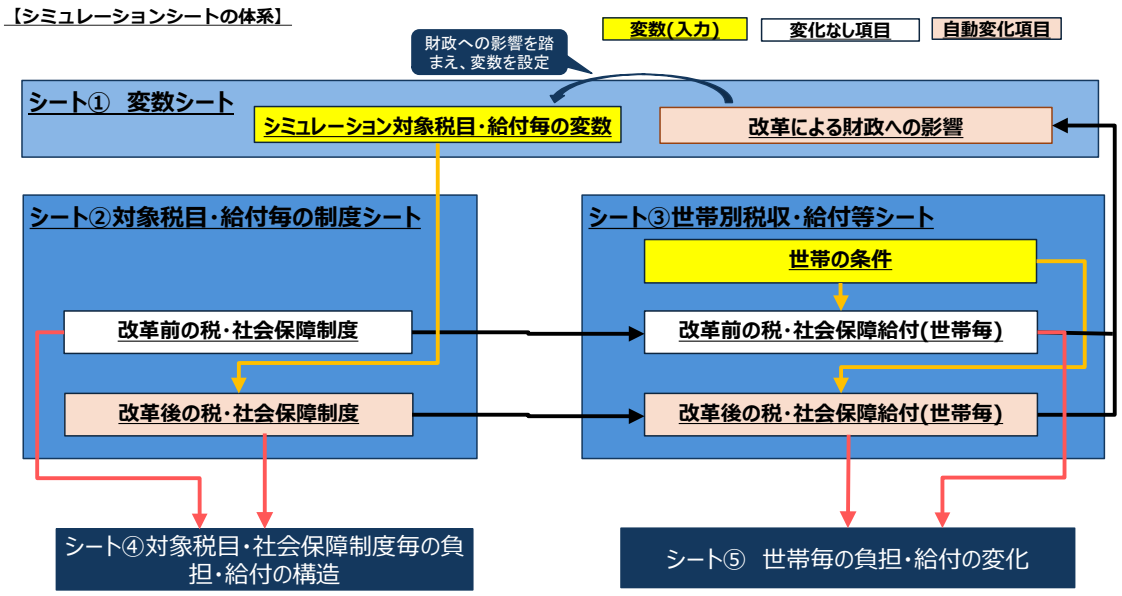
#### a) シミュレーションシートの体系

シミュレーション実施に当たって、図表 II-12 に示す体系のシートを作成した。シートは、①変数シート、②対象税目・給付毎の制度シート、③世帯別税収・給付等シート、④対象税目・社会保障制度毎の負担・給付の構造、⑤世帯毎の負担・給付の変化の 5 種類のシートから構成される。

シミュレーションにおける変数としては、シミュレーション対象税目・給付毎の変数(所得税ブラケット、控除範囲・金額等)、世帯の条件が挙げられる。改革前の税・社会保障制度については予めシート②に入力しておき、シート③にて世帯条件に応じた改革前の税・社会保障給付(世帯毎)を算定する。また、シミュレーション対象税目・給付毎の変数に対応して、シート②において改革後の税・社会保障制度を設定する。シート③にて、当該制度設計及び世帯条件を前提とした改革後の税・社会保障給付(世帯毎)を算定する。シート③では、世帯毎の税・社会保障給付を算定するとともに、世帯類型毎の世帯数等の条件を設定し、マクロでの税収・社会保障給付も算定する。当該結果をもとに、シート①にて改革による財政への影響を表示し、当該金額を勘案した上で制度改革内容の調整を行う。

なお、シート②をもとに、シート④対象税目・社会保障制度毎の負担・給付の構造を作成する。また、シート③をもとに、シート⑤世帯毎の負担・給付の変化を作成する。

図表 II-12 シミュレーションシートの体系




#### b) 対象とする税・社会保障制度

シミュレーションにおいて、図表 II-13 の大項目に示す税・社会保障制度をシミュレーションの対象とする。また、個々のケースにおいて、改正対象とするか否かについては図表

II-13 に示す中項目単位で設定し、更に各項目について詳細な条件を設定できるものとしている。

なお、現行制度では存在していない新たな所得控除制度・税額控除制度の設定も可能としている。

**図表 II-13　シミュレーションの対象項目**

| 大項目 | 中項目 | 備考 |
|---|---|---|
| 所得税 | 課税方式 | 個人単位/世帯単位(合算分割)/世帯単位(合算非分割)の選択<br>合算分割については家族の係数も設定 |
| | 税率ブラケット | 段階ごとの限界税率、上限・下限等を設定 |
| | 所得控除(雑損控除)<br>所得控除(医療費控除)<br>所得控除(社会保険料控除)<br>所得控除(小規模企業共済等掛金控除)<br>所得控除(生命保険料控除)<br>所得控除(地震保険料控除)<br>所得控除(寄附金控除)<br>所得控除(障がい者控除)<br>所得控除(寡婦控除)<br>所得控除(ひとり親控除)<br>所得控除(勤労学生控除)<br>所得控除(配偶者控除)<br>所得控除(配偶者特別控除)<br>所得控除(扶養控除)<br>所得控除(基礎控除)<br>所得控除(給与所得控除) | 障がい者控除、寡婦控除、ひとり親控除、勤労学生控除、配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除については、納税者本人の年齢・所得制限、扶養家族等の年齢・所得制限をそれぞれ設定可とする。 |
| | 所得控除(新制度・定額)<br>所得控除(新制度・定率) | 納税者本人の年齢・所得制限、扶養家族等の年齢・所得制限をそれぞれ設定可とする。 |
| | 税額控除(新制度・定額)<br>税額控除(新制度・定率) | 納税者本人の年齢・所得制限、扶養家族等の年齢・所得制限をそれ |

【社会保障財源に係る検討】

| 大項目 | 中項目 | 備考 |
| --- | --- | --- |
| | | ぞれ設定可とする。<br><br>還付の有無を設定可とする(還付有とすると給付付税額控除) |
| 個人所得税 | 均等割額<br>課税方式<br>所得割税率ブラケット<br>所得控除(雑損控除)<br>所得控除(医療費控除)<br>所得控除(社会保険料控除)<br>所得控除(小規模企業共済等掛金控除)<br>所得控除(生命保険料控除)<br>所得控除(地震保険料控除)<br>所得控除(障がい者控除)<br>所得控除(寡婦控除)<br>所得控除(ひとり親控除)<br>所得控除(勤労学生控除)<br>所得控除(配偶者控除)<br>所得控除(配偶者特別控除)<br>所得控除(扶養控除)<br>所得控除(基礎控除)<br>所得控除(給与所得控除)<br>所得控除(新制度・定額)<br>所得控除(新制度・定率)<br>税額控除(新制度・定額)<br>税額控除(新制度・定率) | パラメーターについては小項目と同様。 |
| 消費税 | 税率(食料品・新聞)<br>税率(食料品・新聞以外) | |
| 地方消費税 | 税率(食料品・新聞)<br>税率(食料品・新聞以外) | |
| 社会保険料 | 保険料率(健康保険)<br>保険料率(介護保険) | 現行の保険料率については、健康保険・介護保険・厚生年金保険に |

| 大項目 | 中項目 | 備考 |
|---|---|---|
| | 保険料率(厚生年金保険)<br>保険料率(雇用保険) | ついては協会けんぽの東京都における保険料率を便宜的に使用する<br><br>標準報酬月額は、年収の 12 分の 1 と設定する |
| 児童手当 | 児童手当 | 納税者本人の年齢・収入制限、扶養家族等の年齢・所得制限、子どもの数(第●子)をそれぞれ設定可とする。 |

**c) 世帯条件**

***ア.　　世帯構成***

世帯主(必須)、配偶者(選択式)、子ども(最大４名)、その他扶養家族(最大２名)まで設定可としている。なお、世帯主が最も収入が高いものと想定しており、生命保険料控除や扶養控除は世帯主の所得算定に用いることとする。また、共働き世帯については、夫婦が同額を稼得することを想定する。更に、子ども・その他扶養家族は収入を得ないことを前提とする。

マクロの税収・社会保険料等の計数(制度改正に伴う増減収等)や、主体主年齢別の負担・給付の変化、ジニ係数の算定にあたっては、日本全体での世帯構成情報が必要となる。本調査では、令和４年就業構造基本調査、令和４年国民生活基礎調査、人口統計(2022 年 10 月 1 日時点)、令和４年人口動態調査を組み合わせてモデル世帯類型を作成した。

以下に示す(a)世帯構成、(b)世帯主の年齢、(c)子どもの数、(d)第一子の年齢、(e)世帯収入を組み合わせ、1,428[91]の世帯類型を作成し、当該世帯類型に該当する世帯数を算定した。

**図表 II-14 マクロの税収・社会保険料・児童手当給付額等算定に用いる世帯類型**

| | 内容 |
|---|---|
| 世帯構成(４パターン) | ①単身、②夫婦のみ、③（祖父・祖母＋）夫婦＋23 歳未満の子、④父または母＋23 歳未満の子 |
| 世帯主の年齢(3 パターン) | ①39 歳以下、②40～64 歳、③65 歳以上 |
| 子どもの数(4 パターン) | ①1 人、②2 人、③3 人、④4 人 |
| 第一子の年齢(4 パターン) | ①1 歳、②8 歳、③16 歳、④19 歳 |

[91] 単身・夫婦のみ世帯は子どもの数・第一子の年齢によるパターン分けはない。そのため、(子どものいる世帯)2×3×4×4×14＋(子どものいない世帯)2×3×14＝1,428 類型となる。

| | |
|---|---|
| 世帯収入(14 パターン) | ①50 万円未満、②150 万円、③250 万円、④350 万円、⑤450 万円、⑥550 万円、⑦650 万円、⑧750 万円、⑨850 万円、⑩950 万円、⑪1,125 万円、⑫1,325 万円、⑬1,750 万円、⑭2,500 万円 |

(注1)国民生活基礎調査における「その他の世帯」は集計対象に含んでいない。また、夫婦と23歳以上の未婚の子どもの世帯も集計対象に含んでいない。
(注2)複数の子どもがいる場合、それぞれの子どもは2歳差と仮定する。ただし、1歳又は2歳の子に下の子どもいる場合には、同年齢とする。

**イ.　　支出額**

支出額については、2022 年 総務省家計調査の結果をもとに推計している。

具体的には、家計調査 家計収支編 第 2-3 表(年間収入階級別 1 世帯当たり 1 か月間の収入と支出)、第 4-2 表(年間収入階級別 1 世帯当たり支出金額, 購入数量及び平均価格)を用いて、標準税率対象の支出額、軽減税率対象の支出額、医療費、一般生命保険料、個人年金保険料、地震保険料と世帯収入の関係式を導出した(図表 II-15)。

**図表 II-15 世帯年収と支出額の関係**

| | 世帯年収ゼロの場合の支出 | 世帯年収が 10,000 円増加するときの増加額 |
|---|---|---|
| 標準税率対象の支出額 | 1,000,000 円 | 2,100 円 |
| 軽減税率対象の支出額 | 550,000 円 | 400 円 |
| 医療費 | 40,000 円 | 50 円 |
| 一般生命保険料 | 56,000 円 | 30 円 |
| 介護医療保険料 | 10,000 円 | 10 円 |
| 地震保険料 | 8,000 円 | 0 円 |

(注 1)いずれも、家計調査の全国・二人以上の世帯のうち勤労者世帯の収入額・項目別支出額を用いて回帰分析を行い、推計している。軽減税率対象は、食料(外食除く)、新聞である。学校給食、授業料、家賃地代、医療費は非課税とし、消費支出のうち軽減税率対象及び非課税対象の支出を除いた金額を標準税率対象の支出額としている。
(注 2)用途分類「他の非貯蓄型保険料」を一般生命保険料、「医療保険料」を介護医療保険料、「火災・地震保険料」を地震保険料としている。

### (3) シミュレーション

#### ① 一定以上の金融所得を有する者に対する特別税の創設

##### a) 措置の内容

アメリカにおいてオバマケアの財源とされた投資純利益税(20 万ドル(独身者)を超える純投資所得に対して 3.8%の追加税)を参考として、日本においても 2,000 万円以上の投資所得(配当所得・譲渡所得)に対して 3.8%の追加税(国税)を導入する。

##### b) 法的正当性・手続面の課題等

負担金について、社会保障の目的税と位置づける場合には、給付と負担が相関せずとも問題はない。

手続きについては、復興特別所得税と同様の形態をとり、所得税と同等の徴収手続をとることが考えられる

##### c) 定量的な検討（シミュレーション）

**ア.　　財政収支**

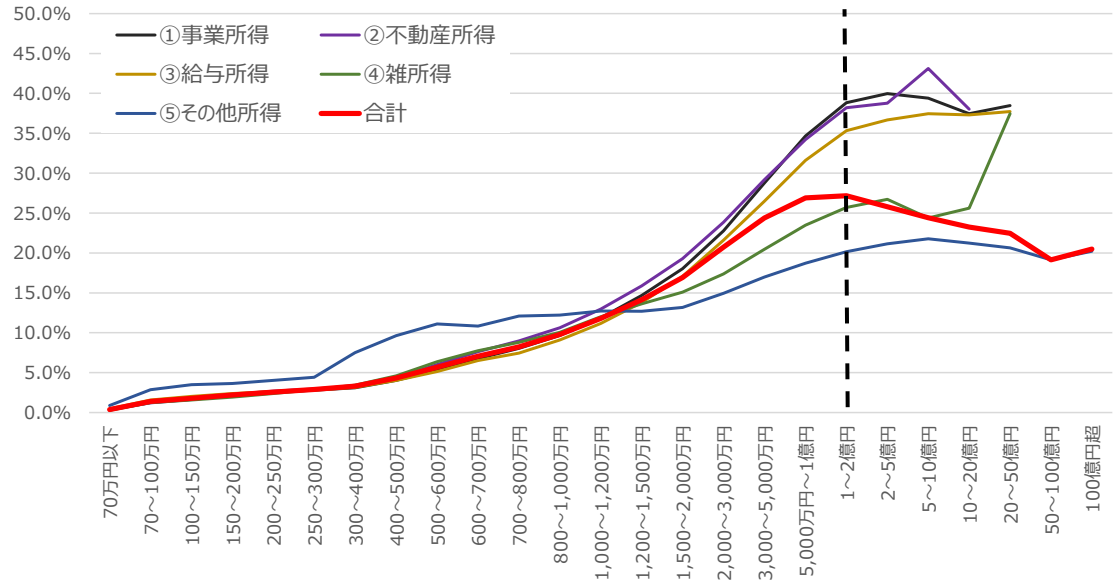
税収が 2,611 億円する増加することが想定される。

**イ.　　税負担率への影響**

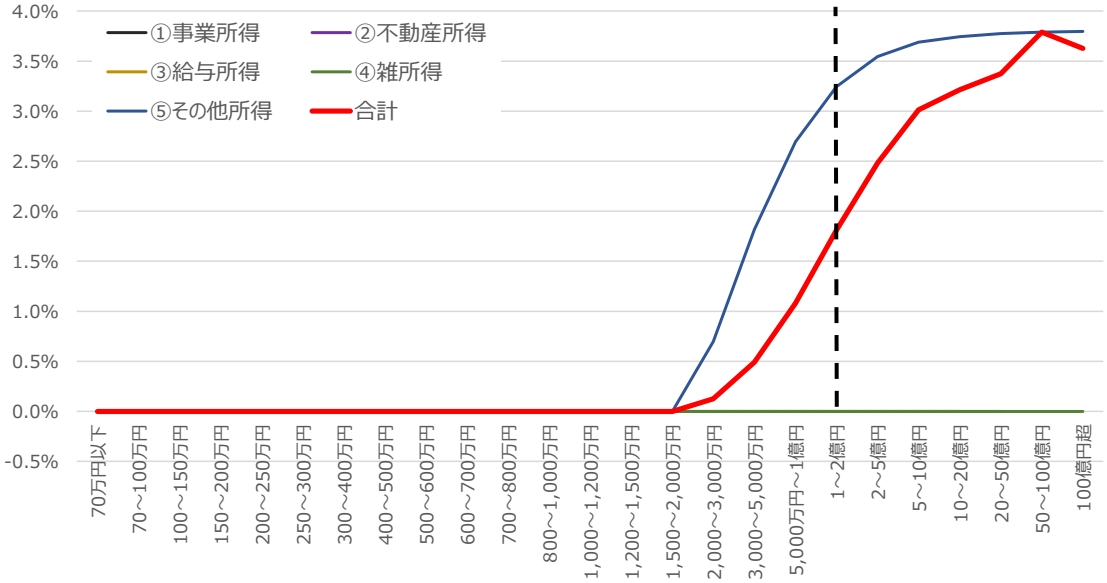
2,000 万円以上の投資所得に対して追加税を導入することで、「その他所得」における税負担率は増加し、「1 億円の壁」は緩和するものと考えられるが、いわゆる「1 億円の壁」そのものがなくなるわけではない。

図表 II-16 が改革後の所得毎の税負担率である。改革前の図表 II-6 と比較したもの（図表 II-6 の負担率から、図表 II-16 の負担率を引いたもの）が図表 II-17 である。図表 II-17 を見ると、所得階層が高くなるほど金融所得の割合が高くなるため、すべての所得を合わせた税負担率（赤線）は 5 億円超の場合には 3%以上税負担率が上がることがわかる。ただし、図表 II-16 をみると、改革後もいわゆる「1 億円の壁」は存在していることとなる。

図表 II-16 所得毎の税負担率(令和4年をベースとした改正後)




図表 II-17 所得毎の税負担率の変動(改正前後の比較)



### ② 富裕層向けの新たな負担金の設定

#### a) 措置の内容

日本において、投資所得に限らず 2,000 万円以上の所得に対して 3.8%の追加税(国税)を導入する。

#### b) 法的正当性・手続面の課題等

負担金について、社会保障の目的税と位置づける場合には、給付と負担が相関せずとも問題はない。

手続きについては、復興特別所得税と同様の形態をとり、所得税と同等の徴収手続をとることが考えられる

#### c) 定量的な検討

**ア. 財政収支**

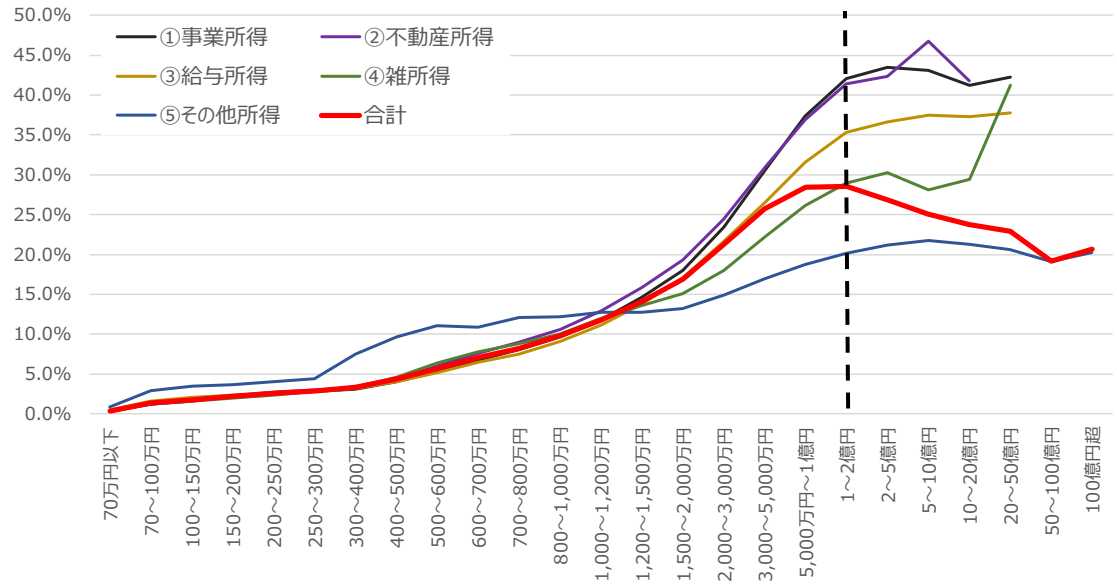
税収が 4,561 億円する増加することが想定される。

**イ. 税負担率への影響**

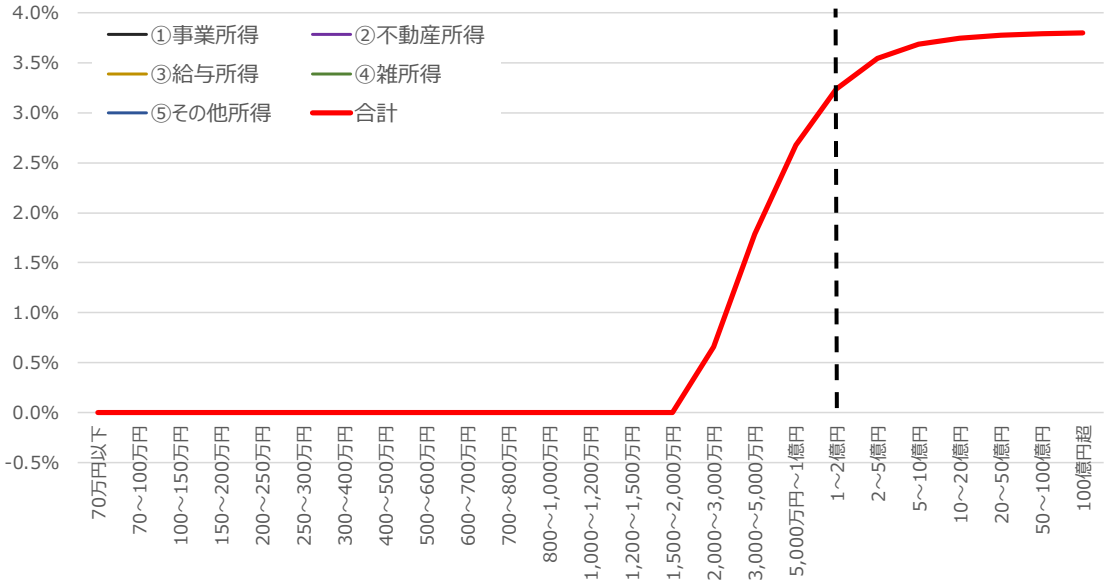
2,000 万円以上の所得に対して追加税を導入することで、「その他所得」における税負担率は増加し、「1 億円の壁」は緩和するものと考えられるが、いわゆる「1 億円の壁」そのものがなくなるわけではない。

図表 II-18 が改革後の所得毎の税負担率である。改革前の図表 II-6 と比較したもの（図表 II-6 の負担率から、図表 II-18 の負担率を引いたもの）が図表 II-19 図表 II-17 である。すべての所得に対して同一の率での負担を設定することとなるため、増加率はどの所得も同等である。資本金 1 億円超で 3%以上の税負担率が課される。ただし、図表 II-18 をみると、改革後もいわゆる「1 億円の壁」は存在していることとなる。

図表 II-18 所得毎の税負担率(令和4年をベースとした改正後)




図表 II-19 所得毎の税負担率の変動(改正前後の比較)



### ③ CSG 類似の新たな負担金の設定

#### a) 措置の内容

フランスの CSG を参考として、所得税の課税ベースと同等の賦課ベースを有する新たな負担金を設定する。税率として 1%引き上げることとする。

#### b) 法的正当性・手続面の課題等

負担金について、社会保障の目的税と位置づける場合には、給付と負担が相関せずとも問題はない。

手続きについては、復興特別所得税と同様の形態をとり、所得税と同等の徴収手続をとることが考えられる。

#### c) 定量的な検討

**ア.　　財政収支**

歳入が 1 兆 1,066 億円増加することが想定される。

**イ.　　負担構造**

世帯主年齢別にみると、負担額の 16.2%を 30 代、32.4%を 40 代、33.9%を 50 代が負うこととなる。

世帯主年代別の増税・減税割合

| | 20代 | 30代 | 40代 | 50代 | 60代 |
|---|---|---|---|---|---|
| 年代別の割合 | 4.0% | 16.2% | 32.4% | 33.9% | 13.5% |

注：分母に 20 代から 60 代までの負担額の合計を、分子に世帯主年代別の負担額の合計を取っている。

**ウ.　　ジニ係数**

ジニ係数を図表 II-20 に示す。

**図表 II-20　ジニ係数の変化**

| | | ジニ係数 |
|---|---|---|
| 調整なし | 当初所得 | 0.4223 |
| | 再分配所得（現行） | 0.3863 |
| | 再分配所得（改革後） | 0.3850（改革により 0.0013 下落） |
| 等価 | 当初所得 | 0.3803 |
| | 再分配所得（現行） | 0.3428 |
| | 再分配所得（改革後） | 0.3413（改革により 0.0015 下落） |

注 1：「等価」とは各世帯の所得を世帯員数の平方根で除したものを各世帯員 1 人当たりの実質的な所得水準（「等価」）として換算したものである。

注 2：本シミュレーションの対象とする所得税・住民税・社会保障制度のみを考慮したジニ係数である。

### エ.　　世帯毎の負担・給付の変化

世帯毎の負担・給付の変化は図表 II-21 に示すとおりである。

**図表 II-21 世帯毎の負担の変化（CSG 類似の新たな負担金）　※単位：円**

| 税＋社会保障合計 | | 単身 | | | 配偶者(就業なし) | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 合計(現行) | 合計(改革後) | 変化 | 合計(現行) | 合計(改革後) | 変化 |
| 世帯収入 | | | | | | | |
| | 1,000,000 | 323,624 | 323,624 | 0 | 323,624 | 323,624 | 0 |
| | 2,000,000 | 576,386 | 581,225 | 4,838 | 524,386 | 525,425 | 1,038 |
| | 3,000,000 | 840,446 | 850,678 | 10,233 | 788,446 | 794,878 | 6,433 |
| | 4,000,000 | 1,096,072 | 1,112,269 | 16,197 | 1,044,072 | 1,056,469 | 12,397 |
| | 5,000,000 | 1,363,369 | 1,386,290 | 22,921 | 1,294,266 | 1,313,396 | 19,131 |
| | 6,000,000 | 1,674,400 | 1,703,715 | 29,315 | 1,603,400 | 1,628,915 | 25,515 |
| | 7,000,000 | 2,024,524 | 2,060,624 | 36,099 | 1,922,431 | 1,954,741 | 32,309 |
| | 8,000,000 | 2,406,440 | 2,450,263 | 43,823 | 2,297,440 | 2,337,463 | 40,023 |
| | 9,000,000 | 2,748,990 | 2,801,823 | 52,833 | 2,639,990 | 2,689,023 | 49,033 |
| | 10,000,000 | 3,110,740 | 3,173,023 | 62,283 | 3,001,740 | 3,060,223 | 58,483 |
| | 11,000,000 | 3,487,204 | 3,563,012 | 75,808 | 3,406,990 | 3,476,008 | 69,018 |
| | 12,000,000 | 3,865,359 | 3,950,802 | 85,443 | 3,865,359 | 3,950,802 | 85,443 |
| | 13,000,000 | 4,270,734 | 4,365,392 | 94,658 | 4,270,734 | 4,365,392 | 94,658 |
| | 14,000,000 | 4,746,509 | 4,850,692 | 104,183 | 4,746,509 | 4,850,692 | 104,183 |
| | 15,000,000 | 5,242,804 | 5,356,152 | 113,348 | 5,242,804 | 5,356,152 | 113,348 |
| | 16,000,000 | 5,718,579 | 5,841,452 | 122,873 | 5,718,579 | 5,841,452 | 122,873 |
| | 17,000,000 | 6,194,354 | 6,326,752 | 132,398 | 6,194,354 | 6,326,752 | 132,398 |
| | 18,000,000 | 6,649,609 | 6,791,892 | 142,283 | 6,649,609 | 6,791,892 | 142,283 |
| | 19,000,000 | 7,104,864 | 7,257,032 | 152,168 | 7,104,864 | 7,257,032 | 152,168 |
| | 20,000,000 | 7,560,119 | 7,722,172 | 162,053 | 7,560,119 | 7,722,172 | 162,053 |

| 税＋社会保障合計 | | 配偶者(就業なし)・子(5歳) | | | 配偶者(就業なし)・子(5歳＋3歳) | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 合計(現行) | 合計(改革後) | 変化 | 合計(現行) | 合計(改革後) | 変化 |
| 世帯収入 | | | | | | | |
| | 1,000,000 | 203,624 | 203,624 | 0 | 83,624 | 83,624 | 0 |
| | 2,000,000 | 378,252 | 379,290 | 1,038 | 258,252 | 259,290 | 1,038 |
| | 3,000,000 | 668,446 | 674,878 | 6,433 | 548,446 | 554,878 | 6,433 |
| | 4,000,000 | 924,072 | 936,469 | 12,397 | 804,072 | 816,469 | 12,397 |
| | 5,000,000 | 1,174,266 | 1,193,396 | 19,131 | 1,054,266 | 1,073,396 | 19,131 |
| | 6,000,000 | 1,483,400 | 1,508,915 | 25,515 | 1,363,400 | 1,388,915 | 25,515 |
| | 7,000,000 | 1,802,431 | 1,834,741 | 32,309 | 1,682,431 | 1,714,741 | 32,309 |
| | 8,000,000 | 2,177,440 | 2,217,463 | 40,023 | 2,057,440 | 2,097,463 | 40,023 |
| | 9,000,000 | 2,579,990 | 2,629,023 | 49,033 | 2,399,990 | 2,449,023 | 49,033 |
| | 10,000,000 | 2,941,740 | 3,000,223 | 58,483 | 2,881,740 | 2,940,223 | 58,483 |
| | 11,000,000 | 3,346,990 | 3,416,008 | 69,018 | 3,286,990 | 3,356,008 | 69,018 |
| | 12,000,000 | 3,865,359 | 3,950,802 | 85,443 | 3,865,359 | 3,950,802 | 85,443 |
| | 13,000,000 | 4,270,734 | 4,365,392 | 94,658 | 4,270,734 | 4,365,392 | 94,658 |
| | 14,000,000 | 4,746,509 | 4,850,692 | 104,183 | 4,746,509 | 4,850,692 | 104,183 |
| | 15,000,000 | 5,242,804 | 5,356,152 | 113,348 | 5,242,804 | 5,356,152 | 113,348 |
| | 16,000,000 | 5,718,579 | 5,841,452 | 122,873 | 5,718,579 | 5,841,452 | 122,873 |
| | 17,000,000 | 6,194,354 | 6,326,752 | 132,398 | 6,194,354 | 6,326,752 | 132,398 |
| | 18,000,000 | 6,649,609 | 6,791,892 | 142,283 | 6,649,609 | 6,791,892 | 142,283 |
| | 19,000,000 | 7,104,864 | 7,257,032 | 152,168 | 7,104,864 | 7,257,032 | 152,168 |
| | 20,000,000 | 7,560,119 | 7,722,172 | 162,053 | 7,560,119 | 7,722,172 | 162,053 |

【社会保障財源に係る検討】

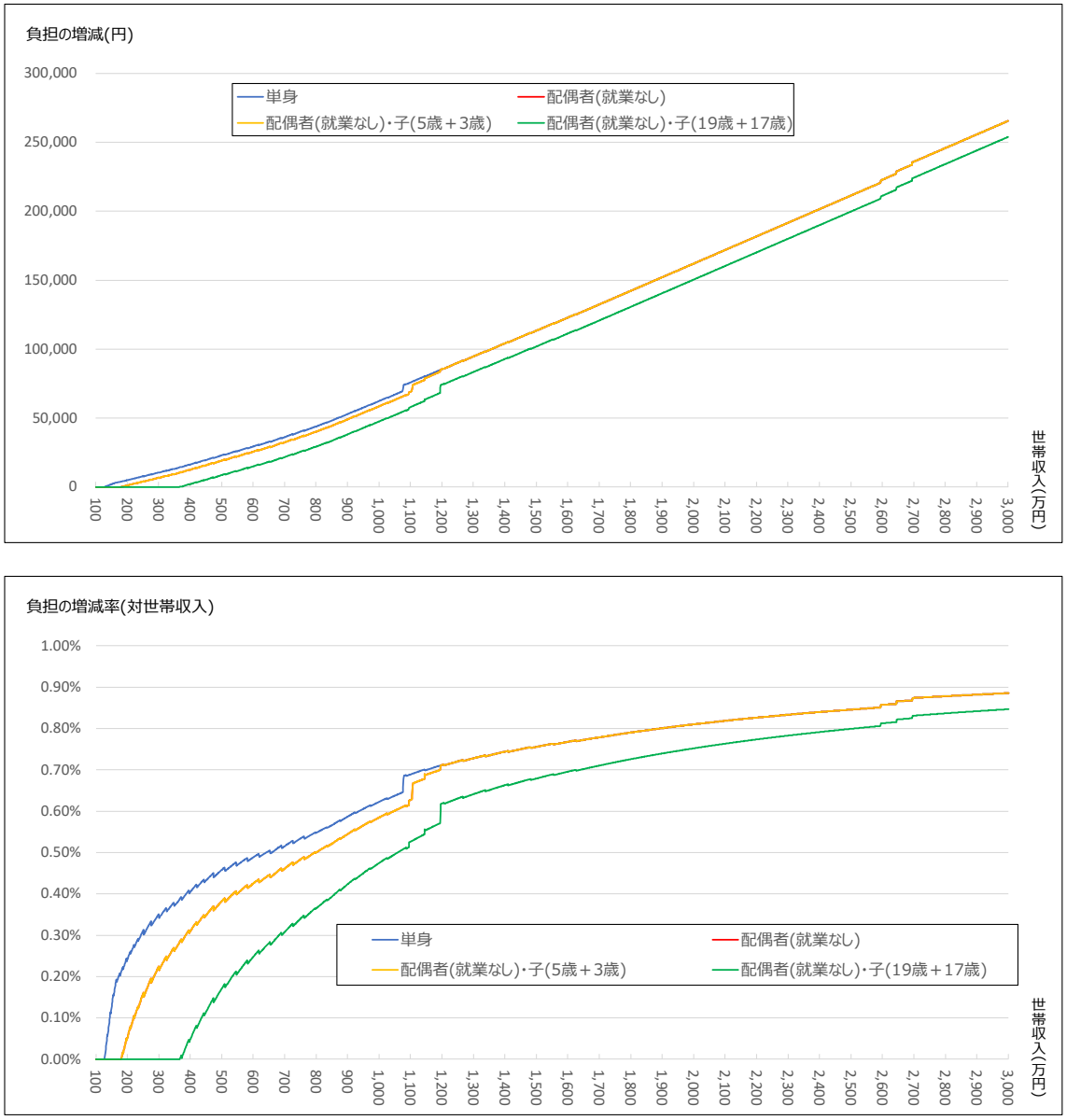
| 税＋社会保障合計 | | 配偶者(就業なし)・子(19歳) | | | 配偶者(就業なし)・子(19歳＋17歳) | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 合計(現行) | 合計(改革後) | 変化 | 合計(現行) | 合計(改革後) | 変化 |
| 世帯収入 | | | | | | | |
| | 1,000,000 | 333,234 | 333,234 | 0 | 333,234 | 333,234 | 0 |
| | 2,000,000 | 511,624 | 511,624 | 0 | 511,624 | 511,624 | 0 |
| | 3,000,000 | 736,835 | 736,835 | 0 | 709,472 | 709,472 | 0 |
| | 4,000,000 | 999,131 | 1,004,856 | 5,726 | 947,131 | 949,056 | 1,926 |
| | 5,000,000 | 1,255,822 | 1,268,205 | 12,383 | 1,203,822 | 1,212,405 | 8,583 |
| | 6,000,000 | 1,543,235 | 1,561,914 | 18,679 | 1,491,235 | 1,506,114 | 14,879 |
| | 7,000,000 | 1,865,974 | 1,891,339 | 25,365 | 1,794,974 | 1,816,539 | 21,565 |
| | 8,000,000 | 2,178,420 | 2,211,400 | 32,980 | 2,107,515 | 2,136,705 | 29,190 |
| | 9,000,000 | 2,526,320 | 2,568,234 | 41,914 | 2,417,320 | 2,455,434 | 38,114 |
| | 10,000,000 | 2,894,186 | 2,945,462 | 51,277 | 2,785,186 | 2,832,662 | 47,477 |
| | 11,000,000 | 3,307,080 | 3,368,782 | 61,702 | 3,198,080 | 3,255,982 | 57,902 |
| | 12,000,000 | 3,747,160 | 3,825,233 | 78,073 | 3,626,760 | 3,701,033 | 74,273 |
| | 13,000,000 | 4,155,833 | 4,243,011 | 87,178 | 4,035,433 | 4,118,811 | 83,378 |
| | 14,000,000 | 4,565,190 | 4,661,817 | 96,627 | 4,420,348 | 4,513,185 | 92,837 |
| | 15,000,000 | 5,068,954 | 5,174,615 | 105,661 | 4,910,554 | 5,012,415 | 101,861 |
| | 16,000,000 | 5,548,464 | 5,663,585 | 115,121 | 5,390,064 | 5,501,385 | 111,321 |
| | 17,000,000 | 6,027,974 | 6,152,554 | 124,580 | 5,869,574 | 5,990,354 | 120,780 |
| | 18,000,000 | 6,483,229 | 6,617,694 | 134,465 | 6,324,829 | 6,455,494 | 130,665 |
| | 19,000,000 | 6,938,484 | 7,082,834 | 144,350 | 6,780,084 | 6,920,634 | 140,550 |
| | 20,000,000 | 7,393,739 | 7,547,974 | 154,235 | 7,235,339 | 7,385,774 | 150,435 |

| 税＋社会保障合計 | | 配偶者(就業) | | | 配偶者(就業)・子(5歳) | | | 配偶者(就業)・子(5歳＋3歳) | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 合計(現行) | 合計(改革後) | 変化 | 合計(現行) | 合計(改革後) | 変化 | 合計(現行) | 合計(改革後) | 変化 |
| 世帯収入 | | | | | | | | | | |
| | 1,000,000 | 302,624 | 302,624 | 0 | 182,624 | 182,624 | 0 | 62,624 | 62,624 | 0 |
| | 2,000,000 | 347,824 | 347,824 | 0 | 227,824 | 227,824 | 0 | 107,824 | 107,824 | 0 |
| | 3,000,000 | 714,554 | 717,024 | 2,471 | 594,554 | 597,024 | 2,471 | 474,554 | 477,024 | 2,471 |
| | 4,000,000 | 1,011,572 | 1,021,469 | 9,897 | 891,572 | 901,469 | 9,897 | 771,572 | 781,469 | 9,897 |
| | 5,000,000 | 1,236,833 | 1,252,933 | 16,101 | 1,116,833 | 1,132,933 | 16,101 | 996,833 | 1,012,933 | 16,101 |
| | 6,000,000 | 1,544,191 | 1,565,177 | 20,985 | 1,424,191 | 1,445,177 | 20,985 | 1,304,191 | 1,325,177 | 20,985 |
| | 7,000,000 | 1,793,818 | 1,820,367 | 26,550 | 1,673,818 | 1,700,367 | 26,550 | 1,553,818 | 1,580,367 | 26,550 |
| | 8,000,000 | 2,055,444 | 2,088,358 | 32,914 | 1,935,444 | 1,968,358 | 32,914 | 1,815,444 | 1,848,358 | 32,914 |
| | 9,000,000 | 2,322,946 | 2,362,422 | 39,475 | 2,202,946 | 2,242,422 | 39,475 | 2,082,946 | 2,122,422 | 39,475 |
| | 10,000,000 | 2,592,788 | 2,639,165 | 46,376 | 2,472,788 | 2,519,165 | 46,376 | 2,352,788 | 2,399,165 | 46,376 |
| | 11,000,000 | 2,944,696 | 2,996,970 | 52,274 | 2,824,696 | 2,876,970 | 52,274 | 2,704,696 | 2,756,970 | 52,274 |
| | 12,000,000 | 3,215,100 | 3,274,290 | 59,190 | 3,095,100 | 3,154,290 | 59,190 | 2,975,100 | 3,034,290 | 59,190 |
| | 13,000,000 | 3,488,510 | 3,554,557 | 66,046 | 3,368,510 | 3,434,557 | 66,046 | 3,248,510 | 3,314,557 | 66,046 |
| | 14,000,000 | 3,918,449 | 3,991,132 | 72,684 | 3,798,449 | 3,871,132 | 72,684 | 3,678,449 | 3,751,132 | 72,684 |
| | 15,000,000 | 4,286,515 | 4,367,064 | 80,550 | 4,166,515 | 4,247,064 | 80,550 | 4,046,515 | 4,127,064 | 80,550 |
| | 16,000,000 | 4,679,781 | 4,767,837 | 88,056 | 4,559,781 | 4,647,837 | 88,056 | 4,439,781 | 4,527,837 | 88,056 |
| | 17,000,000 | 5,001,731 | 5,098,312 | 96,581 | 4,881,731 | 4,978,312 | 96,581 | 4,761,731 | 4,858,312 | 96,581 |
| | 18,000,000 | 5,362,081 | 5,468,067 | 105,986 | 5,302,081 | 5,408,067 | 105,986 | 5,242,081 | 5,348,067 | 105,986 |
| | 19,000,000 | 5,722,431 | 5,837,822 | 115,391 | 5,662,431 | 5,777,822 | 115,391 | 5,602,431 | 5,717,822 | 115,391 |
| | 20,000,000 | 6,082,781 | 6,207,577 | 124,796 | 6,022,781 | 6,147,577 | 124,796 | 5,962,781 | 6,087,577 | 124,796 |

【社会保障財源に係る検討】

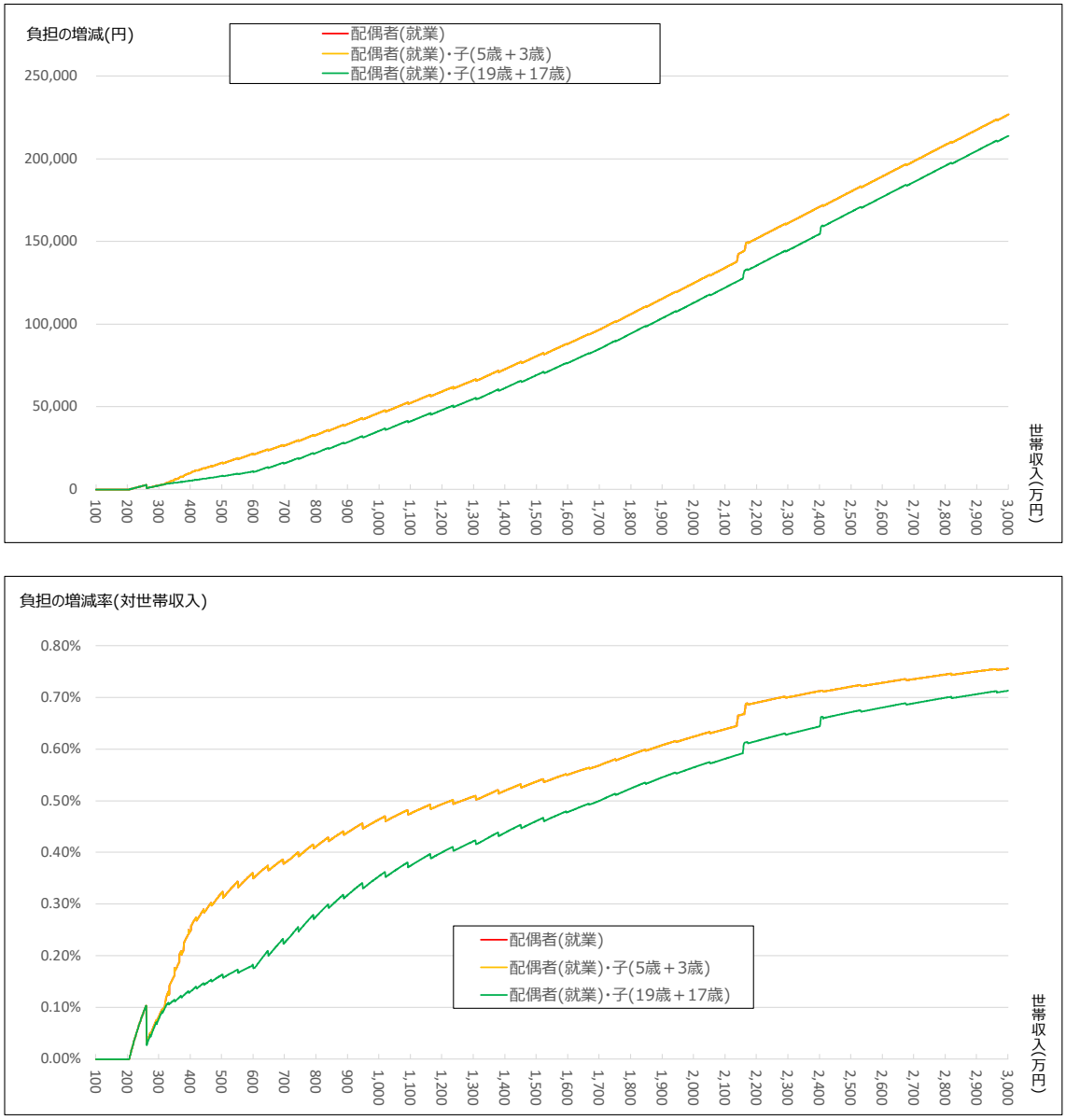
| 税＋社会保障合計 | | 配偶者(就業あり)・子(19歳) | | | 配偶者(就業あり)・子(19歳＋17歳) | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 合計(現行) | 合計(改革後) | 変化 | 合計(現行) | 合計(改革後) | 変化 |
| 世帯収入 | | | | | | | |
| | 1,000,000 | 308,958 | 308,958 | 0 | 308,958 | 308,958 | 0 |
| | 2,000,000 | 357,434 | 357,434 | 0 | 357,434 | 357,434 | 0 |
| | 3,000,000 | 740,008 | 742,341 | 2,333 | 740,008 | 742,341 | 2,333 |
| | 4,000,000 | 976,542 | 981,750 | 5,208 | 972,365 | 977,572 | 5,208 |
| | 5,000,000 | 1,197,461 | 1,206,824 | 9,364 | 1,158,320 | 1,166,456 | 8,136 |
| | 6,000,000 | 1,515,958 | 1,530,075 | 14,118 | 1,464,976 | 1,475,497 | 10,521 |
| | 7,000,000 | 1,773,010 | 1,792,604 | 19,594 | 1,721,010 | 1,736,804 | 15,794 |
| | 8,000,000 | 2,042,062 | 2,067,933 | 25,871 | 1,990,062 | 2,012,133 | 22,071 |
| | 9,000,000 | 2,314,915 | 2,347,260 | 32,345 | 2,262,915 | 2,291,460 | 28,545 |
| | 10,000,000 | 2,573,421 | 2,612,612 | 39,191 | 2,521,421 | 2,556,812 | 35,391 |
| | 11,000,000 | 2,921,409 | 2,966,366 | 44,957 | 2,869,409 | 2,910,566 | 41,157 |
| | 12,000,000 | 3,194,460 | 3,246,258 | 51,798 | 3,127,940 | 3,175,948 | 48,008 |
| | 13,000,000 | 3,469,106 | 3,527,705 | 58,599 | 3,398,106 | 3,452,905 | 54,799 |
| | 14,000,000 | 3,877,573 | 3,942,678 | 65,105 | 3,806,573 | 3,867,878 | 61,305 |
| | 15,000,000 | 4,211,497 | 4,284,402 | 72,906 | 4,140,497 | 4,209,602 | 69,106 |
| | 16,000,000 | 4,612,739 | 4,693,010 | 80,271 | 4,506,335 | 4,582,815 | 76,481 |
| | 17,000,000 | 4,939,275 | 5,028,006 | 88,730 | 4,830,275 | 4,915,206 | 84,930 |
| | 18,000,000 | 5,305,741 | 5,403,789 | 98,048 | 5,196,741 | 5,290,989 | 94,248 |
| | 19,000,000 | 5,672,206 | 5,779,571 | 107,366 | 5,563,206 | 5,666,771 | 103,566 |
| | 20,000,000 | 6,038,671 | 6,155,354 | 116,683 | 5,929,671 | 6,042,554 | 112,883 |

図表 II-22 世帯類型と負担の増減(CSG 類似の新たな負担金)




注 1：「配偶者(就業なし)」、「配偶者(就業なし)・子(5 歳＋3 歳)」は完全に同一である
注 2：単身、配偶者（就業なし）、配偶者（就業なし）・子（5 歳＋3 歳）について世帯主は 35 歳、配偶者（就業なし）・子（19 歳＋17 歳）について世帯主は 50 歳と仮定している。

図表 II-23 世帯類型と負担の増減(CSG 類似の新たな負担金)




注 1：「配偶者(就業あり)」、「配偶者(就業あり)・子(5 歳＋3 歳)」は完全に同一である
注 2：配偶者（就業）、配偶者（就業）・子（5 歳＋3 歳）について世帯主は 35 歳、配偶者（就業）・子（19 歳＋17 歳）について世帯主は 50 歳と仮定している。

**④ 消費税の増税**

**a) 措置の内容**

ドイツにおける社会保障財源としての付加価値税 1%増税、あるいはフランスにおける付加価値税を税財源とする取組を参考として、消費税を 1%引き上げることとする。

**b) 法的正当性・手続面の課題等**

負担金について、社会保障の目的税と位置づける場合には、給付と負担が相関せずとも問題はない。

**c) 定量的な検討**

**ｱ. 財政収支**

歳入が 1 兆 2,170 億円増加することが想定される[92]。

**ｲ. 負担構造**

世帯主年齢別にみると、負担額の 16.3%を 30 代、29.2%を 40 代、29.1%を 50 代が負うこととなる。

世帯主年代別の増税・減税割合

| | 20代 | 30代 | 40代 | 50代 | 60代 |
|---|---|---|---|---|---|
| 年代別の割合 | 6.6% | 16.3% | 29.2% | 29.1% | 18.7% |

(注)分母に 20 代から 60 代までの負担額の合計を、分子に世帯主年代別の負担額の合計を取っている。

**ｳ. ジニ係数**

ジニ係数を図表 II-24 に示す。

**図表 II-24 ジニ係数の変化**

| | | ジニ係数 |
|---|---|---|
| 調整なし | 当初所得 | 0.4223 |
| | 再分配所得（現行） | 0.3998 |
| | 再分配所得（改革後） | 0.4013(改革により 0.0015 上昇) |
| 等価 | 当初所得 | 0.3803 |
| | 再分配所得（現行） | 0.3582 |
| | 再分配所得（改革後） | 0.3600(改革により 0.0018 上昇) |
| | 再分配所得（改革後） | 0.3413(改革により 0.0015 下落) |

92 シミュレーションにおいては対象世帯等が限定されているため、当該結果になっている。一般的には 1%につき 2 兆円程度とされる。

注 1：「等価」とは各世帯の所得を世帯員数の平方根で除したものを各世帯員 1 人当たりの実質的な所得水準（「等価」）として換算したものである。
注 2：本シミュレーションの対象とする所得税・住民税・社会保障制度のみを考慮したジニ係数である。

### エ.　　世帯毎の負担・給付の変化

世帯毎の負担・給付の変化は図表 II-25 に示すとおりである。

**図表 II-25 世帯毎の負担の変化（消費税 1%増税）　※単位：円**

| 税＋社会保障合計 | | 単身 | | | 配偶者(就業なし) | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 合計(現行) | 合計(改革後) | 変化 | 合計(現行) | 合計(改革後) | 変化 |
| 世帯収入 | | | | | | | |
| | 1,000,000 | 323,624 | 341,624 | 18,000 | 323,624 | 341,624 | 18,000 |
| | 2,000,000 | 576,386 | 596,886 | 20,500 | 524,386 | 544,886 | 20,500 |
| | 3,000,000 | 840,446 | 863,446 | 23,000 | 788,446 | 811,446 | 23,000 |
| | 4,000,000 | 1,096,072 | 1,121,572 | 25,500 | 1,044,072 | 1,069,572 | 25,500 |
| | 5,000,000 | 1,363,369 | 1,391,369 | 28,000 | 1,294,266 | 1,322,266 | 28,000 |
| | 6,000,000 | 1,674,400 | 1,704,900 | 30,500 | 1,603,400 | 1,633,900 | 30,500 |
| | 7,000,000 | 2,024,524 | 2,057,524 | 33,000 | 1,922,431 | 1,955,431 | 33,000 |
| | 8,000,000 | 2,406,440 | 2,441,940 | 35,500 | 2,297,440 | 2,332,940 | 35,500 |
| | 9,000,000 | 2,748,990 | 2,786,990 | 38,000 | 2,639,990 | 2,677,990 | 38,000 |
| | 10,000,000 | 3,110,740 | 3,151,240 | 40,500 | 3,001,740 | 3,042,240 | 40,500 |
| | 11,000,000 | 3,487,204 | 3,530,204 | 43,000 | 3,406,990 | 3,449,990 | 43,000 |
| | 12,000,000 | 3,865,359 | 3,910,859 | 45,500 | 3,865,359 | 3,910,859 | 45,500 |
| | 13,000,000 | 4,270,734 | 4,318,734 | 48,000 | 4,270,734 | 4,318,734 | 48,000 |
| | 14,000,000 | 4,746,509 | 4,797,009 | 50,500 | 4,746,509 | 4,797,009 | 50,500 |
| | 15,000,000 | 5,242,804 | 5,295,804 | 53,000 | 5,242,804 | 5,295,804 | 53,000 |
| | 16,000,000 | 5,718,579 | 5,774,079 | 55,500 | 5,718,579 | 5,774,079 | 55,500 |
| | 17,000,000 | 6,194,354 | 6,252,354 | 58,000 | 6,194,354 | 6,252,354 | 58,000 |
| | 18,000,000 | 6,649,609 | 6,710,109 | 60,500 | 6,649,609 | 6,710,109 | 60,500 |
| | 19,000,000 | 7,104,864 | 7,167,864 | 63,000 | 7,104,864 | 7,167,864 | 63,000 |
| | 20,000,000 | 7,560,119 | 7,625,619 | 65,500 | 7,560,119 | 7,625,619 | 65,500 |

| 税＋社会保障合計 | | 配偶者(就業なし)・子(5歳) | | | 配偶者(就業なし)・子(5歳＋3歳) | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 合計(現行) | 合計(改革後) | 変化 | 合計(現行) | 合計(改革後) | 変化 |
| 世帯収入 | | | | | | | |
| | 1,000,000 | 203,624 | 221,624 | 18,000 | 83,624 | 101,624 | 18,000 |
| | 2,000,000 | 378,252 | 398,752 | 20,500 | 258,252 | 278,752 | 20,500 |
| | 3,000,000 | 668,446 | 691,446 | 23,000 | 548,446 | 571,446 | 23,000 |
| | 4,000,000 | 924,072 | 949,572 | 25,500 | 804,072 | 829,572 | 25,500 |
| | 5,000,000 | 1,174,266 | 1,202,266 | 28,000 | 1,054,266 | 1,082,266 | 28,000 |
| | 6,000,000 | 1,483,400 | 1,513,900 | 30,500 | 1,363,400 | 1,393,900 | 30,500 |
| | 7,000,000 | 1,802,431 | 1,835,431 | 33,000 | 1,682,431 | 1,715,431 | 33,000 |
| | 8,000,000 | 2,177,440 | 2,212,940 | 35,500 | 2,057,440 | 2,092,940 | 35,500 |
| | 9,000,000 | 2,579,990 | 2,617,990 | 38,000 | 2,399,990 | 2,437,990 | 38,000 |
| | 10,000,000 | 2,941,740 | 2,982,240 | 40,500 | 2,881,740 | 2,922,240 | 40,500 |
| | 11,000,000 | 3,346,990 | 3,389,990 | 43,000 | 3,286,990 | 3,329,990 | 43,000 |
| | 12,000,000 | 3,865,359 | 3,910,859 | 45,500 | 3,865,359 | 3,910,859 | 45,500 |
| | 13,000,000 | 4,270,734 | 4,318,734 | 48,000 | 4,270,734 | 4,318,734 | 48,000 |
| | 14,000,000 | 4,746,509 | 4,797,009 | 50,500 | 4,746,509 | 4,797,009 | 50,500 |
| | 15,000,000 | 5,242,804 | 5,295,804 | 53,000 | 5,242,804 | 5,295,804 | 53,000 |
| | 16,000,000 | 5,718,579 | 5,774,079 | 55,500 | 5,718,579 | 5,774,079 | 55,500 |
| | 17,000,000 | 6,194,354 | 6,252,354 | 58,000 | 6,194,354 | 6,252,354 | 58,000 |
| | 18,000,000 | 6,649,609 | 6,710,109 | 60,500 | 6,649,609 | 6,710,109 | 60,500 |
| | 19,000,000 | 7,104,864 | 7,167,864 | 63,000 | 7,104,864 | 7,167,864 | 63,000 |
| | 20,000,000 | 7,560,119 | 7,625,619 | 65,500 | 7,560,119 | 7,625,619 | 65,500 |

【社会保障財源に係る検討】

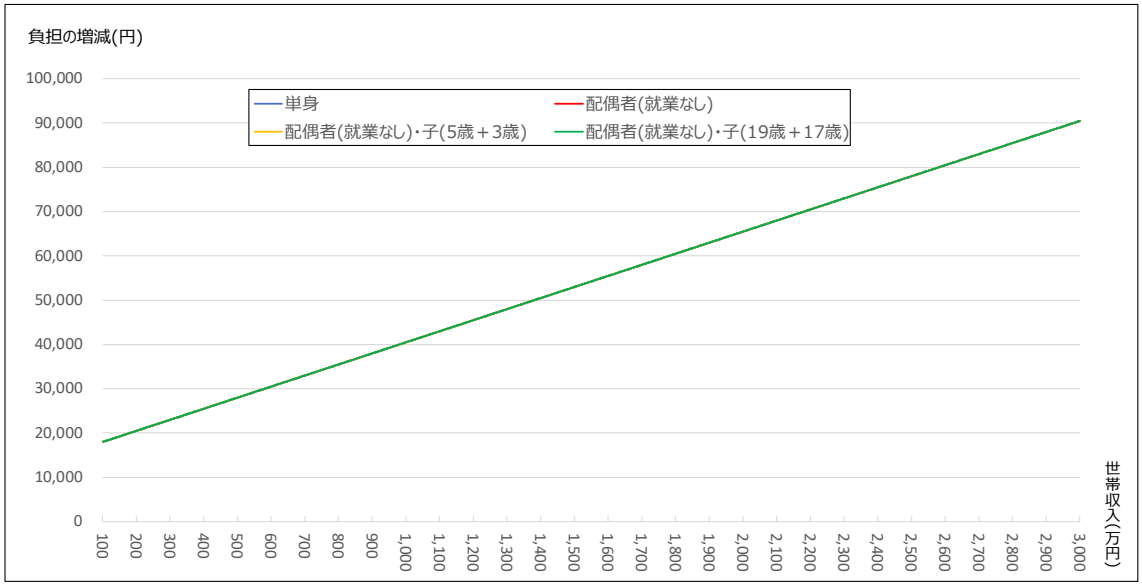
| 税＋社会保障合計 | | 配偶者(就業なし)・子(19歳) | | | 配偶者(就業なし)・子(19歳＋17歳) | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 合計(現行) | 合計(改革後) | 変化 | 合計(現行) | 合計(改革後) | 変化 |
| 世帯収入 | | | | | | | |
| | 1,000,000 | 333,234 | 351,234 | 18,000 | 333,234 | 351,234 | 18,000 |
| | 2,000,000 | 511,624 | 532,124 | 20,500 | 511,624 | 532,124 | 20,500 |
| | 3,000,000 | 736,835 | 759,835 | 23,000 | 709,472 | 732,472 | 23,000 |
| | 4,000,000 | 999,131 | 1,024,631 | 25,500 | 947,131 | 972,631 | 25,500 |
| | 5,000,000 | 1,255,822 | 1,283,822 | 28,000 | 1,203,822 | 1,231,822 | 28,000 |
| | 6,000,000 | 1,543,235 | 1,573,735 | 30,500 | 1,491,235 | 1,521,735 | 30,500 |
| | 7,000,000 | 1,865,974 | 1,898,974 | 33,000 | 1,794,974 | 1,827,974 | 33,000 |
| | 8,000,000 | 2,178,420 | 2,213,920 | 35,500 | 2,107,515 | 2,143,015 | 35,500 |
| | 9,000,000 | 2,526,320 | 2,564,320 | 38,000 | 2,417,320 | 2,455,320 | 38,000 |
| | 10,000,000 | 2,894,186 | 2,934,686 | 40,500 | 2,785,186 | 2,825,686 | 40,500 |
| | 11,000,000 | 3,307,080 | 3,350,080 | 43,000 | 3,198,080 | 3,241,080 | 43,000 |
| | 12,000,000 | 3,747,160 | 3,792,660 | 45,500 | 3,626,760 | 3,672,260 | 45,500 |
| | 13,000,000 | 4,155,833 | 4,203,833 | 48,000 | 4,035,433 | 4,083,433 | 48,000 |
| | 14,000,000 | 4,565,190 | 4,615,690 | 50,500 | 4,420,348 | 4,470,848 | 50,500 |
| | 15,000,000 | 5,068,954 | 5,121,954 | 53,000 | 4,910,554 | 4,963,554 | 53,000 |
| | 16,000,000 | 5,548,464 | 5,603,964 | 55,500 | 5,390,064 | 5,445,564 | 55,500 |
| | 17,000,000 | 6,027,974 | 6,085,974 | 58,000 | 5,869,574 | 5,927,574 | 58,000 |
| | 18,000,000 | 6,483,229 | 6,543,729 | 60,500 | 6,324,829 | 6,385,329 | 60,500 |
| | 19,000,000 | 6,938,484 | 7,001,484 | 63,000 | 6,780,084 | 6,843,084 | 63,000 |
| | 20,000,000 | 7,393,739 | 7,459,239 | 65,500 | 7,235,339 | 7,300,839 | 65,500 |

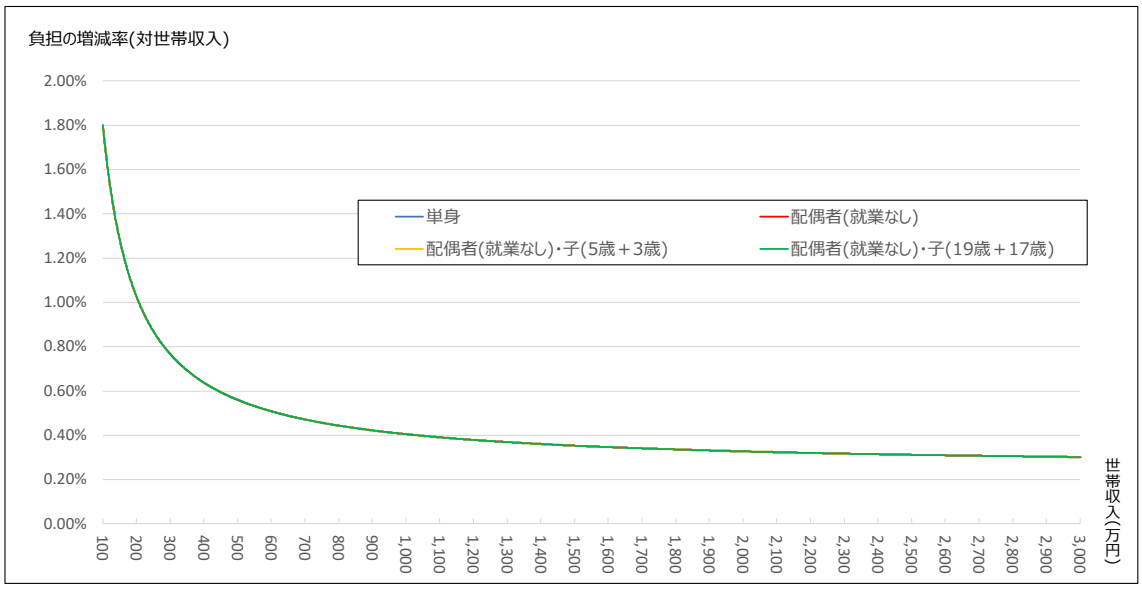
| 税＋社会保障合計 | | 配偶者(就業) | | | 配偶者(就業)・子(5歳) | | | 配偶者(就業)・子(5歳＋3歳) | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 合計(現行) | 合計(改革後) | 変化 | 合計(現行) | 合計(改革後) | 変化 | 合計(現行) | 合計(改革後) | 変化 |
| 世帯収入 | | | | | | | | | | |
| | 1,000,000 | 302,624 | 320,624 | 18,000 | 182,624 | 200,624 | 18,000 | 62,624 | 80,624 | 18,000 |
| | 2,000,000 | 347,824 | 368,324 | 20,500 | 227,824 | 248,324 | 20,500 | 107,824 | 128,324 | 20,500 |
| | 3,000,000 | 714,554 | 737,554 | 23,000 | 594,554 | 617,554 | 23,000 | 474,554 | 497,554 | 23,000 |
| | 4,000,000 | 1,011,572 | 1,037,072 | 25,500 | 891,572 | 917,072 | 25,500 | 771,572 | 797,072 | 25,500 |
| | 5,000,000 | 1,236,833 | 1,264,833 | 28,000 | 1,116,833 | 1,144,833 | 28,000 | 996,833 | 1,024,833 | 28,000 |
| | 6,000,000 | 1,544,191 | 1,574,691 | 30,500 | 1,424,191 | 1,454,691 | 30,500 | 1,304,191 | 1,334,691 | 30,500 |
| | 7,000,000 | 1,793,818 | 1,826,818 | 33,000 | 1,673,818 | 1,706,818 | 33,000 | 1,553,818 | 1,586,818 | 33,000 |
| | 8,000,000 | 2,055,444 | 2,090,944 | 35,500 | 1,935,444 | 1,970,944 | 35,500 | 1,815,444 | 1,850,944 | 35,500 |
| | 9,000,000 | 2,322,946 | 2,360,946 | 38,000 | 2,202,946 | 2,240,946 | 38,000 | 2,082,946 | 2,120,946 | 38,000 |
| | 10,000,000 | 2,592,788 | 2,633,288 | 40,500 | 2,472,788 | 2,513,288 | 40,500 | 2,352,788 | 2,393,288 | 40,500 |
| | 11,000,000 | 2,944,696 | 2,987,696 | 43,000 | 2,824,696 | 2,867,696 | 43,000 | 2,704,696 | 2,747,696 | 43,000 |
| | 12,000,000 | 3,215,100 | 3,260,600 | 45,500 | 3,095,100 | 3,140,600 | 45,500 | 2,975,100 | 3,020,600 | 45,500 |
| | 13,000,000 | 3,488,510 | 3,536,510 | 48,000 | 3,368,510 | 3,416,510 | 48,000 | 3,248,510 | 3,296,510 | 48,000 |
| | 14,000,000 | 3,918,449 | 3,968,949 | 50,500 | 3,798,449 | 3,848,949 | 50,500 | 3,678,449 | 3,728,949 | 50,500 |
| | 15,000,000 | 4,286,515 | 4,339,515 | 53,000 | 4,166,515 | 4,219,515 | 53,000 | 4,046,515 | 4,099,515 | 53,000 |
| | 16,000,000 | 4,679,781 | 4,735,281 | 55,500 | 4,559,781 | 4,615,281 | 55,500 | 4,439,781 | 4,495,281 | 55,500 |
| | 17,000,000 | 5,001,731 | 5,059,731 | 58,000 | 4,881,731 | 4,939,731 | 58,000 | 4,761,731 | 4,819,731 | 58,000 |
| | 18,000,000 | 5,362,081 | 5,422,581 | 60,500 | 5,302,081 | 5,362,581 | 60,500 | 5,242,081 | 5,302,581 | 60,500 |
| | 19,000,000 | 5,722,431 | 5,785,431 | 63,000 | 5,662,431 | 5,725,431 | 63,000 | 5,602,431 | 5,665,431 | 63,000 |
| | 20,000,000 | 6,082,781 | 6,148,281 | 65,500 | 6,022,781 | 6,088,281 | 65,500 | 5,962,781 | 6,028,281 | 65,500 |

【社会保障財源に係る検討】

| 税＋社会保障合計 | | 配偶者(就業あり)・子(19歳) | | | 配偶者(就業あり)・子(19歳＋17歳) | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 合計(現行) | 合計(改革後) | 変化 | 合計(現行) | 合計(改革後) | 変化 |
| 世帯収入 | | | | | | | |
| | 1,000,000 | 308,958 | 326,958 | 18,000 | 308,958 | 326,958 | 18,000 |
| | 2,000,000 | 357,434 | 377,934 | 20,500 | 357,434 | 377,934 | 20,500 |
| | 3,000,000 | 740,008 | 763,008 | 23,000 | 740,008 | 763,008 | 23,000 |
| | 4,000,000 | 976,542 | 1,002,042 | 25,500 | 972,365 | 997,865 | 25,500 |
| | 5,000,000 | 1,197,461 | 1,225,461 | 28,000 | 1,158,320 | 1,186,320 | 28,000 |
| | 6,000,000 | 1,515,958 | 1,546,458 | 30,500 | 1,464,976 | 1,495,476 | 30,500 |
| | 7,000,000 | 1,773,010 | 1,806,010 | 33,000 | 1,721,010 | 1,754,010 | 33,000 |
| | 8,000,000 | 2,042,062 | 2,077,562 | 35,500 | 1,990,062 | 2,025,562 | 35,500 |
| | 9,000,000 | 2,314,915 | 2,352,915 | 38,000 | 2,262,915 | 2,300,915 | 38,000 |
| | 10,000,000 | 2,573,421 | 2,613,921 | 40,500 | 2,521,421 | 2,561,921 | 40,500 |
| | 11,000,000 | 2,921,409 | 2,964,409 | 43,000 | 2,869,409 | 2,912,409 | 43,000 |
| | 12,000,000 | 3,194,460 | 3,239,960 | 45,500 | 3,127,940 | 3,173,440 | 45,500 |
| | 13,000,000 | 3,469,106 | 3,517,106 | 48,000 | 3,398,106 | 3,446,106 | 48,000 |
| | 14,000,000 | 3,877,573 | 3,928,073 | 50,500 | 3,806,573 | 3,857,073 | 50,500 |
| | 15,000,000 | 4,211,497 | 4,264,497 | 53,000 | 4,140,497 | 4,193,497 | 53,000 |
| | 16,000,000 | 4,612,739 | 4,668,239 | 55,500 | 4,506,335 | 4,561,835 | 55,500 |
| | 17,000,000 | 4,939,275 | 4,997,275 | 58,000 | 4,830,275 | 4,888,275 | 58,000 |
| | 18,000,000 | 5,305,741 | 5,366,241 | 60,500 | 5,196,741 | 5,257,241 | 60,500 |
| | 19,000,000 | 5,672,206 | 5,735,206 | 63,000 | 5,563,206 | 5,626,206 | 63,000 |
| | 20,000,000 | 6,038,671 | 6,104,171 | 65,500 | 5,929,671 | 5,995,171 | 65,500 |

図表 II-26 世帯類型と負担の増減（消費税 1%増税）




注 1：消費額の算定式より、いずれも完全に同一。配偶者就業時も同等である。
注 2：単身、配偶者（就業なし）、配偶者（就業なし）・子（5 歳＋3 歳）について世帯主は 35 歳、配偶者（就業なし）・子（19 歳＋17 歳）について世帯主は 50 歳と仮定している。

### ⑤ 社会保険料の賦課ベースと所得税の課税ベースの統一

#### a) 措置の内容

社会保険料の賦課ベースと、所得税の課税ベースである給与所得を統一する。また、所得税の所得算定に当たって社会保険料控除を廃止する。

#### b) 法的正当性・手続面の課題等

社会保険料と所得税の賦課ベース統一により、制度・手続き面の簡素化がなされる。ただし、社会保険料と税については、図表 I-76 に示すように異なっている。税については負担能力に基づいて課され、社会保険料については負担能力に基づき実際の賦課方法は修正されるものの、基本的には給付の受益に対する拠出という応益的性格を持つものとなっている。これが、社会保険料の賦課ベースと、所得税の課税ベースの違いに繋がっている。

統一する場合には、社会保険料の賦課ベースと、所得税の課税ベースの考え方について、再度整理することが必要となる。仮に統一して社会保険料が租税と同等のものとみなされると、憲法上の租税法律主義の原則が適用されることとなる。

#### c) 定量的な検討（シミュレーション）

世帯毎の負担・給付の変化は図表 II-27 に示すとおりである。

低所得者においては、社会保険料の賦課ベースが縮小されることの影響（負担減）が大きく、社会保険料控除廃止の影響（負担増）が小さいことから負担減となる。

他方、所得が上昇するにつれて、社会保険料の賦課ベースの縮小よりも、社会保険料控除廃止の影響（負担増）が大きくなるため、負担減の幅が小さくなる、あるいは負担増となる。また、現行の社会保険料の賦課ベースにおいては標準報酬月額の上限が設定されている一方、シミュレーションにおいては課税所得と統一し上限を設定していないことから、高所得者の負担が大きくなる。

## 図表 II-27 世帯毎の負担・給付の変化（社会保険料と所得税の賦課ベースの統一）

※単位：円

| 税＋社会保障合計 | | 単身 | | | 配偶者(就業なし) | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 合計(現行) | 合計(改革後) | 変化 | 合計(現行) | 合計(改革後) | 変化 |
| 世帯収入 | | | | | | | |
| | 1,000,000 | 323,624 | 168,200 | -155,424 | 323,624 | 168,200 | -155,424 |
| | 2,000,000 | 576,386 | 436,539 | -139,847 | 524,386 | 328,489 | -195,897 |
| | 3,000,000 | 840,446 | 668,593 | -171,852 | 788,446 | 560,543 | -227,902 |
| | 4,000,000 | 1,096,072 | 926,048 | -170,024 | 1,044,072 | 804,498 | -239,574 |
| | 5,000,000 | 1,363,369 | 1,227,765 | -135,604 | 1,294,266 | 1,100,715 | -193,551 |
| | 6,000,000 | 1,674,400 | 1,581,132 | -93,269 | 1,603,400 | 1,416,082 | -187,319 |
| | 7,000,000 | 2,024,524 | 1,980,574 | -43,951 | 1,922,431 | 1,815,524 | -106,908 |
| | 8,000,000 | 2,406,440 | 2,406,865 | 425 | 2,297,440 | 2,241,815 | -55,625 |
| | 9,000,000 | 2,748,990 | 2,855,793 | 106,803 | 2,639,990 | 2,690,743 | 50,753 |
| | 10,000,000 | 3,110,740 | 3,343,455 | 232,715 | 3,001,740 | 3,167,005 | 165,265 |
| | 11,000,000 | 3,487,204 | 3,844,917 | 357,712 | 3,406,990 | 3,724,767 | 317,776 |
| | 12,000,000 | 3,865,359 | 4,396,248 | 530,889 | 3,865,359 | 4,396,248 | 530,889 |
| | 13,000,000 | 4,270,734 | 4,994,772 | 724,037 | 4,270,734 | 4,994,772 | 724,037 |
| | 14,000,000 | 4,746,509 | 5,593,296 | 846,786 | 4,746,509 | 5,593,296 | 846,786 |
| | 15,000,000 | 5,242,804 | 6,191,819 | 949,015 | 5,242,804 | 6,191,819 | 949,015 |
| | 16,000,000 | 5,718,579 | 6,790,343 | 1,071,764 | 5,718,579 | 6,790,343 | 1,071,764 |
| | 17,000,000 | 6,194,354 | 7,388,867 | 1,194,512 | 6,194,354 | 7,388,867 | 1,194,512 |
| | 18,000,000 | 6,649,609 | 7,987,391 | 1,337,781 | 6,649,609 | 7,987,391 | 1,337,781 |
| | 19,000,000 | 7,104,864 | 8,585,914 | 1,481,050 | 7,104,864 | 8,585,914 | 1,481,050 |
| | 20,000,000 | 7,560,119 | 9,184,438 | 1,624,319 | 7,560,119 | 9,184,438 | 1,624,319 |

| 税＋社会保障合計 | | 配偶者(就業なし)・子(5歳) | | | 配偶者(就業なし)・子(5歳＋3歳) | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 合計(現行) | 合計(改革後) | 変化 | 合計(現行) | 合計(改革後) | 変化 |
| 世帯収入 | | | | | | | |
| | 1,000,000 | 203,624 | 48,200 | -155,424 | 83,624 | -71,800 | -155,424 |
| | 2,000,000 | 378,252 | 152,289 | -225,963 | 258,252 | 32,289 | -225,963 |
| | 3,000,000 | 668,446 | 440,543 | -227,902 | 548,446 | 320,543 | -227,902 |
| | 4,000,000 | 924,072 | 684,498 | -239,574 | 804,072 | 564,498 | -239,574 |
| | 5,000,000 | 1,174,266 | 980,715 | -193,551 | 1,054,266 | 860,715 | -193,551 |
| | 6,000,000 | 1,483,400 | 1,296,082 | -187,319 | 1,363,400 | 1,176,082 | -187,319 |
| | 7,000,000 | 1,802,431 | 1,695,524 | -106,908 | 1,682,431 | 1,575,524 | -106,908 |
| | 8,000,000 | 2,177,440 | 2,121,815 | -55,625 | 2,057,440 | 2,001,815 | -55,625 |
| | 9,000,000 | 2,579,990 | 2,630,743 | 50,753 | 2,399,990 | 2,450,743 | 50,753 |
| | 10,000,000 | 2,941,740 | 3,107,005 | 165,265 | 2,881,740 | 3,047,005 | 165,265 |
| | 11,000,000 | 3,346,990 | 3,664,767 | 317,776 | 3,286,990 | 3,604,767 | 317,776 |
| | 12,000,000 | 3,865,359 | 4,396,248 | 530,889 | 3,865,359 | 4,396,248 | 530,889 |
| | 13,000,000 | 4,270,734 | 4,994,772 | 724,037 | 4,270,734 | 4,994,772 | 724,037 |
| | 14,000,000 | 4,746,509 | 5,593,296 | 846,786 | 4,746,509 | 5,593,296 | 846,786 |
| | 15,000,000 | 5,242,804 | 6,191,819 | 949,015 | 5,242,804 | 6,191,819 | 949,015 |
| | 16,000,000 | 5,718,579 | 6,790,343 | 1,071,764 | 5,718,579 | 6,790,343 | 1,071,764 |
| | 17,000,000 | 6,194,354 | 7,388,867 | 1,194,512 | 6,194,354 | 7,388,867 | 1,194,512 |
| | 18,000,000 | 6,649,609 | 7,987,391 | 1,337,781 | 6,649,609 | 7,987,391 | 1,337,781 |
| | 19,000,000 | 7,104,864 | 8,585,914 | 1,481,050 | 7,104,864 | 8,585,914 | 1,481,050 |
| | 20,000,000 | 7,560,119 | 9,184,438 | 1,624,319 | 7,560,119 | 9,184,438 | 1,624,319 |

【社会保障財源に係る検討】

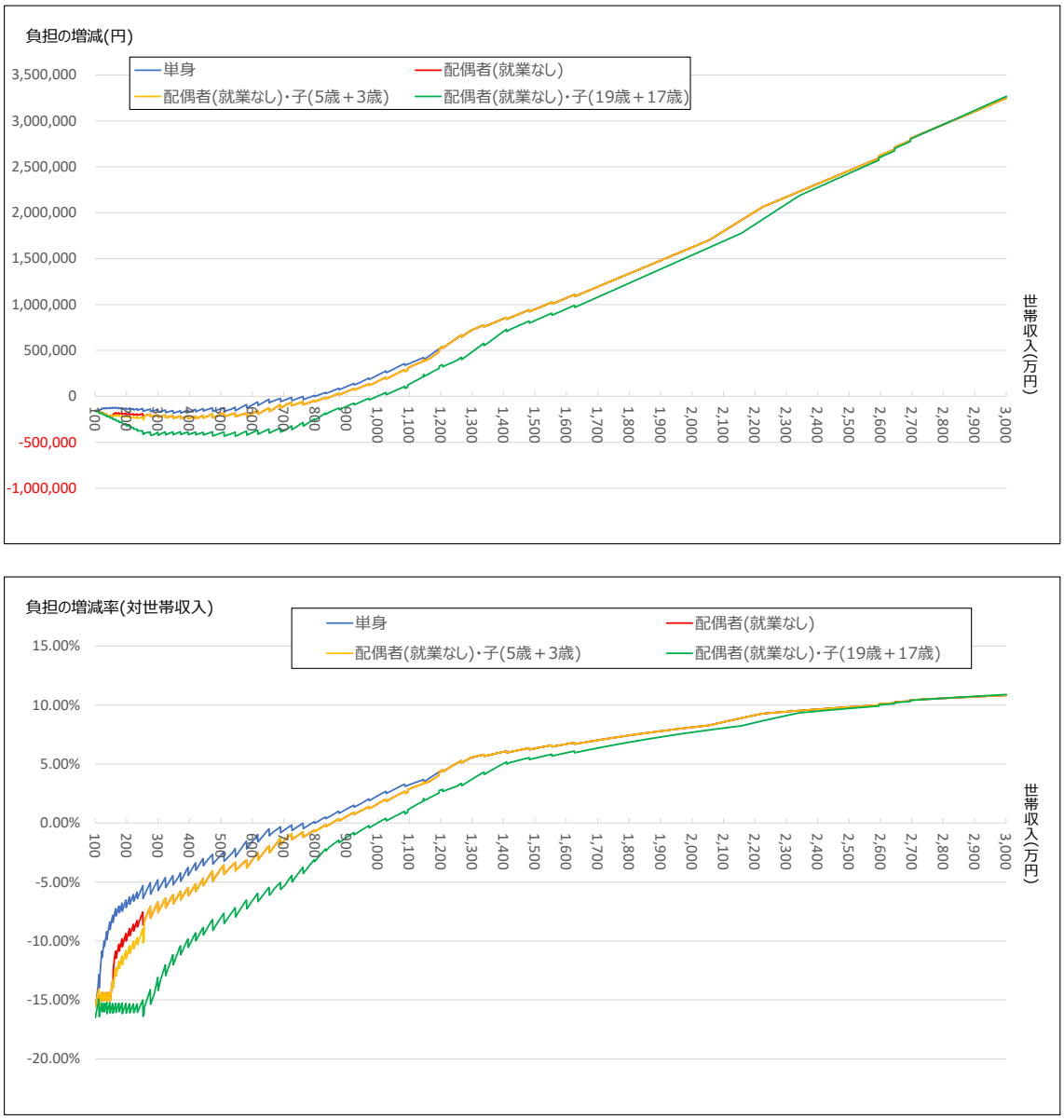
| 税＋社会保障合計 | | 配偶者(就業なし)・子(19歳) | | | 配偶者(就業なし)・子(19歳＋17歳) | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 合計(現行) | 合計(改革後) | 変化 | 合計(現行) | 合計(改革後) | 変化 |
| 世帯収入 | | | | | | | |
| | 1,000,000 | 333,234 | 168,200 | -165,034 | 333,234 | 168,200 | -165,034 |
| | 2,000,000 | 511,624 | 192,400 | -319,224 | 511,624 | 192,400 | -319,224 |
| | 3,000,000 | 736,835 | 395,420 | -341,415 | 709,472 | 283,912 | -425,560 |
| | 4,000,000 | 999,131 | 646,093 | -353,038 | 947,131 | 534,585 | -412,546 |
| | 5,000,000 | 1,255,822 | 918,074 | -337,748 | 1,203,822 | 803,653 | -400,169 |
| | 6,000,000 | 1,543,235 | 1,227,055 | -316,180 | 1,491,235 | 1,096,547 | -394,688 |
| | 7,000,000 | 1,865,974 | 1,584,775 | -281,199 | 1,794,974 | 1,419,792 | -375,182 |
| | 8,000,000 | 2,178,420 | 2,019,241 | -159,179 | 2,107,515 | 1,850,733 | -256,782 |
| | 9,000,000 | 2,526,320 | 2,476,804 | -49,516 | 2,417,320 | 2,308,296 | -109,024 |
| | 10,000,000 | 2,894,186 | 2,957,198 | 63,012 | 2,785,186 | 2,788,690 | 3,504 |
| | 11,000,000 | 3,307,080 | 3,511,206 | 204,127 | 3,198,080 | 3,331,298 | 133,219 |
| | 12,000,000 | 3,747,160 | 4,144,279 | 397,119 | 3,626,760 | 3,964,371 | 337,611 |
| | 13,000,000 | 4,155,833 | 4,738,723 | 582,890 | 4,035,433 | 4,520,815 | 485,382 |
| | 14,000,000 | 4,565,190 | 5,346,297 | 781,107 | 4,420,348 | 5,128,389 | 708,041 |
| | 15,000,000 | 5,068,954 | 5,953,870 | 884,916 | 4,910,554 | 5,735,962 | 825,408 |
| | 16,000,000 | 5,548,464 | 6,561,444 | 1,012,980 | 5,390,064 | 6,343,536 | 953,472 |
| | 17,000,000 | 6,027,974 | 7,169,018 | 1,141,044 | 5,869,574 | 6,951,110 | 1,081,536 |
| | 18,000,000 | 6,483,229 | 7,776,591 | 1,293,363 | 6,324,829 | 7,558,683 | 1,233,855 |
| | 19,000,000 | 6,938,484 | 8,384,165 | 1,445,681 | 6,780,084 | 8,166,257 | 1,386,173 |
| | 20,000,000 | 7,393,739 | 8,991,739 | 1,598,000 | 7,235,339 | 8,773,831 | 1,538,492 |

| 税＋社会保障合計 | | 配偶者(就業) | | | 配偶者(就業)・子(5歳) | | | 配偶者(就業)・子(5歳＋3歳) | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 合計(現行) | 合計(改革後) | 変化 | 合計(現行) | 合計(改革後) | 変化 | 合計(現行) | 合計(改革後) | 変化 |
| 世帯収入 | | | | | | | | | | |
| | 1,000,000 | 302,624 | 168,200 | -134,424 | 182,624 | 48,200 | -134,424 | 62,624 | -71,800 | -134,424 |
| | 2,000,000 | 347,824 | 192,400 | -155,424 | 227,824 | 72,400 | -155,424 | 107,824 | -47,600 | -155,424 |
| | 3,000,000 | 714,554 | 392,043 | -322,511 | 594,554 | 272,043 | -322,511 | 474,554 | 152,043 | -322,511 |
| | 4,000,000 | 1,011,572 | 735,123 | -276,449 | 891,572 | 615,123 | -276,449 | 771,572 | 495,123 | -276,449 |
| | 5,000,000 | 1,236,833 | 976,102 | -260,730 | 1,116,833 | 856,102 | -260,730 | 996,833 | 736,102 | -260,730 |
| | 6,000,000 | 1,544,191 | 1,208,157 | -336,035 | 1,424,191 | 1,088,157 | -336,035 | 1,304,191 | 968,157 | -336,035 |
| | 7,000,000 | 1,793,818 | 1,440,211 | -353,607 | 1,673,818 | 1,320,211 | -353,607 | 1,553,818 | 1,200,211 | -353,607 |
| | 8,000,000 | 2,055,444 | 1,725,666 | -329,779 | 1,935,444 | 1,605,666 | -329,779 | 1,815,444 | 1,485,666 | -329,779 |
| | 9,000,000 | 2,322,946 | 2,027,568 | -295,378 | 2,202,946 | 1,907,568 | -295,378 | 2,082,946 | 1,787,568 | -295,378 |
| | 10,000,000 | 2,592,788 | 2,329,471 | -263,318 | 2,472,788 | 2,209,471 | -263,318 | 2,352,788 | 2,089,471 | -263,318 |
| | 11,000,000 | 2,944,696 | 2,660,447 | -284,249 | 2,824,696 | 2,540,447 | -284,249 | 2,704,696 | 2,420,447 | -284,249 |
| | 12,000,000 | 3,215,100 | 3,042,423 | -172,677 | 3,095,100 | 2,922,423 | -172,677 | 2,975,100 | 2,802,423 | -172,677 |
| | 13,000,000 | 3,488,510 | 3,422,162 | -66,348 | 3,368,510 | 3,302,162 | -66,348 | 3,248,510 | 3,182,162 | -66,348 |
| | 14,000,000 | 3,918,449 | 3,837,701 | -80,748 | 3,798,449 | 3,717,701 | -80,748 | 3,678,449 | 3,597,701 | -80,748 |
| | 15,000,000 | 4,286,515 | 4,262,190 | -24,325 | 4,166,515 | 4,142,190 | -24,325 | 4,046,515 | 4,022,190 | -24,325 |
| | 16,000,000 | 4,679,781 | 4,686,678 | 6,898 | 4,559,781 | 4,566,678 | 6,898 | 4,439,781 | 4,446,678 | 6,898 |
| | 17,000,000 | 5,001,731 | 5,111,167 | 109,437 | 4,881,731 | 4,991,167 | 109,437 | 4,761,731 | 4,871,167 | 109,437 |
| | 18,000,000 | 5,362,081 | 5,580,406 | 218,325 | 5,302,081 | 5,520,406 | 218,325 | 5,242,081 | 5,460,406 | 218,325 |
| | 19,000,000 | 5,722,431 | 6,053,220 | 330,789 | 5,662,431 | 5,993,220 | 330,789 | 5,602,431 | 5,933,220 | 330,789 |
| | 20,000,000 | 6,082,781 | 6,552,293 | 469,513 | 6,022,781 | 6,492,293 | 469,513 | 5,962,781 | 6,432,293 | 469,513 |

【社会保障財源に係る検討】

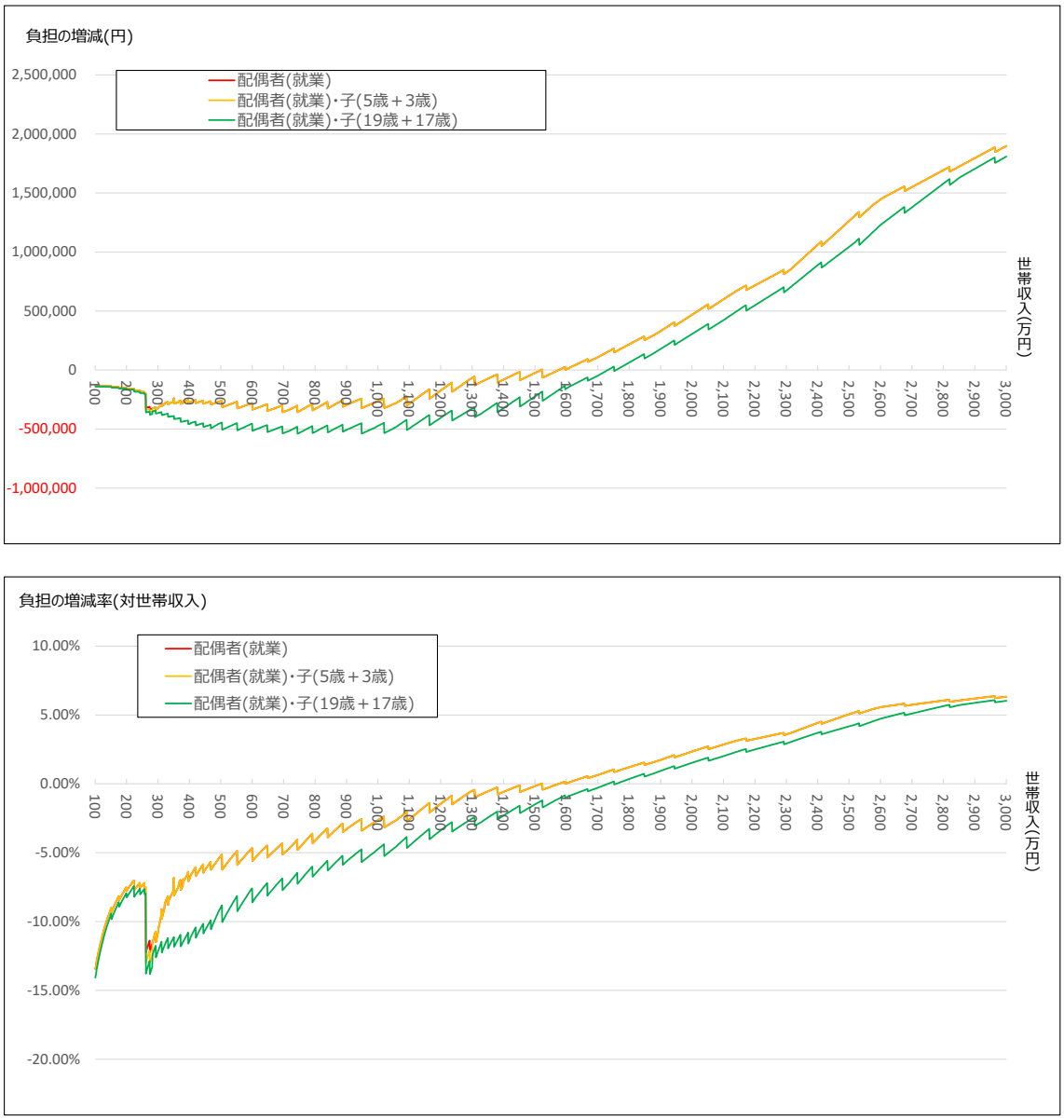
| 税＋社会保障合計 | | 配偶者(就業あり)・子(19歳) | | | 配偶者(就業あり)・子(19歳＋17歳) | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 合計(現行) | 合計(改革後) | 変化 | 合計(現行) | 合計(改革後) | 変化 |
| 世帯収入 | | | | | | | |
| | 1,000,000 | 308,958 | 168,200 | -140,758 | 308,958 | 168,200 | -140,758 |
| | 2,000,000 | 357,434 | 192,400 | -165,034 | 357,434 | 192,400 | -165,034 |
| | 3,000,000 | 740,008 | 375,702 | -364,306 | 740,008 | 375,702 | -364,306 |
| | 4,000,000 | 976,542 | 574,443 | -402,099 | 972,365 | 516,444 | -455,920 |
| | 5,000,000 | 1,197,461 | 822,049 | -375,411 | 1,158,320 | 710,541 | -447,779 |
| | 6,000,000 | 1,515,958 | 1,060,458 | -455,500 | 1,464,976 | 948,950 | -516,026 |
| | 7,000,000 | 1,773,010 | 1,298,866 | -474,143 | 1,721,010 | 1,187,358 | -533,651 |
| | 8,000,000 | 2,042,062 | 1,578,253 | -463,809 | 1,990,062 | 1,466,745 | -523,317 |
| | 9,000,000 | 2,314,915 | 1,869,076 | -445,838 | 2,262,915 | 1,755,968 | -506,946 |
| | 10,000,000 | 2,573,421 | 2,178,250 | -395,171 | 2,521,421 | 2,047,742 | -473,679 |
| | 11,000,000 | 2,921,409 | 2,505,452 | -415,957 | 2,869,409 | 2,374,944 | -494,465 |
| | 12,000,000 | 3,194,460 | 2,854,753 | -339,707 | 3,127,940 | 2,724,245 | -403,695 |
| | 13,000,000 | 3,469,106 | 3,229,722 | -239,384 | 3,398,106 | 3,071,764 | -326,342 |
| | 14,000,000 | 3,877,573 | 3,653,219 | -224,354 | 3,806,573 | 3,484,711 | -321,862 |
| | 15,000,000 | 4,211,497 | 4,085,848 | -125,649 | 4,140,497 | 3,917,340 | -223,157 |
| | 16,000,000 | 4,612,739 | 4,518,476 | -94,263 | 4,506,335 | 4,349,968 | -156,366 |
| | 17,000,000 | 4,939,275 | 4,951,105 | 11,830 | 4,830,275 | 4,782,597 | -47,678 |
| | 18,000,000 | 5,305,741 | 5,429,394 | 123,653 | 5,196,741 | 5,260,886 | 64,145 |
| | 19,000,000 | 5,672,206 | 5,911,082 | 238,877 | 5,563,206 | 5,742,574 | 179,369 |
| | 20,000,000 | 6,038,671 | 6,404,371 | 365,700 | 5,929,671 | 6,235,863 | 306,192 |

図表 II-28 世帯毎の負担・給付の変化（社会保険料と所得税の賦課ベースの統一）




注：単身、配偶者（就業なし）、配偶者（就業なし）・子（5 歳＋3 歳）について世帯主は 35 歳、配偶者（就業なし）・子（19 歳＋17 歳）について世帯主は 50 歳と仮定している。

図表 II-29 世帯毎の負担・給付の変化（社会保険料と所得税の賦課ベースの統一）




注：配偶者（就業）、配偶者（就業）・子（5 歳＋3 歳）について世帯主は 35 歳、配偶者（就業）・子（19 歳＋17 歳）について世帯主は 50 歳と仮定している。

# 第 III 章 日本の社会保障財源の改革に参考となる事例

## 1. 社会保障財源の確保に係る方向性

我が国において、高齢化が進展する中で、社会保障財政は厳しさを増すことが考えられる。社会保障財政の健全化に向けて、①給付の適正化・削減、②財源の確保の両面から対応をとることが求められる。特に、年金等の支給年齢の引き上げや支給額削減、保険診療の適正化等の観点からの給付の適正化・削減、現行の社会保険料の保険料率引き上げが第一義的な対応として考えられる。このうち、年金等の支給年齢の引き上げについては、諸外国でも実施されているものであり、我が国においても平均余命の伸び等に合わせて随時引き上げていくことが考えられる。また、年金の支給額削減に関しては、マクロ経済スライドが導入されていることから、人口動態等を踏まえたうえで一定削減が行われる仕組みが導入済である。

他方、健康で文化的な最低限度の生活を保障する観点、生活保護費等の急増を防ぐ観点、社会保険料について応能負担の原則が不十分である観点等を鑑みると、現行の社会保険料の保険料率引き上げ以外の観点にて、社会保障財源を確保することが考えられる。

## 2. 財源確保の課題

財源確保については、社会保険料の形式であれ税の形式であれ、社会保障財源の不足が見込まれ、何らかの財源確保の手当が必要な状況にある。

また、財源確保を検討する上で、現行の社会保険財源について、負担能力と負担額が必ずしも見合っていない場面みられる。

「日本における社会保障制度の課題」において示したように、社会保険料が逆進的であること、社会保険料＋税負担の合計額でみても、緩やかな累進性に留まっている所得区分があることが挙げられる。また、給与以外の収入や資産の考慮が不十分であることから、同一の世帯収入であっても、収入の種別によって負担額が大きく異なっている。特に、金融所得はあるが給与収入のない高齢者世帯等に対して負担能力に見合う負担が課されていない。さらに、社会保険料の標準報酬月額上限の改訂の頻度が少なく、直近の大幅な賃上げに十分に対応できていないことも挙げられる。

以下において、上記の日本の社会保障財源が抱える課題に対して、参考となる事例等を挙げる。

## 3. 財源確保の方向性

財源確保のための事例としては、(1)富裕層向けの特別税（アメリカの純投資利益税、スペインの追加連帯拠出金）、(2)社会保障目的税の追加設定(フランスの一般社会拠出金、ドイツ・フランスの消費税引き上げ、韓国のたばこ税)、(3)人口動態を踏まえた時限的な社会保

【社会保障財源の改革に参考となる事例】

険料の上乗せ(スペインの世代間衡平メカニズム、フランスの社会保障債務償還拠出金)が挙げられる。

【社会保障財源の改革に参考となる事例】

**図表 III-1　財源確保の参考事例**

| 分類 | 参考事例 | 内容 | 日本に導入する場合の留意点 | 日本に導入する場合の効果 |
|---|---|---|---|---|
| (1)富裕層向け特別負担金 | 純投資利益税（アメリカ） | 一定以上の金融所得を有する個人に対して特別税を課す | いわゆる「1 億円の壁」対策としての導入も考えられる<br><br>金融所得に限定せず所得全般について特別税を課すことも考えられる | 2,000 万円以上の投資所得に対して追加税を導入する場合、税収は 2,611 億円する増加することが想定される。 |
| | 追加連帯拠出金（スペイン） | 社会保険料の上限を超える個人に対して特別負担金を課す（給付には反映しない） | 実質的には反対給付のない負担金であり、社会保険料でなく別途税財源として整理することが必要。 | 年金について、報酬月額上限を上回る報酬を得ている者の負担が大きくなる。現役世代のうちの高所得者から高齢者世代のうちの低所得者に対する所得再分配と同等の効果を有する。 |
| (2)社会保障目的の新規財源 | 一般社会拠出金（フランス） | 所得税と賦課ベースを共通とする負担金を導入する | | 1%の税率で導入すると、1 兆 1,066 億円程度税収が増加することが想定される。 |
| | 消費税引き上げ（ドイツ・フランス） | 消費税を引き上げ、社会保障財源とする | | 1%増税すると、2 兆円程度の税収が増加することが想定される。 |
| | たばこ税（フランス・韓国） | たばこ税を、健康保険財源とする | | |
| (3)人口動態 | 世代間衡平メカ | 将来の人口動態の変化を | 世代人口の多い団塊ジュニア世代の引 | 世代人口が多く、かつ新卒時に就職難 |

【社会保障財源の改革に参考となる事例】

| 分類 | 参考事例 | 内容 | 日本に導入する場合の留意点 | 日本に導入する場合の効果 |
|---|---|---|---|---|
| を踏まえた時限措置 | ニズム（スペイン） | 踏まえ、負担と給付の平準化に向けた積立金の設定 | 退に先立ち導入することが必要<br><br>（年金積立金制度が同等の役割を担っているとも解釈できる） | であった団塊ジュニア世代が高齢者になる際には、社会保障費の急増のおそれがあるところであるが、当該社会保障費の急増への備えとなりうる。 |
| | 社会保障債務償還拠出金（フランス） | 累積された社会保障に係る債務を償還するために課されている負担金 | 将来世代への負担の先送りのスキームである<br>出生率の上昇が見込まれない限り、社会保障財源は将来世代の方が厳しいものになることが想定されることから、将来世代への負担の先送りは望ましいものと言えない | 出生率の上昇が見込まれない限り、社会保障財源は将来世代の方が厳しいものになることが想定されることから、将来世代との世代間の格差が更に大きくなる。 |

【社会保障財源の改革に参考となる事例】

### (1) 富裕層向け特別負担金

社会保障財源として、富裕層向けに現状の負担に上乗せした負担を課すことが考えられる。具体的には、アメリカにおいてオバマケアの財源として導入された純投資利益税、スペインにおいて導入された追加連帯拠出金が挙げられる。

#### ① 純投資利益税（アメリカ）

純投資利益税は、アメリカにおいて、譲渡所得（株式、債券、投資信託、不動産等）、利子、配当、特定の年金、ロイヤルティ、家賃、受動的活動（金融商品の売買やコモディティ商品など）から得られる所得を対象として、20 万ドル又は 25 万ドルの閾値を超える所得を得るものに対して一律 3.8%の税率を課すものである。

日本においても、金融所得等を対象として、同様の負担金を富裕層に対して課すことは考えられる。ただし、アメリカで導入した場合、税収は 410 億ドル（2022 課税年度）であったものの、日本で導入する場合の税収見込みは 4,561 億円（2022 年の推計）にとどまり、財源確保の効果は限定的である。なお、手続面については、対象所得の合計額が一定の閾値を超えた場合にのみ発生する負担金であることから、利子所得・株式所得のように一律の税率を乗じた税額を源泉徴収する仕組みをとることは困難であることに留意が必要である。

#### ② 追加連帯拠出金（スペイン）

追加連帯拠出金は、スペインにおいて、公的年金保険料の算定基礎額の最高限度額（標準報酬月額の上限に相当）を超える収入を得る者を対象として、追加的な拠出を求めるものである。追加連帯拠出金は、年金支給額の算定基礎には含まれない。

日本において導入する場合、当該追加連帯拠出金は反対給付のない負担金であることから、社会保険料としての整理ではなく別途税財源として整理することが必要となる。仮に追加連帯拠出金を税財源として所得税に付加して徴収する仕組みをとる場合には、所得税の課税ベースと追加連帯拠出金の賦課ベースを統一しなければ、煩雑な税務手続きを納税者や源泉徴収義務者に課すことに繋がる。

### (2) 社会保障目的の新規財源

#### ① 一般社会拠出金（フランス）

一般社会拠出金は、フランスにおいて、給与所得、代替所得（老齢年金・失業給付等）、資産所得、金融所得、賭博から得られた収入等の所得に対して、概ね 9.2%の税率で課されている社会保障目的税である。なお、フランスにおいては、所得税について世帯単位課税（N 分 N 乗法）の適用が可能であるところ、一般社会拠出金は個人単位課税となっている。

日本において導入する場合、実質的には所得税率の一律引き上げと、増収分の社会保障目

的税化を組み合わせることと同等の措置となる。仮に一般社会拠出金を所得税に付加して徴収する仕組みをとる場合には、所得税の課税ベースと一般社会拠出金の賦課ベースを統一しなければ、煩雑な税務手続きを納税者や源泉徴収義務者に課すことに繋がる。

**② 消費税率引き上げ（ドイツ・フランス）**

ドイツにおいては、社会保障目的税として、消費税率の引き上げがなされている。日本においても消費税の社会保障財源化がなされており、日本の社会保障財源確保策と同等の措置と考えられる。また、フランスにおいても消費税が社会保障財源に充てられている。

なお、一般社会拠出金同様の制度（所得税率引き上げ）と、消費税率引き上げを比較すると、一般社会拠出金同様の制度は高所得者の負担が大きく、消費税率引き上げは低所得者の負担が比較的大きくなっている。応益負担の観点からは消費税率引き上げ、応能負担の観点からは一般社会拠出金同様の制度による財源確保が考えられる。

**(3) 人口動態を踏まえた時限的な社会保険料の負担増**

将来の人口推計・人口動態を踏まえた上で長期的な財政収支を検討し、時限的な社会保険料の負担増を求める事例がある。

具体的には、世代間衡平メカニズム（スペイン）と、社会保障債務償還拠出金（フランス）が挙げられる。

**① 世代間衡平メカニズム（スペイン）**

世代間衡平メカニズムは、2030 年から 2050 年に退職を迎える世代の人口が多いことを見越して、2023 年から 2032 年までを積立期間、2032 年から 2060 年までを取崩期間とする時限的な措置である。

日本において、世代間衡平メカニズムを参考とした人口動態を踏まえた時限措置の導入は考えられる。特に、1971 年～1974 年の第 2 次ベビーブーム世代及びその前後は世代人口が多く、退職後に社会保障給付の大幅な増加が見込まれる。そのため、当該世代の退職前に早急に負担増加を図ることが望ましい。年金将来の公的年金の財政見通し（財政検証）において、人口動態を踏まえた長期的な負担と給付の推計がなされているところであるが、推計結果をもとに、時限的な社会保険料の増加も選択肢に入れた検討が望ましい。

**② 社会保障債務償還拠出金（フランス）**

社会保障債務償還拠出金は、累積された社会保障に係る債務を償還するために課されている負担金である。2033 年までに債務は償還されることとなっている。

日本においては、当該債務償還のための負担金は必要な状況にない。今後懸念される点としては、フランスの社会保障債務償還拠出金を参考として、社会保障財源についての将来世代への負担の先送り（将来世代の負担増により現在の社会保障給付を賄う）のスキームが用

いられることが挙げられる。出生率の上昇が見込まれない限り、社会保障財源は将来世代の方が厳しいものになることが想定されることから、将来世代への負担の先送りは望ましいものと言えない。

【社会保障財源の改革に参考となる事例】

## 4. 能力に応じた公平な負担の実現に向けた方向性

社会保障財源の負担構造を変更し、より応能負担に近い負担構造にする観点の参考事例を挙げる。

応能負担に近い負担構造にするための措置として、(1)所得税と社会保険料負担の課税ベース・賦課ベース統一（オランダの事例）、(2)金融所得や資産を考慮した社会保障財源確保（フランスの一般社会拠出金や韓国の健康保険料）、(3)柔軟な社会保険料ブラケットの改定（ドイツ・韓国等における毎年度のブラケット改正）が挙げられる。また、(2)の観点とも重なるが、社会保障財源の負担が現役世代に偏っている観点から、高齢者世代のうち負担能力のある者にも一定負担を求めることが考えられる。

【社会保障財源の改革に参考となる事例】

**図表 III-2　応能負担の参考事例**

| 分類 | 参考事例 | 内容 | 日本に導入する場合の留意点 | 日本に導入する場合の効果 |
|---|---|---|---|---|
| (1)所得税と社会保険料負担の課税ベース・賦課ベース統一 | 所得税と社会保険料の課税ベース統一（オランダ） | 所得税と社会保険料の課税ベースを統一したうえで、合計額について累進性を確保する | 所得税において考慮される各種控除について、社会保険料の負担を軽減する根拠となるか検討が必要 | 所得税と社会保険料の合計額について、明確な累進的な負担が可能となる<br>負担能力を考慮した社会保険料となる |
| (2)金融所得や資産を考慮した社会保障財源確保 | 純投資利益税（アメリカ）<br>※再掲 | 一定以上の金融所得を有する個人に対して特別税を課す | いわゆる「1 億円の壁」対策としての導入も考えられるが、効果は限定的<br><br>金融所得に限定せず所得全般について特別税を課すことも考えられる | 「1 億円の壁」は緩和するものと考えられるが、いわゆる「1 億円の壁」そのものがなくなるわけではない。 |
| | 一般社会拠出金（フランス）<br>※再掲 | 給与所得だけでなく、譲渡所得、金融所得等も課税ベースに含める | 所得税の増税と経済的には同等の機能となる | 金融所得についても賦課ベースに加えられるが、資産は賦課ベースとならず、給与所得者が大部分を負担する状況は変わらない。 |
| | 健康保険料における金融所得等の考慮（韓国） | 健康保険料について、給与収入だけでなく、金融所得や資産額も加味し | 金融所得や資産額を加味した保険料の納付方法について、源泉徴収とする場合には源泉徴収義務者 | 資産を負担能力を示す指標として用いることが可能となる。 |

【社会保障財源の改革に参考となる事例】

| 分類 | 参考事例 | 内容 | 日本に導入する場合の留意点 | 日本に導入する場合の効果 |
|---|---|---|---|---|
| | | て設定される<br>被用者について、給与収入以外を賦課ベースとする保険料は、使用者により源泉徴収ではなく別途納付 | に、新たな義務を課すこととなり、事務負担が増加 | |
| (3)柔軟な社会保険料ブラケットの改定 | インフレ率等を考慮した柔軟なブラケット等の修正（ドイツ・韓国等） | 毎年度、インフレ率等を考慮してブラケット修正がなされる | 修正頻度が高く、システム対応等の負担が大きい | 社会保険料については、インフレの影響による実質的な社会保険料の減収を防ぐことができる。<br>※所得税については、ブラケットクリープ[93]が起こらなくなるため、一時的に税収減となる。 |
| (4)現役世代に限定しない社会保障財源の負担 | 純投資利益税（アメリカ）<br>※再掲 | 一定以上の金融所得を有する個人に対して特別税を課す | | 金融所得を有する高齢者世帯に対しても負担を求めることが可能となる。 |
| | CSG（フランス）<br>※再掲 | 給与所得だけでなく、譲渡所得、金融所得等も課税ベースに含める | | 金融所得を有する高齢者世帯に対しても負担を求めることが可能となる。<br>ただし、新たな負担の大部分は給 |

[93] インフレで物価や賃金の伸びを上回るペースで所得税収が増加すること。

【社会保障財源の改革に参考となる事例】

| 分類 | 参考事例 | 内容 | 日本に導入する場合の留意点 | 日本に導入する場合の効果 |
|---|---|---|---|---|
| | | | | 与所得をベースとするもので、現役世代の負担は大きい。 |
| | 健康保険料における金融所得等の考慮（韓国）<br>※再掲 | 健康保険料について、給与収入だけでなく、金融所得や資産額も加味して設定される<br>被用者について、給与収入以外を賦課ベースとする保険料は、使用者により源泉徴収ではなく別途納付 | | 資産を多く有する高齢者世帯の負担割合が大きくなる。 |
| | 消費税引き上げ（ドイツ・フランス）<br>※再掲 | 消費税を引き上げ、社会保障財源とする | | 消費をベースとするため、現役世代・高齢者世代の区別なく負担を求めることとなる。 |

【社会保障財源の改革に参考となる事例】

### (1) 所得税と社会保険料負担の課税ベース・賦課ベース統一

オランダにおいては、所得税と社会保険料負担の課税ベース・賦課ベースが統一されており、所得税と社会保険料の合計額について累進課税[94]となっている。また、一元的な徴収がなされている。

日本でも同様の措置をとることは考えられる。所得税と社会保険料負担の合計額での累進性の確保や手続きの簡素化等を図ることが可能となる。ただし、社会保険料と所得税は、賦課・課税目的が異なることから、応能負担の要素が強い所得税に負担軽減は正当化するものの、応益負担の要素が強い社会保険料の負荷軽減を正当化する訳ではない控除もあることに留意が必要である。

### (2) 金融所得や資産を考慮した社会保障財源確保

純投資利益税（アメリカ）は金融所得等を課税ベースにするものである。一般社会拠出金（フランス）については給与所得だけでなく金融所得も課税ベースに含まれる。健康保険料（韓国）については、給与所得だけでなく、金融所得、さらには資産も賦課ベースに含まれる。

日本において、社会保険料について、特に会社員や公務員が加入する被用者保険の保険料については給与や賞与に保険料率を乗じて算定されるため、それ以外の金融所得等は保険料に反映されない。

日本においても金融所得を考慮した社会保障財源確保が考えられる。税財源としての整理であれば、純投資利益税を参考とした一定の閾値を超える金融所得への付加的な税負担、一般社会拠出金を参考とした実質的な所得税率引き上げを社会保障財源とすることで、金融所得を考慮した社会保障財源の確保が可能となる。

健康保険料の算定にあたっての金融所得・資産の考慮については、給付と負担が必ずしも対応するものではないため、社会保険料の賦課ベースとして正当化されるものであるのか検討は必要である。なお、韓国と同様に給与所得者にかかる金融所得等を賦課ベースとする保険料についての納付手続きが課題となる。給与を賦課ベースとする保険料と別途納付を原則とする場合には、給与所得者に対して手続き面の負担が増加する。源泉徴収とする場合には源泉徴収義務者に新たな義務を課すこととなり手続き面の負担が増加する。

---

[94] 所得税＋社会保険料の合計について、36.97%と 49.50%の 2 段階となっている（年金受給前年齢）。課税所得が 38,098 ユーロ以下については所得税 9.32%＋社会保険料 27.65%、38,098～75,518 ユーロについては所得税 36.97%（社会保険料なし）。75,518 ユーロ超については所得税 49.50%（社会保険料なし）いずれも 2024 年の数値。

【社会保障財源の改革に参考となる事例】

### (3) 柔軟な社会保険料ブラケットの改定

諸外国においては、社会保険料ブラケットについて、インフレ率等をもとに高頻度での改定が行われている。

日本においては、数年に一度の改定にとどまっているところである。これまで、長期にわたり低いインフレ率や給与増加率が続いていたため、改定頻度は低くでも公平性等の観点で大きな問題は生じてこなかった。しかし、今後、高インフレ率や給与増加率が継続する場合には、ブラケットの修正の頻度を上げることが望ましいものとなる。ただし、システム対応等の負担が大きくなる可能性があること等に留意が必要である。

### (4) 現役世代に限定しない社会保障財源の負担

今後高齢化率がさらに高まる中で、現役世代に限定しない、つまり給与所得に限定しない社会保障財源を確保する上では、①金融所得・資産を考慮した社会保障財源の確保、②消費税率引き上げを行うことが考えられる。

【社会保障財源の改革に参考となる事例】

以下の図表 III-3 では、本調査において参考事例として取り上げている各事例について、財源確保面からの効果、能力に応じた公平な負担からの効果のそれぞれをまとめている。

**図表 III-3　参考事例のまとめ**

| 参考事例 | 内容 | 財源確保面からの効果 | 能力に応じた公平な負担からの効果 | |
|---|---|---|---|---|
| | | | 負担能力に応じているか | 現役世代に負担が偏っていないか |
| 一般社会拠出金（フランス） | 給与所得だけでなく、譲渡所得、金融所得等も課税ベースに含めた社会保障目的の新たな負担金を導入する | ○<br>1%の税率で導入すると、1 兆 1,066 億円程度税収が増加することが想定される。<br>※所得税の一定税率の引き上げと同様 | △<br>あらゆる所得に一定税率を課すため、累進性は確保されない | ○<br>金融所得を有している場合、現役世代だけでなく高齢者世代も負担対象となる。<br><br>ただし、所得の多くは勤労所得であることから、現役世代の負担は大きい |
| 社会保障債務償還拠出金（フランス） | 累積された社会保障に係る債務を償還するため、新たな負担金を導入する | △<br>将来世代への負担の先送りのスキームである。社会保障費の増加が一時的なものである場合には、財源確保策として有効である。 | △<br>あらゆる所得に一定税率を課すため、累進性は確保されない | ×<br>出生率の上昇が見込まれない限り、社会保障財源は将来世代の方が厳しいものになることが想定されることから、将来世代との世代間の格差が更に大きくな |

【社会保障財源の改革に参考となる事例】

| 参考事例 | 内容 | 財源確保面からの効果 | 能力に応じた公平な負担からの効果 | |
|---|---|---|---|---|
| | | | 負担能力に応じているか | 現役世代に負担が偏っていないか |
| | | | | る。 |
| 柔軟な社会保険料ブラケット等の改定（ドイツ・韓国等） | インフレ率等を考慮し、社会保険料や所得税のブラケット等を柔軟に修正する | ○<br>社会保険料については、インフレの影響による実質的な社会保険料の減収を防ぐことができる。<br>※所得税については、ブラケットクリープ[95]が起こらなくなるため、一時的に税収減となる。 | ○<br>インフレを原因とする社会保険料の実質的な軽減を防ぐことができる。 | △ |
| 消費税引き上げ（ドイツ・フランス） | 消費税を引き上げ、社会保障財源とする | ○<br>1%増税すると、2 兆円程度の税収が増加することが想定される。 | ×<br>低所得者の方が消費性向が高く、相対的に税負担が重くなる。逆進性がある。 | ○<br>消費をベースとするため、現役世代・高齢者世代の区別なく負担を求めることとなる。 |
| たばこ税（フランス・韓国） | たばこ税を、健康保険財源とする | ○<br>現行のたばこ税に上乗せする場合には税収増となる。 | △<br>所得と関係なく、たばこの消費量に応じた負担となる。 | △<br>たばこを消費する場合、現役世代・高齢者世代の区別なく負担を求めることとなる。 |

[95] インフレで物価や賃金の伸びを上回るペースで所得税収が増加すること。

【社会保障財源の改革に参考となる事例】

| 参考事例 | 内容 | 財源確保面からの効果 | 能力に応じた公平な負担からの効果 | |
|---|---|---|---|---|
| | | | 負担能力に応じているか | 現役世代に負担が偏っていないか |
| 健康保険料における金融所得等の考慮（韓国） | 健康保険料について、給与収入だけでなく、金融所得や資産額も加味して設定する<br><br>被用者について、給与収入以外を賦課ベースとする保険料は、使用者により源泉徴収ではなく別途納付する | ○<br>現行の健康保険料に追加して、金融所得や資産を加味した負担を求める場合には、社会保険料収入増となる。 | ○<br>資産を負担能力を示す指標として用いることが可能となる。 | ○<br>資産を多く有する高齢者世帯に負担を多く求めるものである。 |
| 所得税と社会保険料の課税ベース統一（オランダ） | 所得税と社会保険料の課税ベースを統一したうえで、合計額について累進性を確保する | △ | ○<br>所得税と社会保険料の合計額について、明確な累進的な負担が可能となる<br>負担能力を考慮した社会保険料となる | △ |
| 純投資利益税（アメリカ） | 一定以上の金融所得を有する個人に対して特別税を導入する | ○<br>2,000 万円以上の投資所得に対して追加税を導入する場合、税収 | ○<br>負担能力が高いと考えられる金融所得の高所得者に負担を | ○<br>金融所得を有している場合、現役世代だけでなく高齢者世代も |

【社会保障財源の改革に参考となる事例】

| 参考事例 | 内容 | 財源確保面からの効果 | 能力に応じた公平な負担からの効果 | |
|---|---|---|---|---|
| | | | 負担能力に応じているか | 現役世代に負担が偏っていないか |
| | | は 2,611 億円する増加することが想定される。<br>※米国における効果と比較して小さい | 求めるものである。<br><br>「1 億円の壁」は緩和するものと考えられるが、いわゆる「1 億円の壁」そのものがなくなるわけではない。 | 負担対象となる。 |
| 追加連帯拠出金（スペイン） | 社会保険料の上限を超える個人に対して特別負担金を導入する<br>ただし、給付には反映しない | ○<br>年金について、報酬月額上限を上回る報酬を得ている者の負担が大きくなる。 | ○<br>現役世代のうちの高所得者から高齢者世代のうちの低所得者に対する所得再分配と同等の効果を有する。 | ×<br>現役世代に負担を求めることを念頭に置くものである。 |
| 世代間衡平メカニズム（スペイン） | 将来の人口動態の変化を踏まえ、負担と給付の平準化に向けた積立金を設定する<br>積立金のために新たな負担金を導入する | ○<br>世代人口が多く、かつ新卒時に就職難であった団塊ジュニア世代が高齢者になる際には、社会保障費の急増のおそれがあるところであるが、当該社会保障費の急増への備えとなりうる。 | △<br>負担能力に応じた制度設計とすることは可能だが、一定の負担率を課すものである場合、累進性は確保されない | △<br>現時点においては現役世代のみが負担するが、現在の現役世代が将来高齢者になった場合に備えるものと考えられる。 |

## 参考　インタビューの概要

本調査では、社会保障制度の財源についての考え方や、これまでの社会保障制度の改革動向とその評価、今後の課題等については、現地の関係機関との対面又はオンラインによるインタビューを通じて聞き取り調査を行った。なお、一部の機関については、メールによる文書回答を頂いた。

＜現地インタビュー調査実施日（日付は現地時間）＞

| 国名 | 年月日 | 聴取方法 | 対象機関 |
|---|---|---|---|
| ドイツ | 2025 年 3 月 5 日 | 対面 | 連邦労働・社会省 |
| | 2025 年 3 月 6 日 | 対面 | マックスプランク社会法・社会政策研究所 |
| フランス | 2025 年 3 月 7 日 | 対面 | フランス会計検査院公租公課評議会 |
| | 2025 年 3 月 7 日 | オンライン | パリ・シテ大学およびパリ政治学院<br>Rémi Pellet 教授 |
| | 2025 年 3 月 15 日 | 文書回答 | フランス連帯社会省 |

＜インタビュー概要＞

○ドイツ、フランス両国とも、高齢化の進展に伴い社会保障財源が悪化しており、その健全化のためには、①歳入（社会保険料収入や税収）増加、②歳出削減（年金支給開始年齢の引き上げや給付水準の切り下げ）のいずれか、またはその両方しかない、と考えている。うち、両国とも最も力を入れているのが、労働市場の活性化により、社会保険料を拠出する者を増加させることを通じた歳入増加策である。具体的には、生産性を高め、女性や高齢者の労働参加率を高めることである。

○社会保障財源を確保するために、高スキルの移民を受け入れることについては見解が分かれた。ドイツの連邦労働・社会省は肯定的であったが、フランスの研究者は否定的であった。これには、移民の送り出し国として想定している国の違いが影響していると考えられる。

○年金における持続可能性要素は、基礎年金での導入は難しいが、独仏両国とも補足年金には導入されている。

○社会保障財源としての税と社会保険料の区別については、原則として、ニュートラルに再分配政策に使うことができるのが税であり、特定の目的をもった拠出に充てるための財源が保険料である。ただし、明確に区分されて運用されているわけではない。

○ドイツで環境税や付加価値税が社会保障財源として投入されたのは、当時の政治的な理由による。財源がひっ迫しているところには、法的には後付けの理由によってどの税目でも投入することは可能である。必ずしも、社会保障財源を目的に環境税が導入されたわく、環境税は限りなく一般財源に近い。また、付加価値税は、原則として保険料の無

拠出者に対する給付の財源として用いられている。

○これに対してフランスでは、環境税負担者と社会保障給付者は同一でなく、また、環境税負担者の地域的偏り（都市部に比べ、車を利用する地方在住者が多い）、脱炭素の進展とともに税収減が見込まれること等から、環境税は社会保障財源となっていない。

○フランスでは、当初の社会保障は非就労時の労働所得に対する代替として給付が行われていたが、特に労働所得を得ている者以外の者も健康保険給付を受給するようになったので、負担の公平性を図るため、CSG には労働所得以外の要素（資産所得等）も賦課ベースに入れるようになった。ただし、CSG を税と見る（仏政府）か、社会保険料と見る（EU）かについては、議論が分かれている。

○これに対してドイツでは、資産性所得は社会保険料の賦課ベースには入っていない。

令和 6 年度東京都主税局委託調査

「諸外国の社会保障制度と財源（税・社会保険料等）の在り方に関する調査委託」報告書